953-17

大日本華族大鑑 全

筒井汪蓮編

都通信社發行

明治
44.10.19
閲之

勅語

朕惟フニ華族勳胄ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スヘシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ國ニ大勞アルモノ宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭カニスヘシ茲ニ五爵ヲ叙テ其有禮ヲ秩ス卿等益ス爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ

御名御璽

皇室

今上天皇　御名睦仁

孝明天皇第二皇子

御降誕　嘉永五年壬子九月二十二日　陽暦十一月三日

御践祚　慶應三年丁卯正月九日

御即位　明治元年戊辰八月二十七日

大嘗祭　明治四年辛未十一月十七日

皇后

御名 美子

故従一位一條忠香第三女

御誕生 嘉永三年庚戌四月十七日
陽暦五月二十八日

御入内 明治元年戊辰十二月二十八日

皇后宣下 明治元年戊辰十二月二十八日

皇太子

御名 嘉仁

第三皇子

御誕生 明治十二年八月三十一日

儲君御治定 明治二十年八月三十一日

立皇太子 明治二十二年十一月三日

大勲位功三級陸軍中將海軍中將

皇太子妃

御名 節子

故従一位大勲位公爵九條道孝第四女

勲一等

御誕生 明治十七年六月二十五日

御入輿 明治三十三年五月十日

皇孫

御名 裕仁

皇太子第一子

御誕生 明治三十四年四月二十九日

御稱號 迪宮

皇孫

御名 雍仁

皇太子第二子

御誕生 明治三十五年六月二十五日

御通稱 淳宮

皇孫

内親王

御名 宣仁（ノブヒト）　御稱號 光宮（アキノミヤ）

皇太子第三子

第九皇女

御誕生　明治三十八年一月三日

御名 聰子（トシコ）　御稱號 泰宮（ヤスノミヤ）

御誕生　明治二十九年五月十一日

皇族

有栖川宮威仁（タケヒト）親王　大勳位功三級　海軍大將

故熾仁親王妃

董（タダス）子　勳一等安政二年乙卯五月十二日陽暦六月二十五日御誕生　故從四位溝口直溥第七女

妃 慰（ヤス）子　勳一等元治元年甲子二月八日陽暦三月十五日御誕生　贈從二位前田慶寧第四女

殿下は故有栖川宮熾仁親王殿下第四の王子に在し、故大勳位功二級熾仁親王殿下の御賢弟に當らせ給ふ、文久二年壬戌正月十三日（陽暦二月十一日）を以て御誕生あらせらる

明治十一年　今上天皇陛下の御猶子とならせられ、熾仁親王殿下の御繼嗣たらしめ給ふ、此年親王に列し三品に叙せられ翌年勳一等に叙し旭日大綬章を賜ふ、仝十三年海軍少尉に任せられ幾もなく英國に航し具さに海戰の法を攻め給ふこと數年業成りて御歸朝後軍務に海上に服し給ひ、仝十九年十二月大勳位に叙し菊花大綬章を賜はる、爾後扶桑分隊長、參謀本部第一局課員、海軍參謀本部出仕、葛城艦長心得仝艦長、高雄、千代田の各艦長に御歷補あらせられ、日清の役松島艦長として清韓の沿海に御奮戰し給ひ翌年橋立艦長に御轉補あらせられ南征の途に上り給へり、御凱旋後海軍少將に御陞任軍功を以て功四級金鵄勳章を賜はり、後ち横須賀鎭守府海兵團長、海軍砲術練習所長、大喪使長官、常備艦隊司令官等の要職を經させられ仝三十七年四月海軍大將に御陞任あらせらる、仝三十八年三月獨逸國皇太子御結婚式御參列の爲め妃殿下御同伴御渡航仝年八月御歸朝、仝三十九年十二月孝明天皇英照太后御式年に付き親王殿下は　天皇陛下の、妃殿下は　皇后陛下の御名代として御差遣仝三十九年十二月、日露戰役の功に依り功三級金鵄勳章を賜はる、現時軍事參議官に補せられ又議定官の職に在らせ給へり

（御本邸　東京市麹町區三年町五番地）

（電話新橋七八六、一三一〇）

伏見宮貞愛親王　大勲位功二級　陸軍大將

妃利子女王　勲一等安政五年戊午五月二十一日陽暦七月一日御誕生　故有栖川宮幟仁親王第四女

第一子　博恭王　大勲位功四級海軍大佐　明治八年八月十六日御誕生

博恭王妃　經子　勲一等明治十五年九月二十三日御誕生　從一位勲一等公爵徳川慶喜第九女

第二子　邦芳王　明治十三年三月十八日御誕生

博恭王第一子　博義王　明治三十年十二月八日御誕生

博恭王第三子　博信王　明治三十八年五月二十二日御誕生

博恭王第一女　恭子女王　明治三十一年十一月十四日御誕生

博恭王第二女　敦子女王　明治四十年五月十八日御誕生

博恭王第三女　知子女王　明治四十年五月十八日御誕生

故邦家親王第七女　姉君文秀女王　弘化元年甲辰正月二十九日　陽暦三月十七日御誕生

殿下は故一品邦家親王第十四の王子に在し、安政五年戊午四月二十八日（陽暦六月九日）を以て御誕生あらせられ、御名を貞愛と稱し奉り明治四年親王の御宣下ありて二品に叙せられ給ふ、仝八年一月陸軍中尉に任せられ勲一等に叙し旭日大綬章を賜はる、西南の役征討總督本營附として御出征し給ひ御凱旋後仝十一年八月大尉に任し陸軍士官學校出仕、近衛局出仕、參謀本部出仕等に御歴補し給ひ、仝十四年十一月歩兵少佐に仝十七年十一月中佐に御陞進あらせらる、翌年歐洲御差遣の命あり御巡遊一年餘に亘て御歸朝遊はされ、此年大勲位に叙し菊花大綬章を賜はる、仝二十年十一月大佐に御陞任近衛歩兵第四聯隊長に補せられ、仝二十五年十二月少將に御陞進第四旅團長に補せられ給ひ、日清の役威海衛金州の野に御奮戰あらせられ、尚進んで南征し給ひ、功三級金瑞勲章を賜はり後歩兵第一旅團長に補せらる、仝二十九年歳末觀兵式に參列し給ひ御歸朝の御途次歐洲諸國を御歴遊御視察あり、仝三十一年十月陸軍中將に御陞任第一師團長とならせられ、仝三十七年日露の役起るや旅順攻圍軍師團長として御出征殊勲を樹てさせられ、此年六月陸軍大將將に御陞任、仝年九月米國に御發遣、仝三十八年一月御歸朝、仝三十九年十二月日露戰役の功に依り功二級金瑞勲章を授けらる、仝四十年二月英國に御差遣仝年七月御歸朝、翌八月第二第七第八師團特命檢閲使に補せられ給へり現時軍事參議官に補せられ又議定官の職に在らせ給ふ

御繼嗣博恭王殿下は貞愛親王殿下の第一皇子に在し、明治八年十月十六日を以て御誕生あらせらる、夙に故三品華頂宮博經親王殿下の後を嗣き給ひしも故ありて御復歸あらせらる、夙に海軍兵學校を御卒業後獨逸國海軍大學校に御留學、明治二十六年業を卒へさせ給ひ海軍少尉候補生とならせられ、御歸朝の後嚴島分隊士、松島乘組海軍砲術練習所學生、吳鎭守府水雷艇隊附仝隊艇長心得、富士分隊長等の御任務に就き給ひ、仝三十八年五月韓國に御差遣仝年六月御歸朝、仝年十一月大勲位菊花大綬章を賜はる、仝三十九年五月浪速副長心得に補せられ仝年九月海軍中佐に御陞任浪速、春日各副長の御任務を執らせ給ひ、仝三十九年十二月日露戰役の功により功四級金瑞勲章を、仝四十年二月海軍大學校選科生とならせられ、仝年十二月選科生を免し英國駐在仰付られ、仝四十三年十二月海軍大佐に御陞進はされ、現時朝日艦長の職を帶びさせ給へり

（御本邸　東京市麹町區紀尾井町四番地）
（電話特長番町九九七、　五〇八）
（御別邸　東京府豊多摩郡中野町）
（電話番町三九四）

華頂宮博忠王

殿下は伏見宮御繼嗣博恭王殿下の第二王子に在し、伏見宮貞愛親王殿下の御孫に當らせ給ひ、明治三十五年一月二十六日を以て御誕生あらせらる、父君博恭王殿下薨に華頂宮家を繼かせられしも故ありて御生家に御復歸あらせらるゝや殿下をして華頂宮御繼嗣に定めさせ給ふ、現時學習院御在學中なり

（御本邸東京市芝區三田臺町一丁目五番地）
（電話芝　三七）

山階宮武彥王

故菊麿王妃
常子　勳二等明治七年二月七日御誕生　故從一位勳一等公爵島津忠義第三女

故菊麿王第二子
芳麿王　明治三十三年七月五日　御誕生

故菊麿王第三子
藤麿王　明治三十八年二月二十五日　御誕生

故菊麿王第四子
萩麿王　明治三十九年四月二十一日　御誕生

故菊麿王第五子
茂麿王　明治四十一年四月二十九日　御誕生

故菊麿王第一女
安子女王　明治三十四年十月三十一日　御誕生

殿下は故大勳位功四級海軍大佐山階宮菊麿王殿下の第一子に在し明治三十一年二月十三日を以て御誕生あらせらる現時學習院御在學中なり

（御本邸東京市麹町區富士見町五丁目一番地）
（電話長番町一一一）

故邦憲王第二女
佐紀子女王　明治三十六年三月三十日　御誕生

殿下は故大勳位神宮祭主邦憲王殿下の第一王子に在し明治三十三年一月二十七日を以て御誕生あらせ給ふ現時御學業中なり

（御本邸京都市上京區御苑下立賣門內）
（電話長三九五）

久邇宮邦彥王

大勳位功四級　陸軍歩兵大佐

妃倪子　勳一等明治十二年十月十九日御誕生故從一位勳一等公爵島津忠義第七女

第一子
朝融王　明治三十四年二月二日　御誕生

故邦憲王妃
好子　勳一等慶應元年乙丑十月二十日　陽暦十二月七日御誕生故從一位　侯爵醍醐忠順第一女

故邦憲王第一女
由紀子女王　明治二十八年十一月二十三日　御誕生

第二子
邦久王　明治三十五年三月十日御誕生

第三子
邦英王　明治四十三年五月十六日御誕生

第一女
良子女王　明治三十六年三月六日御誕生

第二女
信子女王　明治三十七年三月三十日御誕生

第三女
智子女王　明治三十九年九月一日御誕生

故朝彦親王第五子
多嘉王　勲二等臨時神宮祭主　明治八年八月十七日御誕生

多嘉王妃　勲二等明治十七年九月二十五日御誕生従三位勲六等子爵水無瀬忠輔第一女

殿下は故大勲位久邇宮朝彦親王殿下の第三王子に在し明治六年七月二十三日を以て御誕生あらせられ御父親王殿下の後を嗣き給ふ、夙に學習院成城學校等に御通學あらせられ更に陸軍士官學校に御入學あり、明治三十年一月陸軍歩兵少尉に任せられ勲一等に叙し旭日大綬章を賜はり第三師團歩兵第六聯隊附とならせられ、仝三十二年二月中尉に、仝三十四年三月大尉に御陞進、仝三十七年二月參謀本部々員に補せられ仝年十一月大勲位に御陞叙菊花大綬章を賜はり仝月少佐に御陞任、仝三十九年十二月、日露戰役の功により功四級金鵄勲章を賜はる、仝四十年四月外國御駐在を仰付けられ歐洲に御渡航、仝四十一年四月中佐に仝四十三年十一月大佐に御陞進、歩兵第三十八聯隊長とならせられ現時御就任あらせ給ふ

（御本邸京都市上京區東櫻町二十七番地）
（電話二七一四、二七一八、長九五五）
（御別邸東京市麹町區一番町二番地）
（電話番町二二、長六三五）

梨本宮守正王　大勲位功四級　陸軍歩兵大佐

妃伊都子　勲一等明治十五年二月二日御誕生正二位勲一等侯爵鍋島直大第二女

第一女
方子女王　明治三十四年十一月四日御誕生

第二女
規子女王　明治四十年四月二十七日御誕生

殿下は故大勲位久邇宮朝彦親王殿下の第四王子に在し、明治七年三月九日を以て御誕生あらせられ、故三品梨本宮守修親王殿下の後を繼かせ給ふ、夙に陸軍幼年學校士官學校等を御卒業、明治三十年一月陸軍歩兵少尉に任せられ勲一等に叙し旭日大綬章を賜はり歩兵第十一聯隊附とならせられ、仝三十二年二月中尉に仝三十四年三月大尉に御陞進、陸軍士官學校教官に補せられ、仝三十七年十一月大勲位に御陞叙菊花大綬章を賜はり仝月少佐に御陞任、仝三十九年五月歐洲に御再遊仝年十二月、日露戰役の功に依り功四級金鵄勲章を賜はる、仝四十年四月外國御駐在仰付けられ、歐洲に御渡航、仝四十一年四月中佐に仝四十三年十一月大佐に御陞進歩兵第六聯隊長とならせられ現に御就任あらせ給ふ

（御本邸東京府豊多摩郡澁谷町元青山北町七丁目二番地）
（電話芝　八）
（御別邸東京市麹町區一番町五十六番地）
（電話番町五八七）

朝香宮鳩彦王　勳一等　陸軍歩兵中尉

妃允子（ノブコ）内親王

勳一等御稱號富美宮明治二十四年八月七日御誕生　今上天皇第八皇女

殿下は故大勳位久邇宮朝彦親王殿下の第八王子に在し、明治二十年十月二日を以て御誕生あらせられ、仝三十九年三月朝香宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる、此年六月陸軍中央幼年學校御卒業仝年十二月陸軍士官學校に御入學仝四十年十一月勳一等に叙し旭日大綬章を賜はる、仝四十一年十二月陸軍歩兵少尉に任せられ近衛歩兵第二聯隊附ならせられ、仝四十三年十二月歩兵中尉に御陞任、現に仝聯隊に其職を執らせ給へり

（御本邸東京市芝區高輪西菜町一番地）
（電話芝六八四）

東久邇宮稔彦王（ナルヒコ）　勳一等　陸軍歩兵中尉

殿下は故大勳位久邇宮朝彦親王殿下の第九王子に在し明治二十年十二月三日を以て御誕生あらせられ仝三十九年十一月東久邇宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる、此年六月陸軍中央幼年學校御卒業仝年十二月陸軍士官學校に御入學、仝四十一年四月勳一等に叙し旭日大綬章を賜はる、仝年十二月陸軍歩兵少尉に任せられ近衛歩兵第三聯隊附ならせられ仝四十三年十二月歩兵中尉に御陞任現に仝聯隊に其職を執らせ給へり

（御本邸東京市麻布區東鳥居坂町十二番地）
（電話芝七一四）

小松宮賴子（ヨリ）　勳一等　故彰仁親王妃

殿下は故大勳位功二級元帥陸軍大將彰仁親王殿下の妃にましまし故從三位伯爵有馬賴咸の第一女なり、嘉永五年壬子六月十八日（陽暦八月三日）を以て御誕生あらせらる、彰仁親王殿下薨去後橋場の御邸に閑日月を送らせらる

（御本邸東京淺草區橋場町三番地）
（電話下谷三〇九、四六六）

北白川宮成久王（ナルヒサ）　勳一等　陸軍砲兵中尉

故能久親王妃

富子（トミコ）

勳一等文久二年壬戌閏八月七日陽暦十月一日御誕生從一位大勳位公爵島津久光養女實故正二位勳四等侯爵伊達宗徳第二女

勳一等御稱號周宮明治二十三年一月二十八日御誕生　今上天皇第七皇女

妃房子（フサ）内親王

第一子

永久（ナガヒサ）王　明治四十三年二月十九日御誕生

故能久親王第三女

武子（タケ）女王　明治二十三年三月二十八日御誕生

故能久親王第五女

擴子（ヒロ）女王　明治二十八年五月二十八日御誕生

殿下は故大勳位陸軍大將北白川宮能久親王殿下の第三王子に在し明治二十年四月十八日を以て御誕生あらせらる、明治三十九年六月陸軍中央幼年學校御卒業仝年十二月陸軍士官學校に御入學、仝四十年十一月勳一等に叙し旭日大綬章を賜はる、仝四十一年十二月陸軍砲兵少尉に任せられ近衛砲兵聯隊附とならせられ仝四十三年十二月砲兵中尉に御陞任現時陸軍砲工學校に御在學あらせらる

（御本邸東京市麹町紀尾井町一番地）
（電話番町二七三）
（御別邸東京市芝區高輪南町十八番地）
（電話芝三〇）

竹田宮恒久王（つねひさ）　勳一等功五級　陸軍騎兵大尉

勳一等御稱號常宮明治二十一年九月三十日御誕生　今上天皇第六皇女

第一子

恒德（つねのり）王　明治四十二年三月四日　御誕生

殿下は大勳位陸軍大將北白川宮能久親王殿下の第一王子に在し、明治十五年九月二十二日を以て御誕生あらせられ仝三十九年三月竹田宮の御稱號を賜はり一家を御創立遊ばさる、先是陸軍士官學校を御卒業明治三十七年二月陸軍騎兵少尉に任せられ仝三十八年二月中尉に御陞進、近衛騎兵聯隊附ならせられ、仝三十九年二月陸軍士官學校生徒隊附に補せられ、仝四十年二月大尉に御陞任現時尚其の任務を執らせ給へり、曩に三十九年十二月、日露戰役の功により功五級金瑞勳章を賜ひ四十一年四月勳一等に叙せられ旭日大綬章を賜はる

（御本邸東京市芝區高輪南町十七番地）
（電話芝　二五）

閑院宮載仁（ことひと）親王　大勳位功二級　陸軍中將

勳一等明治五年壬申五月二十五日　陽暦六月三十日御誕生故正一位大勳位公爵三條實美第二女

第二子

春仁（あつひと）王　明治三十五年八月三日　御誕生

第一女

智惠子（ちえこ）　勳一等明治五年壬申五月二十五日　陽暦六月三十日御誕生故正一位大勳位公爵三條實美第二女

第二女

恭子（やすこ）女王　明治二十九年五月十三日　御誕生

第三女

茂子（しげこ）女王　明治三十年五月二十九日　御誕生

第四女

季子（すえこ）女王　明治三十一年十一月二日　御誕生

第五女

寬子（ひろこ）女王　明治三十九年二月二十一日　御誕生

第六女

華子（はなこ）女王　明治四十二年六月三十日　御誕生

殿下は故一品伏見宮邦家親王殿下の第十六王子に在し、慶應元年乙丑九月二十二日（陽暦十一月十日）を以て御誕生あらせられ梨宮と稱し奉り明治五年正月閑院宮の御繼嗣とならせ給ひ仝十一年八月親王の御宣下あり御名を載仁と賜ひ三品に叙せらる、先是明治十年陸軍幼年學校へ御入學仝十四年御卒業後佛國へ御留學あらせられ陸軍兵術學研究、仝十九年四月「サンシール」士官學校試驗の御成績にて騎兵伍長に任せられ、仝校御卒業後二十年八月騎兵少尉に御就任大勳位に叙し菊花大綬章を賜はる、尋て又「ソミュル」騎兵專門學校佛國陸軍大學校に御通學あらせられ仝二十三年七月騎兵中尉に御陞進翌年七月業成りて御歸朝遊ばされ陸軍士官學校生徒中隊附同校教官心得、同校教官、騎兵第一大隊中隊長、乘馬學校教官等に御歷補あらせ給ひ、日清の役第一軍司令部附第三師團參謀官として平壤の激戰より紅冠巢田庄臺等の戰鬪に御參加あらせられ殊功多し、後騎兵第一大隊附に補せられ功四級金瑞勳章を賜はる尋て騎兵第一聯隊附、仝聯隊附長心得仝聯隊長に御轉補あらせられ、仝三十四年十一月陸軍少將に御陞進騎兵第二旅團長とならせ給ひ、仝三十七年十一月陸軍中將に御陞任、日露戰役に際しては各地に御勇戰仝三十八年御凱旋後參謀本部附とならせられ、仝三十九年二月第一師團に補せられ給ひ、仝年十二月日露戰役の功によりて功二級金瑞勳章を賜はり、同四十三年八月近衛師團長に補せられ給ひ現に其任務を執らせ給へり

（御本邸東京市麹町區永田町二丁目二十番地）
（電話長新橋九九四）

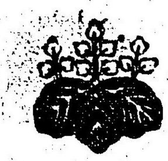

東伏見宮依仁親王（ヨリヒト）

大勲位功三級
海軍少將

勳一等明治九年八月二十九日御誕生故從一位勳一等公爵岩倉具定第一女

妃　周子（カネ）

殿下は故一品伏見宮邦家親王殿下の第十王子に在し、慶應三年丁卯九月十九日（陽暦十月十六日）を以て御誕生あらせられ御幼名を定麿王と稱し奉り　今上天皇陛下の御猶子なり、仝十八年兄宮故小松宮彰仁親王殿上の御繼嗣とならせ給ひ御名を依仁と改められ、後故ありて東伏見宮家を御再興あり、是先明治十年三月海軍兵學校に御入學仝十七年英國に御留學あらせられ御滯英中大勳位に叙し菊花大綬章を賜はる、仝二十一年佛國「ブレスト」海軍學校に御轉學仝二十三年仝校御卒業後海軍少尉に任せられ、仝二十六年軍事御視察の爲め歐米各國へ御差遣はされ仝三十八年一月海軍大佐に御陞任、海軍々令部出仕に補せられ、仝四十二年十二月海軍少將に御陞任、現時其任務を執らせ給ふ、北間高千穗、浪速各艦分隊士、橫須賀水雷隊敷設部分隊長、千代田、扶桑、松島各艦分隊長、海軍々令部第三局員扶桑艦副長、千代田、高千穗各艦長等に御歷補あり、日清の役浪速艦第四分隊長心得仝分隊長に補せられ威海衛の戰圖に御參與して勳功を樹てさせ功五級金瑞勳章を賜ひ、日露戰役の功により功三級金瑞勳章を賜はる、又四十四年英國皇帝ジョージ第五世陛下戴冠式に付陛下御名代として參列仰付けられ、妃殿下御同伴御渡英あらせられ仝年九月御歸朝あらせらる

（御本邸東京市赤坂區葵町二番地）
（電話芝　七）

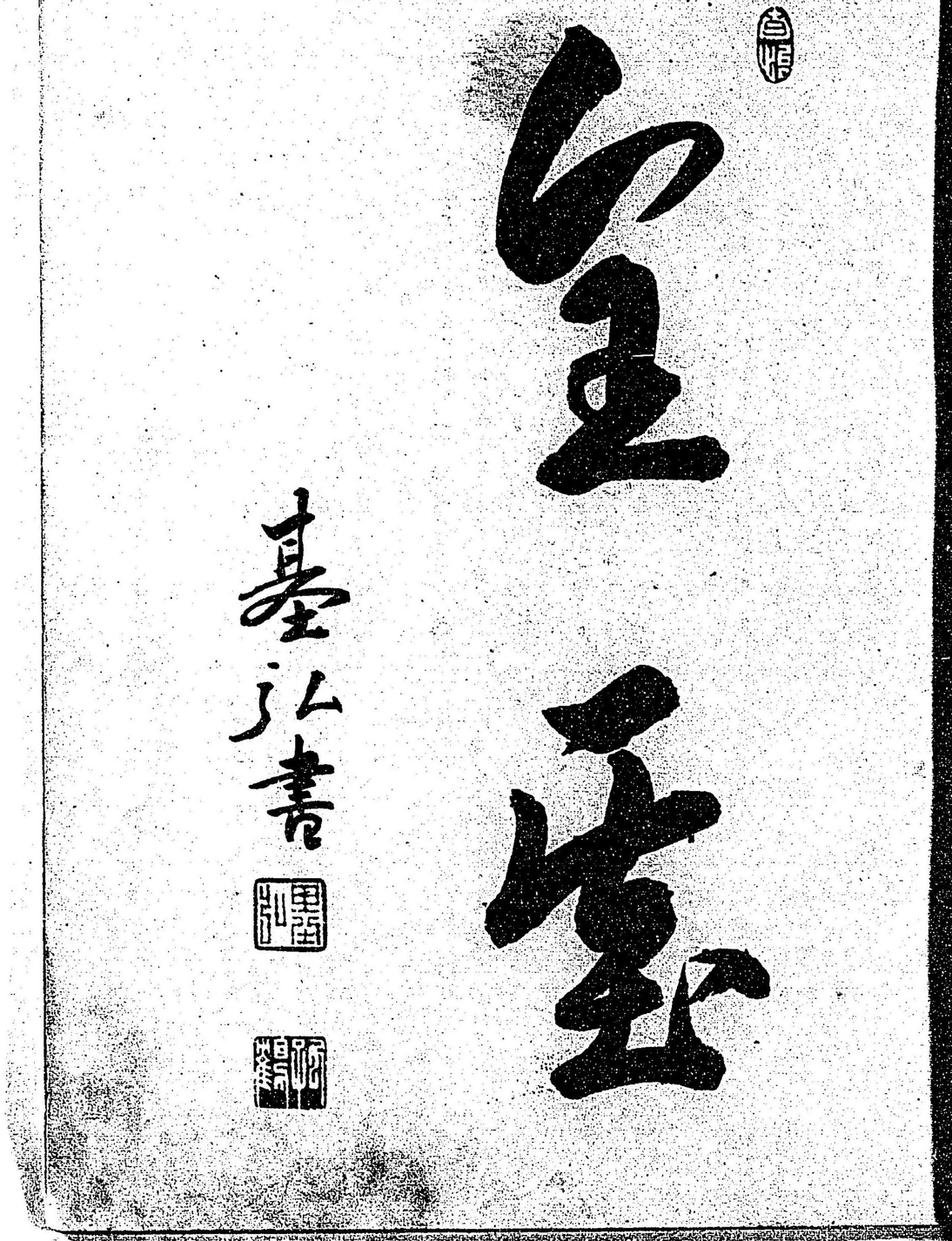

清元

吉福書

序

余嘗讀新井白石所編藩翰譜喜其
裨益于世道竊慨我華族系譜之曹
編久矣頃者都通信社諸同人有見于
此編纂舊公卿諸侯以下至近時新列華
族諸家系譜名大日本華族大鑑將上梓
以公于世閱之自諸家之祖先鄉國以至
功勲事業莫不具載焉乃知其所裨益于

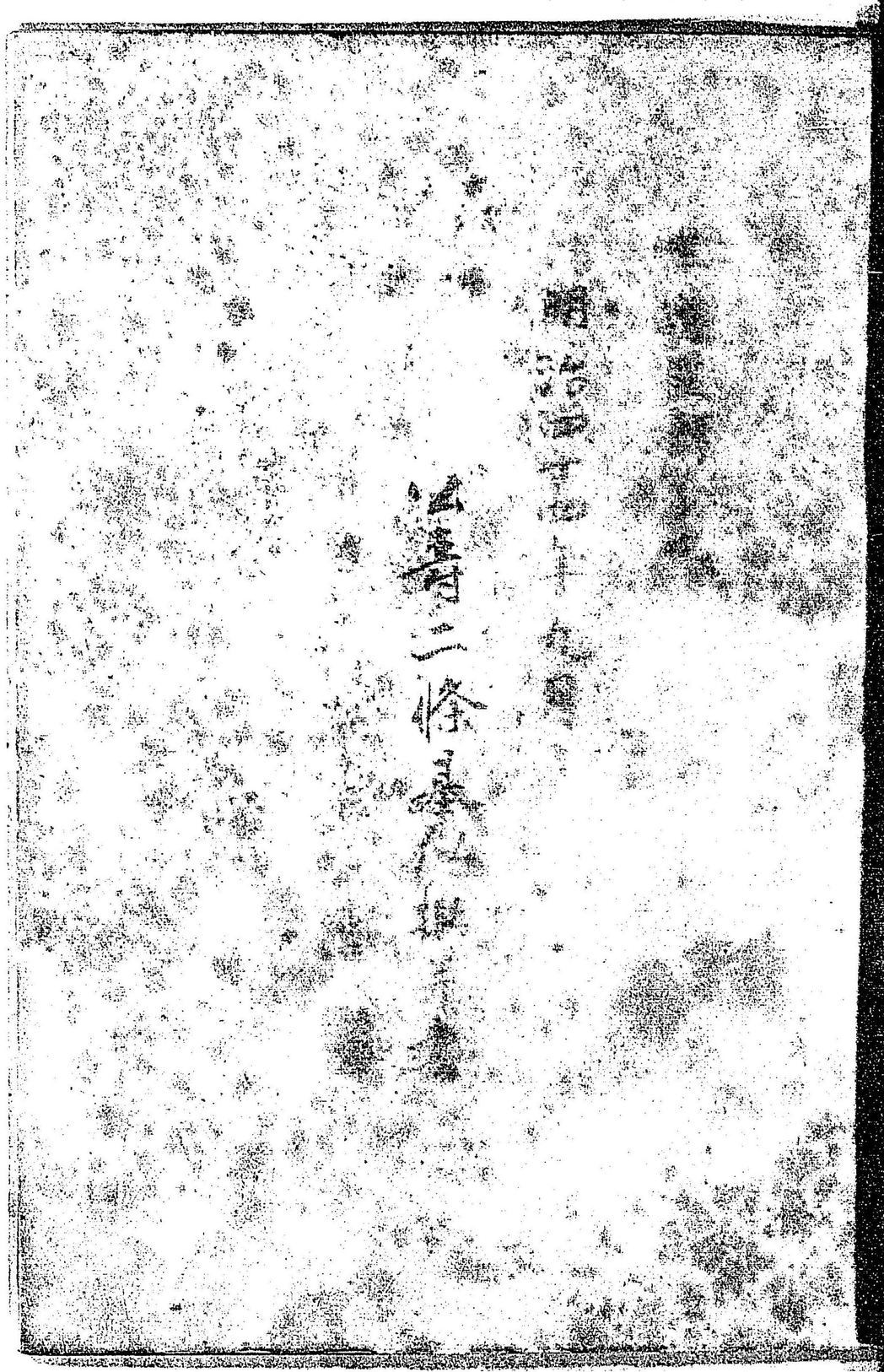

世道匪鮮少也

明治四十四年九月

公壽二條基弘撰并書

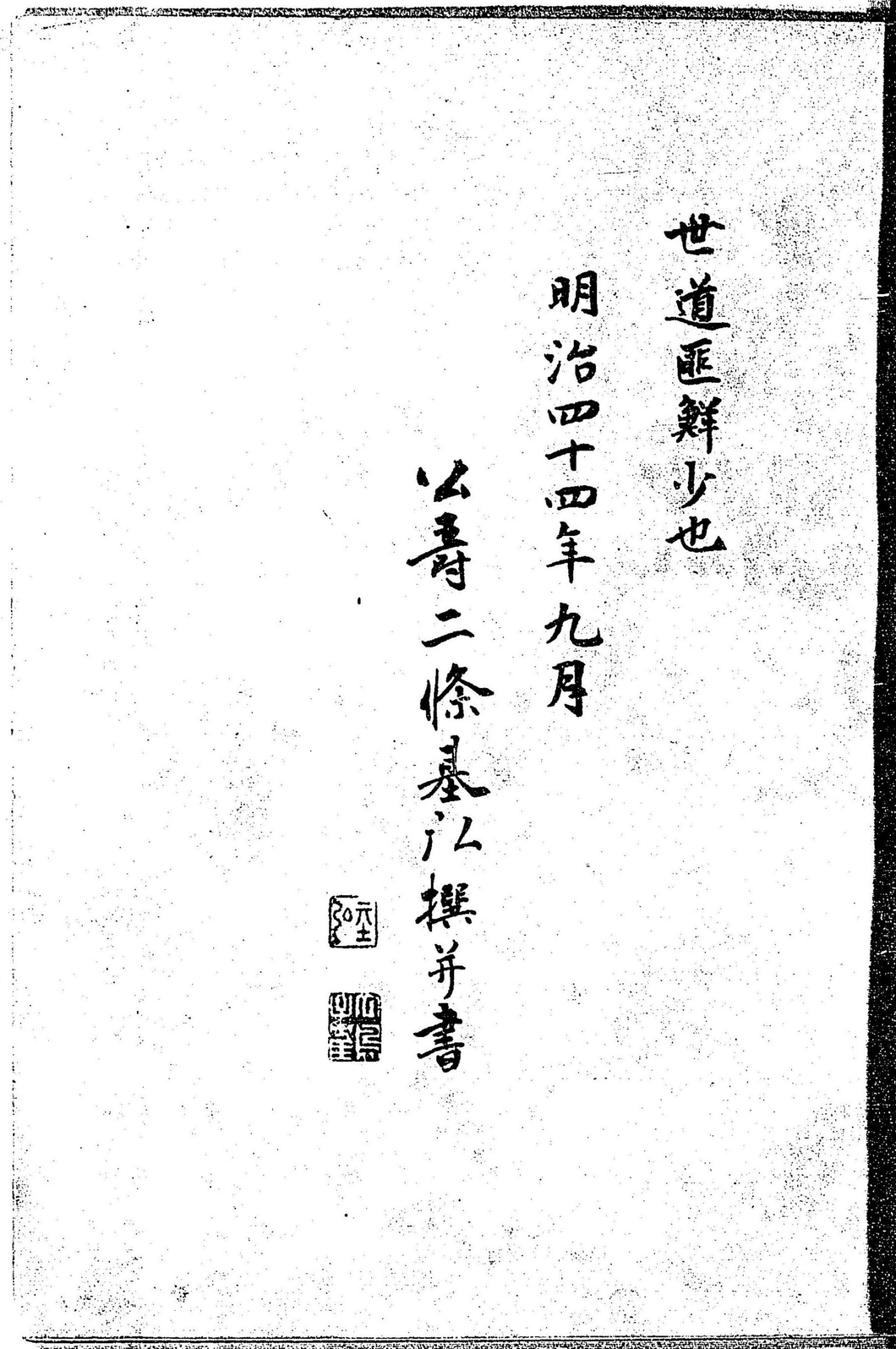

大日本華族大鑑自叙

夫れ事の成るは成るの日に成るに非ず而必ず據りて來る所以あり、大日本華族大鑑の編纂亦其目的と動機を明にせば以て其趣旨を知るに足らむ。

聖恩海の如く文武の功臣を賞するに五位の榮爵を以てし、其恩澤延ひて子孫に及ぶ、爾來吾邦の姓を重んじ族を尊ぶや上世は暫く是を置き德川氏の時に泊で宇內の列侯をして家乘系譜を修めしめ、源白石は側ち藩翰譜を纂め、以て家の世次を叙す、これ當人々を而其祖宗の自て出づる所を知り以て忠孝二道の風を長ぜしめんと欲する而已。

然れ共凡て物利の在る處は弊の伏する處、以是近世華族に列せらるゝ者漸くに而多く其姓族の詳かならざる者亦尠からず、

蓋し往昔の公卿諸侯は大抵門地巨室より出づ、而して尙世系の紊亂する者あり茲を以て家乘系譜の撰に已む可らざる所以なり況や昭代の今日に於て尙皇室の藩屏たる華族諸家の系譜世に公はるゝを視ず豈に昭代の缺典にあらずや。

余は茲に自ら僭越を揣す、新井白石が藩翰譜の意に倣ひ幾多の材料を歷史吉

書に參閲し加ふるに各家の口碑傳說に準據し現代華族諸家の系譜を一寶典として作製爲んと本年三月上巳の節會を期し執筆以來、茲數閲月公爵二條基弘閣下、侯爵細川護成閣下、侯爵黒田長成閣下其他諸侯の援助と指導に據り今や本書の竣るを視る、是れ偏に後援者諸侯の賜にして若し之れに仍て裨益する處あらば幸甚矣。

明治四十四年九月

都 通信社長
筒 井 住 蓮 謹 識

大日本華族大鑑目次

い之部

井上博邦公爵 一
伊藤仲博侯爵 二
池田長発侯爵 三
岩倉具張公爵 三
一條實輝公爵 四
池田政資侯爵 四
板垣退助伯爵 五
伊藤祐亨伯爵 六
井伊直忠伯爵 八
伊地知正治伯爵 八
伊藤九二郎子 九
井上正己子 九
稲垣長敬子 九
池田正吉子 九
池田清就子 九
稲垣大祥子 一〇
板倉勝静子 一〇
伊集院兼知子 一〇
稲葉正巽子 一〇
池田仲誠子 一一
池田正保子 一一
板倉勝鎭子 一一
岩倉具明子 一一
伊藤己代治子 一一
稲葉順通子 一二
井伊直安子 一二
板倉勝達子 一二
今枝直規子 一二
石野基通子 一二
池田勝吉子 一二
岩崎久彌男 一二
今園貞楠男 一二
井倉道磐男 一二
岩田俱雄男 一二
伊丹春弘男 一二
伊石山基久子 一二
伊東城陸邦子 一二
岩城定寶子 一二
今井上政子 一二
市橋正虎子 一二
石川成秀子 一二
伊藤篤吉男 一二
岩崎小彌太男 一二
伊藤一郎廣男 一二
伊賀氏德男 一二
岩倉具良男 一二
非上磐惠男 一二
伊江朝忠男 一二
石黒忠悳男 一二
池田政懋男 一二
池田齋佑男 一二
親忠男 一二

| | | |

桂　脇　渡　渡　窓　窓　渡　　奥　小　岡　大　大　押　奥　小　大　大　大　正　大　大　小　尾　岡　大　小　尾　岡
坂　逸　逸　尾　子　　わ　　田　畑　崎　宮　岡　路　　小　田　野　千　保　内　　村　屋　島　逸　花　中　郷　逸　司　　川　津　田
か　　寛　　隆　文　　隆　千　　之　　紹　箱　良　季　貫　保　恭　光　郎　尚　排　武　彦　雄　昌　雄　良　一　次
太　之　　　
郎　　谷　綱　昇　順　従　寂　孜　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
公　部　子　子　子　男　男　伯　部　子　男　子　子　男　男　子　子　子　男　男　子　子　男　男　子　男　男　子

六　六　六　六　五　五　四　　六　六　六　三　三　二　〇　〇　六　六　五　五　五　五　五　五　四
七　六　六　五　五　四　四　　四　三　二　九　八　七　六　五　九　八　八　七　七　六　五　四

吉　吉　吉　芳　　勘　唐　河　河　加　川　神　梶　加　風　海　片　　金　変　河　加　亀　島　勝　勘　川　香　甘　樟
　　　　　　　　　解　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
井　川　井　川　　由　橋　田　邊　溯　藤　口　田　村　山　野　藤　早　　江　桐　子　野　鮎　斜　井　九　　修　村　川　寺　　鷲　山
　　　　　　　　　小　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
信　元　幸　頭　　路　在　奉　恢　興　弘　武　乃　拠　郡　行　克　實　幸　貞　　　　　　　　　　　　　　
　　　　　　　　　之　貢　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　
資　光　廣　正　　承　正　雄　長　孝　之　定　武　明　昭　和　明　恭　吉　央　郎　高　笥　宜　常　大　精　雄　郎　三　廷　紀
　　　　　　　　　子　子　伯　伯　部　子　子　男　子　男　男　男　男　男　子　子　子　子　子　子　子　伯　伯　伯　伯　伯

子　子　伯　伯　部　子　子　男　子　男　男　男　男　男　男　子　子　子　子　子　子　子　子　伯　伯　伯　伯　伯

二　二
八　八
二　一　〇　九　八　七　六　五　四　三　二　一　〇　九　八　七　六　五　四　三　二　一　〇　九　八　七　六

竹　田　高　高　口　伊　高　伊　田　玉　伊　田　高　伊　高　高　立　竹　谷　田　竹　高　伊　立　田　醍　伊　鷹　　吉　米　吉
　　
腰　沼　　　千　野　中　逸　崎　逸　屋　林　逸　宮　倉　逸　木　丘　花　内　　村　屋　島　逸　花　中　郷　逸　司　　川　津　田
　　　趣　　
目　　正　　立　宗　詠　　同　宗　正　　称　公　宗　大　　鈴　　永　直　正　知　種　推　儀　丕　威　之　　栴　宗　覚　光　忠　宗　淑　　重　政　清
　　
次　己　正　崇　順　疾　定　風　逸　郎　恭　郎　秋　曜　郎　則　知　善　季　忠　治　一　顕　光　坊　基　治　顕　重　隊　通　　之　吉　賢　風
　　
男　子　男　子　子　男　男　子　男　男　子　子　男　男　子　子　子　子　子　子　子　子　伯　伯　侯　侯　公　部　男　子　子

南　中　中　納　言　坪　助　土　津　津　津　津　社　都　角　土　堤　津　　国　相　曾　副　宗　国　　冷　冷
　　
御　山　島　な　　本　非　風　屋　田　輕　　輕　守　幅　　築　田　門　　輕　つ　田　鳥　我　島　　泉　泉　れ
　　
利　經　　直　　勝　　九　　条　正　弘　英　正　類　國　行　新　磨　武　啻　功　承　　安　順　海　道　重　基　　冷　霧　之
　　　　　　　　　　八　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　之　　　　　　
涼　恭　孝　大　　之　部　勝　直　道　庶　館　栃　粂　雅　次　六　雄　粂　長　昭　　賢　胤　邦　正　留　賢　　之　別　系
　　
侯　侯　侯　部　男　男　子　男　男　男　男　男　男　子　子　子　子　子　子　子　子　伯　部　男　子　子　伯　部　子

久熙 久柚 桑九熙 九熙 補倉熙 久熙 久熙 熙 花 久熙 九　野 野 野 野 野 野 野 乃 野　太
保 田 世 田 原 鬼 田 鬼 川 本 橋 田　留 田 世 田 木　山　我 田 條　〻 崎 村 村 田 村 宮 木 津　葉
田　　　　　　　島　　　　　　院　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の　鎌
目　　　　申　孝 隆 長 隆　太　　砕　正 昌 一 通 長 厥 淌 爺 緻 通 長 道　貞 盒　　友　爺 茶 定 希　之　之　倭
次 識 綱 章 郎 延 頼 和 一 郎 敏 泰 義 価 敬 業 仲 杭 家 久 成 寶　　之　義 三 郎 通 介 強 典 助　庶
男 子 子 男 子 子 男 男 男 男 子 男 子 子 子 伯 伯 侯 侯 公 部 男 子 男 男 男 子 伯 侯 部 男

一一一

蕃板松 松前藩 松 松 松 松 松 松 松 松前 松前 松 松 矢山 山 山 山 山 山 安 山 山 山
平野 平 平 田 平 平 平 平 平 平 平 木 沼 平 田 田 平 方 ま 吹本 内根 内名 内 塔 田 川 中
頓貞 定慶 利直 武義 頼保 乗直 頼宗 直利 利康 正 省僧 崇武 蓉 高 義 長末 三 東 才 信
和尊 晴民 定平 修生 平男 長之 諸隆 厚完 同尋 莊 淺 之 三 成 靜 完 治 路 人 容 郎 登 俊 次
子 子 子 子 子 子 子 子 伯 伯 伯 侯 侯 侯 侯 部 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男

二七九 二六九 二六八 二六七 二六六 二六五 二六四 二六三 二六二 二六一 二六〇 二五九

前 松 松 真金 松 松 高 松 松 牧 松 松 酌 收 松 前 松 增 間 松 松 松 松 松 松 松 町 牧 牧
島 国 木 木 田 前 平 小 平 平 野 平 田 野 沼 田 平 山 部 井 平 平 平 平 平 平 平 泥 野 野
信 竟 晏 榕 隆 正 信 忠 租 直 廣 廉 利 頼 正 詮 廉 乘 廉 忠 忠 親 忠 忠 直 貳 爾 忠
益 次 郎 之
男 男

二七八 二七七 二七六 二七五 二七四 二七三 二七二 二七一 二七〇 二六九 二六八 二六七

深 藤 藤 福 藤 福 藤 福 藤 伏 福 福 藤 舟 藤 二 貴 松 横 松 前 松 松 牧 松 前 松 前 松
尾 田 村 島 枝 原 大 路 原 井 原 岡 羽 波 橋 谷 荒 ふ 鍋 村 本 村 本 田 井 永 村 野 尾 田 平 田
目 侍 重 三 我 安 雅 非 親 邦 行 宜 孝 逸 言 逢 爲 芳 之 本 正 泰 敏 正 淳 仲 臣 齊 利 直
次 孝 郎 朗 正 之 厩 莱 樹 穏 足 弟 人 忠 賢 寛 徳 之 娘 務 松 介 造 男 之 敏 厩 顕 華 光 功 行
男 男 男 男 男 男 男 子 子 子 子 子 子 子 伯 部 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男

二八九 二八八 二八七 二八六 二八五 二八四 二八三 二八二 二八一 二八〇 二七九 二七八

浅 田 出 嗣 寺 寺 板 久 篭 五 小 小 米 近 小 俵 郷 小 五 五 五 小 兒 後 小 近
野 羽 所 内 島 て 本 え 我 田 手 條 池 松 田 藤 川 早 藤 出 條 辻 島 松 玉 藤 村 衛 こ
長 あ 健 重 廣 正 一 之 武 通 頼 正 行 虎 慶 四 新 之 毓 英 爲 治 庭 重 秀 太 太 之 文
勳 之 郎 遠 丈 毅 郎 蔀 之 保 祇 次 直 一 雄 平 郎 平 助 延 功 仲 光 孫 雄 郎 郎 歷 之 衛 丸
侯 部 男 男 伯 伯 部 子 部 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 子 子 子 伯 伯 侯 公 部 男 男

二九九 二九八 二九七 二九六 二九五 二九四 二九三 二九二 二九一 二九〇 二八九 二八八

二〇三 二〇二 二〇一 二〇〇 一九九 一九八 一九七 一九六 一九五 一九四 一九三 一九二

水清北京水京清清新水　佐佐佐澤澤三酒駿佐坂眞澤相坂佐佐三阪佐雜酒
小　極下極油椎亭戸き　竹竹竹村　宮非島野非田田樂本竹藤條谷竹・蹉非
下岡路　　　　　　　　　　小　　　　　　　　　　　　　　　　　　
目　　　　　　　　　　　　野田月利木馬馬部山部元木　路非路　　　目
後　國高利高歪家公孝　　　敬義　宜嗣忠具延重幸泰耕後義　公労蔵　
次曾徳光徳玄淺吾教兵正　之乗郎度重元馬弘重勝季世図直馬雄逸猿郎立賀見
子子子子子子子伯侯侯部男男男男男男男男男男男男男男男男男男男男男男男

安淺清栗淺安赤有有相清安愛阿棲阿秋秋足清有有安清阿秋清油飛姉阿有
保非山　田・田寅松坂地油山藤岩部　小野田月利木馬馬部山部元木　小烏小部馬
口　　　　　　　　　　　　路　　　　　　　　　　　　路非路　　　
清蹉　定信貞則政　品　紀忠信通正波秀重稲　　於信頴純信幸正興周隆恒公正頴
稲長元孝興美以幸允道糊筋經基俊忠光実丸光之文順宣功朝渡成保政恒高次
男男男男別男男男男男子子子子子子子子子子子子子子伯伯伯伯伯伯伯伯伯

水三水三三壬滝　目　由　木肝木木北北北新北北北木紀新北京清京
野油　島宅油戸　蛍生口　久田め　利ゆ　梨付越俣畠垣　原　河地畠畠　大遊　地路　小極岡極
忠蔭忠　太　康梧和蔭疽　稲　公　葬隷安畏斉國公武兎治寶孝俊大三高長高
蛇衣輔郎郎楼光義正　之太郎　之　蛇行綱三孝道平臣通房信慈秀麿郎概言備
子子子子子子子子伯伯部男部子部男男男男男男男男男男男男男男男男男男

掃酒掃酒寶酒佐柚柳澤酒佐眞酒酒佐酒酒佐雄酒三　有荒荒足安淺有淺
井井井井吉井竹良原　井野田井井　久々　郷郷竹峨寺　條き　吉尾尾立藤野馬野
忠忠義忠安忠義類政立忠常幸忠忠佐行　末　貨徒幾公公公　立之盈　匠忠類守
剛一功糊糊蛇理紹敬武興羽正道節太忠郎徳生勝望美　之　生波鼓盛雄純多夫
子子子男子子子子子伯伯伯伯伯侯侯侯侯侯侯公部男男男男男男男男男男男

誰芝基自共新品清島滋四御島島　南水水水賀宮三三宮壬三博三水三水
光川戸韮川谷津非　條津津岩野野野作成浦非八原生好　須谷川好野
譯山寺　入水津野　條津津し谷　野野野方口松高田松國稱
然孝非資功匹彌實忠實隆　忠忠　且忠忠重俊公英郎右二桃成光太　宗忠東
一豊仲基男陳一英厥覆更典重資之威熱陽吉夫勳郎郎門郎夫行利郎趙一疽夫
男子子子子子伯伯侯侯公公部男子男男男男男男男男男男男子子

元毛毛本森毛森毛毛森毛　東東杉久七平東平一一日土極久日本平東廣
田利利野　利　利　利　も　三久　深松條佐　坊城　野柳柳　野方口松高田松國稱
亨五雜一後元忠元高　元　　　之　賀秀玄勝信山德長末紹光雄飯定　壯東時基興
次吉郎久郎成雄想秀範清昭　　　　俊雄基親義廣長雅德念善志康弘亟助厚愛光
男男男男子子子子子公　部男男男子子男子男子子子子男子子子伯

伴飯非池伊石稻久　　周住鈴匝杉末　千千關關敕仙潛　森
集田上田東川蔑江い　追　友木筋　松　布吉　家田　所石寺　岡
陸　五後正政祐重正爲　之　加　公左衛　孫謙七　之　脊孫幾師慈政經　せ
郎明義時弘之龜守　　　平門治元郎澄　　福平臣直一固歷　之
男男子子子子子部　　男男男子子　部　男男男子子伯　部　男

部之

二二一一一一一　二六六六六　二六六六六　二七九　二七八

二六六六六　二六六四四　二六六三三　二六六二一　二六六〇九

二六六五五　二六六四四　二六六三三　二六六二一　二六六〇〇

二六七六五　二六六四四　二六六三三　二六六二一　二六六〇〇

二五九八　二五九九　二五八八　二五七七　二五六〇　二五五四　二五五三　二五三三　二五二一　二五〇〇　二四九

二五五五　二五四四　二五三三　二五二二　二五一一　二五〇〇　二四九九

二七八八　二七七七　二七六六　二七五五

河加加　　遊遊遊遊　　大岡矛與岡大沖沖大大大愛繰小機與大大大大大
野藤藤　　遊遊遊遊　　村崎川村　　旗　原保　久浦島岩田原　笠田田　河岡村久久久
目　　か　　わ　　　　武正武則玄平守光孫衆圭通長長信直正堪徳忠
次男介秋　之　　城汀意武　之　　純雄次英郷三固孚野武介經利丕恒元倫顕敏一立
子子子　部男男男子　部男男男男男男男男子子子子子子子子子子子子

二二二　二二二二　二二二三三三三三三二〇〇〇九九八八八七六
六六五　五五五四　四四四三三三三三三二〇〇〇九九八八八七六

鹽多高和武高高洲谷立商建商　　吉米　　片川片川金椙土片鹿賓加川
司久椙　ク島井木平臨　見椙都辻　た　田倉　よ　岡田岡上子取村倉野島藤崎
龍　是守守衆五　小信蓉豊年秀修　　良昌　　次龍七素有素　彦健之　功政尚寛
信三　照郎清畤正寛郎厥衛丸秋隆長　之　正濵　之　入吉郎一卿逢丞吉丞一明美
男男男男男男子子子子子子　部子男　部男男男子男男男男男男男男男
三四三三三三三三三三二二二三三　三〇　二二　一〇〇〇九九九九九九九八八七七

一五　一四

西西西西二西錦　　林原橋橋花波淑　　六　　非一池伊石池石伊井伊
商村條院織に　　口本本園野　尾　は　郷ろ、上條田東河田井東上　潮地目
助信精正信炎　之　棣衆長正公敬　　政　之　怪三實博久光長次五　好
六郎義稚一歴意久　之　助済俊明季直新　之　賢　郎非愛吉照準郎郎智成次
男男男男男子子　部男男子男子男男　部子　部男男男男男男男男男男男男
一五　一五　二二二二二二二二二二二一一一

目次

そ之部

竹根安輔子　三四
園池公静子　三四

つ之部

土屋光春男　三四

こ之部

鴻池善右衛門男　三五

も之部

毛利忠三男　三五

いの部

正二位　侯爵　井上馨君

君は山口藩士井上光亨の第二子にして天保六年十一月二十八日を以て長州に生る、藩名を聞多と云ふ、少年の時邪吏たりし事あり常に討幕説を主張し、屢ゝ藩吏の為に忌まれ一夜要撃を受け軽傷を負はさる程なく京師の変有り幕府征長の命を下し諸藩をして兵を四境に出して之を討たしむ君大に憤然として之を拒へ、大村益次郎と共に千餘人の兵を以て之を敗り幕兵をして恐懼の念を抱かしむ、嬗いて維新に際し薩兵と共に激戦して福山城を陥れたり、明治元年挙られて参与職となり仝四年諸官を歴任して大蔵大輔となる、同年大久保大蔵卿使命を帯びて海外に航し、廃藩置県の大令布かれて内務益々多忙を極む、君独り之を処理して其任務を全うしたり、仝年十一月造幣寮創建に尽力したる功により、勅語及目録金四百円を下賜せらる、仝六年征韓論の起るや当時岩倉大久保等の諸廷臣海外にあり願議挙ぱ征韓に決して満廷之に異議を挟む者なし、君独り財政の内に整はざるを以て時の不利を痛論したり、然れども其説容れられすして遂に職を辞す、同八年朝鮮事件に問罪使として黒田辨理大臣に副たり幾くもなく事局を結んで帰朝し、同年九月其賞として、勅語及金幣目録金千五百円を下賜せらる、それより宮中顧問外務内務農商務大蔵大臣等に歴任し尋で陞叙せられて侯爵となり明治二年十一月従五位に仝四年十二月従四位に仝十二年二月勲一等瑞旭日大綬章に仝十二月正四位に仝十七年十二月従三位に叙せられ仝二十八年十月明治廿七八年事件の功によりて旭日桐花大綬章を賜ひ、仝二十九年六月正二位に叙せらる、猶外國よりは明治十二年十二月伊國皇帝陛下より「グランコルドーネデルチルジネシラーラコロンナデイタリヤ」勲章を、仝十三年十二月白耳義國皇帝陛下より「クランコルドンドロルドルドレヲポル」勲章を、仝十五年五月和蘭國皇帝陛下より「ゴロートコロイスデルヲルデーファンネーデルラントセンレーウ」第一等勲章を、仝十六年三月布哇國皇帝陛下より」ナイトグランドクロスオフゼクラウンオフハワイ」勲章を、仝月伊國皇帝陛下より「グランコルドーネデルオルヂサンマウリシヨエラッアーロ」勲章を、仝月法朗西共和國政府より「グランドフイシエートランシオンドノール」勲章を、仝年五月獨國皇帝陛下より赤鷲第一等勲章を、仝十七年三月西班牙國皇帝陛下より「グランクロアドロルドシャルトロアー」勲章を、仝五月希國皇帝陛下より「ロルドルミフテイルドラコンセブションドノートルダムドウイラウルシオサ」第一等勲章を、仝十八年四月獨逸帰邦「メクレンブルクシュヴエリン」國大公殿下より「グロースクロイツクライヘン」勲章を、仝月布哇國皇帝陛下より「グランドクロスオフゼーオルダーオフカメハメハア」第一世勲章を、仝年五月露國皇帝陛下より「白鷲大綬章」を、仝十九年二月彼期國皇帝陛下より「獅子太陽」第一等勲章を、仝年九月蒙保彼尼公殿下より「チエルナゴリックニエル」第一世第一等勲章を、仝二十五年十一月澳地利匈國洪蒿國皇帝陛下より「鉄冠第一等勲章を、贈與せられ受領し及び佩用することを允許せらる、明治元年一月参與職に任し仝年仝月九州鎮撫總督参謀を、仝年五月長崎府判事兼外國官判事を、仝年九月佐渡縣知事を、仝年八月造幣頭に任じ、仝年十月民部大丞兼大蔵大丞に任に、仝三年五月専任大蔵大丞に仝年十一月大蔵少輔に、仝四年六月民部少輔に、仝年七月大蔵大輔に、仝

務卿となりしを始めとして後累進して兵庫縣令となり、本名博文と改む、之れより幾多の官歴を經、亦渡法を創定し韓國皇室制度間の忠召を以て特派大使として差遣さるる之れ明治三十八年なり、全年十一月統監に任ぜられ全四十二年十月二十六日明治第一の功臣維新の元勳從一位大勳位伊藤博文公は韓國一見從の如きは路上倏忽し勝の感動を發す非ざる事にして全國の哀悼を蒙り、全十八年七月陞叙して正二位と進す嫡子從四位具綱副さ、全十七年其綱陸叙し嗣子と定まる、其定は嘉永四年十二月二十七日を以て生れ、安政五年十一月從五位上に叙爵し二年三月從五位上に明治元年勅四等に、全十六年十月榮進陸軍主陛下より、アルフレッドエムックル第二級勳章を、全二十年十月親授國皇帝陛下より赤綬第二等寶冠を贈與せられしを初めとし各國々王陛下より贈與せられし勳章は十數種に及べり、全十二月正四位に、全二十六年六月勳二等に、全二十九年六月從二位に、全三十年六月勳一等に、全三十三年六月正二位に叙せらるる迄より先き米國に留學し、歸朝して明治十七年家督を相續し其祖の依勳により公爵を授けられ樞密顧問官、宮内省御用掛、貴族院議員となり全四十三年四月二日を以て薨去す、常君は其嗣子にして明治十二年七月三日を以て生れ、後從五位に叙せられ先代薨去の後家督を相續し尋で陞叙せられて、從四位となる君現今の肩書は從四位公爵貴族院議員、陸軍歩兵少尉、宮内省御用掛なり

正四位侯爵池田仲博君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基五世の孫右馬允池田恭政の後胤起り伊予椽利の男紀伊守信濃の後なり、信濃利の勝三郎恒興と稱す織田信秀に仕へて軍功あり北條氏を攻めて信興と改む、後秀吉に從ひて各所に戰功を顯はし、天正十二年長久手の役に子之助と共に戰死す、其二男三左衛門輝政非後を繼ぐ父信興と共に秀吉に從て戰功あり後德川家康に屬し其二女を娶りて室となす、慶長五年關ヶ原の役後播州姫路の城主となりて五十二万石を領す長子武藏守利隆に即ち備前家の祖にして次男忠雄則に一家を領す長子武藏守利隆に即ち備前家の祖にして次男忠雄則に一家を領し備前に於て三十八万石を領す是れ即ち當家の祖なり、慶長十八年父輝政の遺領の内播州に於て九万八千石を加へられ大坂の役に從軍して軍功あり隱國の後半年餘かに十七万石を賜ふ、嗣子なきを以て今弟忠雄家を繼ぎ共子光仲慶永九年因伯二州三十二万石を賜ふ鳥取城に移る、それより綱治

從二位公爵一條實輝君

當家は内大臣藤原鎌足の孫、正二位太政大臣藤原房前十七世の後、從二位太政大臣道家の三男實經より出づ、實經寛喜二年四月七才にて昇殿を、九才にして禁色を聴され、仁治元年九月七才にして右大臣となり、二十一才にして從一位に叙せらる、非凡一條にあらしを以て一條と改稱し當家の祖となる、弘安七年五月出家し翌年七月薨ず、非子家經より内實、内經、經通、房經、經嗣を經て經良に至る、經良は一條關白と稱し、世學多識にして著書多し、非子教房より冬良、房通、兼冬、内基に至る關白非子無きを以て、御劒成院第九の皇子を以て家を嗣ぐ、初の名を家通と言ふ、後官職を辭して昭良と改む、慶長十四年四月一條家に入り、寛文十二年二月年七十

八年十二月議官に任じ、全年全月特命辨理大臣として韓國へ差遣され、全九年三月歸朝全十一月參議兼工部卿に任じ、全年十月外賓待遇應式取調委員長仰付られ、全十三年四月樞密顧問官に任じ、全十六年四月朝鮮國貿易規則及税則改正方の儀御委任あり、全十七年二月文部局長仰付られ全年十二月特派全權大使として朝鮮國へ差遣され全十八年一月歸朝、全十八年十二月外務大臣に任じ、全十九年二月樞密顧問官に任じ全二十一年農商務大臣に任じ、全年八月佛國巴里萬國大博覽會事務總裁仰付られ、全二十二年十二月樞密顧問官に任じ全年十一月内閣總理大臣伯爵伊藤博文所勞に付内閣總理大臣臨時代理仰付られ、全二十六年七月北海道視察仰付られ、全年十一月議定官に補し全二十七年十月特命全權公使に任じ、全三十一年十月大藏大臣に任じ全六月依願免官となり枢に前官の禄遇を賜ふ、現今の肩書は大臣樞密顧問官貴族院議員正二位大勳位侯爵。

從三位公爵伊藤博邦君

當家の祖祖は仲哀の名族にして河野氏なり、土州の長曾我部氏勢威を振るに及んで其領土を失ひ中國に移り、流浪して周防に行き居を定めしなり、後分派して林氏を名告け庶家となり、それより數代の後更に別かれ、それより五代の後ち十歳に至る之れより其子利輔に至る、利輔幼名を十吉と言ひ後利輔と改む利輔九才の時父に隨ひ淀城下に至ら林十歳は筆子を選れたる後にて伊藤家を襲ぎ之より伊藤姓を稱す、伊藤氏は土分の格ならず之れ即ち伊藤氏の大海に浮び出んとする最初なり、利輔土地の手習師匠を初めとして後吉田松陰の門に入り夙に勤王の志あり、諸藩の同志と交を結び國事に尽力し東海道を往復すること十六回に及ぶと言ふ、後特王の大義を辨知せらるるに至り十五

で入道して勝入と號す、翌十一年秀吉織田信雄と絕す、勝入秀吉に應して
先驅となり長久手に戰ひて長子之助と共に死す年四十九、北次男源政家を襲
ぐ、源政初め助政と云ふ、天正八年父兄に從ひ姫路城を攻めて武功を顯は
し、全十二年長久手の役に兄と共に死せんとして果さず、全十五年秀吉に從
うて薩摩を攻め、それより數度の軍功あり、文祿三年九月播州龍野の二萬
石を授り、慶長五年關ヶ原の戰後播州姫路の城主として、五十二萬石を知行
し、全十五年從四六萬三千石餘を加封せらる、全十七年東都に來る、秀忠
饗宴を禁中に賜ひ、參議に任じ從三位に陞らしめ旅雄松平を賜ふ、全年九
月京師に朝して詔を奉じて國に歸る、全十八年正月途に就ず手武威守聽き
後三邪を除き播州一四を賜ふ、其子忠繼光政三歳にして家を繼ぎ、周伯
二州に移り三十二萬石を食む、尋で備前に轉ず光政幼名を新太郎と云ひ
學を好み學校を建て、熊澤蕃山を聘げてこれに任じ、教化大に行はる時に名
君の稱あり、これより綱政、繼政、宗政、治政、簡敏、慶政、茂政を經て
先々代文政に至る、文政天保七年五月三日を以て生れ（明治元年辜政と改
め）治永二年從五位に叙せられ、明治元年三月從四位に、全十一年六月正
四位に、全十二年十二月從三位に叙せられ、全十四年七月勳三等に、全十
七年七月侯爵を授けられ、全二十年十二月正三位に叙せられ、全二十五年
七月從二位に叙せられ、全三十年七月正二位に叙せらる、それより政事を
經て常主に至る、常主は明治二十八年四月二十二日を以て生れ、家督を相
續し爵位仰付らる。

正二位伯爵板垣退助君

君は高知藩士板垣榮六の子にして、天保八年四月十六日を以て生る、資名
を正形と稱す、佩劍にして幾に及び藩府の末路に際し、天下の士と交を結
び、勤王の大義を唱ふ、明治元年二月東山道總督府參謀に任せられ、深尾
丹波谷干部等の藩兵を率ゐ自ら將として、東山道に出征し進んで、甲州勝
沼に近藤勇の兵を破り、それより野州に戰ひ轉じて奥州白河を陷れ、遂に
棲して鎭將仰付らる。

正二位伯爵伊東祐亨君

君は鹿兒島藩士伊東祐典の四男にして、正三位祐麿の弟なり、天保十四年
五月十日を以て生る、文久二年英艦鹿兒島を砲擊せしより君深く海軍の必
要を感じ、將來身を以て海軍に委ねんと決心し、斷然志を立て、藩の英
學校なる開成所に入り日夜學業に勵めり、此時偶々勝川麿正江湖に滯治し
て藩邸に來り、君の家に客となりしかば、君日夜其に隨ひ武を講じ、席を
襟らず疑義を質するを以て、既にして天下の大勢いよ〳〵時移り變動し、
時潮の急流將に倒天の大波瀾を捲來らんとするや、君私かに藩を脫して江
戸に入り、汎く天下英傑の士と交を結び、心を勤王護國の說に傾けゝれば
事益〻所の開く所となり、大に物色せらる、然れども巧に其網を脫し、一タ
品川の青樓に遊ぶ、我の我所知遇の來らんことを感り、長劍を提下に讀し
不慮に備ふ、既にして一睡するや、果然五六の捕吏、突然其室に亂入し來
りて君を捕へんとす、君蹴起大喝、直に其下の長劍を拂つて衝殺突圍し、
漸く血路を開きて逃る、後三四の士と紅葉山なる藩の金藏を襲ひしかば、
幕府の探偵いよ〳〵急なり、君川幕府の物色を避けて米國に遊學し、大
に得る所あり、維新の改革一度德川の流れを汲のでより、敕されて歸國し、
函館の海戰に始めて其技倆を試み、明治四年海軍大尉に任じ、爾來外遊
して全十五年十二月海軍中將に進じ、全十七年八月我國際交の衝を起すや
、君海軍艦隊の司令官として旅順港にあり、全年九月十二日山縣陸軍大
將の一行を艦送して仁川に至り、更に轉して大同江沖に進み、全月十五日
我陸軍の平壤を攻擊するに及び海に砲艦を與へしめ、且敵の海軍が襲來す
るに備ふ、全月十七日清國北洋艦隊の精銳十二隻と黃海に相逢ふ、激戰半
日、遂てこを破り敵の艦艇來逃、却可揚威、致遠、廣甲の五隻を擊沈
し、定遠、鎭遠の二大艦以下に非常の損害を與ふ、捷報大本營に達するや
、天皇深くこを嘉し、全月十七日勅語を賜ふ、

候爵池田祇政君

當家は清和天皇の皇孫、六孫王經基五代の苗、右馬允池田恭政の後胤、紀
伊守恒利の男信濃の後なり、信濃幼名を恒興と言ひ、小字を勝二郎紀伊守
と稱す、織田信秀に仕へて屢〻城を攻め大に武功あり、信秀之を賞して脇
字を授く、天正十年秀吉に從ひて明智光秀を山崎に攻ち大に武功あり、尋
で從四位下に叙し、紀伊守に任ず、十二年秀吉と德川家康と和するに及び
家康の二男於義丸を養ひて嗣となす、是れ後の秀賴なり、十三年秀吉關白
に任ずるや、恒興大に權勢を得、攝津大坂城を賜ひ、尋で播磨姫路城を賜
ふ、十四年從三位參議に叙し、十五年正三位權中納言に進む、十八年小牧
の役に家康と和するに及び、恒興其女を以て家康の二男信雄の養女となし
て家康の女婿となる、是れ後の輝政なり、輝政幼名を古新と云ひ、天正十
二年父恒興と共に戰死す、輝政の子利隆、利隆の子光政、光政の子綱政、
綱政の子宗政、宗政の子治政、治政の子慶政、慶政の子茂政、茂政の子章
政、章政の子政詮、政詮の子政保、政保の子政和、政和の子政直、政直の
子政善、政善の子政義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政
修の子政敬、政敬の子政保、政保の子政和、政和の子政直、政直の子政善
、政善の子政義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子
政敬、政敬の子政保、政保の子政和、政和の子政直、政直の子政善、政善
の子政義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、
政敬の子政保、政保の子政和、政和の子政直、政直の子政善、政善の子政
義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の
子政保、政保の子政和、政和の子政直、政直の子政善、政善の子政義、政
義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保
、政保の子政和、政和の子政直、政直の子政善、政善の子政義、政義の子
政德、政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保、政保
の子政和、政和の子政直、政直の子政善、政善の子政義、政義の子政德、
政德の子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保、政保の子政
和、政和の子政直、政直の子政善、政善の子政義、政義の子政德、政德の
子政綱、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保、政保の子政和、政
和の子政直、政直の子政善、政善の子政義、政義の子政德、政德の子政綱
、政綱の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保、政保の子政和、政和の子
政直、政直の子政善、政善の子政義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱
の子政修、政修の子政敬、政敬の子政保、政保の子政和、政和の子政直、
政直の子政善、政善の子政義、政義の子政德、政德の子政綱、政綱の子政
修、政修の子政敬、政敬

く將校下士卒の勤勞を察し且に特殊の勳功を奏するを嘉みて、

を仰付られ、仝年仝月一等士官に任し、仝二年二月御扈を以て武陵艦乘組を、仝年四月同艦修復掛を、仝年十月一等士官を以て乾行艦副長を、仝年十一月同艦々長代を、仝四年二月副長を以て春日艦へ轉乘を仰付られ、仝月海軍大尉に任し、仝年十一月春日艦長を仰付られ、仝年八月海軍少佐に任し、仝八年十一月東五年二月春日艦長を仰付られ、仝年八月海軍少佐に任し、仝八年十一月東艦々長を仝八年十一月、日進艦長を、同九年四月黒田辨理大臣朝鮮へ派出に付護衛として、回艦を仰付られ、仝九年四月海軍中佐に任し、仝月朝鮮速日、二月五日水雷艇をして敵の旗艦定遠以下を撃沈せしめ、彼をして孤國より歸朝に付拜謁を賜はり、仝十一年五月扶桑艦長を、仝十二年八月比城落日支ふること能はざらしむ、仝月十一日丁汝昌使を遣はして降を乞ひ叡艦長を仰付られ、仝十五年六月海軍大佐に任し、仝年七月龍驤艦長を、其軍艦砲臺兵器彈藥を我に致して自殺す、君之を許し、仝月十七日鎮遠以仝十八年二月、横須賀造船所長に任し仝月兼横須賀鎮守府次官に補し、仝下の敵艦を収容し更に其一艦の武裝を解きて彼に與へ、以て丁汝昌の遺骸年四月英國に於て製造の浪速艦本邦へ回航事務取扱委員長を仰付られ、仝を送らしむ是に於て敵の北洋艦隊全く滅ぶ　天皇陛下深く其功を賞し勳語年五月御用有之英國へ差遣され仝年十一月浪速艦長に補し仝十九年六月品を賜ふ。

威海衛は黄渤海灣を扼するの要衝にして敵國艦隊の根據地たり、汝等能く上陸之を掩護して其北洋艦隊を殲滅し、且其堅固なる砲臺を破壞し艦船を擊沈し、遂に其北洋艦隊を殲滅す、朕深く之を嘉尚す。

皇后陛下亦深く之を嘉賞し玉へり、君敢て己の功となさず、大提を以て之を天祐に歸す、

天皇陛下に奉答　陸軍の上陸を掩護し敵國の北洋艦隊を殲滅したるものは、是れ一に大元帥の御威德、將校下士卒の忠烈なるに依らざるはあらず、若し夫れ威海衛背後の占領を全くしたるものは、風に第二軍の奮闘する所に係る、去歳宣戰の大詔を渙發せられしより以來、屢々優渥なる聖詔を垂れ給ひ、臣等益々感激に堪へず、謹みて恭答す、

皇后陛下に奉答　敵國の北洋艦隊を殲滅し得たるものは、一に大元帥陛下の、御聖德と將校下士卒の勇慨なるに由る、今又御令旨を賜はり、將校下士卒感荷に堪へず、

仝年三月三日一時歸朝し、廣島大本營に天機を伺ひ、思食を以て金時計一個を賜ひ、仝月八日勳語を賜ふ、仝年五月大元帥陸下に拜謁して、戰況の概略を奏上し、優渥なる勳語を賜ひ、思食を以て御品物料として、金三百圓を下賜せらる、仝八月軍功により、功二級金瑞勳章並に年金千圓及び勳一等旭日大綬章を授け、特旨を以て華族に列し、勳功に依り特に子爵を授けらる、仝卅一年四月海軍大將に任せらる、明治元年十一月富士山艦乘組

從四位伯爵井伊直忠君

當家は大職冠藤原鎌足七代内舍人良門六世の孫、備中守共資の男、備中太郎共保の後なり、共保蝦夷を征伐して軍功あり、遠江守に任し、同國伊井の谷に居城す、因て井伊を氏とす、共保より共家、共直、惟直、道直、盛直、良直、俊直、政直、澗直、泰直、行直、景直を經て十二世遠江介道政に至る道政は南朝の忠臣にして、屢々今川範國と戰ひ、後宗良親王を奉じて井伊谷城に據るに足利氏の兵と戰ふ、親王終に此の地に薨去せられしと云ふ、道政より、高顯、時直、顯直、諄直、成直、忠直、直氏を經て直平に至り今川氏に屬し、其曾孫、肥後守直親を經て直政に至る、直政初め虎松と稱し、後万千代と改む、天正三年德川家康出でゝ獵し一童子の委儀端正にして風神秀徹なるを見て侍臣に命じて之を訊はらしむ乃ち答へて曰く名を直政と言ひ井伊直親の子にして、今川氏尚は全盛たりし頃、父讒死す、故に逃れて此に在りと、家康曰く名族なりと、乃ち命じて仕へしめ、其舊封井伊谷の地を與へ曳馬沼、鈴木、近藤の三族をして之に附屬せしむ、天正十年万千代を改めて兵部少輔と稱す、長湫の役に先驅となりて大に西軍を破り、秀吉の小田原征伐に家康に屬して軍功あり、後關ヶ原の役に大功を顯はし江洲澤山城十八万石に封せらる、其子兵部少輔直勝痲疾あるを以て、家康命じて其食祿の内三万石を分ちて上州安中の城主となし、二男直孝をして家を嗣がしむ、直孝不倫の故を以て再三辭すれども聽れず、大坂夏の役起るに及んで藤堂高虎と共に先鋒となる、木村重成を擊ち、首を得る事三百余の多きに及ぶ、其他功少なからず終に正四位上左近衛權中將に進み、封土三十万石に加增せらる、爾來幕府の柱石として直澄、直興、直通、直惟、直定、直禔、直幸、直中、直亮を經て正四位上左近衛權中將直弼に至る、直弼、德川家定、家茂二代に奉仕して大老たり諸般の政務を按排して權を一世に振へり米艦入港以來堅く開國の說を抱持し、四方攻擊の衝に立ちて各國と條約を締結す、終に一派人士の憎む所となり、万延元年三月三日櫻田門外に要擊せらる、是れより先き家臣田中、宇津木等主君が四方攻擊の衝に立てるを憂ひ、或は雜の其身に及ばんことを慮り、大老職を辭せんことを勸む、直弼頭を搖りて曰く、余深く汝等の忠諫を嘉す、一身の危險は自ら之を知らざるにあらず、顧ふに東照宮の吾家を大藩に封じて、勳舊諸將の上首に班し殊に大政に參與せしむる所以のものは、國步艱難の際に當りて之を補佐せしめんとするにあるのみ、抑々方今は何等の時勢ぞや、余は仮令職にあらずるも、義袖手傍觀するを得ず、況んや其職にある豈粉身碎骨して以て國恩に報せざるべけんや、汝等の余に於ける、猶ほ余の大府に於けるが如しと、因りて一首の歌を與ふ

春淺み　野中の清水氷りゐて　底の心を汲む人ぞなき

と、以て其心事を見るべし、惜むべし時勢の暗は此の賢君名將をして非業の死に終らしむ、近時我國の東洋に文明を誇るものは、實に直弼の賜と謂ふべし、直弼二男直憲、嘉永元年四月二十日を以て江戸に生る、幼名を愛麿と云ふ、萬延元年從四位下に叙し、左近衛權少將に任し、掃部頭を兼ぬ、文久二年二月先掃部頭格別精忠の故を以て特に、和宮御婚禮御親儀の御使として京都に派遣せらる、仝年十一月父直弼の事に坐し、封邑拾万石を削らる、依て官位を辭し、恐懼謹慎して恩命の下るを待ち、三年浪士各所に屯集して闕下を犯さんとす、直憲乃ち命を奉じて、之を追討し、大和の各所に轉戰す、元治元年七月長門藩の兵、闕下を犯すと聞き、直に師をひきゐて參內、兵士を分配して數所に防戰せしむ、慶應三年十一月直憲京師に在り、是より先き征夷大將軍德川慶喜政權を奉還す、己にして慶喜大阪に在り、北兵を督して將に京師に入らんとす、直憲乃ち志を勤王に決し、禁闕を護る明治元年勳命を奉じ、先鋒となりて桑名を討す、尋で東山道先鋒と爲り、東北の各地に轉戰し屢々功あり、二年功を賞して二万石を賜ふ、是年藩籍を奉還し、更に彦根藩の知事に任じ、華族に列せらる、五年十月歐米各國を歷遊し、六年十一月歸朝し、十七年伯爵を授けらる、二十三年七月貴族院議員に當選し、仝三十年七月任期滿了に付辭す、三十五年一月病に罹るや、特旨正二位勳一等に叙し瑞寶章を賜ふ、薨するに及び勅使臨邸吊賻を賜ふ、當君は直憲の次男なり、明治十四年五月二十九日を以て東京に生れ、三十五年一月九日直憲の後を嗣ぐ、是より先き、三十四年六月廿一日從五位に叙し、三十八年六月三十日正五位に叙す、四十三年三月

十六日、日露戦役の際報國の旨意を以て、従軍者三家扶助及び、疲兵救護の爲め金圓の寄附を賞して金盃を賜よ、七月十一日従四位に叙す、十月八日皇太子殿下薨逝根の城に行啓せらる（是より先直慤の時、特旨を以て舊彦根城地を賜よ）是に至りて君彦根に赴き誠意を盡して奉迎す、君品性高潔にして慕貧、而も頭脳明晰實に華胄の鑑と言ふべし

従五位伯爵伊地知正輔君

當家は平性にして遠祖畠山重忠に出で、日州の守護職伊地知彈正少弼季隨十七代の苗裔、伊地知六郎季平の次男正治より顯はる、正治は文政十一年六月鹿兒島千石馬場に生る、幼名を龍駒と名け、後龍右工門季詰と稱す、初め石澤六郎の門に入り兵學を修め、后兵學家山縣大武の門人德田邑與法元宇左衛門に從ひ合傳流の奥儀を極め師家を許さる、奇策縱横妙謀湧くが如し、夙に尊王の大義を唱導し常に身を以て王事に殉せん事を期し、西郷隆盛、大久保利通、小松帶刀、吉井友實等と謀る、安政七年軍賦役に任せられ、後軍役奉行となり西郷等と共に薩藩の精兵を訓練す、文久三年英艦襲來の當時は、軍役奉行にして、藩兵を引きて擊退し、大勝を得、自來天下の志士と結合して、王事に盡粹す、元治元年長洲討伐の時は、薩藩に長となり之れを平定す、功を賞せられて陣羽織一領、安氏の一腰を授られ、慶應四年正月伏見役に薩藩に長として、一擧幕軍を退け、天下の形勢を一變す、明治元年二月東山先鋒總督參謀被仰付、東山の沿道諸國を徇へ東北各地に轉戰し、全年十月途に平定せしめたる功を奏したれば、敍感不淺、凱旋の賞として不取敢御太刀料金參百両下賜せらる、全二年正月賞典錄千石依軍功永世下賜せらる、全三年五月鹿兒島藩權大參事に任せらる、全年拾月任中議官、全拾武月叙従五位、全五年二月任大議官、同四月叙正五位、同月任左院副議長、全拾月叙従四位、全六年拾一月制度取調御用掛被仰付全七年七月地方官會議御用掛被仰付全八月任參議兼左院議長、同年拾一月叙正四位、同八年四月左院廢さる、同年六月任賞等侍講、同拾年兼任修史館總裁、同年八月免本官專任修史館總裁、同年宮内省御用掛被仰付同拾二年四月依願免本官同年五月植物苑總裁被仰付、同拾四年七月叙勲一等旭日大授章を授けらる、同拾七年七月特旨を以て華族に列せられ、依勲功特授伯爵、同拾九年二月任宮中顧問官、同年五月二拾二日遂に薨ず、同年七月嫡男家督相續を被仰付、同二拾二年拾一月叙従五位、自來病に罹りて不治同四拾三年拾二月拾五日隱居す、同日次男正補家督相續し同拾二月二拾八日被仰付襲爵叙従五位、西郷南州等征韓論を唱ふるに當りて正治は其論旨を正し、出征戰略に及きては策戰計畫の書を陸盛に送りたるもの、川上柴山著南洲傳に見ゆ、日清戰役の川上大將の戰略總て正治の畫策に依ること識者之れを云へり、拾年の役後、故山に歸へりし時、時の知事渡邊千秋に謀り、殖産興業を奬勵し平田某を靜岡に赴かしめて、製茶法を學ばしむ、鹿兒島の製茶業之れより發展す、正治の子孫に遺せし言には、至誠公道に盡し一家和合して奢侈己を持をるにあり

正五位子爵伊東二郎丸君

當家は内大臣藤原鎌足の後、藤原左衛門尉祐經の後なり其子次郎左衛門島津氏に仕へ、世を鹿兒島藩士として祐氏に至る、祐氏の長女坂本長左工門の妻となり、長左工門の死後、島津家の奥女中となり名を松井と稱し、別に一家を立て甥祐清を養うて嗣となす、祐清より四代を經て祐典に至る、祐典長子祐敬家を嗣ぐ、祐庶は其弟にして別に一家を成す、祐庶は天保三年八月廿五日を以て鹿兒島に生る、蒼名を二郎と號す、夙に勤王の大志を抱き、維新前京都に在つて大砲隊長となる、明治元年正月寒日艦指揮官を命せられ、阿州伊島沖にて幕府の軍艦開陽丸と砲戰し、同年八月進んで奥州桑ヶ崎に於て、回天丸と砲戰し導て、函館各所に轉戰し大に偉勳を奏す、朝廷其功を賞し、賞典祿を賜ふ、祐庶之を辭して返上す、同三年拾一月海軍少佐に任し、翌年中佐に又翌年大佐に任し、其年八月海軍少將に上進す同七年佐賀の役起るや、征討參軍を命せられ勅語を賜ふ、同九年五月勲五等旭日章を賜ふ、同十年西南の役あり、島津家への勅使護衛の命を受け鹿兒島表に赴き盡精盡力海路を要扼し陸軍に應援して大に賊勢を挫き同年十月凱旋し、同日勅語を賜ひ同年十一月其軍功により勲章年金を賜よ、同十一年十一月海軍中將に任し同十七年七月特旨を以て華族に列せられ勲功により特に子爵を授けらる、同十八年十二月元老院議官に任し、同廿三年同院廢さるゝに及び在官中格別の勉勵の賞として金千圓を下賜せらる。明治三年十一月正七位に同四年五月従六位に同五年二月正六位に同年八月従五位に同十年十月勲二等（賜旭日重光章）に同十二年十二月従四位に同十九年十月従三位に同廿年十一月（勲一等賜旭日大綬章）に同廿七年五月正三位に叙せらる猶外國よりは同十三年六月伊國皇帝陛下より贈與したる「グランオフヒシアルデルロルデイヌデルヲコロンナデイタリヤ」勲章を受領し及び佩用することを允許せらる、君は明治十六年八月廿九日生にして其後を家督相續し襲爵仰付られ現今の肩書は正五位子爵

従三位子爵井上正巳君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基四代従四位下井上頼季の裔中務少輔相模守正任の次男遠江守正長の後なり正長父の所領を分與され常州下妻落主として一万石を領すそれより正敦、正辰、正意、正常、正廣、正健、正誠、正信を經て従五位下伊豫守正衆に至る君はその次男なり、安政三年正月五日を以て生る、幼名を辰若といふ、慶應二年十一月常州下妻一万石の封を襲ぎ明治二年三月表を上つて藩籍を奉還し、明治元年十一月従五位に同十七年七月子爵を授けらる、同二十年十二月正五位に同二十五年七月従四位に同三十年七月正四位、同四十年従三位に叙せらる現今の肩書は従三位子爵

従三位子爵稲垣長敬君

當家は清和天皇の皇孫六孫王源經基五世の孫左馬頭池田泰政の後裔參議宰相娵政の次男左衛門督忠繼の孫従四位下左近衛少將光仲の四男河内守清定の後なり、清定父の遺封三十一万石中二万石分與され因州若櫻の城主となり

る、それより定賢、定耽、定待、定常、定保、清直を經て從五位下左衛門佐清緝總定に至る、君は其實子にして明治三十一年九月十六日を以て生れ後家督を相續す

從三位　子爵　稻垣大祥君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基の支裔稻垣平右衛門長茂の次男若狹守重太の後なり、重太別に一家を成すれより重定、重房、定享、定計、定成大和を經て世々近江國山上二万三千四百五十五石の藩主として大溝に至る、君はその長男なり、安政六年六月十一日を以て生る、幼名を奧太郎と稱す、明治四年九月家督を相續し、同年九月從五位に同十二年八月退隱し妹民子をして相續せしめ同十三年位記を返上し同十九年六月再び相續仰付られ今の名に改む、同十七年七月子爵を授けられ、明治十八年二月宮內省華族局に御用掛を仰付られ、同十九年從五位に同二十四年六月正五位に同廿五年八月貴族院議員に當選し、同二十九年六月從四位に同四十二年從三位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位勳四等子爵

從三位　子爵　板倉勝觀君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奧守足利義康の裔、從四位上周防守板倉重宗の次男從五位下伊豫守重形の後なり、重形兄阿波守重郷より所領五千石を分與され大番頭たり、後上州安中二万石の城主となる、それより重同、勝清、勝意、勝尙、勝明、勝殷、勝任を經て從五位勝凱に至る、君其後を享く、君實は從五位下戶田光庸の長男にして安政元年十月十一日を以て生る、幼名を錦之助と云、明治元年八月松井周防守康英の養子となり名を康裁と改め、武藏國川越八万四百石の封を襲く、明治二年六月從五位に同十九年二月勝殷の女花子の入夫となりその家を相續し今の名に改む同十七年七月子爵を授けられ同年五月拜謁して天盃を賜はる、同二

從三位　子爵　稻葉正顯君

當家は孝靈天皇の皇子、彥狹島命の末裔、美濃守稻葉正則の三男、備中守正員の後なり、正員別に一家を成し、房州館山一万石を領す、夫より正方正綱、正明、正武、正盛を經て從四位正巳に至る、正善其後を嗣く、正善實は從五位下兵庫頭大岡忠恕の次男にして嘉永元年六月廿八日を以て江戶に生る、文久元年二月廿二日先代正巳の養子となり元治元年十二月房州館山一石万の封を襲ぎ、明治二年三月藩籍を奉還し、同十七年三月皇城炎上の際獻金せし賞として銀盃一個を下賜せられ、同年七月子爵を授けらる、文久二年十二月備後守に任し、明治二年六月館山藩知事に任し同卅一年十一月神道管長となる、文久二年十二月從五位下に明治廿年十二月正五位に

十四年六月正五位に同二十九年六月從四位に同四十二年六月從二位に叙せらる、君現今の肩書は從三位子爵

正四位　子爵　伊集院兼知君

當家は先代兼寬より家名を揚く、兼寬は鹿兒島藩士伊集院直三郎の長男にして天保九年正月を以て生る、維新の際國事に盡す所少なからず、明治三年四月鹿兒島藩權大參事に任せられ同四年六月出納權頭となる、同六年四月海軍省四等出任を命せられ、同七年海軍少將兼海軍輔に進む、同十六年六月議官に任し西南の役に際し大に奔走盡力し同廿年五月特旨を以て華族に列し勳功により特に子爵を授けらる、貴族院議員となり正三位に進み勳一等に叙せらる、同三十一年四月廿日病を以て卒す、君其後を享く、君實は從四位子爵本莊宗武の三男にして明治三年十月九日を以て生れ、幼名を恕男といふ同二十五年七月先代兼寬の養子となり今の名に改む、同二十五年六月從五位に同卅一年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員正四位勳四等子爵

從五位　子爵　稻葉正顯君

當家は孝靈天皇の皇子、彥狹島命の末裔、美濃守稻葉正則の三男、備中守正員の後なり、正員別に一家を成し、房州館山一万石を領す、夫より正方正綱、正明、正武、正盛を經て從四位正巳に至る、正善其後を嗣く、正善實は從五位下兵庫頭大岡忠恕の次男にして嘉永元年六月廿八日を以て江戶に生る、文久元年二月廿二日先代正巳の養子となり元治元年十二月房州館山一石万の封を襲ぎ、明治二年三月藩籍を奉還し、同十七年三月皇城炎上の際獻金せし賞として銀盃一個を下賜せられ、同年七月子爵を授けらる、文久二年十二月備後守に任し、明治二年六月館山藩知事に任し同卅一年十一月神道管長となる、文久二年十二月從五位下に明治廿年十二月正五位に同廿五年七月從四位に同四十二年從三位に叙せらる、君現今の肩書は從三位子爵

正四位　子爵　池田仲誠君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代右馬助池田泰政の後裔桑議宰相輝政の曾孫宰相忠雄守仲澄の後なり輝政の二男左衛門督忠繼は德川家康が長外孫の故を以て宗家の封を分ちて三十一万石を領し其子光仲を經て前記仲澄に至り別に一家をなし三万石を領す、それより仲庸、澄延、延俊、澄時仲雅、仲津、仲立を經世々因幡國鹿奴三万石の藩主として從五位德澄に至る、源其後を嗣ぐ、源は鳥取縣士族池田栗の長男にして弘化三年正月廿九日を以て生る、明治八年十一月十四日先代德澄の養嗣子となり、同年十二月廿二日家督を相續し、同十七年七月子爵を授けらる、明治十年十月從五位に、同廿年十二月正五位に、同廿五年七月從四位に同三十年七月正四位に叙せらる、君は明治十五年十月廿七日生にして其後を家督相續し襲爵仰付けらる

從三位　子爵　池田政保君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代左馬助池田泰政の末葉從四位下小將光政二男政言の後なり政言覽文十一年十二月諸侯となり二万五千石を領す、それより政倚、政方、政香、政直、政養、政共、政善を經世々備中國鴨方藩主として正二位勳三等池田章政に至る、君其後を享く、君は其次男にして元治元年十二月十日を以て備前國岡山に生る、明治元年有栖川大總督宮御東征隨從を命せられ、明治元年三月備前國岡山新田二万五千石の封を襲く、同二年六月鴨方藩知事に任し同二年二月藩籍を奉還し、明治二年六月從五位に全二十二年十二月正五位に全二十七年十二月從四位に全三十三年十二月正四位に全四十二年十二月從三位に叙せらる君現今の肩書は

正四位　子爵　池田仲誠君

同廿五年七月從四位に同三十年七月正四位に叙せらる、君は明治廿二年五月廿四日を以て生れ其後を嗣く、現今の肩書は從五位子爵

正五位　子爵　池田仲誠君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代右馬助池田泰政の後裔桑議宰相輝政の曾孫宰相忠雄守仲澄の後なり輝政の二男左衛門督忠繼は德川家康が長外孫の故を以て宗家の封を分ちて三十一万石を領し其子光仲を經て前記仲澄に至り別に一家をなし三万石を領す、それより仲庸、澄延、延俊、澄時仲雅、仲津、仲立を經世々因幡國鹿奴三万石の藩主として從五位德澄に至る、源其後を嗣ぐ、源は鳥取縣士族池田栗の長男にして弘化三年正月廿九日を以て生る、明治八年十一月十四日先代德澄の養嗣子となり、同年十二月廿二日家督を相續し、同十七年七月子爵を授けらる、明治十年十月從五位に、同廿年十二月正五位に、同廿五年七月從四位に同三十年七月正四位に叙せらる、君は明治十五年十月廿七日生にして其後を家督相續し襲爵仰付けらる

正五位　子爵　板倉勝鍍君

當家は清和天皇の後胤八幡太郎源義家五世の孫宮內少輔足利泰氏の二男板倉次郎義順の末葉伊賀守勝重の二男內膳正重昌の後なり、重昌大坂陣の時使者と城中に趣き奇功を奏す寬永十四年の冬肥前島原に耶蘇教徒の亂あり重昌命を受け追討使となり發す、翌十五年正月其賊巢を胥して之に死す、其子內膳正重矩家を繼き後閣老に進む、其子重良多病にして父に先らて卒し其弟重繩家をつく、故に重良の嫡孫越中守重寬久しく封邑を失す、天和三年更に台命を以て重寬を二万石に封せらる、重寬子なきを以て小出伊勢守英利の三男重高を養ふて子となし家督を譲る重高より昌儔、勝興、勝喜勝氏、勝貞、勝成、勝弘を經て君に至る其後を嗣き、明治八年五月十七日生る、全十七年七月子爵を授けらる、全二十八年從五位に全三十三年正五位に叙せらる、君現今肩書は正五位子爵

正五位　子爵　岩倉具明君

當家は村上天皇の皇子、中務卿具平親王の子、右大臣源師房の裔、正五位下木工頭岩倉具堯の末葉、贈太政大臣正一位岩倉具視の三男、正四位勳三等男爵具經の創立したる家なり、具經戊辰の役、東山道鎭撫副總督の命を拜し、奥羽各地に出馬し、晉勵勇戰平定の功を奏す、朝廷其功を賞し爵に一家を創立せしめ、堂上の列に加へ賞典祿二百石を賜ふ、明治三年米國に留學し禁雪九年にして歸朝し、太政官及外務大藏に奉職し、又宮中顧問官となる、全十七年七月男爵を授けられ、全廿三年十月十七日特旨を以て正四位勳三等に叙し瑞寶章を賜ふ、此日逝去せらる　天皇惜悼西三條伯爵を遣はし幣帛を賜ふ、君は其男にして明治十三年六月七日を以て生る、全廿三年十月十七日父を喪ひ、全年十一月十三日家督を相續す、全廿四年四月

父具經の勤功により特に子爵に陞授せられ仝廿三年九月拜謁して天盃を賜はる、現今の肩書は正五位子爵

從二位　子爵　伊東巳代治　君

君は長崎縣の人、伊東祐平の三男にして安政四年五月九日を以て長崎に生る幼より讀書を好み稍長じて笈を神戸に負ひ、仝地にて英佛及び獨學を修め學業大に進む、明治八年兵庫縣廳となり後伊藤博文に識られ、内務一等屬より出身し、大政官少書記官となり爾來累進して總理大臣秘書官、樞密院書記官長、内閣書記官長、農商務大臣等となる、明治六年九月五等譯官に仝七年八月三等譯官に仝八年六月二等譯官に仝年十月兼權大屬に仝十年一月權大錄に仝十二年八月一等屬官に同十三年二月内務權少書記官に仝三月太政官權少書記官に仝十四年十月參事院議官に任し仝月仝院書記官内務部兼勤を、仝十五年二月伊藤博文歐洲に差遣に付隨行を、仝十六年四月伊藤南支露國へ派遣に付隨行を仰付られ仝年八月歸朝、仝年十二月太政官權大書記官に任し、仝月伊藤參議秘書官を仝十七年三月制度取調局御用掛兼勤を仰付られ仝年六月太政官大書記官に任し仝十八年伊藤博文清國へ差遣に付隨行を仰付られ仝年四月歸朝、仝年十二月内閣總理大臣秘書官に任し臨時官制審査委員を仰付られ、仝廿一年四月樞密院書記官に仝月仝院議長秘書官に、仝廿二年五月仝院書記官長に、仝廿三年九月貴族院議員に、仝廿五年八月兼内閣書記官長に仝年八月專任内閣書記官長に任し、仝廿六年四月法典調査會主査委員を仰付られ、仝廿七年一月再び貴族院議員に任し仝年三月法典調査會委員を仰付られ、仝廿八年辨理大臣として清國へ差遣され、同卅一年一月農商務大臣に、仝卅二年四月樞密顧問官に任せらる、明治十年五月正七位に仝十四年一月從六位に仝年十一月正六位に仝十五年三月勲五等に仝十七年七月從五位に仝廿年五月勲四等に仝廿二年三月勲三等（賜瑞寶章）に仝年六月從四位に仝廿五年八月勲二等（賜瑞寶章）に仝廿八年二月正四位に仝廿八年八月勲一等（賜瑞寶章）に叙せられ仝年十月旭日大綬章を賜ひ、仝卅一年二月正三位に叙せらる、猶外國よりは明治十五年九月薩克遜佛馬耳國大公殿下より白鷹第三等勲章を仝十九年三月露國皇帝陛下より神聖斯多尼士拉斯第二等勲章を贈與せられ受領及佩用することを允許せらる、君現今の肩書は樞密顧問官從一位勲一等子爵

從四位　子爵　稻葉順通　君

當家は孝霊天皇の皇子、彦狹島命六代三並の裔、對馬守通有の次男從五位河野通治の後なり、これより通明、通泰、通能、通久、通直、通貫、通直を經て通富に至る、通富初めて僧となり安藝の安國寺に居り祐宗と名づく此時本宗稍々衰へ武名振はず、祐宗奮激し去つて髮を栽る美濃に行き、名を更て守護土岐氏に屬し、族を改めて稻葉と稱し臺塵と名づく、其子備中守通則壯年にして戰死す、その男伊豫守長通後ち一鐵と號す、初め仝國の守護齋藤氏に從ふ、後織田信長に從ひ各所に轉戰して功あり、一鐵が信長の守護齋藤氏に從ふ、後織田信長に從ひ各所に轉戰して功あり、一鐵が信長の疑を受け韓退之の詩を朗讀して死を免れし美譚あり、其子右京亮貞通豐臣秀吉の侍從となり後德川氏に屬し關ヶ原の役に軍功あり、封邑六万石餘を領し豐後臼杵の城主となる、それより典通、一通、信通、景通、恒通、葉通、泰通、弘通、雅通、尊通、慤通、觀通を經て從四位子爵久通に至る君はその長男にして明治八年十月廿六日を以て生れ仝廿六年八月家督を相續し、仝廿九年七月拜謁して天盃を賜はる、現今の肩書は從四位子爵

從三位　子爵　板倉勝達　君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の裔板倉次郎淺顯の末葉從四位下内膳正重矩次男從五位下石見守重種の後なり、重種其兄重良多病なるを以て代つて家督野州烏山五万石の城主を繼き、後奥州福島三万石に封せらる、それより重寛、重泰、勝里、勝承、勝任、勝行、勝矩、勝長、勝俊、勝顯を經て從四位勝已に至る、君其後を承く、君實は板倉清之助勝定の長男にして天保十年五月朔日を以て生る、初め家臣となり澁川敬之助と稱す、明治元年十二月板倉家の家名相續を仰付けられ、三河國、岩代國に於て二万八千石を賜ふ、仝年三月封土を奉還す、明治二年六月從五位に仝十年六月西南の役に華族總代として征討總督本營及び參軍將校陣營間として參向し仝年八月歸京して戰地實況を奏上す、仝十七年三月、皇城炎上の際献金の賞として銀盃一個を下賜せられ、仝年七月子爵を授けらる、仝廿年正五位に仝廿五年七月從四位に仝三十年七月正四位に仝二十三年七月貴族院議員となり仝卅年七月再び仝議員に當選す、君現今の肩書は從三位子爵貴族院議員

從三位　子爵　井伊直安　君

當家は内大臣藤原鎌足七代内舍人良貞門六代備中太郎井伊共保の後裔兵部少輔直政の次男直勝の後なり、直勝病疾あるを以て父の封を襲くを得ず、（弟直孝父の封を承く）三万石を分與され上州安中の城主となる、それより直武、直朝、直矩、直陽、直員、直存、直郡、直明、直暉、直經を經て從五位下兵部少輔直充に至る、直充維新の際越後國與板藩主たり、君其後を繼く、君實は正四位下左近衛權中將掃部頭井伊直弼の三男にして嘉永四年二月十一日を以て江戸に生れ、文久二年九月廿五日先代直充の養子となり、越後與板三万石の封を襲く、戊辰の役北越軍に屬して各所に勇戰し平定の後勲勞として金二千兩を下賜せらる明治五年十月歐米各國を遊歷し泰西の文物制度を大觀して翌六年十一月歸朝す、仝十七年七月子爵を授けられ、明治廿七八年戰役の際報國の旨意を以て軍費の内へ金六百圓を献納し及從軍者家族扶助のため金十圓寄附の賞として仝卅年六月銀盃一個を下賜せらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位勲四等子爵

從三位　子爵　一柳末徳　君

先代勝は山口藩士從四位井上逸波の三男にして天保十四年八月朔日を以て生る、蒿名を彌吉と稱し後實兄齋治の養子となり家を嗣く、明治元年鐵山正に任せられ、仝五年鐵道頭となり仝十八年鐵道局長官となる、勝夙に富國策として鐵業の發達と鐵道の完備を以てこの任となし、現今兩者の發達完備に至りたる實に勝の功多きに依れるなり、仝廿年五月特旨を以て華族に列せられ勲功に依り特に子爵を授けらる、仝廿二年十月多年官設鐵道事

業を督勵し、拮据勵精功勞少からざる賞として勳一等に叙し瑞寶章を賜ふ、明治二年十一月正六位に全四年七月從五位に全年十二月正五位に全十四年七月勳三等に全十九年九月從四位に全年十一月從三位に全月勳二等に全廿二年十月勳一等（賜瑞寶章）に全廿四年三月正三位に叙せらる、猶外國よりは全廿四年四月佛國政府より贈與したる東埔寨國「グランド、クロワス、ト、ロルドル、デユカンボヂユ」勳章等を受領し及び佩用することを允許せらる、君は明治十七年七月一日生にして、其家督を相續し襲爵仰付られ現今の肩書は海軍中尉從五位子爵

從四位　男爵　生駒親忠君

當家は內大臣雅原鎌足九世左大臣時平の後裔生駒雅樂親正の後なり、親正初め豐臣氏に屬し、勢州神戸一万千石の領主となり、後讃州高松に移城し六万一千石に加增せらる、其子讃岐守一正慶長庚子の役德川氏に屬し大に軍功あり、依つて讃州一圓を賜ひ封邑十七万石となる、其子讃岐守正俊に至りて內訌あり爲に本領を沒收せられ、更に羽州矢島一万二千五百石を賜ふ、爾來繼承して從五位親敬に至る、親敬戊辰の役王軍に勤勞し、賞典祿一千石を賜ふ、男親承繼き明治十七年七月男爵を授けらる、君其後を承く君は正三位池田慶政の四男にして明治四年七月廿七日を以て生る、幼名を政謙といふ、仝十九年三月先代親承の死跡を相續し、仝月今の名に改む、仝廿四年十月拜謁して天盃を賜はり、仝年七月從五位に仝卅年十二月正五位に叙せらる、現今の肩書は從四位勳四等男爵

正三位　男爵　池田謙齋君

君は備後福山藩士緒方洪庵の次男にして天保十二年十一月一日を以て越後南蒲原郡西野村に生る、幼より醫學に志し年漸く弱冠笈を負て江戸に出て日夜孜々として醫學を修む、名醫池田玄仲其才を愛して養子となし遂に其姓を冒す、明治維新の際兵部省醫師試補に擧げられ既にして大學に入り又少醫典に進む、仝三年十月福邨藩へ留學の特命を以て之に航し仝國專門醫學校に入り益々研身業大に進む仝九年仝校を終へて歸朝するや直ちに陸軍々醫監となり又大學醫學部總理の任を負ひて學生薫陶に從事し大に名望を博せり、爾來杏園の北斗として功績夥からず、仝三十一年二月勳功に依つて華族に列し男爵を授けらる、明治二年十月從七位に仝三年六月正七位に仝六年六月從五位に仝十一年一月勳四等、仝十二年十二月正五位に仝十五年十一月勳三等賜旭日重光章に仝十九年十月從四位に仝二十一年五月勳二等賜旭日重光章に、仝二十四年十二月正四位に仝二十六年一月從三位に仝二十八年十月日清事件の功により勳一等賜瑞寶章に叙せらる、明治九年六月宮內省御用掛を仰付られ、仝年十月兼三等侍醫に任じ仝年十一月大和國並に京都行幸供奉を、仝十年一月文部省御用掛を、仝年十月二等侍醫に任じ仝十一年十二月一等侍醫に任じ、仝二十二年七月侍醫局長に任じ、仝二十七年大本營を廣島へ進められしに付供奉を、仝三十一年二月錦鷄間祗候を仰付けらる、君現今の肩書は宮中顧問官陸軍一等軍醫正三位勳一等醫學博士男爵

男爵　池田政佑　先代　正五位　池田政和君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代左馬助池田泰秋より系を引き舊岡山藩の國老として三万石を領し出羽政昭に至る、君は其男にして嘉永六年九月四日を以て生る、慶應元年十月五日先代政昭の遺領三万石を襲き岡山藩老臣に列す、仝二年四月備中國倉敷及淺尾邊にて浪士の暴動あり、家臣をして統率を率ゐて派遣せしめ浪士二人を斃殺し三人を捕獲す、明治戊辰の役藩名を以て攝津西の宮警衛として出發、進んで東北各地に轉戰し大に功勞あり、仝廿四年十二月勳功に依て華族に列し男爵を授けらる、明治廿四年七月正六位に仝廿五年一月從五位に仝卅一年六月正五位に叙せられ、現今の肩書は正五位なり

正五位　男爵　岩村透君

先代舊土佐藩の國老伊賀氏の臣岩村俊の第三子にして男爵岩村通俊、林有造の弟なり、慶應三年兄通俊と共に長崎に至り中島某の門に入りて洋式砲術を學び、傍ら有志の士と交を結び大に國事を憂ふ、後京都に出でゝ戊辰の正月東山道先鋒總督岩倉具視に從うて江戸に入り軍監の命を拜し、兵千五百を率ゐ北信より越後に進み諸藩二藩の兵と合し各所に勇戰し、猶奥羽に轉戰して拗定の功を奏し感狀並に賞典祿二百石を賜ふ、明治二年新潟府權判事心得となり仝七年一月佐賀縣權令に任す、時に江藤新平等の亂あり君苦心して之を鎭定したり、仝年七月內務省に轉し、仝十六年石川縣令となる、是歲米穀稔らず餓卒途に橫はる、君銳意之か救濟の道を講じ頗る功績あり且つ農學校を起し、小學校に實業科を加へたる如き一にして足らず仝二十三年愛知縣知事に任じ翌年大厄卽ち大地震あり、君晝夜罹災民の救助に奔走し且つ道路堤防橋梁等の修理をなし悉く之を完成するを得たり、後病に依つて職を辭し、廿八年出でゝ福岡縣知事となり亦頗る治績あり、翌二十九年六月勳功に依り華族に列し男爵を授けられ後亦廣島縣知事に轉す、君其後を嗣く、君は明治三年正月二十五日を以て生る現今の肩書は美術學校教授正五位男爵

從三位　男爵　石黑忠悳君

君は越後の人石黑順作良忠（十四歲の時江戸に出て後故あつて平野氏を冒し舊幕の代官手代となる）の長男にして弘化二年二月十一日を以て生る、舊名を庸太郎と云ふ、二歲にして父の江戸にいたるに隨ひ、翌年父の甲州市川の陣屋へ轉任せらるゝに連られ、九歲の時父の轉任に從うて再び江戸に出て、十一歲にして父を失ひ、十四歲にして亦母に別れ、（此翌年舊姓石黑に復す）貧苦の中に文學武術を講習す、漸く頭角出て四方に周遊し、普く人傑と交を結ひ、其擅の說を唱導し身を以て大義に殉せんとす、既にして將軍大政を奉還し、明治の新天地を見るに至れり、爾來醫學に志し、關醫柳見仙に識られ其教授を受け、和蘭醫學士ホンペの講本を貸與さる、君喜んで日夜岡書を廢寢し閒年にして終る、蓋し全書は四十六卷の大部なり、其他漢學を中島漢齋、長谷川學海等に學び業大に進む、後洋醫學校に入りて盛譽の功を積み、明治四年一月大學大舍長に任せられ、仝年七月文部省に入る、仝十月軍醫寮に出仕し仝六年陸軍一等軍醫正となり、仝七年佐賀征討總督に隨行して功勞あり、仝九年陸軍馬醫監となり、仝十三年陸軍軍醫監となり仝十四年大學に出仕し、仝二十三年陸軍々醫總監、陸軍省醫務局長となり、仝廿七年膺懲の役起るや野戰衛生長官を以て仝年十月第一軍司令部所在地へ派遣せられ、翌二十八年十一月旅順口に向ひ、日夜精勵其職責を全ふせり、仝年五月凱旋勳二等に叙せられ、仝年八月金鵄勳章功三級並に年金七百圓を授與ふ、其勳功に依り華族に列せられ男爵を授けらる、明治二年六月醫學校記開掛となり、仝年十月大學少寮長心得となり仝三年一月大學大得業生兼少寮長となり仝年五月大學少助教兼少寮長となり、仝四年三月大學大舍長（辭退）に、仝年五月中舍長に任し、仝年七月文部省奏任出仕に仝年十月軍醫寮八等に補し、仝六年三月步兵第十四聯隊附を仝年四月第三砲兵隊附を仰付られ、仝年五月陸軍二等軍醫正に、仝年十月陸軍一等軍醫正に任し仝七年二月佐賀征討總督に隨行を仰付けられ、仝九年四月兼陸軍々馬醫監に任し、仝年六月米國費拉費府博覽會へ差遣され仝年十月歸朝、仝十年四月大坂陸軍臨時病院長に、仝十一年七月內務省御用掛を仝年仝月腦氣病院編輯事務を、仝十二年三月文部省御用掛兼勤を仝年五月東京大學醫學部總理心得を、仝年仝月病馬厩御用掛を、仝年七月東京地方衛生會幹事を、仝年十月軍醫本部次長心得を仰付られ、仝十三年九月陸軍々醫監に任し仝年仝月軍醫本部次長を、仝十七年十月東京大學御用掛兼勤を、仝十八年四月恩給局御用掛兼勤を仰付られ、仝年七月內務省四等出仕に補し仝年仝月衛生局次長に任ず——月衛生局第三部長兼勤仰付らる、同十九年三月醫務局次長兼內務省參事官に補し同年七月士官下士進級下調委員を仝二十年四月御用有之歐洲へ出張を仰付られ同年八月本

年九月墺國維也府に於て萬國衛生會及テモクラフヒー第六回會議委員として參向仰付られ、同二十一年九月歸朝同年十一月兼軍醫學舍長に補し、全十二月兼ね學校長陸軍衛生會議々長に補し、全二十二年三月醫務局御用掛兼勤を仰付られ、全月陸軍々醫總監に任し全月陸軍省醫務局長に補し、全二十七年六月野戰衛生局長官に任し廣島へ差遣され、全卅年四月陸軍々醫總監に任し全月陸軍藥局方編纂委員長を、全年九月休職を、全卅一年三月中央衛生會委員を仰付らる。明治五年四月正七位に、全六年六月從六位に全年十一月正六位に全十三年十月從五位に、全十八年十一月勳三等（賜旭日中綬章）に全十九年十一月正五位に全二十三年十月從四位に、全二十八年五月勳二等（賜瑞寶章）に全年八月功三級（金鵄勳章幷に旭日重光章）に全二十九年六月正四位に叙せらる、現今の肩書は陸軍々醫總監、貴族院議員中央衛生會長、日本藥局方調査會長、大倉商業學校理事、大橋圖書館理事日本赤十字社評議員、從三位勳一等功三級男爵

從四位　男爵　伊江朝眞君

當家は舊琉球王尚家の分家にして、君は舊琉球王尚灝の四男朝直、朝永に至る、君其後を嗣ぐ、安政五年八月四日を以て生る、同十二年三月特旨を以て華族に列し同十四年二月伊江朝永と改稱同二十三年三月男爵を授けらる、君現今の肩書は從四位男爵

從二位　子爵　井上良馨君

君は薩鹿兒島藩士井上七郎の長男にして、弘化二年十一月三日を以て生る幼名を直八といふ、戊辰八月初めて春日艦に乘組み、官軍應戰として東北各港に出張し、尋て函館に進擊し大に軍功あり、明治八年雲揚艦長として海底測量の爲、朝鮮海に出で、江華島に於て彼の暴徒我艦に砲擊す、君大に其不法を憤り上陸奮擊して永宗城を陷る、後歐洲諸國及び淸國等に航海し、各地の地理形勢風俗等を視察して大に得る所あり、全二十年勳功に依り華族に列し男爵を授けらる、翌年海軍大學校長となり、全二十五年海軍中將に昇進し、二十七年の役常備艦隊司令長官として勳功あり、全卅年平定の后旭日重光章及年金五百圓を賜ふ、明治二年三月寒日艦乘組函館流賊追討出張を、全四年三月龍驤艦乘組を仰付られ、全年五月海軍中尉に全年七月海軍大尉に全五年十月海軍少佐に任し、同年十一月寒日艦長に同七年十月雲揚艦長に、全八年十月淸韓艦長に、全年十二月尾丸艦長に補し、同九年一月黑田辨理大臣に隨行朝鮮國回艦を仰付られ同年三月歸朝、同年四月海軍中佐に任し、同十一年一月歐洲へ回航、全年十二月歸朝、全十二年八月東艦長を、全十三年六月淺間艦長を仰付られ、全十五年六月海軍大佐に任し、全年八月扶桑艦長を、全年十一月淺間艦長を發補仰付られ、全十七年二月軍事部次長に任し、全年十二月金剛艦長を、全十九年一月扶桑艦長常備艦隊參謀長を仰付けられ、全月軍務局次長軍務局將校課長に、全年六月海軍省軍務局長に、全年八月兼將官會議員に補し、全二十年十一月朝鮮國公使館附を仰付けられ、全二十一年八月兼海軍大學校長に、全二十二年三月海軍第一局長兼將官會議委員に、全年五月常備艦隊司令長官に全二十四年六月海事參謀本部長に補し、全二十五年十二月海軍中將に任し全月佐世保鎭守府司令長官に、全二十六年五月橫須賀鎭守府司令長官に、全二十八年二月西海艦隊司令長官に、全年十一月常備艦隊司令長官に、全二十九年二月吳鎭守府司令長官に、全三十三年五月橫須賀鎭守府司令長官に補せらる。明治六年二月正七位に、同六月從六位に、同九年五月正六位に全十一年一月勳四等に、同十五年八月從五位に、同十八年十一月勳三等に同十九年十月從四位に、同二十五年二月正四位に、全廿八年十一月勳二等（賜旭日重光章）に同卅一年九月從三位に、全卅三年十一月勳一等（賜瑞寶章）に叙せられ、猶外國よりは土耳其國皇帝陛下より贈與したるメヂイジヤ第三等勳章を受領し及び佩用することを允許せらる、現今の肩書は海軍大將軍事參議官從二位勳一等功二級子爵

正一位　男爵　岩倉具德君

當家は贈太政大臣勳位公爵岩倉具視の分家なり、君は從二位勳四等岩倉具綱の第二子にして明治十三年五月二日を以て生る、全十六年七月十一日別に一家を立て、同月特旨を以て華族に列し同十七年七月男爵を授けられ、同三十三年五月從五位に叙せらる、同年九月拜謁して天盃を賜はる、君現今の肩書は正五位男爵なり

從五位　男爵　伊賀氏廣君

當家は舊高知藩の國老にして、宿毛の邑六千八百石を領し、先代陽太郎に至る、陽太郎藩政を輔け維新の際大に功勞あり、君其後を享く、君實は山內勇の四男なり、明治十九年九月十八日を以て生る、同二十三年五月、先代陽太郎の勳功に依り華族に列し男爵を授けらる、君現今の肩書は從五位男爵

從五位　男爵　伊藤一郎君

當家は先代從四位勳三等理學博士圭介より家聲を揚ぐ、圭介は名古屋藩士西山玄通の男にして享和三年一月二十七日を以て生る、父祖の業を繼で關學を講せしが一朝感ずる所ありて專ら植物採集に從事し、十八才頃水谷某に從ひて尾州海濱幷に篠島間賀の二島に渡り多く草木金石類を採拾し、三州猿投山に至つて歸る、之を採拾の初めとなす、爾來三十八年或は高山幽谷に入り、或は深林廣澤を涉り、全國殆んど足跡の至らざる所なく積年倘一日の如く、其堅忍不拔の志を以て研究し大に發明する所あり、安政五年名古屋朝日街に一大藥園を開設して旭園と號し、尋て街內に博覽會を開設したり、時に遊覽を賭ふもの陸續として絕えず門前市を成す、人皆其拾集の博洽なるに驚かざるものなし、翌六年藩の寄合醫師となり且つ洋學飜譯教授を命せられ文久元年幕府に召され蕃書調所取調掛となり、尋いで物産局教授となる、慶應元年藩侯再び擧げて奧醫師見習となす、明治の初藩大學に出仕し、後文部に勤めて專ら博物に關する事務を執れり、既にして博物園の設置せらるゝや之が鑑定の任に當りて大に盡す所あり、就中植物學上に就ては君の發見に係るもの枚擧に遑あらず、前代學者の未だ嘗て研究せざる所のものも、君を待つて始めて明なるに至れり、此を以て東京大學に聘せられて久しく理學部員外教授の任を受けて、嘗て勳業博覽會審査官となり、明治三十四年一月二十四日、勳功に依て華族に列し男爵を授けらる、此日病を以て卒す、君其後を享く、君實は東京の人伊藤雄四郎の男なり、明治二十一年三月二十六日を以て生る、同三十四年一月二十三日家督を相續す、君現今の肩書は從五位男爵

正五位　男爵　岩崎小彌太君

岩代彌之助は、土佐の人岩崎彌次郎の次男にして彌太郎の弟なり、嘉永四年正月八日を以て土州安藝郡井之口村に生る、兄彌太郎と共に航海事業を以て旣大なる三菱會社を興し、天下無二の巨富を占め、更に鐵業を擴め在來の高島炭礦に加ふるに筑豐諸所の鑛山を以てし、又手を鐵道に出し、日本鐵道、九州鐵道、山陽鐵道、筑豐興業鐵道等其全權亦三菱に屬せんとするの勢力を現はし、土地に至つては官有は拂下け、民有は買取り彌之助の有に歸せるもの、東京にては神田三崎町練兵場の如き、丸の內大名小路の舊地の如き、一望無涯の廣原及び深川、淺島、市ヶ谷等其區劃極めて廣く試に東京地圖を開きて、之に彌之助の所有地に朱を施さんか、將に全市の一大要部を占むるなるへし、地方に至つては限り知る可らず、猶第百十九銀行を起し、基礎の鞏固と信用の豐富殆ど他に比類なからしむ、明治廿三年九月貴族院議員となり、同廿九年六月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、其年十一月日本銀行總裁を仰付けられ、同卅二年十月貨幣法改正に際し、勳勞尠からざるを以て金杯一組を下賜せらる

明治十八年十月從五位に、同月勲四等（賜旭日小綬章）に同廿年九月正四位に、同卅一年十月勲三等（賜旭日中綬章）に同卅二年六月從三位に叙せらる、明治廿三年九月貴族院議員に任し、同廿九年十一月日本銀行總裁を仰付けられ、同卅一年十月依願同總裁を免せらる、君は明治十二年八月三日を以て生れ、其家を繼ぎ家督を相續す、現今の肩書は正五位男爵

正四位　男爵　南岩倉具威君

當家は村上天皇の皇子、中務卿具平親王の子右大臣師房の裔、正五位下木工頭具俊の末葉にして、贈太政大臣具視の次男從五位具義の立つる所なり、具義初め奈良興福寺の僧侶となり、後同寺中正知院の住職となり、明治元年四月勅命に復飾し、翌年二月堂上の列に班し一家を創立して南岩倉と稱す、後更に華族に列せらる、君其後を享く、君は子爵堀河康隆の三男なり、明治二年六月二日を以て生れ幼名を昌麿といふ、同十二年六月先代具義の養子となり家督を相續す、同十三年八月今の名に改め、同十七年七月男爵を授けらる、明治二十二年六月從五位に、同二十八年六月正五位に叙せらる、明治二十三年八月學習院生徒を以て英國留學を命せられ、同二十八年九月歸朝、同三十年七月、貴族院議員に當選し、同三十三年十月内務大臣秘書官に任せらる、君現今の肩書は貴族院議員正四位勲四等男爵

正三位　男爵　伊藤雋吉君

君は薩藩鵜濱士伊藤勝介の長男にして、天保十一年三月二十八日を以て丹後國舞鶴に生れ幼名を一介と云ふ、幼より讀書を好み稍長して漢學を能くす、夙に海軍に出身せんとする志厚く偶々薩藩に海軍操練所出仕を命せられ、同十三年四月海軍少佐に任し、翌年中佐に進み、累進して中將となる、其間春日、金剛其他諸艦長となりて世界各地に回航し、海軍上の大經驗を積み海軍兵學校長となり、或は海軍次官に職を奉す、同二十七年日清の役軍功あり、依つて華族に列し男爵を授けらる

明治四年十一月正七位、同五年十月從六位、同六月正六位に、同十二年十二月從五位に、同十三年十一月勲四等（賜旭日小綬章）に同十五年八月正五位に、同年十一月勲三等に、同十九年十月從四位に、同二十三年十月從三位に、同二十四年五月勲二等（賜瑞寶章）に叙せられ、同二十八年八月金鵄勲章及旭日重光章を賜ひ、同三十二年正三位に叙せられ、猶外國よりは明治十八年五月露西亞國皇帝陛下より神聖スタニスラス第一等勲章を、同二十八年十月佛國共和國政府より、コンマンドルドラレオンドール勲章を贈與せられ受領し及佩用をすることを允許せらる、同二十八年八月武功調査委員仰付けられ、同三十一年一月兼大喪使事務官に任し、同年四月兼主理に任し、同年同月海軍省司法部長を、同三十二年二月主理試補登用試驗委員長を仝年五月海軍省所管事務委員を仰付けらる、君現今の肩書は海軍中將貴族院議員正三位勲一等功三級男爵

從五位　子爵　石川成秀君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基五代陸奥守義家の六男、義時の後なり、其子從五位下義基、石川武藏守と稱す、それより義兼、賴房、忠秋、忠順、義忠、時通、朝成、氏房、泰信、政康、親康、忠輔、清兼を經て日向守家成に至る、家成徳川家康に仕へ、各所に戰うて軍功あり、豆州梅縄五千石の城主となる、其子長門守康通亦軍功を以て上州嶋淵二万石を賜ひ、慶長六年濕洲大垣に移城し五万石に加增せらる、大久保忠隣の二男主殿頭忠總其後を繼き、豊後國日田に移り、寛永十年下總國佐倉に轉し六万石に加增せられ、後再轉して廷享元年勢州龜山の城主となる、それより憲之、義孝、總慶、總堯、總純、總博、總帥、總佐、總安、總和、總貞、總修、成之を經て正四位子爵成徳に至る、君はその長男にして明治十九年七月六日を以て生れ、同卅一年五月十七日家督を相續す、現今の肩書は從五位子爵

子爵　市橋虎雄君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基三代、左衛門尉賴親の二男、福原從三位賴遠の後なり、それより有光、基光、光義を經て光重に至る、光重市橋大和守と稱す、それより成光、光氏、光長、光久、信久、長久、直信、長廣を經て壹岐守長利に至る、長利初め織田氏に仕へ、後豊臣氏に屬す、その嫡子下總守長勝、慶長、庚子の役及び大坂陣に軍功あり、元和二年伯州矢橋より越後三條に移城し、後又江州佛正寺に轉し、封邑二万石を領す、それより長政、政信、信直、直方、直樂、長璉、長昭、長發、長富、長和、長義を經、正五位子爵長壽に至る、君はその次男にして明治廿五年四月一日を以て生れ同二十八年六月七日家督を相續す、現今の肩書は子爵

從四位　子爵　井上正言君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基四代、從四位下賴秀の裔井上半右衛門尉秀の二男、從五位下筑後守政重の後なり、政重徳川に仕へ總目付の職に在り、寛永十七年上總國にて一万石を賜ふ、それより正清、政蔵、正森、正國、正城を經て下總國高岡藩主として從五位筑後守正和に正順に至る、君は其男なり、明治九年五月三十日を以て生れ明治二十九年從五位に、同三十四年正五位に、同三十九年從四位に叙せらる、君現今の肩書は從四位子爵

從四位　子爵　今城定政君

當家は内大臣藤原鎌足十三代、攝政關白師實の支裔正二位權大納言親綱の二男、從四位下右少將爲親の後なり、爲親分家して中山冷泉と稱す、その子爲尚を經て從三位權中納言定淳に至り今の家號に改む、それより定經、定種、定成、定竟、定國を經て從四位子爵定徳に至る、君其後を享く

君實は從四位候爵中山孝麿の長男にして明治十一年七月九日を以て生れ幼名を乘彦といふ同二十五年十二月三日先代、定徳の死後養子となり、其家督を相續し今の名に改む、現今の肩書は從五位子爵　明治三十一年八月從五位に叙せらる

從三位　子爵　岩城隆邦君

當家は桓武天皇の皇子、式部卿葛原親王の孫上總介高望の孫、從四位陸奥守眞盛の弟、從五位下鎭守將軍繁盛の後なり、それより安忠を經て、次郎太夫則道に至り岩城を姓となす、それより貞衡、繁衡、忠清、師隆、成衡隆守、義衡、照衡、朝義、常朝、清胤、隆忠、親隆、常隆を經て、忠次郎貞隆に至る、貞隆羽州龜田の城主として二万石を領す、それより吉隆、宜隆、重隆、季隆、隆知、隆恭、隆喜、隆永、隆信、隆政、隆章を經て隆治に至る、君其後を享く君は實は先々を代正四位隆邦の三子なり、父正四位隆邦當時祥馬縣磯部に閑居せらる、其夫人鈴子といふ、明治十年四月九日を以て生れ、同二十二年十月二日先代隆治、兄の死跡を相續し同三十年十二月昇陞して天盃を賜はる、現今の肩書は從五位子爵

明治三十年四月從五位に叙せらる

從五位　子爵　伊東久實君

當家は内大臣藤原鎌足の孫、左大臣武知麿の裔、從五位下駿河權守伊東維職の男維次の男なり、それより家次、祐家、祐近を經て、祐忠に至る、祐忠伊東九郎と稱す、その子祐光に至り嗣子なきを以て中絶し、若狹守祐元之を再興す、其孫丹波守長實に至り備中國岡田の城主として封邑一万三百石を領す、それより長昌、長治、長貞、長裕を經て正四位子爵長滋に至る、君はその九男なり、明治十八年五月十日を以て生る、明治三十三年十二月

二十一日父を喪ひ、同三十四年二月襲爵仰付けらる

子爵 石山基弘君

當家は内大臣藤原鎌足十三代、従一位左大臣賴宗の裔、贈左大臣園基音の末男、従三位左權中將壬生基起の次男従二位權中納言師香の後なり、師香別に一家を起し号を石山と稱す、師香より基名、基陳、篤熙、基逸、基文を經、従三位子爵基正に至る、基正父に從ひ維新の際王事に盡す所勞なからず、既にして嗣子基則繼ぐ、

基則慶應元年五月十九日を以て生れ幼名を龜麿と云ふ、明治十七年三月改名して基則と稱す、明治十八年一月陸軍士官學校生徒となり、同年九月歩兵生徒隊第三都隊となり、同廿二年七月陸軍歩兵少尉に任し、歩兵第廿七聯隊付に補し、同廿四年十二月従五位に叙せられ、同廿五年十一月陸軍輜重兵少尉に任し、輜重兵第二大隊付に補し、同廿七年十二月輜重兵中尉に任し、同廿九年六月正五位に叙し同廿七八年戰役に從軍して勳功あり、其賞として勳六等に叙し瑞寶章を賜ひ金百圓を下賜され、同年十一月輜重兵第十一大隊付に補し、同三十一年十月陸軍輜重兵大尉に任せらる、嗣子基弘繼き家督相續の上襲爵仰付けらる、君は明治三十三年六月十二日を以て生る

従四位 男爵 伊丹春雄君

當家は世々粟田青蓮宮に事へ先代従二位勳一等重賢は大和守伊丹重任の男にして、天保元年十月七日を以て京都粟田に生る、稍長して粟田青蓮院宮尊融親王に奉仕す、安政五年橋本左内、梅田源次郎等の事に座し幕吏に捕はれ彦根城に幽囚せらる、後放免となり元治元年加陽宮に召され青蓮宮に復歸を命せられ、維新後復されて大坂府判事となり、東京及長崎に歷任し後大審院に入り、元老院議官に轉し同院廢さる、同二十九年六月勳功に依り華族に列し男爵を授けらる、同三十三年七月十五日病を以て卒す、君は其長男なり、明治二十九年十月従五位に叙せられ、明治二十九年十二月拜謁して天盃を賜ふ、同三十三年七月襲爵を仰付けらる、現今の肩書は従五位男爵

正五位 男爵 岩倉道倶君

當家は村上天皇の皇子、中務卿具平親王の子、木工頭岩倉具堯の後にして岩倉公爵家の分家なり、君は贈太政大臣正一位大勳位岩倉具視の四男にして、明治十四年五月二十九日を以て生れ同二十九年十二月特旨を以て華族に列し父具視の功に依り男爵を授けらる、明治二十七年八月東宮職出仕を仰付けらる

正五位 男爵 井田磐楠君

當家は先代正三位勳一等井譲より家名を揭く、天保九年九月を以て生る、戊辰の役起るや藩を脫して京に抵り、岩倉具視に依り國事に奔走盡方す、明治元年六月徵士軍務官權判事に任せられ、同八月生野縣知事に、同三年久美濱知事に轉任し、同四年大藏大丞、同年兵部省に轉し、陸軍少將に任せらる、同七年及十年役京に在つて徵募新選旅團編制及練兵等に力を盡し、出征の將士をして內顧の憂なからしむ、同十三年特命全權公使となりて埃國に駐劄し、同十六年元老院議官となり、同二十三年十一月勳功に依て華族に列し男爵を授けらる、君月病を以て薨す君は其次男なり、明治十四年二月二十四日を以て生る、長して慶應義塾に入り後陸軍士官候補生となりて、當時野戰砲兵第一聯隊に在り

正五位 男爵 今園國貞君

當家は内大臣藤原鎌足七代、內舍人良門の後裔、従二位贈內大臣勳修寺光豊の男正二位芝山宣豊七世、従四位宮內大輔國典の二男従四位國映の創立する所なり、

國映初め南都興福寺の僧となり、同寺中賢聖院の住職となる、明治元年勤命に依り復飾し、同二年堂上の格を賜ひ家号を今園と稱す、同八年三月華族に列せられ、同十七年七月男爵を授けらる、君は其長男なり

正四位 男爵 岩崎久彌君

當家は先代彌太郎より家聲を揭く、彌太郎は岩崎彌三郎の長男にして、天保十二年十二月を以て土佐國安藝郡井の口村に生る、家固より郷士なり、幼にして海濱の小丘に遊ひ數多の漁船の出入するを見志を立てゝ曰く、「我元來船を好ひ、他日一身を立つる必ず船を以て業となし、廻漕を以て名を天下に馳せんと」爾來亳も當初の志を屈せず遂に海上王の綽名を得るに至る、

彌太郎初江戸に遊びて安積艮齋の門に學ひ事あつて歸國し、藩中の名士と交り名を知られ藩に仕へて九州に赴き、後藩の長崎貿易事務掛となり次で長崎及ひ朝鮮に遊ひ、藩に歸つて重役に任せられたり、藩の會計困難を呈するに及ひ、藩侯所有の外國船を引受けて九十九商會を起し、海運の事業に從事せしか、明治四年慶藩命出るに至り船を藩侯に返納し、九十九商會を解き更に藩主の補助を以て數艘の汽船を購入、大坂に一の私立運輸會社を起し名けて三菱商會と稱す、同七年佐賀の亂起るや政府の命に依て、回漕に從事し、此歳を以て本店を東京に移し稍其業を擴張す、尋て台灣の役起るに及ひ政府新に數艘の汽船を購ひて之を彌太郎に托し、戰地回漕に從事せしむ、戰已むの後其船を用ゐて航路を上海に開き、又沿海諸港の航路を開き大に其業を擴張す、是より先、帝國郵便汽船會社と競爭を試み、互に相苦む、然るに新に上海の航路を開くを以て、更に太平洋汽船會社と競爭を開き、政府の保護を賭ひ、益々其船賃を低落し遂に之を我近海より放逐するに至れり、後終に其船舶を購ひて以て外船の競爭を絶つ、會々帝國郵便汽船會社も政府其船舶を收めて、更に之を三菱に附與し、托するに郵便運漕の事を以てす、是に於て始めて郵便汽船三菱會社と稱す、同九年英國彼阿會社新に航線を橫濱上海間に開き、大に三菱會社と抗爭す、彌太郎之に應し優に勝を制して後來らしめす、是に於て我航海權全く彌太郎に歸せり、同十年西南の役起るに及ひ、復政府の命を奉して戰地回漕に從事す、之より三菱の名聲天下に嚮き當務國內に冠たり、彌太郎常に我國に航權を擴張するを以て自ら任し、終始一日の如く絕て他事に及ふものなし、而して貨幣を公事に納るゝもの勘なからす、學校を興し文庫を設け、學士を養ひ貧民を救助し、褒賞を受くること數十回金銀盃の下賜五十餘個に至ると云ふ、同十八年二月七日、従五位勳四等を以て東京の邸に歿す、同廿年九月従四位に叙せらる、君は其長男なり慶應元年八月廿五日を以て生る、父の大業を繼て三菱會社の社長となり、同廿九年六月亡父彌太郎の勳功に依て華族に列し男爵を授けらる、現今の肩書は正四位勳二等男爵

従四位 男爵 池田勝吉君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基五代、左馬助池田泰政の後裔、紀伊守信輝の後にして、舊備前岡山の城主池田氏の分家たり、而して君は正二位池田茂政の二男にして、明治七年八月十二日を以て生れ、明治十二年十月廿四日正二位池田章政より財產を分與せられ別に一家を創成し、同月特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、同十三年五月従五位に叙せられ累陞して従四位に至る

正四位 子爵 石野基道君

當家は内大臣藤原鎌足十三代、従一位右大臣賴宗の裔、正二位權大納言持明院基時の末男、正二位權中納言基顯岐れて一家を成し家号を石野と稱す

、それより基幸、基棟、基綱、基安を經て從二位基祐に至る、君はその三男なり、明治四年四月十一日を以て生る、幼名を千代丸といふ、同二十八年八月嗣子となり同二十四年四月從五位に、明治廿七年五月家督を相續す、明治二十九年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は正四位子爵

子爵勝弼に至る君はその四男なり、明治十八年一月二日を以て生る、同二十九年家督を相續す、始め仙臺陸軍幼年學校より進み現今陸軍騎兵中尉正五位勳六等子爵なり

正五位　男爵　今枝直規君

當家に舊金澤藩の國老として、世々祿一万二千石を領し、先代今枝直邦に至る、君は其長男なり、明治三年七月二十一日を以て生る、同七年二月家督を相續す、同二十三年七月農科大學へ入、同二十六年七月卒業す、同三十三年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、同月賞所叅拜仰付けられ拜謁して天盃を賜ふ、同年八月營林主事に岩手大林區署盛岡小林區署長に任し、更に宮城大林區署駒小林區署長に轉し、同三十一年八月石川縣勸業事務を囑托せらる、現今肩書は正五位男爵

正五位　子爵　板倉勝貞君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基八代、陸奥守足利義康の曾孫、宮内少輔泰氏の次男板倉次郎義順の後なり、それより義春、眞頼、義季、直頼、義行、滿頼、義喬、頼重を經て八右衛門好重に至る、好重松平大規助好景に仕へ、永祿四年吉良義照と善明堤に戰うて之に死す、その次男伊賀守勝重初め僧となり香峰宗哲と号す、兄忠重松平好景に致し、弟定重父の後を繼ぐ、亦尋いで戰死す、勝重後德川家康に擧げられて江戸町奉行となり、慶長六年京都に所司代を置くに及ひ、先つ選はれて之に任す、同十四年九月山城の地九千八百六十石を賜ふ、其嫡子周防守重宗、父の職を繼き名所司代として犬打つ童にさへ其名を知られたり、明暦二年下總國關宿五万石の城主となる、それより重卿、重常、重冬、重治、勝澄、勝武、勝治、勝政、勝睦、勝職、勝靜を經備中國高梁二万石の城主として、正四位掛叅勤を仰付けられ、同十六年四月沖繩縣令に任し、同月衆檢事に任し、同年八月判事に任し、同十七年一月恩給局長に任し、同年五月司法大輔に任し、同十九年一月北海道廳長官に任し、同廿一年元老院議官に任し、同廿二年五月宮中顧問官に任し、同廿三年五月宮中顧問官に任し、同年九月貴族院議員に任し、同廿四年六月衆御料局長に任せらる、現今の肩書は錦鶏間祗候貴族院議員正二位勳一等男爵

正四位　子爵　石野基道君

當家は内大臣藤原鎌足十三代、從一位右大臣賴宗の裔、正二位權大納言持明院基時の末男正二位權中納言基順の後なり、基順岐れて一家を成し家號を石野と稱す、それより基幸、基棟、基綱、基憲、基標、基安を經て、從二位基佑に至る、君はその三男なり、明治四年四月十一日を以て生る、幼名を千代丸といふ同廿年八月嗣子となり、同廿四年四月從五位に、同廿七年五月家督を相續す、同廿九年六月正五位に叙せらる、後升叙せられて正四位に至る

從四位　子爵　石井行昌君

當家は桓武天皇の皇子、式部卿葛原親王の子、大納言高棟の裔、從二位參議西洞院時慶の女行子の後なり、行子東福院の上臈にして、石井局と稱す、後西院帝の万治二年宣旨により、別に一家を取立られ家號を石井といふ、それより行豊、行康、行忠、行宣、行弘、行遠、行光を經て從五位行知に至る、君は其男なり、明治九年六月廿三日を以て京都に生る、同十一年十一月九日父を喪ひ、翌月卅日家督を相續し、同十七年七月子爵を授けらる、明治廿九年六月從五位に叙せられ、後升叙せられて現今從四位に至る

從四位　男爵　諫早家崇君

當家は龍造寺隆信の後裔にして、世々佐賀藩の客老を以て、諫早の地二万石を領し、諫早一學に至る一學夙に勤王の志厚く、明治七年佐賀の變に際し、自ら舊臣を率ゐて大に鎭撫に盡力し、同十年西南の役起るや、亦自費を以て舊臣數十名を撰拔し熊本に派遣し、官軍に應援し殊功を奏す、君は其後を享く、君は諫早兵庫の長子なり、安政元年四月廿日を以て生れ、長して先代一學の嗣子となる、幼にして學を好み、明治元年藩の弘道館に遊ひ、同三年東京に出て、同四年獨逸に航し伯林に勉學す、同六年歸朝、維也納に轉し、貴族學校ラレージアムに入り、全十年進んで全府大學校に移り經濟學を專攻し、傍らスタイン博士の薫陶を受く、同十二年歸朝、翌十三年外務省に入り、同十四年五月太政官に轉し、同十月又參事院に移り、後貴族院議員となる、同三十年十一月從五位に叙せらる、現今の肩書は從一位勳四等男爵

正三位　男爵　茨木性昭君

君は舊和歌山藩士、茨木昭封の長男にして嘉永二年九月九日を以て生れ幼名を守之助と稱す、嘉永五年舉家同國那賀郡金地村に移る、村は若城山を負ひ、紀の川に臨み城下を隔つる事數里就學に便ならず、安政二年七歳の春出でゝ叔父片岡弘恭の家に寄食す、父昭封常に戒めて曰く、我中に及ぶも終に家名を揚す能はず、屑々なる微身を以て終ふ、汝能く文武の道を講して以て大に家名を起すへしと、叔父亦君を訓諭するに此言を以てせり、同三年始めて學に就き習字讀書及詠の術を修む、同四年秋叔父弘恭、勢州田丸領の代官となる、君從ふて同地に至り文學と武藝を研鑽し、同三年四月元服、同十一月師内藏介本藩に出府を命せられ君之に隨行し、即ち叔父の許を辭し鄉里に歸る、それより藩の學修館に於て日々諸家劍客と劍法を修む、一日藩主の閲覽あり大に其技を賞せられ、後學事の試驗良好なるを賞せられ、銀三兩を下賜せらる、元治元年及び慶應元年長防兩度の征伐に從軍し常に軍功あり、明治元年二月藩主に從うて上京し、爾來藩の軍政に力を致し、後陸軍に出身して、同五年五月陸軍少佐に任し、同七年佐賀の役起るや第十八大隊を率ゐて野津將軍の麾下に屬し大に軍功あり、同十年西南の役、亦別働第二旅團に編入され、九州各地に勇戰健鬪し、遂に平定の功を奏す、同廿三年陸軍少將に昇任し、歩兵第十一旅團長となり、同廿七年日清事件起るや、同七月充員令下りたるを以て、第六師團司令部の出師準備をなし、更に第六師團を小倉に集むへき命に接し、翌廿八年一月熊本を發し小倉に到り、同月福岡丸に搭して、清國盛京省大連灣に着す、其日歩兵第十一旅團長を免し金州城行政長官を命せらる、之を君か牧民の任に當りたる始めとす、尋て占領地總督部民政部長に補せられ、大に其職に盡力したり、同年八月同戰役の軍功に仍り、特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、勳二等に叙せられ年金五百圓を授けらる、

其閲歴は、明治五年四月陸軍大尉、同五月同少佐に、同六年七月從六位に同七年五月同中佐に任し、大坂鎮台歩兵第十一聯隊長を、同八年三月正六位に、同十年二月鹿兒島暴徒征討軍令官を仰付けられ、同十一年一月勳四等（賜旭日小綬章及年金百三十五圓）に同年十一月陸軍大佐に任し、同十二年四月歩兵第十四聯隊長に移り小倉鎮台司令官を兼ね、同十六年一月軍法會議判士長を仰付けられ、同十七年六月參謀本部副官に、同十八年五月近衛參謀長に、同十九年五月戸山學校長に補し、同廿一年五月勳三等（賜旭日中綬章）に同廿三年六月陸軍少將に任し從四位に叙せられ、歩兵第十一旅團長に、同廿八年一月金州城行政長官に、同年八月總督部參謀長兼民政部長に、同年八月勳二等（賜旭日重光章及年金五百圓）に同廿九年三月歩兵第八旅團長に補し、同年六月正四位に叙せられ、同年十月陸軍中將に任し同廿三年四月豫備を仰付けられ同年五月從三位に叙せらる、後非職せられて現今の肩書は、陸軍中將貴族院議員正三位勳一等功三級男爵

從四位　男爵　石田八彌君

當家は先代從二位勳一等石田英吉より家聲を揚く、英吉は天保十年十一月八日高知縣安藝郡中山村に生る、文久三年藩學術修業の爲め、京都に趣き仝年八月仝藩の吉村寅太郎等と中山侍從に隨うて大和に兵を起したるも、戰敗れて後長州に潛匿し、奇兵隊に加はり維新前迄は、長州藩士を以て國事に盡瘁せり、明治二年出て長崎縣小參事となり、夫れより秋田、長崎、千葉、高知、各縣の知事に轉任し、故陸奥伯の農商務大臣となるや、擢でられて同次官となりしが、後貴族院議員に選舉せられ、仝二十九年六月勳功を以て華族に列し男爵を授けられ、仝三十四年四月八日病を以て卒す、君は其後を繼ぐ、君實は秋田縣の人奈良又助の五男なり、明治二十五年二月正七位に、仝二十九年從五位に叙せらる、文久三年八月二十一日を以て生る、明治十四年四月工部大學に入り、仝二十年七月帝國大學工科大學に採鑛、冶金仝科を卒業、直に大學院に入り翌年二月退學して、小眞木鑛山會社入社、七月仝社より三菱會社に入り、明治三十年四月父を喪ひ、仝月襲爵す、現今肩書は從四位男爵

從四位　男爵　石井菊次郎君

君は慶應二年を以て千葉縣に生れ、明治二十三年法學士となり直ちに外務省試補となる、後累進して公使館書記官となり領事となり、同三十三年外務書記官、總務局電信課長となり後通商局長に歴任し、同四十一年六月外務次官に任せられ、同四十四年八月二十四日、勳功により特に男爵を授けらる、君現今の肩書は從三位子爵

ろ之部

從三位　子爵　六條有熙君

當家は村上天皇の皇孫右大臣師房の末裔、太政大臣久我通光の五男、正四位下左中將通有の後なり、通有より有忠、有光、有孝、有定、有繼を經て六十四年間（永正九年より天正三年まで）中絶せしか參議爲紀の男、從二位權中納言有廣再興し、それより有純、有和、有藤、有起、有榮、有庸、有家、有言を經て從一位有容に至る、君其後を繼く、君實は有容の孫にして有義の長子なり、文久二年四月十六日を以て京都に生れ明治十六年十二月先代（祖父）有容の讓を受けて家督を相續し、翌十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は從三位子爵

子爵　六角英通君

當家は内大臣藤原鎌足十三代右大臣賴宗の裔、從一位准大臣國基福の猶子從五位上右少將基維（號波多）の後なり、その子從二位前參議益道姓を六角と改稱す、それより知通、光通、和通、能通を經て從二位子爵博通に至る、玄通はその長男にして明治三年六月廿六日を以て生れ其後玄通より家督を相續す君は明治三十五年五月十九日を以て生れ現今の肩書は子爵

は之部

正二位　侯爵　蜂須賀茂韶君

當家に清和天皇の皇子貞純親王の子、鎭守府將軍經基より八世陸奥守義康より八代修理太夫高經九世の裔にして高經九世の末流蜂須賀正勝の男阿波守家政の後なり、正勝初め小六と言ふ、永祿の初め信長に隨ひて桶狹間及ひ稻葉山に戰ひて功あり、後ち秀吉に屬して中國、四國に戰功を現はし、天正十三年從五位に叙し修理太夫に任せらるる家政も亦幼名を小六と云ひ秀吉に隨ひて天正六年初陣に播州廣瀨の城主を走らし同十二年紀伊の土冠を平け同十四年西海を征し同十八年韮山城を攻め永祿四年騎兵七千を率ひて明を伐ち同年征明の命を受け明を伐ち後援を削り遂庵と號す、寛文十五年十二月年八十一にして卒す、其弟至鎭嗣き至鎭の代に封二十五万七千石となる、それより忠英、光隆、綱道、綱矩、宗員、宗英、宗鎭、重喜、治昭、齋昌、齋裕を經て君に至る、君に弘化三年八月八日江戸に生る、幼名を氏太郎又千松丸と云ふ、万延元年三月元服し將軍家茂に謁して其諱の一字を授かり同年同月從四位に叙せらる、文久二年十一月勅を奉して上京し同年十二月參内して天盃を賜ふ、同三年八月京都の騒動に君自ら兵を率して赴き宮門を護り功によりて天盃を賜る、明治元年正月阿波淡路の兩國二十五

万七千五百石餘の封を襲く、然して同年四月従二位に進み同十四年七月勲三等（賜旭日中綬章）を同二十年十一月勲二等（賜旭日重光章）を同二十八年十二月正二位に、同二十九年三月勲一等（授瑞寶章）に叙せられ、其他諸外國より勲章を贈與せられたるもの頗る多く布哇國皇帝陛下より「カラカワナイトクラドオフホーサ」勲章を獨逸國皇帝陛下よりクラウン第二等勲章を、西班牙國皇帝陛下より「グランクロワ、エサベラカトレキ」等其他傚、伊、皇帝陛下よりもそれ〳〵勲章を贈與せられ及ひ佩用する事を允さる、然も君は明治の初年英國に留學せられて專ら華冑の身を顧みす盡瘁の勞を積まれ歸朝の後勲功に依て侯爵を授けらる、現今の禁職は樞密顧問官議定官貴族院議員正二位勲一等侯爵なり

正三位　伯爵　林　董　君

君は筑前府の臣林洞海の第三男にして嘉永三年二月廿二日を以て江戸に生る、明治四年神奈川縣廳に出仕し外務、工務、宮内、遞信の諸省に奉職し特命全權公使、外務次官等に昇任し又香川、兵庫兩縣知事となりし事あり同廿八年十一月勲功に依つて華族に列し男爵を授けられ後累進して特に伯爵を授けらる

明治六年二月正七位に同六年十一月正六位に同十二年十二月從五位に同十五年六月勲五等に同十九年十一月正五位に同廿年十一月勲四等に同廿一年十二月從四位に同廿三年六月勲三等（賜瑞寶章）に同廿六年十二月正四位に同廿七年八月勲二等（賜旭日重光章）に同廿八年十一月勲一等（賜瑞寶章）に同卅二年十二月從三位に叙せられ同月旭日大綬章を賜はる、猶外國よりは同十六年五月伊國皇帝陛下より「コンマンダトレデルオルデネデーラコロンナデイタリヤ」勲章を、同月瑞國皇帝陛下より神聖斯多尼士拉斯第二等勲章を、同月墺國皇帝陛下より「フランツジョゼフコンマンデアル」第二等勲章を、同月獨國皇帝陛下より「クルクロオネン」第二等勲章を同白耳義國皇帝陛下より「レオポール」第三等勲章を、同廿四年八月土耳其

皇帝陛下より美治慈惠第二等勲章を、同年十月布哇國皇帝陛下より王冠第一等勲章を、同廿年十月佛國政府より「コンマンドール、ド、ロルドル、ナショナル、ド、ラ、レジョン、ドンノール」勲章を、同廿七年八月瑞羅國王陛下より王冠第一等勲章を、同廿九年十二月清國皇帝陛下より頭等第三双龍寶星を贈與せられ受領し及ひ佩用することを允許せらる

明治五年十月外務三等書記官に、同六年六月工學助に同七年二月兼工部少丞に同八年十一月工部權大丞に、同十年一月工部權大書記官に、同十四年十二月兼參事院員外議官補に、同十五年六月兼宮内大書記官に任し、同月二品熾仁親王殿下歐國へ差遣さるゝに付隨行を仰付られ同十六年二月歸朝同十七年八月太政官大書記官に同年十二月記錄局長に、同月遞信大書記官に同十九年二月一等驛遞官に同年三月驛遞局長に、同廿年三月内信局長に同廿一年十二月香川縣知事に、同廿二年十二月兵庫縣知事に、同廿四年六月外務次官に、同廿八年五月特命全權公使に任し清國駐劄を仰付られ、同卅二年四月和蘭海牙府に於て万國平和會議開設に付委員として同國へ差遣され、同卅三年二月英國駐劄を仰付けらる、君現今の官階は正三位勲一等伯爵なり

従三位　伯爵　橋本實斐君

當家は内大臣藤原鎌足十一世太政大臣公季六世權中納言通季の裔従一位太政大臣今出川公相の四男正三位參議實俊の後にして世々家職として樂道を奉る、實俊より季經、實澄、公晉、實卿、公夏、實勝、實村、公綱實松、實文、實理、實誠、實久、實麗を經て従二位實梁に至る實梁戊辰の役大津に出發の命を受け尊て東海道先鋒總督鎭撫使として兵を督して東海道に進軍し桑名城を攻めて江戸に至る、明治二年王事に盡瘁し功勞を賞せられ賞典錄二百石を賜ひ後地方官吏又は元老院議官となり、同十七年七月伯爵を授けらる、翌十八年九月十五日從二位勲三等を以て薨す、君は其二男にして慶應三年十月十日を以て京都に生る、幼名を昌丸と云ひ明治十三年十一月實顯と改む、同十四年八月從五位に叙せられ同年十二月拜謁して天盃を賜はる、同十八年十一月七日家督を相續し尊て襲爵仰付けられ同廿四年十二月五位に同廿八年十二月從四位に同卅二年十二月正四位に叙せられ尊て累進して正三位に叙せらる

従三位　伯爵　清水谷實英　君

當家は内大臣藤原鎌足十一世太政大臣公季六世權中納言通季三世西園寺公經の二男正二位大納言實有の後なり、實有別に家を立て、清水谷と稱す世世能書を職とす、實有より公持、公藤、實連、公有、實材、公勝、實秋、公知、實久、公松（實は橋本權中納言公夏の男）實任（實は、阿野季時の孫）公榮（實は三條西古大臣實條の孫）雅季、實榮、公善（實は正二位吉田兼雄の二男）實揖（實は右大臣德大寺實祖の二男）公正を經て従三位公考に至る、公考夙に勤王の志あり、戊辰の冬大總督の命を奉し、諸軍を率ひて函館に至り、晝夜勇戰遂に平定の功を奏し、其賞として永世祿二百五十石を下賜せらる、君は其長男なり、慶應二年四月五日を以て京都に生る幼名を續歷と云ふ、明治十六年二月家督を相續し、同年四月實英と改名す翌二月元服し従五位に叙せられ、同十二月拜謁して天盃を賜はり、同十七年七月伯爵を授けらる、明治廿七八年戰役の際大に軍功を樹て、勲章及年金を下賜せらる、現今の肩書は陸軍歩兵中佐侍従　従二位勲四等功四級伯爵

従四位　伯爵　林　博太郎　君

當家は山口藩士、林友信の長男友幸の起す處なり、友幸文政六年二月六日を以て長州萩土原に生る、幼名を周次郎と稱し後半七と改む、幼より一奇兵隊指揮長たり、得意の槍を揮つて彼の腸を突き殆戰兩日にして擊退す、慶應三年三月、奇兵隊紛擾を極め屢々血を流す事あり、友幸同隊長となり

従四位　伯爵　葉室長通　君

當家は内大臣藤原鎌足第七世内舍人良門の裔、甘露寺中納言爲輔五世、參議大藏卿芸房の二男、正三位權中納言顯隆の後なり、顯隆より顯、頼、光頼、成頼、宗頼、宗方、資頼、秀頼、頼親、頼藤、長隆、長光、長宗、長忠、忠頼、頼要、頼業、順孝、長順を經て正三位長邦に至る、長邦權右中辨、襲山神社宮司殿掌等となり、明治十七年七月伯爵を授けられ、君は其後を繼ぐ、君實は万里小路通房の二男なり、明治九年十月十七日生、明治三十一年七月正六位に、明治三十二年四月從五位に叙せられ、明治三十二年二月二十四日、葉室長邦の養嗣子となり、明治三十二年三月二十四

日襲爵を仰付けられ、明治三十二年七月拜謁して天盃を賜はる、明治三十一年六月陸軍歩兵少尉に任し、同月騎兵第四聯隊附に補し、明治三十三年十一月陸軍騎兵中尉に任せられ、君現今の肩書は陸軍騎兵大尉従四位勲五等伯爵

従二位　子爵　花房義質君

君は岡山藩士花房端連の長男にして、天保十三年正月元日を以て生る、幼にして讀書を好み文事に長す、明治二年四月太政官御用掛となり、同三年二月外務權小丞に任し、同六年九月外務一等書記官となり露國公使館に在勤し、同九年朝鮮へ差遣され、爾來屢々朝鮮に辨理公使、通商章程取調掛等となり渡航し、有名なる例の朝鮮事件に盡力して其名を揚げ、同十五年九月勅語を賜よ、後全權公使、勸業博覽會事務官長、農商務次官、宮中顧問官、宮內次官の諸官に歷任し、同二十九年六月勳功により華族に列し男爵を授けらる

明治三年三月正七位に、同四年十二月正六位に、同五年六月従五位に、同十二年十二月勳四等に、同十六年四月従四位に、同十九年十月従三位に、同二十同年九月勳二等に、同十五年四月勳三等に、同二十三年三月正三位に叙せられ、猶外國より同十二年三月、露國皇帝陛下より神聖安邦第二等勳章、同十六年一月露國皇帝陛下より獅太陽第一等ラム第一等勳章を、同十八年十二月、波斯國皇帝陛下より神聖安邦第一等勳章を、同二十年六月露國皇帝陛下より北極星第一等勳章を、同二十三年五月一年三月瑞典那威國皇帝陛下より神聖スタンス佛國政府よりコンマンデール、ドロルドルナショナルド、ラ、レジョンドルノール勳章を贈與せられ、受領し及ひ佩用することを允許せらる、明治二年四月御雇を以て御用掛を仰付けられ、同年七月大錄に、同三年二月外務權少丞に同四年八月外務大記に任し、同年十月公書編輯課長を仰付けられ、同九年十月朝鮮國草梁館へ差遣され、同十年一月外務大書記官に

同年九月兼代理公使に任し、同十一年三月記錄局長心得を、同十二年十一月條約改正取調掛兼勤を仰付けられ、同十三年四月辭理公使に任し、朝鮮國京城在勤を、同十四年十一月同國通商章程取調掛を仰付けられ、同十一月外務省三等出仕に補し、同十六年三月特命全權公使に任し、露國在勤を仰付けられ、同十九年十二月伏見宮別當に、同二十年七月農商務次官に、同二十一年二月第三回內國勸業博覽會事務官長を仰付けられ、同年十一月宮中顧問官に、同年十二月兼帝室會計審査局長に、同二十二年七月兼帝室制度會計審査局長に、同三十二年十二月兼小松宮別當に任せらる、同四十四年勳功により子爵を授けられる、君現今の肩書は赤十字社副社長神苑會々長従二位勳一等子爵

従五位　男爵　原田熊雄君

先代一道君は岡山藩士原頴齋の長男にして、天保元年八月廿日を以て生る、明治元年十二月徵士兵學校御用掛を、同四年兵學大教授を仰付けられ、同六年陸軍大佐に任し、同十四年陸軍少將に進む、其間太政官大書記官に兼任し、後元老院議官となる、同卅三年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、

明治二年十月従七位に、同年十一月従六位に、同五年四月正六位に、同六年十一月従五位に、同十一年六月勳四等（賜旭日小綬章）に同十四年九月正五位に、同十五年十一月勳三等（賜旭日中綬章）に、同十九年十月従四位に、同廿一年五月勳二等（賜旭日重光章）に、同廿二年一月従三位に、同二十七年五月正三位に叙せらる、同廿三年九月貴族院議員に任し、同年十月錦鷄間祗候を仰付ける、君は明治二十一年一月七日の生にして、其後を家督相續す

現今の肩書は従五位男爵なり

従三位　男爵　華園澤稱君

當家の開祖は親忠（大谷家傳及常盤井家傳參看）にして、親忠より顯智、源海、了海、誓海、明光、了源（建佛光寺）了明、源慧、准了、性憂、性善、光教を經て經豪に至る、經豪法道の衰頽せるを慨き、本願寺の運知と力を協せて、高祖の舊に復せんことを欲し日夜奔走盡力したり、それより經昭、經叢、佐超、昭玄、昭超、圓超、由常、常勳、常順を經て開揚に至る、開揚は近世の大智識なり、安心決正消息、顯眞實要義鈔の著あり、それより叢揚、攝生を經て攝信に至る、攝信は前關白従一位應司政熙の猶子にして、年市めて十二歳佛門に入り大僧都に任せられ、明治戊辰の役、末寺の僧侶を引卒して大津驛に出張し、總督を轉翼して王事に盡瘁したり、明治五年三月華族に列せられ、更に大教正に補せらる、仝九年九月本願寺と協議し、別に一派を立つることを允許せられ、爾來興正派と稱す、君は其六子にして嘉永五年六月八日を以て京都に生れ童名を錦丸といふ、慶應三年三月得度して隱念院廣常と稱し、河內國石川郡當田村興正寺別院住職となり、仝六年四月先代の嗣法となり、仝十年十二月興正寺の住職となり大教正に補せられ、興正寺派の管長となる、

明治六年三月大講義に補し、仝年四月攝信の嗣法となり、仝七年六月權少教正に補し、仝十年十二月興正寺住職となり仝十一年二月中教正に、仝十二年五月權大教正に、仝十三年大教正に補せらる、明治八年七月従五位に仝十四年五月正五位に、仝十七年九月従四位に、仝廿年十二月正四位に、仝卅三年六月従三位に叙せらる、現今の肩書は従三位男爵

従二位　子爵　長谷川好道君

君は薩山口藩士長谷川藤次郎の長男にして、嘉永三年八月廿六日を以て周防國岩國町錦見村に生る、慶應三年藩の精義隊に入り、明治元年四月藩主に從うて上京し、同六月東山道先鋒を命せられ、奥州各地に轉戰して軍功

あり、同二年一月歸國して精義隊半小隊長となり、同三年一月大坂青華學舍に入學し、同四年六月見習士官生徒となり、同年八月陸軍少尉心得を以て第四聯隊附を命せられ、同五年陸軍少佐に任し、翌年中佐に進む、同十年西南の役起るや、征討第一旅團に編入され、西南各地に奮闘して同年九月平定凱旋す、仝十九年陸軍少將に任し、歩兵第十二旅團長となり、同廿七年日清事件起るに及ひ、出征第二軍に編入され、同十月朝鮮方里倉を發し、同十一月旅順附近に於て戰闘し、大に軍功あり、翌年六月旅順口を出帆して凱旋す、同八月其戰功に依り功三級に叙し、金瑪勳章並に年金七百圓及旭日重光章を授けられ、同月勳功に依り華族に列し男爵を授けらる、同廿九年六月陸軍中將に任し、第三師團長に補せられ、後轉して近衛師團長となる、

明治二年二月精義隊半小隊長を、同四年六月二等見習士官生徒を、同年八月陸軍少尉心得を、同年九月陸軍中尉心得を、同年十一月陸軍大尉心得を以て第五年四月、五番大隊長心得を仰付けられ、同月陸軍少佐に任し、同六年一月陸軍兵學校察教導團次官に、同年五月歩兵第一聯隊長心得に補し、同年十一月陸軍中佐に任し、同十年二月鹿兒島逆徒征討第一旅團へ編入され同十一年十一月陸軍大佐に任し、同十四年一月廣島鎭臺參謀長に、同十五年三月大坂鎭臺參謀長に、同十六年二月中部監軍部參謀に補し、同十八年六月佛國へ出張を仰付けられ、同十九年一月歸朝、同年八月歩兵第十二旅團長心得に補し、同年十二月陸軍少將に任し、同月歩兵第十二旅團長に補し、同廿年四月學術檢査委員を仰付けられ同廿七年十月出征第二軍に編入され、同廿九年六月陸軍中將に任し、同月第三師團長に同卅一年一月近衛師團長に補せらる、

明治五年六月正七位に、同六年六月従六位に、同七年二月正六位に、同十一年一月勳四等（賜旭日小綬章）に、同十三年一月従五位に、同十八年四月勳三等（賜旭日中綬章）に、同十九年十一月正五位に、同廿三年三月従四位に、同廿七年五月勳二等（賜旭日重光章）に、同年三月従四位に、同廿七年五月勳功三級（賜金瑪勳章及ひ旭日重光章並年金七百圓）に、同三十年五月従三位に叙せらる、現

今の肩書は陸軍大將軍事參議官從二位勳一等功一級子爵

正五位　男爵　林　忠弘　君

當家は內大臣藤原鎌足曾孫左大臣魚名の裔、從一位前內大臣楠葉麻賀の三男從四位下左少將隆英の後なり、隆英別に一家をなし家號を八條と稱す、それより、隆周、古隆、隆吉を經て從四位勳六等子爵隆國に至る、君其後を享く、君實は正三位伯爵油小路隆蕤の第三子なり、明治十六年六月二十七日に生れ、仝二十九年八月十五日先代隆國死後養子となる

に之部

正二位　公爵　二條　基弘　君

當家は內大臣藤原鎌足の第十七世の嫡孫、攝政關白太政大臣忠通四世の孫從一位關白道家の次男良家の裔なり、良實正二位權中納言兼右近衛大將を經て左大臣關白となり、文永七年賜姓して名を行空と改め、年五十五にして薨す、二條押小路に居住せしを以て家を二條と號せ　と云ふ、子師忠より兼基を經て關白左大臣道平に至る、道平深く典故に通し當時の名流皆其門に贄を執りしと、其子良基文才あり、和歌を好み、諸家の俤家及び秘書を藏し且つ北祖先師輔以來の家記を收む、是を二條殿日次記と稱す、因て朝廷の儀式家の禮法等皆此家に就て質すと云ふ、御所禊記、百寮訓要抄其他の著書尠ながらず、其子師長より師嗣、滿基、持基、持通、政嗣、尙基、尹房、晴良、昭實、康通、光平、綱平、吉忠、實熙、實基、靈良、治孝、齋通、齋信を經て世々三公の頭職にあり、それより齋敬に至る、君は其養子にして從一位九條尙忠の八男なり、母君は恒子と云ひ、一品伏見宮邦家親王の女なり、安政六年京都に生れ、字は子篤、孤鴻と號し、幼名を實麿と稱し、慶應三年十一月先代齋敬の養子となり、明治四年家督を相續し、同十七年公爵を授けられ、育青義塾、英語學校、同人社、橫濱サラベル學校等にて英學を修め業大に進む、同二十年一月英國に留學す、是より先き明治十七年五月式部寮御用掛を仰付けられ、正四位に叙せられ同二十二年歸朝し、翌年十一月貴族院議員となり、二十四年六月從二位に叙せられ、三十六年六月三十日正二位に叙せらる君現今の肩書は宮中顧問官貴族院議員正二位公爵なり

從四位　伯爵　西三條實義　君

當家は內大臣藤原鎌足十一世、太政大臣公季六世、太政大臣實行の裔三條左大臣實房の後正親町三條實經の二男公時の後にして、公時より實清、公保の二世を經て、實陰の子公倏、其の子實枝を當家の三代と云ふ、それより公國、實保、公勝、實敬、公福、實彌、廷季、實勁を經て正二位季知に至る、季知帝室の衰を嘆し、專ら志を王事に盡し、時幕府の末運に際し季知三條實美と謀議する所ありしか幕府の忌む所となり、兵力を以て其參朝を停められるゝに至る、因て實美等と難を避けて西走し遂に囚はれて逆軍の人となる、然れども時を感慨して一日も心皇家を離れたる事なし、既にして幕府政權を奉還するに當り、宥されて京に歸り、後歌道の御師範となり靈香間祇候となる、公允其後を嗣ぐ公允は其長子にして天保十二年五月二十二日を以て生れ幼名を德丸と云ふ、同十三年十二月從五位下に、弘化二年十二月從五位に、嘉永三年十二月侍從に任し、同四年元服して昇殿を聽され、從四位下に叙し、宮中に奉仕す、嘉永六年十一月從四位に、安政二年二月正四位下に、同四年十二月左近衛權少將に、慶應元年十一月新嘗祭參仕を、同三年二月倚廬渡御供奉並に劒璽奉仕を、明治元年二月二條城行幸供奉を、同年三月參皇太后宮權亮に仕し、同二年十二月家督を相續し、從三位に、同三年三月新潟縣知事に任し、同十七年七月伯爵を授けられ、同十九年九月從來三條西家と稱せしを、西三條と稱す、同二十年十二月正三位に、同二十六年六月從二位に叙せらる、當君は其男にして、慶應二年十一月二十九日を以て生れ家督を相續し、後式部官に任し、御歌所參候を仰付けらる、

君現今の肩書は從四位伯爵式部官御歌所參候なり

伯爵　庭田重行　君

當家は宇田天皇の皇子一品式部卿敦實親王の後裔なり、敦實親王承平六年源朝臣の性を賜ひ、後入道して仁和寺宮と稱す、其子從一位左大臣雅信より臣下に列し、持中、齋政、齋通、政長、有賢、賢資、時賢、有資を經て權中納言經資に至り、初めて家號を庭田と稱し、家職として神樂を掌る、經資より茂資、重資、經有、重有、長賢、雅行、重經、重親、重保、重具重定、重秀、雅純、雅秀、重條、重孝、重熙、重嗣、重胤、重胤、重文を經て從三位勳六等伯爵庭田重直に至る、君は其長子なり、明治廿四年八月十五日を以て生れ、明治三十一年十二月二十一日家督を相續す

從五位　子爵　西尾　忠方　君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍經基八代、陸奧守足利義康の後裔正四位下義氏の次男上總介長氏の後なり、それより滿氏、貞衡、尊義、朝氏、持長持助、義勝、義春、持滑、持廣、持安を經て隱岐守吉次に至り始めて家號を西尾と稱す、吉次德川氏に封ぜられ、其子丹後守忠照駿州田中に移封し二万五千石を領す、後ち信州小諸に轉す、それより忠成、忠清、忠移、忠善、忠回を經て、其門遠州橫須賀に居り三万五千石を領し、從五位下兵部少輔忠受に至り、維新の際房州花房に轉す、君は其三男なり、嗣子忠方明治十七年五月十四日生れ仝十七年七月子爵を授けらる君現今の肩書は從五位子爵

從二位　男爵　西　德二郎　君

君は鹿兒島藩士西藤左衛門の次男にして、弘化四年七月廿五日を以て薩摩國鹿兒島新屋敷に生る、幼より讀書を好み且つ武技を善くす、明治三年四月大學少舍長となり、仝年六月歲國に航し、ペートルスブルグ大學に入つ

て法政學を修び仝七年三月佛國公使館書記となり、仝十一年二月露國に轉す、仝十三年亞細亞大陸を旅行して歸朝し、仝十四年六月太政官權大書記官となり、仝廿七八年事件に功勞あり、勳一等に叙せらる、仝卅年三月樞密顧問官となり、仝年十一月外務大臣となる、

明治三年四月大學少舍長に、仝九年三月佛國公使館二等書記見習に、仝十年四月一等書記見習に、仝十一年二月外務二等書記官に任じ、露國在勤を仰付られ、仝十四年六月太政官權大書記官に、仝十五年六月太政官大書記官に、仝月兼宮内大書記官に、仝十九年六月特命全權公使に任じ、露國在勤を仝月瑞典那威國駐劄公使兼勤を仰付られ、仝卅年三月樞密顧問官に、仝年十一月外務大臣に、仝卅二年十月特命全權公使に任じ、清國在勤を仰付らる、

明治十二年十二月從五位に、仝十四年八月正五位に、仝十五年六月勳五等（賜双光旭日章）に、仝十六年五月從四位に、仝十九年十月正四位に、仝廿年三月從三位に、仝年四月勳四等（賜旭日小綬章）に、仝月勳三等（賜旭日中綬章）に、仝廿八年八月勳一等（賜瑞寶章）に、仝卅年十一月正三位に叙せられ、仝卅三年十二月旭日大綬章を賜はる、猶外國よりは仝十五年五月露國皇帝陛下より「アンナ」第二等勳章を、仝十六年五月伊國皇帝陛下より「王冠コマンテル」勳章を、仝月露國皇帝陛下より「スタニスラス」二等勳章を、仝月埃國皇帝陛下より「フランソワージョゼフコマンデル」勳章を、仝月獨國皇帝陛下より「レヲポル」三等勳章を、仝廿九年十月瑞典國皇帝陛下より北極星第一等勳章を、仝卅二年二月、埃國皇帝陛下より「グランクロワー、ド、ロルドル、ドテクーロンス、ド、フエール」勳章を、仝年四月露國皇帝陛下より白鷲大綬章を、仝年十月佛國政府より「プランフヒシエー、ド、ロルドルナショナル、ド、ラ、レジョンドノール」勳章を贈與せられ受領し、及び佩用することを允許せらる、現今の肩書は樞密顧問官從二位勳一等男爵

正五位　子爵　仁禮景助君

當家は先代景範より家名を揚く、景範は鹿兒島藩士仁禮源之助の次男にして、天保二年二月廿四日を以て生れ資名を半輔と云ふ、後同藩士仁禮吉右衛門の養子となる、維新前藩命を帶びて米國に子弟を伴ひて渡航し、彼地の形況を洞察して歸朝す、明治五年初て身を軍事に委ね海軍少丞に任じ、同七年海軍大佐となり、同八九年朝鮮視察として出張し、同年黒田特命全權辨理大臣に隨行して、大に盡力したり、同十年西南の役起るや各地に出張し軍務に精勵したり、其功に依つて勳二等に叙し、旭日中綬章及金二百六十圓を下賜せらる、同十一年三月兵學校長となり、同十三年海軍少將に進む、同十五年朝鮮へ出張して功勞あり、勳二等に叙し旭日重光章を賜ふ、同十七年七月特旨を以て華族に列せられ、勳功に依り特に子爵を授けらる、同十八年伊藤特派全權大使に清國に隨行、同年海軍中將に任せられ、同廿五年海軍大臣となり、同廿六年樞密顧問官に轉す、同三十三年九月病に罹り同年十一月廿二日遂に薨す、位階正二位勳二等に至る、

景一は其長男にして、明治二年九月二十日を以て生れ同十九年從七月米國に留學して米國海軍兵學校を卒業して同廿四年七月歸朝し同年八月海軍少尉に任ず、廿七八年戰役起るや、從軍して戰功あり、勳章及年金を賜ふ、明治廿二年九月從五位に、仝廿八年戰爭の功に依り、勳六等（賜單光旭日章）に、仝三十一年六月正五位に叙せらる、景助其後を嗣き家督を相續す君は明治八年七月八日を以て生る、現今の肩書は正五位子爵

從四位　子爵　西大路吉光君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫、左大臣魚名の裔正二位大納言隆衡の男、從二位右京大夫隆綱の後なり、其長子隆行岐れて一家を興し家號を西大路といふ、それより隆政、隆有、隆持、隆仲、隆朝、隆富を經て從三位參議隆範に至る、隆範逝世して嗣なく、百四十八年間中絶したり、元和六年正二位前大納言廣橋總光の次男、正五位下左少將隆卿其後を享く、それより隆平、隆榮、隆業、隆廉、隆共、隆良、隆明、隆枝、隆意を經て正四位子爵隆修に至り君は其後を享く、君實は從三位子爵竹屋光昭の四男にして明治七年十一月六日を以て生る、仝廿八年十二月廿七日先代隆修死後養子となり、仝廿九年二月家督を相續す、君現今の肩書は林務技師從四位子爵

從五位　子爵　西四辻祐三郎君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代權中納言通季の裔、正二位權大納言四辻公享の男從四位上左兵衛佐公頴別に一家を興し家號を西四辻といふ、それより公尹、公格を經て正三位公業に至る、公業夙に尊王攘夷の説を唱へ王事に盡す所勞からず、維新後宮中に奉任して陛下の寵眷を蒙り明治十七年七月子爵を授けらる、君は其孫にして明治十一年八月九日を以て生れ家督を相續して襲爵仰付られ、現今の肩書は陸軍歩兵大尉從五位勳四等子爵

從三位　男爵　西五辻文仲君

當家は宇多天皇の皇子式部卿敦實親王の子、從一位左大臣源雅信の末葉にして五辻家の旗流なり、君は正二位五辻高仲の次男にして安政六年正月七日を以て京都に生れ幼名を龜麿といふ、幼にして甘露寺中大夫院の住職となり、明治二年三月實家に復歸し尋で堂上に加へられ家號を西五辻と稱す、仝年九月元服外殿を拜さる、仝九年六月華族に列せられ仝十七年七月男爵を授けらる安政六年正月興福寺中大夫院の住職となり、明治二年十月堂上の列に加へられ仝六年七月宮内省九等出仕に任じ、仝十四年一月宮中祇候を、仝十六年一月歌御會始講頭を仰付られ仝十八年一月歌御會講頭御人數に加へられ、仝年七月青山御所勤番仰付られ、仝廿三年七月貴族院議員となり仝三十年七月再び同院議員となる、

明治二年十二月從九位に仝十五年九月正五位に、仝廿四年六月從四位に卅年七月正四位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位勳四等男爵

從二位　子爵　西寛二郎君

君は薩鹿兒島藩士西太郎兵衛の長男にして弘化三年三月十日を以て生る、夙に勤王の志を抱き天下の志士と交を結び東奔西走國事に盡力す、戊辰の役藩兵第二遊擊隊長となり伏見、鳥羽、淀の各地に戰ひ、尋て北陸に進み奥羽に轉戰して至る所風靡せさるはなし、明治四年七月陸軍中尉に任じ、同年十二月大尉に進み佐賀、臺灣の役尋て西南の役に從軍して勇戰能く大に勳功あり、夫より累進して陸軍少將に陞り佐倉第二旅團長となる、同廿七年は清韓事件起るや山地將軍に從て戰地に馳せ拔群の軍功あり、翌年十月論功行賞に當つて金瑪勳章及年金を賜ひ、同月華族に列し男爵を授けらる明治四年七月陸軍中尉に同年十二月陸軍大尉に、同六年十二月陸軍少佐に任じ、同七年二月佐賀征討總督幕僚參謀を、同年九月御用有之臺灣へ出張を同十年二月征討別働隊第一旅團參謀を、同年三月出征第三旅團參謀兼務

を同年九月征討軍團參務ヶ仰付けられ、同十二年三月陸軍中佐に任し同十四年二月廣島鎮臺歩兵第十一聯隊長に補し、同十五年二月陸軍大佐に任し同年三月名古屋鎮臺參謀長に、同十九年五月東京鎮臺參謀長に同廿年六月參謀本部陸軍第一局長に補し、同廿一年十月參謀旅行副總監を仰付けられ同廿二年三月歩兵第十二旅團長心得に補し、同八月陸軍少將に任じ同月歩兵第十一旅團長に、同廿三年六月歩兵第二旅團長に補ー同廿七年九月征清從軍のため佐倉衛戍地へ出張を仰付けられ、同廿九年五月威海衛占領軍司令官兼歩兵第二旅團長に補し同年十月中將に任し、同月第二師團長に補せらる

明治七年二月從六位に同十一年一月勲四等に、同十二年十二月正六位に同十五年三月從五位に、同十八年四月勲三等に同廿二年九月從四位に、同廿七年十月正四位に同廿八年五月勲二等（賜瑞寶章）に、同月功三級（賜金鵄勲章及旭日重光章）に、同廿二年十一月從三位に叙せらる、君現今の肩書は陸軍大將軍事參議官從二位勲一等功一級子爵

正四位　男爵　新田忠純君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基五世の孫、陸奥守義家の三男式部大輔國義の嫡裔滿次郎義純の後なり、義純德川氏に仕へて百二十石を領すそれより二十餘世を經て正五位男爵俊純に至る、俊純維新の際東山道總督に隨ひ王事に盡力する所勘なからず、明治十六年八月特旨を以て華族に列せられ同十七年七月男爵を授けらる、君は其男にして安政三年十月十八日を以て生れ幼名を誠九と云ふ、明治十七年十月從五位に同二十七年五月正五位に、同三十三年六月從四位に叙せらる、同二十七年四月家督を相續し翌月今の名に改め同三十年七月貴族院議員に選舉せらる、君現今の肩書は貴族院議員正四位勲四等男爵

從四位　子爵　錦小路在明君

當家は後漢靈帝の後胤志孫直の後なり、それより駒子、弓束、首名、孝子大國を經て從五位庶賴に至る、四條天皇の永觀年間改めて姓を丹波宿禰と賜ふ、それより重明、忠明、雅忠、兼康、重康、重賴、基康、長基賴季、光基、篤基、長直、基幸、篤直、重直、賴直、篤忠、定基、經直を經て從三位刑部卿盛直に至る、盛直嗣なくして絕家すること百七十八年宮內權大少輔森賴季の男、典藥頭賴康之を再興し東山帝の寶永四年錦小路と稱すべき宣旨あり、夫より尙秀、賴尙、賴理、賴易を經て從四位上右馬頭賴德に至る、賴德は長州脫走七卿の一なり、嘉永四年從五位下に叙し大和權介に任し從四位下右馬頭に累進す、此時に當りて米使初めて來りて互市を求め海內騷然たり、幕府將に之を允さんとす、帝屢々詔旨を下し精勵治を圖り諭するに攘夷を以てす賴德即ち憤然、三條實美と心を同うし國威を恢張するを以て已が任となす、而して遂に幕府の忌む所となり奸黨跡に乘じ兵を發して遂に賴德等の參朝を停め、且つ長藩の兵乃ち賴德等七卿を奉じて難を國に避け追從するもの數十人、時に癸亥八月十八日なり、既にして朝廷夙に其才智を偉とし其勳功を錄し爵位を追贈せらる、男從五位賴言繼て幕議益々熾んに囂ふる不逞を以てし遂に賴德等を貶して庶人となす、賴德逸も泯む色なし、實美及ひ長州侯父子と竊かに天聽を回らし國威を復せんと圖る、明年夏嘩興を忠へ遂に四月廿四日を以て馬關に廢する時に三十、幾くもなくして病の爲に退隱し、君其後を嗣ぐ、君實は正四位唐橋在綱の四男にして明治二年七月九日を以て生れ仝卅一年三月先代賴言の次女益子の入夫となり其家督を相續す、現今の肩書は東宮主事從四位子爵なり

正五位　子爵　丹羽長德君

當家は桓武天皇の皇子右近衛大將良峯安世の裔也、安世より宗貞、美並、賴利、惟賴、季光、惟光、惟季、季高、高成、高兼、高光、高重、高綱、

忠高、高隣、忠隣、隣重（號稻本）高俊、高治、俊信、信兼、信安、信俊、安俊信商、商宗（號兒玉）宗純、高純、忠榮を經て忠長に至る、忠長姓を丹羽と稱す、其子長政を經て越前守長秀に至る、長秀織田氏に仕へて其老將となり元龜二年江州佐和山五万石の城主となる天正十年本能寺の變あるや豊臣秀吉等と共に明智光秀を討つ後秀吉を助け柴田勝家を滅はし其功に依て北越に於て七十餘万石を領す、其子參議加賀守長重屢々領內の不和を釀し爲に屢々封邑を奪はれ、遂に奥州棚倉五万石の城主となる、それより光重長次、長之、秀延、高寬、高庸、長貴、長祥、長富、長國を經岩代二本松十万石の城主として從五位長裕に至る、長裕維新の際王師に抗したる罪を以て封五万石に削減せらる、長保家督相續して明治卅年七月貴族院議員となる君は其後を嗣ぎ明治六年八月四日生れにして家督を相續し襲爵仰付らる現今の肩書は正五位子爵なり

ほ之部

正三位　侯爵　細川護成君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基八世の孫、陸奥守足利義康の曾孫細川次郎義季の後なり、義季より俊氏、公頼、頼春、頼之に至り頼之弟頼有分れて一家を起し頼長、持有、敎春、常有、政有、元有、元常を經て兵部大輔藤孝に至る、藤孝幼名を萬吉又は與一郎と稱し始め將軍足利義藤即ち義輝に近侍し天文十五年名字を授かり藤孝と改む、永祿八年將軍義輝弑せらる、藤孝其の害、弟覺慶に及ばんことを恐れ覺慶を奉じて近江に奔り覺慶を進めて還俗せしめ名を義昭と改め自ら使者となり美濃に行き織田信長を說き義昭を奉せしめ、信長敬承して義昭を越前に迎へ兵を擧げて逆徒を討ち遂に京師に復することを得たり、後信長に從ひて箕根、飯盛の戰ひに大功あり丹後を領す、天正十年六月本能寺の變を聞き大に信長の悲命を悼み直に削髮入道して幽齋と號す、後秀吉の麾下に屬して中國より四國、九州に及び軍功を重ねしこと甚敢を知らす、秀吉薨去の後諸將相亂檄し關

ケ原の役興るに先ち領國丹後田邊城に籠る、後陽成天皇勅使を下して開城せしむ、これ藤孝の古今傳授の道を得たるに因る蓋し異數なり、德川氏の世となり男忠興、豊前三十七万石に封せられ寬永九年孫忠利、肥後一國及豊後鷄崎の地を賜ひ五十四万石となる、藤孝文を好み武を嗜み、小技藝と雖も悉く其蘊奥を極めたり、其子越中守忠興父と與に德川氏に屬し關ケ原の役に軍功あり忠興より忠利、光尙、綱利、宣紀、宗孝、重賢、治年、齊茲、齊樹、齊護、慶前、韶邦を經て其弟從二位護久に至る、護久幼名を義之助又は澄之助と云ふ、明治元年讓定となり同二年參與に任し、同四年陸海軍少將に任し、同十七年侯爵を授けらる

當君は其長男にして明治元年八月三日を以て生れ、同十五年十二月九日從五位に叙せられ參內拜謁して天盃を賜り、同十八年四月英國に留學し、同二十年更に佛國に轉し盛事の勞を積む、同二十四年十二月正五位に叙せられ同二十六年九月家督を相續し貴族院議員となる、同二十七年十二月從四位に叙せられ同二十八年十一月歸朝し、二十七八年戰役の際私財を獻納して軍費を資け報國の誠を表す、同三十年六月其賞として勳四等に叙し瑞寶章を授けらる、同年十二月正四位に同三十五年從三位に叙せられ、同三十九年四月三十七八年戰役の功に依り旭日小綬章を賜ひ位階は累進して同四十二年十二月正三位に叙せらる現今の肩書は貴族院議員正三位勳四等侯爵なり

從五位　伯爵　堀田正恒君

當家は本性紀氏孝元天皇の皇子彦太忍信命四世の孫、大臣武內宿禰八世の後胤鹽手臣の後なり、鹽手臣十五代左大辨長谷雄十七代、正重に至り尾張の津島に移住し族を堀田と稱すそれより中五代を經て從四位下堀田正盛に至る、其三子正俊は即ち當家の祖なり、正俊初めて久太郎と稱す寬永二年將軍家光の命に依て外曾祖母春日局の養子となり家綱に任ふ、局卒して後其采邑三千石を賜はり後又父の遺邑を讓受け併せて一萬五千石を領し、慶

安四年八月從四位に叙せられ備中守と稱し奏者番となる、寛文七年邑七千石を加增せられ上州安中城を領す、延寶六年累ねて食邑五千石を下賜せられ同七年老中に補せられ、元和元年更に筑後守と稱し轉して下總の古河城に移り采邑五万石を加增せられ、同年十二月進みて大老となり左近衛少將に任せられ、同二年復四万石を加增し遂に宗家堀田正俊の治する、下總佐倉の城主となり總て十三万石々食む、正俊より正仲、正虎、正春、正亮、正順、正時、正愛を經て從四位下備中守正睦を經て正倫に至る、正倫嘉永四年十二月六日を以て江戸に生れ幼名を鴻之助と云ふ、戊辰の夏兵を東北に出し大に戰功を顯はし賞倫、明治二年三月表を上つて落籍を奉還す、同十七年七月伯爵を授けらる、當君は其後を襲ぐ君に明治二十年十月二十一日を以て生れ明治四十三年家督を相續し襲爵を仰付けらる、君現今の肩書は從五位伯爵

仰付けられ同六年正月依願獨逸國へ留學を許され、同七年七月歸朝、同年九月陸軍中尉に任し、同月戶山學校附を同八年十二月雜司ヶ谷演習軍傳令使を同年十月後備步兵第一大隊第二中隊長心得兼勤を仰付けられ、同年九月大尉に任し仝十八年三月福岡縣行幸供奉二品彰仁親王殿下囘行を、同十九年八月陸軍中將彰仁親王殿下歐洲へ差遣さるに付隨行を仰付けられ、同二十年十二月歸朝、同二十一年十一月步兵少佐に任し近衛步兵第三聯隊附に補し、同月第一師團長軍法會議判士長を仰付けられ、同二十五年二月近衛步兵第三聯隊第二大隊長に補し、同二十八年三月出征從軍し、同年八月臺灣兵站司令官を仰付けられ同年十月陸軍中佐に任し、同年十二月凱旋歸朝し近衛師團司令部付仰付けられ、同三十年七月貴族院議員に當選す、同三十三年二月華族令第十八條により第五號及第六號出件評議員を仰付けらる、是より後德に至る、後良明治二十六年八月十五日を以て生れ家督を相續し襲爵を仰付けらる、君現今の肩書は侍從職出仕正八位伯爵

正八位　伯爵　坊城俊良君

當家は內大臣藤原鎌足七世內舍人良門の支裔、勘修寺權中納言定資の男正二位權中納言俊實の後なり、累代名家の列にあり、廷尉を以て初任として參議を經て大納言に昇るを恒例とす、其子俊冬に至り坊城と稱す、それより俊任、俊繩、俊國、俊秀、俊顯、俊名を經て五十餘年間天文九年より文祿三年に至る間中絕し贈內大臣晴雄の三男從四位上參議俊昌其後を嗣き、それより俊完、俊廣、俊將、俊將を經て俊逸に至る、俊逸大志あり、寶曆年間德大寺久我等諸公卿と協謀し、王政復古の鴻圖を畫し、事中途にして敗れ、後落飾して常徹と號す、明治二十四年十二月二位を追贈せらる、それより俊親、俊明、俊克、俊政を經て、俊章に至る、俊章、弘化四年正月二十四日を以て生れ、元治元年十二月侍從に任し、明治元年二月、參與職を、同年三月辨事を、同年四月、外國事務官補を、同年九月左小辨に任し、同二年六月奥羽巡察使を、同月三陸巡察使を仰付けられ、同年七月陸軍少尉に任し、同年九月山形縣知事に任し、同四年十月、露國へ留學を仰付けられ同六年正月依願獨逸國へ留學を許され、同七年七月歸朝、同年九月陸軍中尉に任し、同月戶山學校附を同八年十二月雜司ヶ谷演習軍傳令使を同年十月後備步兵第一大隊第二中隊長心得兼勤を仰付けられ、同年九月大尉に任し仝十八年三月福岡縣行幸供奉二品彰仁親王殿下囘行を、同十九年八月陸軍中將彰仁親王殿下歐洲へ差遣さるに付隨行を仰付けられ、同二十年十二月歸朝、同二十一年十一月步兵少佐に任し近衛步兵第三聯隊附に補し、同月第一師團長軍法會議判士長を仰付けられ、同二十五年二月近衛步兵第三聯隊第二大隊長に補し、同二十八年三月出征從軍し、同年八月臺灣兵站司令官を仰付けられ同年十月陸軍中佐に任し、同年十二月凱旋歸朝し近衛師團司令部付仰付けられ、同三十年七月貴族院議員に當選す、同三十三年二月華族令第十八條により第五號及第六號出件評議員を仰付けらる、是より後德に至る、後良明治二十六年八月十五日を以て生れ家督を相續し襲爵を仰付けらる、君現今の肩書は侍從職出仕正八位伯爵

從三位　子爵　本多忠敬君

當家は內大臣藤原鎌足十一代關白太政大臣忠通の裔なり、忠通より顯光、忠家、通長、師實、師通、忠實、忠通、良經、良實、忠助、光助、助俊、助通、助忠、助行、助清、清家、家光、光秀を經て八郎助秀に至り、豐後國本多に住し依つて地名を姓となす、それより助定、助政、定通、定忠、定助を經て平八助時に至る、助時三河守德川泰親に仕へ世々其家臣となる、それより助豐、忠豐、忠高、を經て平八郎忠勝に至る、忠勝は德川四天王の一として家康股肱の勇將なり、天正十八年關白秀吉の小田原征伐に家康の命を以て師に從ふ、北條氏亡ぶるの後秀吉より其賞として佐藤信忠の著たりし名刀を賜ひ同年八月上總國大多喜十万石の城主となる、留來諸所の戰役に武功同僚中第一に居る、慶長六年正月伊勢國桑名に移る、其子美濃守忠政播州姬路に移し、封邑十五万石に加增せらる、それより政朝、政勝、政長、忠國を經屢々移城して忠孝に至り越後國村上の城主となる、忠孝年僅に十三歲にして卒し家一たび斷絕せんとす、幕府其功臣の家たるを以て其別家肥後守忠英の長子豐物忠良を以て嗣となし、更に封五万石を與ふ、後亦下總國古河、石見國淸田等に轉し忠良、忠敞、忠盈、忠憙、忠典、忠顯、忠考、忠民を經て三河國岡崎の城主として從五位忠直に至る、君其後を享く、君實は從五位下中務大輔忠考前記の二男忠胤の長男なり、文久三年十月十四日を以て生る、明治十三年六月十一日先代忠直の死後養子となり同年八月家督を相續し同十三年九月從五位に、同二十一年十二月正五位に、同二十六年十二月從五位に同三十年七月正四位に叙せらる、明治十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位子爵

正三位　子爵　本多康穰君

當家は內大臣藤原鎌足十二代太政大臣兼通の裔本多修理太夫定助の男八郎正時の後なり、之より正助、正忠、忠俊を經て隼人佐忠次に至る、忠次德川氏に仕へ吉田、姉川、長篠、高天神等の戰ひに大功を顯はしたり、嗣なきを以て酒井忠次の第二子康俊を養ふて子となす康俊亦軍功あり、慶長六年、三州西尾の城主となり封邑二万石を領す、元和三年江州膳所に移り、三万石を加增せられ仝六年再び西尾に轉じ、寬永十三年勢州龜山の城主となり慶安四年十一月再び膳所の城主となり、封七万石を食む、後數代を經て六万石となり康俊より俊次、康長、康命、康敏、康桓、康政、康伴、康匡、康完、康顧を經て從五位下隱岐守康鰭に至る、君は其後を嗣ぐ、君實は先々代從四位下兵部大輔康禎の第四男にして天保六年十二月六日を以て生れ、嘉永四年先代康鰭の養子となり安政三年六月江州膳所六万石の封を襲ぎ、文久三年八月京都警援により上京し今出川門を護り敕感淺からず、御持古の末廣及絹を賜ふ、明治二年落髮を奉還し、仝十七年皇上炎上の節獻金の賞として銀盃一個を賜はる、仝年七月子爵を授けらる

嘉永五年下總守に任じ從五位下に叙せらる、文久三年三月賀茂下上社行幸御途中警衛を仰付けられ、元治元年五月從四位下に叙せられ仝年七月猿下廐長により日御門警衛を仰付けられ、且天祖追討を仰付けられ慶應三年五月禁闕御守衛を仰付らる、明治元年正月自國守護の爲め歸邑仰付けられ仝年三月桑名藩追討先鋒仰付けられ仝二年藩所藩知事に任せらる、仝二十年十二月正四位に叙せられ、仝三十五年四月二日神道本局組開となり太敎正となる、仝二十六年六月從三位に叙し、仝二十七年大婚二十五年祭紀念章を賜はり仝三十四年六月二十一日正三位に叙せられ、仝三十五年六月十日神道本局管長に任せられ引續き就任す、君現今の肩書は神道本局管長正三位子爵なり

正四位　子爵　本莊宗義君

當家は饒速日命の後胤從五位上有道宿禰氏道の裔、本莊大郎兵衛宗正の次男從四位下侍從因幡守宗資五代將軍綱吉仕へ元祿五年十一月常州笠間四万石の城主となり、仝七年一万石を加增せらる、其子伯耆守資俊滿然に移り七万石に加封せられ松平の稱號を許さる、その子資訓を經て資昌に至り丹後國の宮津に轉ず、それより資君、資承、資愛、資秀を經て從四位子爵宗武に至る君はその次男なり、慶應三年二月九日を以て生れ明治二十五年六月先代の嗣子となり仝年十一月押領して天盃を賜はり仝二十五年七月從五位に仝三十年七月正五位に叙せらる、仝二十六年五月三十一日家督を相續す、君現今の肩書は貴族院議員正四位子爵

從四位　子爵　堀河護麿君

當家は內大臣藤原鎌足七代權大納言長良の裔、正二位權大納言高倉永家の長男正四位右兵衛督親具の後なり、親具天正九年雜掌某を密に出奔して關東に下り德川家康に倚る、家康之を厚遇爲しに其由緒を聽奏して其子康胤を朝に仕へしむ康胤家號を堀河と改稱す、それより則康、康綱、康致、康行、冬輔、康賢、忠順、康親、親賀を經て從三位勳三等子爵康莚に至る君

は其五男なり明治六年八月二十三日を以て生る、全二十九年一月家督を相續す、全二十六年八月從九位に全三十一年六月正五位に叙せらる、全三十七年從四位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員從四位子爵

子爵 堀田正亨君

當家は孝元天皇の皇子彦太忍信命四代、大臣武内宿禰八世孫手臣の男大口命二十九代加賀守正盛の後なり、正盛幼より德川家光に仕へ寛永八年御恩從組番頭となり、同十二年老中に進み、武州川越の城主として三万石を領し同十五年信州松本に移封し十万石に加增せられ、同十九年又下總佐倉に轉し十二万石となる、慶安四年家光薨去正盛之に殉す、其子上野介正信當時の政治を非議し封事を奉りて突然歸國したる不穩の擧動により其所領を沒收せられ其子駿河守正朔に至り更に一万石を賜ひ江州宮川の城主となるそれより正陳、正邦、正殼、正義、正誠を經て從五位下伊豫守岩城永甚後を嗣ぐ利永は先々代從五位下采女利愛の第四子なり文政十二年正月廿四日を以て江戸に生れ幼名を綱之助といふ、嘉永六年五月先代利用の養子となり同年七月近江國宮川一万三千石の封を襲ぐ、明治二年二正誠の養子となり同年七月近江國宮川一万三千石の封を襲ぐ、明治二年二月表を上つて藩籍を奉還し、同十七年七月子爵を授けらる、安政三年十二月若狹守に任し、明治廿七八年事件の際盡力せしにより銀盃一個を下賜せらる、君は其後を相續す

從五位 子爵 細川興治君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子、鎭守府將軍源經基八世足利義康の曾孫、細川次郎義季十一世從四位侍從應孝の子從五位下玄蕃頭興元の後なり興元德川家康に從うて軍功あり、慶長十四年野州芳賀郡茂木の庄に於て祿一万五十四石を賜ふ元和二年常陸國筑波河内の兩郡に於て六千二百六十五石餘を加增せられ、同國谷田郡の藩主となる、それより興昌、興隆、興誠興庇、興晴、興德、興祥を經て從五位下興建に至る、興貫は其長男なり、天保三年十二月を以て江戸に生れ幼名を辰十郎といふ、嘉永五年九月常州谷田郡一万六千三百十九石餘の封を襲ぎ同年十二月從五位下玄蕃頭に任せらる、明治二年藩籍を奉還し同十七年七月子爵を授けらる、明治元年七月興州へ出兵を仰付られ同二年六月谷田郡藩知事に任し同十四年八月宮中祇候を同十八年七月寄山御所勤番を仰付られ、同廿三年六月貴族院議員に當選し同卅年七月任期滿ち、更に同院議員に當選す、それより興嗣を經て君に至る、君現今は從五位子爵なり

正四位 子爵 細川利文君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎭守府將軍經基八世、足利義康の裔從四位下侍從細川光尙の次男若狹守利重の後なり、利重先代卒するの後其所領の內三万五千石を分與され肥後國高瀨の城主となる、それより利昌、利愼、利寬、利致、利庸、利國、利愛を經て正五位下能登守利用に至る、利永其後を嗣ぐ利永は先々代從五位下采女利愛の第四子なり文政十二年正月廿四日を以て江戸に生れ幼名を綱之助といふ、嘉永六年五月先代利用の養子となり、安政三年七月封を襲ぐ、明治二年一月宗家細川韶邦より藩籍を返上し、同十七年七月子爵を授けらる、安政三年十二月若狹守に任し、明治二年八月桂宮警衛を仰付けられ、同九年三月敎導職試補を命せられ、同年四月權少敎正に同十二年五月少敎正に、同十五年七月權中敎正に補せらる君は慶應元年七月廿六日の生にして其後を嗣ぎ家督を相續し襲爵仰付られ、現今の肩書は正四位子爵

從三位 子爵 北條氏泰君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王四世の孫、鎭守府將軍貞盛の後なり貞盛より維衡、直方、時方を經て時家に至り北條に住し北條と號す夫より時政、義時、泰時、時氏、經時、時賴、時宗、貞時、高時の執權職

九代を經又時行、行氏、時盛、行長、長氏、氏綱、氏康、氏政の數世を經て左京太夫氏直に至る氏直相州小田原城主として關八州を統轄し武威を四隣に振ひしが、後秀吉と戰うて利あらず戰後紀州高野山に入りしが、更めて封一万石を與へらる、叔父美濃守氏規の男氏盛家を嗣ぎ、それより氏信氏治、氏朝、氏貞、氏彦、氏昉、氏喬、氏久を經世々河內國狹山藩主として從四位氏燕に至る、君其後を繼く君は從五位下掘津守堀田正衞の七男なり、弘化二年八月十八日を以て江戸に生れ幼名を智五郎といふ、万延元年九月先代氏燕の養子となり、文久元年河內國狹山一万石の封を襲ぎ、明治十七年七月子爵を授けらる維新後職を宮內に奉

文久元年十二月從五位下に、元治元年五月從五位上に、明治十六年四月勳六等（賜旭日單光章）に、全廿年十二月正五位に、全廿一年十二月勳五等（賜瑞寶章）に、全廿五年七月從四位に、全廿七年九月勳四等（賜瑞寶章）に、全廿八年十月明治廿七八年事件の功に依り勳三等（賜瑞寶章）に、全卅年七月正四位に叙せらる明治二年六月狹山藩知事に任し、全三年一月內番所勤番を全年九月制度局出仕を仰付られ、全年十一月侍從に任し、全四年七月宮內省出仕を仰付られ、全年七月侍從に任し、現今の肩書は侍從兼宮中顧問官從三位勳三等子爵

子爵 堀 秀孝君

當家は內大臣藤原鎌足七代內舍人良門の後裔、從一位前權大納言坊城俊明の三男從五位俊功の立つる所なり、俊功初め奈良興福寺の僧侶となり、後同寺中五林院住職となる、明治元年四月勤命に依り復飾して堂上の列に加へられ家號を穗稜と稱す、明治八年華族に列せらる、君其後を享く君實は正三位山本實政の第四子なり元治元年八月二十九日を以て生る、幼名を岑麿といふ同十月家督を相續し同十七年七月男爵を授けらる、明治九年十月從五位に同二十三年二月正五位に同二十九年十二月從四位に叙せらる、君現今の肩書は正四位男爵

正四位 男爵 穗稜俊香君

當家は內大臣藤原鎌足七代內舍人良門の後裔、從一位前權大納言坊城俊明の三男從五位俊功の立つる所なり、俊功初め奈良興福寺の僧侶となり、後同寺中五林院住職となる、明治元年四月勤命に依り復飾して堂上の列に加へられ家號を穗稜と稱す、明治八年華族に列せらる、君其後を享く君實は正三位山本實政の第四子なり元治元年八月二十九日を以て生る、幼名を岑麿といふ同十月家督を相續し同十七年七月男爵を授けらる、明治九年十月從五位に同二十三年二月正五位に同二十九年十二月從四位に叙せらる、君現今の肩書は正四位男爵

正五位 男爵 細川護立君

當家は兵部大輔細川藤孝の後にして、從二位勳二等侯爵細川護久の四男護晃の立てし熊本藩の分家なり、護晃明治二十九年十二月華族に列し男爵を授けらる、君其後を繼く明治十六年十月二十一日を以て生れ、同三十一年九月家督を相續し襲爵仰付らる

君現今の肩書は正五位男爵

從三位　子爵　本多實方君

當家は内大臣藤原鎌足十一世關白太政大臣兼通廿二代、本多右馬允助定の後裔、從五位下越前守廣孝の後なり、廣孝德川廣忠、家康の二代に仕へ所々の戰役に功あり、其子豊後守康重亦家康に從ひ數度の戰功を以て慶長六年二月三州岡崎に封せられ、封邑五万石を賜ふ、それより康紀、康利、利長、助芳、康助、明有、助盈、助受、助利、助成、助實、再續を經て從五位助順に至る、君其後を嗣ぐ君實は先々代從五位助實の第十四子なり、文久二年十一月十八日を以て生れ幼名を融之助と稱す、明治六年十一月家督を相續す、明治六年十一月從五位に、同十七年子爵を授けられ、同年五月貴族院議員となり同二十年十二月正五位に同二十五年十二月從四位に、同三十年七月正四位に同三十五年從三位に叙せらる、君現今の肩書は從三位子爵

子爵　本多忠晃君

當家は内大臣藤原鎌足十二代關白太政大臣兼通の裔、從四位美濃守本多忠政の三男能登守忠義の後なり忠義兄中務大輔忠封の所領四万石を分與され播州姫路に在城す、それより忠以、忠晴、忠通、忠如、忠講、忠誠、忠知忠德、忠紀を經其間小變遷あり、磐城國泉二万石の落士として正四位忠伸を經て忠彦に至る、忠彦明治十年十一月三日を以て生る、同十六年十二月二日家督を相續し同十七年七月子爵を授けらる、君は其男にして明治三十年三月十九日を以て生れ其後を繼ぎ襲爵仰付けらる

正五位　子爵　堀田正路君

當家は孝元天皇の皇子彦太忍信命四代武内宿禰八世孫手臣の裔、從四位下左少將堀田正俊の三男備前守正高の後なり、正高父正俊の所領を分與され

從二位　男爵　細川潤次郎君

君は舊高知藩士細川延年の男にして天保五年二月二日を以て生る、年甫めて五歳にして學に志し、十歳の時既に四書五經を暗誦し史書の講釋及詩作等衆に秀で常に師をして驚嘆せしむ、藩主其學事に勉勵せるを嘉賞し屢々褒賞を賜ふ、安政四年藩主山内容堂の命に依り英藩の地圖を飜譯す、文久元年藩政改革の爲に制度改正局を設くや同八月吉田元吉と共に御用を命せられ役料として二人扶持五石を給せらる、此局に於て海南政典を編修し見行の事例を輯めて適用せしめ其不便なるものは議して之を改む、又從來の前例を斟酌して海南律例とす、更に致道館を築き大に諸士文武の業を奬勵す、同二年三月藩書數授を仰付けられ小性格となり役料二人扶持十石を給せらる、同四月吉田元吉暗殺に遭ひ當路の執政皆罷黜せらる、君改政局に在りて政典を編纂し其不足を補完す、同八月に至りて其事務を完結し改政局乃ち廢せらる、同三年正月海國に洋式艦の欠くべからざることを建議し藩府其說を容れ横濱にて汽艦買上の事を擔當せしむ、慶應二年亦建議して完成館を建つ、同年十一月長崎に遊學せる學生取締の命を受く、明治元年十一月學校取調を仰付けられ後工部、民部、文部の諸官に歷任し同十九年三月元老院議官となり、同二十三年九月參内御陪食を仰付けられ、勳語を賜はる、同廿六年九月文事秘書官長に任し同月女子高等師範學校長となり同年十一月樞密顧問官に任ー同月華族學校長に兼任し、同三十年十月東宮太夫となり勳語を賜ふ、同卅三年五月特旨を以て華族に列し、男爵を授けらる

明治元年三月完成館譯局敎授を、同年十一月學校取調を同月議事体裁取調兼勤を、同二年一月完盛學校權判事兼議事取調兼勤を仰付けられ、同三年八月民部權少丞に同月少議官に、同五年二月中議官に任し、同六年五月印書局長を、同七年十月外國條約取調に付外務省に出席を仰付けられ、同八年四月大書記官に同年七月權大内史に同年九月一等新法官に、同九年四月議官に任し同年九月國憲取調委員を、同十年十二月刑法草案審査委員を、同十二年十月治罪法草案審査委員を仰付けられ、同十三年三月元老院幹事に任し同月中央衛生會長を同年五月陸軍刑法審査總裁を仰付けられ、同月學士會の會頭となり、同年十月海軍律刑法審査總裁を同年十二月日本海令草案審査委員を、同十四年一月日本藥局方編纂總裁を仰付けられ、同年七月司法大輔兼議官に任し、同十五年九月内國繪畫共進會出品審査副長を仰付けられ、同十六年六月元老院幹事に任し、同十七年二月繪畫共進會審査長を同年五月會社條例編纂委員長を、同十八年三月破産法編纂委員を、同十九年三月商法編纂委員を仰付けられ同月元老院議員に任し同二十年十一月法律取調委員を、同廿二年十二月帝室制度取調委員次長を仰付けられ、同廿三年九月貴族院議員に任し、同年十月錦鷄間祇候を仰付けられ、同廿四年八月女子高等師範學校長に、同年九月貴族院副議長に任し同廿五年七月敎科用圖書審査委員長を、同廿六年七月、法典調査會査定委員を仰付けられ、同九月文事秘書官長に、同年十一月樞密顧問官に同月兼華族女學校長に任し、同廿七年御講書始に付洋書進講を同廿八年十二月皇太子殿下御學業に關し時々東宮御所へ祇候を、同廿九年三月吉事類苑編纂總裁を仰付けられ、同三十年十月兼東宮太夫に任し同年十一月皇太子殿下御成年に付諸般の事項取調委員を、同三十一年一月英照皇太后御一周年御陵祭に付皇太子殿下御代拜を、同三十二年一月來る七日御講書始に付洋書進講を同月神宮皇學館敎監を、同年三月學習院長代理を同年九月帝室制度調査御用掛を同三十三年一月御講書始に付洋書進講を仰付けらる

明治三年八月正七位に同四年十二月正六位に同五年四月從五位に同九年五月從四位に、同十五年六月勳三等（鴛旭日中綬章）に、同十八年三月正四位に同十九年十月從三位に、同二十年十一月勳二等（鴛旭日重光章）に、同廿八年五月勳一等（鴛瑞寶章）に、同三十年十二月正三位に叙せらる、現今の肩書は樞密顧問官議定官宗秩寮審議官從二位勳一等男爵

從四位　子爵　本多忠鋒君

當家は内大臣藤原鎌足十二代關白太政大臣兼通の裔従五位縫殿助本多俊次下に初まり累進して従一位大勳位となり各國皇帝より贈與せられたる勳章數十種に及び各佩用爲す事を允許せらる

の二男兵部少輔康將の後なり、其子伊豫守忠恒從兄康慶より所領一万石を分與され別に一家をなす、それより忠統、忠永、忠興、忠固、忠升、忠康、忠孚、忠正四位子爵忠貫に至る、君其後を享く、君に其孫にして從五位忠恕の長子にして明治十二年八月廿六日を以て生る、同卅一年七月家督を相續し襲爵仰付けらる、現今の肩書は從四位子爵

と之部

從一位　公爵　德大寺實則君

當家は大職冠藤原鎌足第十世の孫從二位權中納言の十男太政大臣公季十五世の孫公宗の五男從一位實能の後なり、實能久安六年内大臣より左近衛大將に任し尋て東宮傅となる、保元元年鳥羽法皇御不豫の時崇德上皇復位を謀り給ひ人心惘々として惶れを抱かさるはなし、實能時に御不利なるを思ひ左京大夫教長により上京を諫めしかど遂に聽し召されす遷播の御辱受給ふ、後ち大臣に轉じ從一位に進み、仝二年入道し法名を眞理と云六十二才にして薨す、世德大寺と稱し又大炊御門と號す、其子公能より實定、公繼、實基、公孝、實孝、公濟、實時、公俊、公有、實淳、公胤、實通、公維、實久を經て公信に至る、公信光明天皇に任ふ、一日天皇御飲酒の過度を諫め奉り一度は宸怒に觸れて暫に下らんとせし御劒を至誠遂に禁酒の部と共に下賜の榮を得たり北御門今猶德大寺の秘藏となり保存すと、公信より實繼公逸、公親、公全、實憲を經て其次男公城に至る、公城皇室の式微を愛び儒臣竹内式部神學の一流を創め且つ弓馬劍槍の術に長せる所より之を參酌し或は　天皇に進講せしめて往時の皇室を說き堂上の同志と會して王政復古の大業を企てしが中途にして事もれ藤原公積、藤原俊逸等二十四人と遂に囹圄の人となる安永七年大赦に逢ひ天明二年七月十一日五十三才にして薨す明治二十四年特旨を以て贈從一位とす其子繼き公通、實堅を經て從一位公純に至る君は其長子にして天保十年十二月六日を以て生れ位從五位

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎭守府將軍經基八代の孫德川義季十五世の孫にして義季十六世の孫德川家康の後也、家康沈毅大略の天性を以て亂世に應し英雄割據して東風猶腥き際多くの人と戰はす多くの人を屠らす、僅に初めの一戰小牧山にて秀吉に一目を置かれ、後の一戰關ヶ原にて遂に天下を一掃し爾來三百年太平の基を開き、蕩然たる德川十五代記の材料を作りたり慶長八年征夷大將軍となり元和二年正月十七日薨す、年七十五久能山に葬り仝三年遺命を以て下野日光山に改葬す、後水尾天皇廷臣を使し正一位を贈り號を贈ふて東照といふ、子秀忠慶長十年十一月征夷大將軍となり寬永八年正月西城に薨す年五十四、明王天皇勅して台德院と謚して正一位

正二位　公爵　德川家達君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎭守府將軍經基八代の孫德川義季の裔

を賜ふ、其子家光、經倫の才に富み祭勤交代の制を定め德川氏の隆業始めて鞏固となれり、元和九年七月征夷大將軍となり正保四年四月正殿に薨す年四十八日光山に葬る、勅して大猷院と謚し正一位太政大臣を贈る、其子家綱嗣き慶安三年七月征夷大將軍を拜す、其年由井正雪の叛あり、延寶八年正月正殿に薨す年四十二寬永寺に葬る、勅して嚴有院と謚し正一位太政大臣を贈る、家綱嗣子なきを以て其弟綱吉上州館林より迎へられて五代將軍となり寶永六年正月薨す年六十四、其兄家綱の子綱豐の子家宣甲府より迎へられて六代將軍となり正德二年九月正殿に薨す年五十一、其子家繼嗣いで將軍となり正德二年九月正殿に薨す年五十一、其子家繼嗣いで將軍となり年僅かに八歲にして薨す、嗣子なきを以て家康の子頼宣の孫吉宗紀州より入りて八代將軍となり、元祿以來風俗の奢侈柔弱に流れたるを慨して自ら率先して大に勤儉質素を奬め武技を興して士氣を養ひ上下の氣風を一變したり、寶曆元年六月西城に薨す年六十八、其子家重嗣き延享十一年六月西城に薨す、其子家治嗣き天明六年九月西城に薨す年五十、吉宗の孫一橋治濟の子家齊迎へられて十一代將軍となり、天保十二年西城に薨す年六十九、其子家慶嗣き嘉永六年六月年六十一にして薨す、其子家定嗣きて將軍となり安政元年十二月年二十五にして薨す、五代將軍以下先例に依り薨去の後間もなく孰れも正一位太政大臣を贈られ謚を賜ふて綱吉は常憲院、家宣は文照院、家繼は有章院、吉宗は有德院、家重は惇仁院、家治は後明院、家齊は文恭院、家慶は慎德院家定は温恭院といふ家定薨して嗣子なく先ち代家齊の孫家茂迎へられて第十四代將軍となり安政元年十二月年二十一にして薨す照德院と謚す、光國八代の孫齊昭の子慶喜一橋より入りて將軍となる、嘉永六年彼利都督の渡來以後井伊大老櫻田の變を筆頭として坂下の騷動長州征伐大政奉還して明治維新の新天地となれり、君は贈正三位信慶の三男にして田安家より入りて其跡を襲ぎ文久三年七月十一日生る、幼名を龜之助と云ふ、慶應元年二月五日田安家を繼ぎ明治元年閏四月特命を以て宗家德川の家名を繼承し同年五月駿州府中の城主となる、同十年六月英國に留

學し笠雪の功を積みて同十五年十月歸朝、同十七年三月皇城炎上の時金三万圓献金の賞として金盃三個を賜はる、同年七月公爵を授けられ、現今の肩書は貴族院議長華族會館長二位勳一等公爵なり

正五位　公爵　德川慶久君

當家の始祖は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八世の孫德川四郎義季の裔太政大臣德川家康の十一子頼房を經て光圀に至る、光圀後黄門と稱し幕府の施政を輔けて文武の敎育を盛んにす、其一代の事業に至りては擧げて數ふべからず、殊に皇室を尊敬し古代の勤王家を愛慕し、名儒を聘して大日本史を祖述し楠家の忠誠を稱して湊川に碑を建つる等以て其志の一端を見るべし、元祿十三年七十三才を以て薨す、後ち義公と謚す、之れより五代を經て中納言齊昭に至る、齊昭の男慶喜一橋家に入り後安政元年十四代將軍家茂薨するに及び慶喜一橋家より入りて十五代將軍となり嘉永六年彼利提督の渡航以後井伊大老櫻田の變を筆頭として坂下の騷動、長州征伐、七卿落等の事變あり戊辰の役より天下の形勢一變して慶喜大樓を奉遊し、後ち隱居して明治に至り別に一家を起し後特旨を以て公爵を授けらる、當主は明治十七年九月二日を以て生れ其後を嗣ぎ明治四十三年家督を相續し貴族院議員となる、君現今の肩書は貴族院議員正五位公爵なり

從三位　侯爵　德川頼倫君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎭守府將軍源經基八代の裔、德川義季の六世の孫贈太政大臣德川家康の第十子大納言頼宣の後なり、頼宣幼名を長福丸といふ、年甫めて二歲水戸二十五万石の城主となる後大坂夏陣に茶臼山に登り父家康に謁せし時、家康愚撫の語餘情むらくは斬猶の少き事をとありしに、頼宣涙を攬て曰く大人兒を軍後に設かれ敵の首を得さらしむ悔ゆるも何ぞ及はん、松平信綱側にあり愚めて曰く、君智妙齡功名手柄を

する何ぞ今日に限らん、頼宣叱して曰く、咄汝何事をか云ふ願に再復十四歳なるかと、家康其語を壮なりとし、汝が此言首功に當ると、豪邁の氣概ね此の如し、慶長四年由井正雪不軌を圖り頼宣の命と稱し劍形を似せ其事に座して雄誕を縱りし時にも暮色を以て是が解をなせしと、後從二位に叙し權大納言に任せらる、是より先き紀伊に封せられて和歌山に住す、寛文十一年正月年七十にして薨す、其子光貞繼き光貞より綱教、頼職、吉宗宗直、宗將、重倫、治貞、治寶、齊順を經て權大納言齊順に至る、茂承は從四位上左近衛少將松平右京太夫頼學の七男にして安政五年幕府の命に依り齊順の後を享け紀州家五十五万五千石の封を襲き、弘化元年正月十五日江戸に生る、始め岸吉又頼久といひ安政五年十月元服して將軍家茂に謁し其諱の一字を授り茂承と改め常陸介と稱す、文久二年上京拜謁して天盃を賜はる、慶應元年五月長防征討として將軍家茂進發に付先備總督を命せられ、翌二年六月安藝國廣島に出陣し明治元年二月御親征御留守中京都御警衛の勅命を受く、八月軍資金十万圓を献納し同年十一月奥羽の戰に藩兵千五百人を出張せしめたり、同二年六月それを神妙に思召され負傷者へ金二百圓を賜ふ、其前同年二月表を上つて藩籍を奉還す、同六年七月赤坂の私邸を献納して金二万圓を賞賜せられ、同六年五月皇城炎上の時金三万圓を献納せし賞として金盃一組を下賜せられ同年七月侯爵を授けらる、

安政五年十月從四位上に叙せられ同年同月從三位に進み、元治元年五月正三位に明治十年二月從二位に、同十六年正二位に叙せられ同二十年十二月愛國の裏情を表陳し海防の事業を賛成し金二万圓献納したる賞として明治二十年五月勅定の金製賞綬章を賜ひ、同三十年六月明治廿七八年戰役に軍費金を献納したる賞として勳四等に叙し旭日小綬章を賜はる、當君は其嗣子にして明治五年六月廿七日を以て生れ後家督を相續し襲爵を仰付けられ位階は從五位に始まり後陞叙せられて從三位となる、君現今の肩書は貴族院議員日本赤十字社常議員從三位侯爵

正五位　侯爵　徳川圀順君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基八代の孫、徳川四郎義秀の裔贈太政大臣徳川家康の十一子權中納言頼房の後なり頼房幼名を鍋松麿といふ、慶應十一年九月常州下妻十万石に封せられ同十四年十二月封を水戸に移し廿五萬石を領す、寛文元年七月二十九日年五十九にして薨す、其子中納言光圀家を繼く、光圀後黄門と稱す、幕府の施政を輔け文武の事業に至つては擧げて數ふへからす、殊に皇室を尊敬し古代の勤王家を愛慕し名儒を聘して大日史を祖述し補家の忠誠を稱して湊川に碑を立つる等以て其志の一端を見るへし、晩年西山に隠遁し風月を弄して餘生を送る、元禄十三年十二月年七十三にして薨す後襲公と謚す、これより綱條、宗堯、治保、治紀齊修を經て權中納言齊昭に至る、年四歳にして夢止成人の如く五歳にして和歌を作り九歳にして鳥銃刀槍の術に達し日に鳥銃千發を以て課業とし近臣と歩を競うて日に二十里を歩みしと云、天保十一年幕府に請て山陸を修の資を献して葬祭の儀を厚うせしむ、それより上古の盛法を復して歴朝の幣政を改め弘道館を起して文武の道を奨勵したり幕末開港說起るや時の大老井伊直弼と政治上の意見を異にして衝突の結果意外なる櫻田血染雪となり、舞蹈一變して明治の新天地となるに至れり、齊昭居常倹素を主として身を以て物を率ひ、學古今に通して卓見あり令行禁止ある毎に士民悦服一家訓を明にして藩職を恪勤し天朝を尊ひて幕府の命を受くるや厥々趾白して其言驗あらさるはなし、身を以て天下の安危に任すること卅年四方其風采を仰かさるはなし、常に夷狄の患をなすを慮り守禦の術を講究す、而して其論毎に開老と合はす、万延元年八月十五日快々として薨す年六十一自ら誄して烈公といふ、其子從三位權中納言慶篤を經て昭武に至る昭武は先々代齊昭の十八男なり維新の際函館追討の命を奉し其軍功により賞典祿三千五百石を賜ふ、先々代慶篤の長男從二位篤敬其後を享く、篤敬幼名を鐵之允又鐵千代といふ、安政二年九月卅日を以て生れ明治元年昭武の養子となり同十二年佛國に留學し同十五年十一月歸朝す、翌同十六年五月家督を相續し同十七年七月侯爵を授けらる、同廿年六月特命全權公使となり同年十月貴族院議員となる、君は其長男にして明治十九年十月十三日東京に生る、同卅一年七月十七日家督を相續し同月卅日襲爵仰付けらる當君現今の肩書は正五位侯爵なり

從五位　侯爵　徳川義親君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎮守府將軍源經基八代の孫徳川義季十六世の裔贈太政大臣徳川家康の九子大納言義直のなり、義直慶長五年を以て生る、幼名を五郎太といふ、年甫めて四年にして甲斐の國主となり仝十年尾張國に移り封地尾張美濃信濃に跨り六十一万九千五百石餘を領す、當時騒亂漸く平ぎ諸侯尚務めて武備を修す、義直超然聖教を尊崇し聖廟を建て奠菜、禹、周公、孔子等の像を安置し禮樂諸器を備へ釋菜の儀を行ひ經籍一千部を沼き文物の燦然たる諸侯に肩を比ふもののあらざりしと義直より光友、綱誠、吉通、継友、宗春、宗勝、宗睦、齊朝、齊温、齊荘、齊荘、齊温、齊朝、宗睦、宗勝、宗春、継友、吉通、綱誠、光友、と經、從一位勳二等慶勝を經て義禮に至る義禮正三位侯爵松平頼總の次男にして文久三年九月十九日を以て生れ明治九年五月慶勝の養子となり、仝十三年九月二十七日家督を相續し仝十七年七月侯爵を授けらる當君は其後を嗣き襲爵仰付られ從五位に叙せらる、君現今の肩書は從五位侯爵なり

從二位　伯爵　戸田氏共君

當家は內大臣藤原鎌足七世の孫太政大臣實行十三世の裔正親町三條公治の長男實興の後なり、實興より實光、宗光、憲光、氏一、氏輝、氏光を經て一西に至る、一西徳川家康の家臣にして才幹武略あり天正三年五月家康三州吉田口に出兵の際山縣三郎兵衛昌景を撰き同年九月遠州小山城攻撃の際武田勝頼を撃退す、天正十八年小田原の役に從ひて諸軍を監し軍功あり、後武州鯨井五千石を賜ふ、慶長五年庚子徳川氏の上杉景勝を征伐せらるゝや秀忠に東山道に從ひ上田城攻撃の衆議に反し建策せしも用ゐられす、後家康之を聞き大に喜ひ賞詞あり、九月大津の城を守らしめ從五位下に叙せられ采女正に任せらる、仝六年新に江州膳所の城を築き之を賜ひ三万石を食ましむ、其子氏鐵家を繼き文祿四年十月從五位下に叙し采女正に任せらる、元和三年攝州尼ヶ崎の城に移り五万石に加増せられ、寛永十二年美濃大垣に移され始めて十万石を領す、それより氏信、氏西、氏定、氏長、氏英、氏教、氏庸、氏正を經て從四位下氏彬に至る、君は其弟にして家を繼き安政元年六月廿九日を以て美濃、大垣に生る、幼名を助三郎と云ふ、慶應元年七月兄氏彬の養子となり仝年十月美濃大垣十万石の封を襲き、仝二年六月從五位に叙せられ采女正に任せらる、明治元年戊辰の役大兵を東北に出し殊死奮勵毎戰奏効あり又東海道鎮撫總督に從軍して仝年十月東京に凱陣す、仝二年六月戊辰の戰功に依り賞典祿三万石を下賜せらる、仝年仝月大垣藩知事に任し仝四年二月米國に留學し仝九年七月歸朝、仝十二年十月工部有御用掛を拜命し仝十三年八月正五位に叙せられ、仝十五年三月參議伊藤博文洋行に付随從の許可を得特に拜謁仰付られ特旨を以て金千圓白羽二重一疋を下賜せられ仝十六年八月歸朝、仝十七年七月伯爵を授けられ仝十八年七月勳三等に叙し旭日中綬章を授けらる、仝十九年三月公使館參事官に任し、仝廿年五月辨理公使に仝年六月特命全權公使に任じ澳國維也納府在勤瑞西國公使兼勤を命せられ、仝年九月從四位に叙せられ仝年十月赴任に付夫人同伴賢所參拜、聖上皇后宮へ拜謁仰付られ、仝廿三年十月從三位に叙せられ仝年十二月歸朝に付夫人同伴賢所參拜、聖上皇后宮へ拜謁仰付られ仝月澳國維也納府在勤瑞西國公使兼勤を免せられ仝廿五年兼主獵官に任し、仝三十年三月諸陵頭兼主獵官に任し仝年六月勳二等に叙せられ瑞寶章を授けられ、仝年七月正三位に叙せられ仝三十一年七月兼式部次長に任せられ兼主獵官故の如し、仝三十年五月兼宮中顧問官に任せられ、仝三十四年十二月依願諸陵頭免せられ、仝三十五年三月兼主獵局長に任せられ仝三十六年六月從二位に叙せられ、仝三十八年九月式部長に任せられ兼主獵局長故の如し、仝年十月帝室制度調査局御用掛仰付られ仝三十九年

爵家は内大臣従一位勲一等公爵近衛忠房君の分家にして、忠房君は文久元年十一月十八日を以て生る、父君忠熙公は嘉永元年七月従一位に叙せられ、安政五年七月内大臣に任ぜられ、同六年十月辞職、万延元年閏三月復た内大臣に任ぜられ、文久元年十二月辞職、同二年閏八月復た内大臣に任ぜられ、同年十二月辞職、元治元年二月復た内大臣に任ぜられ、同年三月辞職、慶応三年十二月復た内大臣に任ぜられ、明治元年正月辞職、同二年十二月従一位に叙せられ、同三年十二月薨ぜらる、忠房君は嘉永元年十二月従五位下に叙せられ、安政五年十二月侍従に任ぜられ、文久元年十二月辞職、同二年閏八月復た侍従に任ぜられ、同年十二月辞職、元治元年二月復た侍従に任ぜられ、慶応三年十二月辞職、明治元年正月従四位に叙せられ、同二年十二月正四位に叙せられ、同三年十二月薨ぜらる、忠房君は明治元年十二月侍従に任ぜられ、同二年十二月辞職、同三年十二月従三位に叙せられ、同四年七月正三位に叙せられ、同年十二月辞職、同五

二男正二位前權大納言光顯の後なり、光顯別に一家を立て家號を外山といふ、それより光和、光任、光實、光親、光輔を經て從五位子爵光昭に至る、君其後を享く、君實は從二位勢岡隨資の三男にして明治七年八月一日を以て生れ幼名を庸雄といふ、同十八年九月一日先代光昭の養子となり家督を相續し今の名に改む、現今の肩書は從四位子爵

從四位　子爵　土井利剛君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基三代孫津守賴光の末葉大炊頭利勝の三男從四位從侍利房の後也、利房父の遺領三萬石を分與され別に一家をなし能登守に任し寛文三年少老となり、後執政職に進み越前大野の藩主となり四萬石に加增せらる、それより利知、利寛、利義、利器、利金、利忠を經て正四位勳五等子爵利恒に至る、利恒戊辰の役大に勳功あり、君は其長男にして明治七年九月二日を以て生れ幼名を七之助といふ、同廿六年家督を相續し同廿八年四月今の名に改む、同卅年六月廿七八年戰役の際報國の旨意を以て、軍資の內へ金千圓を獻納し及び從軍者家族扶助のため金廿五圓を寄附し其賞として銀盃一個を下賜せらる、現今の肩書は從四位子爵なり

從四位　子爵　朽木綱貞君

當家は宇多天皇の皇子式部卿敦實親王の子從一位左大臣源雅信の男參議左大辨扶義の後なり、それより成頼、義綱、經方、秀定、秀義、定綱、信綱、高信、頼綱、義氏、頼氏、氏時、時綱、高親、貞清を經て民部少輔稙綱に至る、稙綱江州朽木谷に居住す將軍足利義晴京師の亂を避けて來る や新館を造營して厚く遇し常に左右に侍して守護す、其子河內守元綱織田信長に從ひ次て豊臣秀吉に隨し後徳川家康に仕へ屢々軍功あり、其三男民部少輔植綱幼より徳川秀忠の左右に侍じ慶安二年當陸國土浦の城主となりそれより光照、光慈、光雄、光徳、光和、光愼、光年、光庸を經て正四位勳五等則光に至る、康泰は其長男にして寛延元年六月三日を以て生る君は康泰の後にして明治二十二年十一月一日を以て生れ其家督を相續して襲爵す、現今の肩書は從五位子爵なり

從正位　子爵　遠山英彦君

當家は內大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名四代越前守高房の裔從五位下豊後守重光の後なり、重光より直正、忠正、景通、景貞、景員、景廉、景朝を經て少輔六郎兵員に至り美濃國遠山に居住するを以て始めて姓を遠山と稱すそれより景資、景茂、景明、景興、持景、頼景、景友、景廣、直廉、友勝友忠を經て久兵衛尉友政に至る、友政徳川氏に仕へ屢長庚子の役に本國美濃苗木に歸り舊臣を召集して兵を擧げ大に敵の兵を破る功を以て其本領に復し苗木の城主として一万五百石に封せらる、それより秀友、友貞、友泰友由、友將、友尖、友明、友濟、友隨、友書を經て正四位文祿に至る、左慶其後を嗣ぐ、左慶實は從五位下攝津守織田長易の三男にして安政五年八月廿六日を以て江戸に生れ幼名を源三郎といふ君其後を嗣ぐ、君は明治廿二年十月十一日を以て生れ其家督を相續す、君現今の肩書は從五位子爵

正五位　男爵　富岡復起君

先代敬明君は舊小城藩士神代利温の次男にして肥前小城郡櫻岡北小路に生る、幼名を耿介といふ後富岡惣八の養子と左り佐賀藩に仕へて明治四年三月權大參事となる、仝十一月伊万里縣權參事となり翌五年山梨縣に轉し仝九年熊本權令となり西南の役暴徒を鎭定して功あり勳章年金を賜ふ後多年地方長官として極めて好治績あり仝三十三年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、君其後を嗣ぐ、嘉永五年十月二十八日生れにして現今の肩書は陸軍砲兵少佐勳四等正五位男爵

寛文九年丹州福知山に移城し封邑三萬二千石を領す、それより植綱、植治玄綱、綱貞、鋪綱、昌綱、倫綱、綱方、綱愼、綱張、爲綱、綱鎭を經て從五位爲綱に至る君は其次男にして明治八年十二月二日を以て生れ同十六年六月家督を相續し同十七年七月子爵を授けらる君現今の肩書は陸軍砲兵少佐從四位勳五等子爵なり

正四位　子爵　戸田忠義君

當家は內大臣藤原鎌足十一代太政大臣公孝六代太政大臣實行の裔野州宇都宮藩士從四位下侍從因幡守戸田忠寛の二男主計守忠舜の後なり忠舜宗家忠寛より封邑を分與され別に一家をなし野州竹我一萬千百三十九石の藩主となる、その子忠至を經て從四位忠綱に至る、君はその長男なり元治元年八月朔日を以て生る幼名を鎭次郎と云ふ明治九年二月從九位に明治十五年六月二十日家督を相續し同十七年七月子爵を授けらる、同二十年十二月正五位に同二十七年十二月從四位に同三十年七月正四位に叙せられ、同年七月貴族院議員となり、同三十三年九月同院議員を辭す、君現今の肩書は正四位子爵なり

從五位　子爵　戸田康保君

當家は內大臣藤原鎌足十一代、太政大臣公孝六代太政大臣實行の裔、正親町三條公治の長男實興の後なり、其子實光戸田三郎と稱す、それより宗光（彈正左衛門尉）憲光、政光、宗光（彈正少弼）實光、重良、忠重を經て丹後守康長に至る、康長二連木に住し徳川氏に屬し屢々戰功あり、慶長庚子の役先陣の功を以て下總國古河二萬石に封せられ同十七年常州笠間に轉次て三萬石に加增せられ元和三年信州松本に移り五萬石に加增せらる、其次男丹波守康直家を繼ぎ播州明石に轉じ六萬石となる、其後丹波守光重に至り濃州加納に移り七萬石となり後再ひ信州松本に治し六萬三千石を領す

正三位　男爵　常磐井堯熙君

當家の開祖は大織冠藤原鎌足の玄孫從一位左大臣內麻の後裔皇太后宮大進有範の男、親繁（大谷家々傳參看）にして其弟子眞佛より系を引く、眞佛は鎭守府將軍平國香の後胤、下野國司大輔判官眞壁國幸の長男にして幼名推尾彌三郎幸時といふ承治三年二月十日を以て常州眞壁に生れ年八歳にして佛心を發す、長じて父に代り統內の典型を治む又深く親鸞の法徳に歸し屢々稻田に詣で他力念佛の奥旨を會得す、後家を弟國綱に讓り嘉祿元年十一月四日親鸞に從うて得度す、安貞元年十二月山城國興正寺廣證の事により親鸞に代つて西上し貞永元年親鸞より該寺を讓られ後高田に遷化す時に歳五十、眞佛より順智、專空、定專、空佛、順澄、定順、定順を經て大僧都法印眞慧に至る、眞慧覺正六年專修寺を伊勢國一身田村に遷し親鸞の遺敎專修念佛を紹隆し定規を制す實に當家中興の僧たり、それより應眞、堯慧、堯眞、堯秀、堯朝、堯圓、圓猷、圓遵、圓祥を經て大僧正圓祥に至る君其後を享く、君實は從一位近衛忠熙の第七子にして弘化元年十二月廿七日を以て生る幼名を圓提といふ、嘉永六年先代圓祥の養子となり安政元年二月五日專修寺に入り萬延元年四月十日得度し、文久元年九月廿二日住職たるべき綸旨を賜ひ、明治元年六月法眼に叙し大僧都に任せらる、仝四年七月寺領を奉還す仝五年三月華族に列し仝五年九月家祿を常磐井氏と稱し堯熙と改名し、仝八年九月家祿を來還す、仝十七年八月高田派管長となり仝二十九年六月特旨を以て男爵を授けらる、仝三十年六月日清事件の際報國の旨意を以て軍資の內へ金五百圓を獻納し及名古屋、金澤兩陸軍豫備病院へ患者用品を寄附し其賞として銀盃一個を下賜せらる、文久元年九月住職の綸旨を賜はり明治元年六月法眼に叙し大僧都に任し仝五年四月權少敎正に仝年六月大敎正に仝十四年五月高田派管長となる明治六年二月從五位に仝十四年五月正五位に仝十七年九月從四位に仝廿年十二月正四位に仝三十年七月從三位に叙せらる、現今の肩書は眞宗高田派管長正三位男爵

従五位　子爵　徳川武定君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基の裔贈太政大臣徳川家康の末葉従三位勲三等昭武の子乃ち君の與したる家なり、明治二十一年十二月を以て生る、仝二十五年五月三日宗家徳川徳敬所有財産の内七萬圓を分與され別籍して華族に列せられ父昭武の勲功に依り特に子爵を授けらる、現今の肩書は従五位子爵

正五位　子爵　豊田圭資君

當家は内大臣藤原鎌足六代従三位眞夏の裔正二位權大納言弘資の三男従四位上大藏大輔有尚の後也、有尚別に一家を起し家號を豊岡と稱す、夫より弘昌、資時、光全、尚資、治資を經て従三位子爵健資に至る、君は四男なり、明治三十三年二月従五位に叙せらる、明治十三年二月十六日を以て生れ舊名を通雄といふ、仝二十五年の四月家督を相續し仝三十三年二月今の名に改む、現今の肩書は従四子爵

従三位　子爵　戸田忠行君

當家は内大臣藤原鎌足十一世太政大臣公季六世太政大臣實行の末葉土佐守尊次の三男三郎左衛門忠繼の後なり、忠繼父の遺封を分與され別に一家を起し野州足利の藩主として一萬千石を領す、それより忠利、忠圀、忠位、忠寛、忠融を經て従五位下大炊頭忠文に至る君其後を繼ぐ、君實は先々代従五位下長門守忠祿の四男にして弘化四年九月五日を以て生る、幼名を七之助といふ安政八年七月先代(兄)忠文の養子となり仝年十月野州一萬千石の封を襲ぐ戊辰の夏東山道總督の指揮に從ひ兵を出して大に戰ふ、平定の後賞賜を受く明治二年藩籍を奉還し仝十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は貴族院議員従三位勲四等子爵

従四位　男爵　徳川　厚君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基八代贈太政大臣徳川家康の後裔にして徳川公爵の分家なり、君は従一位徳川慶喜の男にして明治七年二月二十一日を以て生る同十五年一月公爵徳川家達より資產を分與され別に一家を成し同日特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、同二十七年三月拜謁して天盃を賜はる、同年二月従五位に同二十三年六月正五位に叙せらる、現今の肩書は貴族院議員従四位勲四等男爵なり

従五位　子爵　戸澤正已君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫上總介高望の裔正四位下刑部卿平忠盛の弟従五位石馬頭忠正の後なり、その子通止を經て飛驒守衛盛に至る、衛盛初め木曾義仲に仕ふ後奥州に下り陸奥國戸澤に住す依つて地名を氏となす、それより克盛、勝盛、玄盛、英盛、氏盛、伊盛、行盛、豊盛、泰盛、宗盛、久盛、壽盛、征盛、秀盛、道盛を經て治部大輔盛安に至る、盛安豊臣秀吉に屬し世々軍功あり、其弟平九郎光盛家を繼ぐ不幸にして痘を患ひて卒す、盛安の子右京亮政盛其後を享け徳川氏の會津征伐に從軍して功あり元和八年羽州鮭延の庄眞室の城を賜ひ封邑六萬八千二百石を領す寛永元年新庄の城を築て之に居る、それより正賦、政庸、正勝、正潔、正產、正良、正胤、正誼を經て正三位勲四等正實に至る、正實明治戊辰の役副總督の命を奉し賊軍を討つて大功を奏し賞典祿一萬五千石を賜ふ明治十七年七月子爵を授けらる、君其後を享く、君實は其孫にして正五位正定の長男明治二十一年九月廿一日を以て生れ同廿九年九月八日家督を相續す、現今の肩書は従五位子爵なり

従五位　子爵　富小路隆直君

従三位　子爵　土岐頼知君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基三世攝津守頼光の孫従五位下伊豆守國房の後なり、それより光國、光信、光基、光衡、光行、頼定を經て頼基に至る頼基土岐九郎と稱す、それより頼重、頼篤、國篤、頼秋、頼秀、頼弘、頼定、頼尚、頼典、頼明を經て山城守定政に至る、定政初め菅沼常陸介に養はれ徳川氏に仕へて藤巖と稱す後數度の戰功に依り下總關宿の城を守り仝國相馬郡にて所領一萬石を領す後本姓土岐に復す、其子山城守定義攝津高槻二万國に封せられ、それより頼行、頼殷を經て丹後守頼稔に至り寛保二年上州沼田に移封し三万五千石に加增せらるそれより頼照、定經、頼寛、定吉、定寛、頼布、頼潤、頼功を經て従五位下和泉守定之に至る、君は其長男にして嘉永二年九月廿六日を以て江戸に生る、幼名を英之助といふ慶應三年二月上野沼田三万五千石の封を襲ぐ、明治元年閏四月山道總督の命に從ひ大に兵を出して北越に戰ひ賞賜を受けたり、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還し仝十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は従三位子爵

正五位　男爵　徳川義恕君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基の後裔なり贈太政大臣徳川家康の第九子、大納言義直の後にして舊名古屋藩の分家なり、君は従一位勲二等徳川慶勝の十一子にして明治十一年十一月一日を以て生る、同二十一年六月二十三日従三位侯爵徳川義禮先代慶勝の遺志を繼き家產の内金十五萬圓を分與せられ君別に一家を立て同日特旨を以て華族に列せられ男爵を授けらる、二十七八年の役軍資の内へ金七百餘圓を献納し銀盃一個を賞として下賜せらる同三十二年三月拜謁して天盃を賜はり、明治三十一年十一月従五位に叙せらる、現今の肩書は陸軍歩兵少尉正五位勲六等男爵なり

従三位　伯爵　中院通規君

當家は村上天皇の皇子二品中務卿具平親王の子従一位右大臣源師房六世土御門内大臣通親の五男正二位大納言中院通方の後なり、其子通成より通頼通冬、通氏、通守、通秀、通爲、通勝、通村、通純、通躬、通枝を經て通維に至る通維實は前内大臣久我通兄の次男にして王政日に式微せるを憂ひ寶歷年間徳太寺久我等の諸公卿と謀り王政復古の鴻圖を企て既に大事を擧けんとし事破れ遂に落飾して見山と號す時に年僅に二十三、明治二十四年十二月其偉功を追賞せられ従三位を贈らる、それより通商、通知、通繁を經て正二位通富に至る、君は其男にして安政三年二月二十五日を以て京都に生れ文久三年十一月元服して昇殿を聽され従四位下に叙せらる、明治八年十二月陸軍學校へ入校し、同十一年卒業して翌年二月陸軍少尉に任し后中尉に進み同十七年七月伯爵を授けらる、明治廿七八年戰役に勲功あり、同二十九年一月其の賞として金百二十五圓を下賜せらる、明治廿八年九月従三位に叙せらる、現今の肩書は、陸軍歩兵大尉従三位勲五等功五級伯爵なり

從四位　男爵　千秋季隆君

當家は天照國照彦火明命三十三代の裔宿禰見の後なり、夫より稻與、奥員季與、維仲、仲永、永時、連仲、維連、奈連、頴連、吉次、吉恒、吉緒、吉茂、有光、千光、千以、員胤、員信、員職、季範、季忠、清季、朝季、朝氏、清氏、家季、季宣、季氏、高範、滿範、時季、季國、季通、季平、季光、季忠、季信、季盛、武季、季明、季將、正季、季豊、季雄、季條を經て世々熱田神宮の神職として從五位季福に至る、君は其次子にして明治八年十月十日を以て生れ同十年家督を相續し同十七年七月男爵を授けられ同廿八年十月從五位に叙せらる、尋ひて正五位に陞叙せられ進んで從四位勳四等に叙し貴族院議員たり

子爵　千種有秀君

當家は村上天皇の皇子中務卿具平親王の子右大臣源師房の後裔從五位下木工頭具榮の次男正二位權大納言有能の後なり、有能別に一家を立て姓を千種と號すれより有維、有敏、有補、有政、有條、有秀、有功、有文を經て正三位有任に至る有任夙に勤王の大義を唱へ大に王事に盡力したり、維新の後職を宮內に奉し其官典たり明治廿五年九月薨す、君は其孫にして明治三十六年七月十一日を生れ家督を相續して襲爵を仰付けらる

從五位　男爵　長基連君

當家は舊金澤の國老にして世々祿三萬三千石を領し先々代長成邁に至る、其男從五位克通其後を享け明治三十三年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、同三十四年五月十日病を以て薨し其後を嗣く、君實は從五位男爵本多政以の次男にして明治二十三年六月十六日を以て生れ同三十四年五月十日先代薨去せしに付き同年六月家督を相續し襲爵を仰付けられ從五位

に叙せらる

從三位　子爵　持明院基哲君

當家は內大臣藤原鎌足十三代右大臣賴宗の裔正二位右大臣壬生俊家の四男正五位下鎭守府將軍基賴の後なり、基賴弓馬の達人にして鎭守府將軍の宣旨を得て北國の兇賊を追討す其子正四位下大藏卿通基に至り始めて姓を持明院と稱す、それより基家、基宗、家行、家定、基盛、基世、基衡、基清、基親、基繁、基信、基春、基規、基孝、基久、基徃、基定、基時、基輔、基雄、家胤、宗時、基武、基敦、基延、基政、基和を經て基哲に至る、君は其後を享く、君實は正三位石野基佑の第二子にして慶弘元年二月十二日を以て生れ幼名を淺麿といふ、明治十四年三月持明院祿子の養孫となり同年七月廿八日先代の後を享け、同十四年四月從五位に同十五年一月京都宮殿勤番を同十六年十月殿宇を仰付けられ、同十七年七月子爵を授けられ同廿三年六月正五位に同廿八年六月從四位に同卅三年六月正四位に叙せられ後昇叙せられて從三位となり貴族院議員となる

伯之部

正二位大勳位功一級公爵　大山巖君

君は大山彥八の次男大山綱良の弟にして西郷隆盛の從弟なり、天保十二年十月十日鹿兒島に生る、通稱は彌助といひ當時西郷從道と共に薩摩の二俊才と稱せらる、明治維新の際國事に奔走し伏見寺田屋の騷動に關することを深く年も少なりしを以て事なきを得たり、戊辰の役西郷隆盛私學校の推す所となり亂を企して東上せんとす勢ひ甚た猖獗なり、別働隊を率ゐて西征し田原坂に向ふ偶ま三好少將戰うて傷き川路利良病を以て東歸せ、君何れも代つて采配を採り參謀議する所極めて多く同年九月遂に亂平き同十月山

田少將、野津少將と共に凱旋したりき、同十一月勳功調査委員に任し其軍功により陸軍中將に進む、同十四年山縣有朋と共に建議して徵兵を富津、猿島、箱崎、夏島等の諸所に築き觀音島と相對して東京灣の守備を嚴にせんことを請ひ朝廷の納るゝ所となる、同十七年七月勳功に依り華族に列せられ特に伯爵を授けらる、同廿三年一月愛國の衷情を表陳し海防の事業を贊成し金二千五百圓献納の賞として銀製黃綬褒章を賜ひ後明治廿七八年の戰役に第二軍司令部長として征途に上り連戰連勝遂に四百餘州を併呑せんとするに際して媾和成り其勳功により功二級に叙し金瑞勳章を賜ひ特に陞して侯爵を授けらる、同三十一年一月元帥府に列せられ、元帥の稱號を賜ふ

明治四年四月兵部權大丞に同年七月陸軍大佐に任し兼兵部權大丞砲兵局兼造兵司掛課仰付けられ、同年八月陸軍少將に任し同年十二月兵部省出仕佛國留學を仰付けられ同七年十月歸朝、同七年十一月兼陸軍少輔陸軍省第一局長仰付けられ同八年十一月天長節分列式天覽の節諸兵隊指揮長官を同九年一月陸軍諸兵隊指揮長官を同年四月陸軍將校以下賞牌並從軍牌下賜方取調を同年八月當分熊本鎭臺司令長官を、同十年二月征討總督より征討別働隊第一旅團司令官を同年三戶當分出征第二旅團司令官兼勤を同年四月出征第四旅團司令官を同月別働第五旅團司令長官を、同年九月攻城砲隊指揮長官を同年十一月陸軍將校以下勳功調査委員を仰付けられ、同十一年七月御巡幸供奉を仰付けられ同年同月陸軍士官學校長兼勤を仰付けられ同十二年十月內務大輔大警視に兼任し同年十二月議定官に兼任し同十三年陸軍卿に兼任し同十四年十月參議に兼任し、同年十二月海軍卿川村純義不在中代理を同十五年八月參謀本部御用掛を仰付けられ同十六年十一月御用有之歐洲へ差遣され、勅語を賜ふ、同十七年七月華族に列せられ特に伯爵を授けらる、同十八年福岡縣行幸供奉仰付けられ、同年四月海軍卿不在中兼任し、同年十二月陸軍大臣に任し同十九年七月海軍大臣に兼任し同二十一年二月監軍に兼任し、同二十二年臨時文部大臣に兼任し同廿三年五月陸軍大將に任し樞密顧問官に任し、同二十五年八月陸軍大臣に任し、同廿八年五月武

功調査委員を仰付けられ、同卅一年一月元帥府に列せられ特に元帥の稱號を賜ひ同卅二年四月華族令第十八條により第一號及び第二號事件評議員を仰付けられ同年五月參謀總長に補せらる

位勳は正六位に初まり後累進して正二位大勳位功一級となる、君現今の榮職は元帥陸軍大將議定官軍事參議官大臣樞密貴族院議員なり

正三位　侯爵　大久保利和君

當家は姓藤原を稱す世々鹿兒島藩士たり、大久保利右衛門の子利通より家聲を揚くるに至る、利通は幼名を利済又正助と稱し後市藏と改む、維新の際藩主島津久光の內意を受けて京都に出で廣く四方の名士と交り天下の公憂を抱いて拮据勉勵公武の間を一致し以て擾夷の偉勳を奏せんとす、會々藩主久光上京し激徒等久光を擁して事を擧けんとしたり久光之を憂ひ利通をして鎭撫せしむ、利通乃ち大山格之助と共に向ふ來之に應せす、依て數人を斬り事漸く寢るに至る、これ世にいふ伏見寺田屋の騷動なり、それより常に激徒の窺ふ處となり新徵組の近藤勇等も又之を途に要撃せんとして果さす、士州侯の其臣寺村左膳、後藤象次郎を遣して太政奉還の說を將軍慶喜に德遵するや利通亦小松帶刀と共に其議に參し遂に其說を容れ太政を奉還するに至る、慶應三年十二月利通建言して新に總裁議定參與の職を置き二條關白以下公卿數名を罷め、德川內府會桑兩侯の參朝を止め諸門の守衛を以て薩土藝の三藩に命するに至る、尋て參與に任せらる、復朝廷の議を献し都を東京に遷す、會々木戶孝允等藩籍奉還の議を建て、利通之を贊し共に郡縣の基を定む、明治元年七月參議に任せられ同年九月勳功により賞典祿千八百石を賜ひ從三位に叙せらる、それより東京に在りて三條實美と共に政權を總攬す同三年大藏卿に任し、同四年岩倉具視と歐洲に赴き、宇內の大勢を達觀して同六年五月歸朝す、時に征韓論沸騰したり利通之に反對して專ら內治を務む、同　年佐賀の亂に鎭撫の命を受けて之を平定し同八年征臺事件に關して全權辨理大臣として淸國に赴き大談判の末償金五

正二位 伯爵 大隈重信 君

本姓は源氏佐賀藩士大隈信保の長男にして天保九年二月十六日を以て生る、初め総房の末葉に際して天下まさに変を天下の志士に結び勤王の大義を唱道して遂に王政復古の偉業を奏す、爾来朝に仕へて維新の政を輔け終始攻に従事し大に国威を宣せり、明治十四年民権伸張の議を起て廟堂諸老と議協はず従然冠を挂けて野逸し、此日国会開設の大詔煥発したり、それより改進党を組織して其首領となり早稲田に学校を設けて天下の俊才を養成せしが、同十年五月特旨を以て華族に列せられ勲功により伯爵を授けらる、同十一年第一回内閣の時外務大臣となり外交上に関し民間政治家の反対を受け政論囂々たる際見込来島恒喜の狙撃に遇ひ遂に片脚を切断するに至る、翌年十二月辞職即日参内となり在職僅に二年にして継任し、それより外務大臣たること数回、後内閣総理大臣となり同卅二年十一月全く民間に下りて政党本然の運動となる

明治元年五月従五位下に、同二年二月正四位に同九年十一月勲一等（賜旭日大綬章）に同十四年七月従三位に同廿一年二月従二位に、同卅一年六月正二位に叙せらる、爵外国よりは明治十五年二月露国皇帝陛下より、神聖アンナ第一等勲章を、同二十二年五月墺国皇帝陛下より、フランコルドン下より白鷲大綬章を、同三十年三月白耳義国皇帝陛下より「グランコルドンドルドレオポール」勲章を同年五月独国皇帝陛下より赤鷲大綬章を、同三十二年二月露国皇帝陛下より「サンオラフ」第一等勲章を同年七月仏国皇帝陛下より「グランコルドーネテルオルデレデーラコロンナディタリヤ」勲章を同年九月伊国皇帝陛下より「リッテルグロイトクロイスベンデアンデンネーデルコロンドセンレイト」勲章を、同月暹羅国皇帝陛下より白象第一等勲章を、同年十月仏国皇帝陛下より「グラングルースダンアールネルデンミリターレデイサセオーラグロンセイサンテサインーザ」勲章を、同卅二年三月埃国皇帝陛下より「グランクロッサードロルドルドレオポール」勲章を賜せられ受領し及び佩用することを

十万両を出さしむ、帝て同十年西南の役起り征討の非務に参して勤功あり同十一月勲二等に叙し旭日大綬章を授けられ正三位に叙し年金七百四十四円を下賜せらる、同十一年五月参朝の途次石川県人島田一郎外六名の為に東京赤坂清水に刺されて数ヶ所に傷を負ひ即日宮小路邸上天に転じ給ひ即日宮小路侍臣を勅使として其邸に遣はされ翌日右大臣正二位を贈り金幣を賜ひ、祖あり

忠誠国に尽し功国を従古に成し公威者に奉し不撓維新に殺し劇毅さす外務卿を処て其明断内修功を奏し治に股肱の良翼に柱石の臣なり

皇太后皇后赤徳を遣して之を弔し給ふ

君安政六年七月七日を以て生る明治十一年五月七日勲功により特旨を以て華族に列せられ同十七年七月特に伯爵を授けらる

明治十二年従五位に同十年十二月正五位に同十三年六月従四位に同十六年六月正四位に同廿一年六月従三位に叙せらる、現今の爵書は貴族院議員正三位伯爵なり

正四位 侯爵 大炊御門経麿 君

当家の祖は大納言源顕房、第十三世孫治国太政大臣師実の三男正二位太政大臣経実の後なり北邸を大炊御門にかりしを以て遂に家の称号と為す経実の子孫宗より経実、師経、宗重、冬忠、信嗣、良宗、冬氏、冬信、冬実、冬宗、宗氏、信宗、信通、経名、経頼、経孝、経光、信名、経音、経秀、家孝、経久、政家、経元を経て世々権大納言の職を奉じて一従位爵の家に至る、君は其七男にして明治八年四月八日を以て生れ同十七年二月家督を相続し同年七月侯爵を授けられ、同二十八年四月従五位に叙せられ、同三十三年三月貴族院議員に列せらる、後従四位となり、累進して正四位となる、現今の爵書に正四位勲四等侯爵なり

従二位 伯爵 大谷光瑩 君

当家は親鸞上人の後裔にして如信、覚如、従覚、善知、綽如、巧如、存如より本願の冠導、如賀、如覚を経て順如に至る、順如三子あり、其長子光従（教如上人）故あり父の後を受けず、其従西北諸国を経歴し、後還て本願寺の北殿に住し、慶長四年六月に至りて衣鉢下立証の席に伸ず、第子光寿に伝ずるもの多し、依て同七年教如本願寺を分て二派となし光従を東本願寺の領祖となし僧正に補せらる、慶安十九年十月五日齢五十七にして薨ず、それより光致（宣如上人）光映（我如上人）光暢（常如上人）光沢（二如上人）光性（真如上人）光超（従如上人）光遠（豪如上人）光朗（遵如上人）を経て光勝（厳如上人）に至る、君（厳如上人）は北郷四子にして寛永五年十七日を以て京都に生る、寛延元年特度して法嗣となり文久三年大僧正に任ず、元治元年七月十九日禁宇焼燼し翌年より御殿として御新築す、卓帝燈一個、総三百把を下賜せられ、慶応三年四月、孝明天皇御遺物として唐木花卉御硯、金銀縫御三組、銀御煙管、御甲巻、黒漆印籠を拝領す、明治元年父光勝と共に進発し勤王の微衷を致し、報国の義務を尽さんことを請願し同月入朝謁を奉して近江、美濃、尾張、三河の諸国を巡回して門末を勧諭し尽教を奨らて朝に献す同三年十月北海道に出張して土人を慰撫し開拓に従事せしめたる等公共に関する所一にして足らず七月帰朝す、同十二年赤坂離宮参客等に宴を賜ひ、同年十二月立証大字の際献上物に対し真宮大夫より御紋附縮緬二疋を賜ひ、同十三年三月十八日より同年四月五日迄天皇陛下名古屋則院御駐輦に付金千円を下賜され、同十四年七月維新の際力を国事に尽し殊来公金を貢助したる労績顕著なるに依り特旨を以て御紋付五従綾二領を下賜せられ、同十九年六月伯爵を授けらる、現今の爵書は従二位伯爵なり

従二位 伯爵 大原重朝 君

当家は宇多天皇第九皇子二品式部卿敦実親王第二皇子前左大臣二条雅親中一世の孫右中将定田重秀の猶子、実は後理権大夫公勝四男従四位下左少将公顕の後なり、それより公致、重度、重尹、重成を経て従二位重徳に至る、重徳仁皇室の式微を慨き幕府の非を悟り回天の策を謀し日夜勤労して力を王事に竭す朝廷其勤功を賞し賞典禄二千石及邸宅を賜ふ、明治十四年四月二日享年七十八歳にして薨ず、天皇深く悼し正二位を贈り、勅語及金幣を賜ふ

夙に叡慮の宸儆を憂ひ心を勞し思ひを焦し遂に大政の維新を贊け精を勵し勤を効す剰んや又奉仕朝を累ね勤勞年を積む此に溘逝を聞く曷そ痛惜に勝へん因て正二位を贈り併せて金幣を賜ひ以て表彰す

基子正四位重實戊辰の役左近衞權少將に任し關八州監察使となり大に士氣を皷舞し進退其宜しきを得たるを賞せられ永世祿百石を賜ふ、維新後職を外務に奉す不幸にして早世す、君は其長子にして嘉永元年五月廿一日を以て京都に生る、幼名を常丸といふ、安政三年十二月孝明天皇晃祇候仰付られ、文久二年三月備後權介に任し同月近習に加へられ、明治元年四月石清水奉幣副使として參向を仰付けられ、慶應二年二月左馬頭に任し同三年三月本番所參勤を仰付られ同年十二月近臣に加へられ、明治元年三月親征大坂行幸供奉を仰付けられ同年閏四月參與職辨事仰付けられ、同月權辨官事に任し同年五月辨官事に任し、同三年十二月神樂御人數に加へられ、同七年三月宮內省九等出仕任に補し、同十八年十二月外務省御用掛を同日外務省准奏任御用掛を仰付けられ、同廿三年七月貴族院議員に當選し、同廿四年十二月御歌會始講頌を仰付けられ、第七回帝國議會召集の際勳精に付同廿九年三月銀盃一個を下賜せらる、同卅年七月貴族院議員任期滿ちて辭し同月再ひ當選し、同卅二年四月族華令第十八條に依り第一號及第二號事件評議員仰付けられ、同三十三年九月皇太神宮臨時遷御に付御神樂奉仕として參向仰付けらる、君現今の肩書は式部職御用掛貴族院議員從二位勳四等伯爵なり

從二位　伯爵　正親町實正　君

當家は內大臣藤原鎌足十七代太政大臣公季六世權中納言通季四代太政大臣西園寺公經の裔、從一位權大納言裏辻季秀の二男正四位上參議季俊の後なり、世々家職として樂道を掌り北邸正親町にありしを以て遂に家號となすに至る、それより實愛、公通、實連を經て正二位權大納言公明に至る、公明尊號宣下に關して兼議を排し中山大納言と東下して帝室の威嚴を保持したり、それより實光、實德を經て從三位公董に至る、公董文久三年六月長州監察使となり墅月長州山口に至り長門宰相毛利父子に面接して勤皇を達せり、戊辰の役大總督宮の參謀として帷幄に參議し遂に奥羽平定の偉功を奏するに至る、朝廷其功を賞して永世祿三百石を下賜せられ後陸軍少將に任し從三位に叙せらる、君は其の長男にして先々代の嫡孫承祖なり、安政二年六月七日を以て京都に生る、幼名を總久と云、同三年十二月從五位下に、同五年五月從五位上に、万延元年一月正五位下に文久三年十二月從四位下に、明治二年三月從四位上に、同廿年十二月正四位に同二十五年七月從三位に同卅一年六月正三位に叙せらる

文久二年十二月侍從に任し慶應三年十一月兼美濃權介に任し、明治十二年五月宮中御用掛を命せられ同月侍醫局出任製藥掛を命せられ、同十九年二月藥劑師に任し、同二十三年七月貴族院議員に當選し、同十九年三月第七回帝國議會召集の際勳精に付銀盃一組下賜、同三十年七月貴族院議員任期滿ちて辭し再ひ當選す、同三十二年二月埼玉縣知事に任し、同三十三年十月依願本官を免せらる、現今の肩書は賞勳局總裁宗秩寮審議官貴族院議員從二位勳三等

從二位　伯爵　奥保鞏　君

君は豊前小倉藩士奥利右衛門の長男にして弘化三年十一月十九日を以て豊前小倉に生る、後奥十郎の養子となり文久元年九月七日其家督を相續す、近習勤番より物頭に進み明治四年常備四番小隊長となり爾來軍籍に身を委ね同五年四月陸軍大尉となり、同七年十二月佐賀の役に出征し佐賀城の二の丸に於て左腕に重傷を負ひ猶銃丸胸部に中りたるも更に屈せず奮戰遂に平定の功を奏し、同年八月亦臺灣征討に從軍し同年十一月凱旋し後二年西南の役亦殊功あり、同二十四年東宮武官長となり同二十七年二月御用を以て歐洲に航す、日清事件の起るや歸朝を命せられ陸軍中將に昇任し第五師團長となり、同年廣島を發して戰地に向ひ拔群の軍功ありて墅年八月勳章及

年金を賜ひ同月勳功に依つて華族に列し男爵を授けらる

文久三年五月近習勤番を、明治二年一月物頭を同四年五月常備四番小隊長を同年十一月大尉心得を、同五年一月三番小隊附を同年四月大尉准席を仰付けられ同月陸軍大尉に任し一番小隊附鎭西第二分營へ出張を、同六年八月第十一番隊四番中隊長を同七年二月佐賀の役へ出征を、同年四月步兵第十一隊長を仰付けられ同年六月陸軍少佐に任し、同年八月台灣蕃地征討從軍を、同九年十月熊本縣下暴徒追討從軍を、同十年十月、熊本鎭台小倉營附司令官兼勤を仰付けられ、同十一年十一月陸軍中佐に任し、同十二年三月大坂鎭台步兵第十聯隊長兼姬路營所司令長官を仰付けられ、同十五年二月陸軍步兵大佐に任し同月近衞步兵第二中聯隊長を仰付けられ、同二十四年六月東宮武官長に、同二十五年一月東宮太夫に任し同二十六年三月東宮御所御造營調查委員を仰付けられ同二十七年二月歐洲へ差遣され同年七月歸朝、同年十一月陸軍中將に任し同月五師團長に、同二十九年十月第一師團長に、同三十年十月近衞師團長に、同三十一年一月東京灣防禦總督に同卅三年四月東部都督に補せらるゝより累進して陸軍大將となり、日露戰役の功に依り特に陞爵せられて伯爵となる、君現今の肩書は陸軍大將參謀總長軍事參議官從二位勳一等功一級伯爵なり

正三位　伯爵　大村純雄　君

當家は內大臣藤原鎌足の後裔大村遠江權守直煙を以て始祖とす、直澄永延中從五位下に叙し肥前國藤津高來彼杵の三郡を始め彼杵郡大村に居る、因て氏とす、直澄八世の孫親澄其子伊豫守澄宗と共に弘安中蒙古の寇を捍禦し澄宗の子澄遠その子喜後守純與元弘の亂に終始志を變せす菊地氏と協力して懷良親王を奉して軍功あり、それより純弘、純卿、德純、純治、純伊純前、純忠を經て丹波守喜前に至る、喜前小字を新八郎といふ、天正十五年秀吉の島津征伐に從軍し、文祿年間復た朝鮮の役に從ひて大功を樹て、從五位下丹波守に任す、庚子の役石田三成に應して赤間關に至り其叡計を

嘗り來會したる有馬晴信、五島松島等に說ひて德川家康に屬す事爭らぐに及ひて西海の小諸侯全きを得たるは喜前の力に外ならす、後肥前國大村二万七千九百七十三石を領す、之れより純頼、純信、純長、純尹、純旭、純富、純保、純鎭、純昌、純顯を經て贈從二位純熙に至る、純熙戊辰の役に從軍して錦旗を擁護して勤功あり賞典祿三万石を下賜せらる、君其後を嗣く、君實は贈正二位島津忠寬の次男にして嘉永四年四月廿七日を以て日向土佐原に生る、幼名を武郎と云ふ、明治九年六月先代純熙の養子と爲り同年七月從五位に叙せられ同十七年七月子爵を授けらる、同廿年十二月正五位に叙せられ同廿一年六月式部官に任せられ、同廿三年七月貴族院議員に當選同年同月依願免式部官、同廿四年四月父純熙の勳功により特に伯爵に陞叙せられ同年六月從四位に、同二十八年六月正四位に同三十三年六月從三位に、同四十一年六月正三位に叙せらる、同三十年七月任期滿ちて貴族院議員を辭し再ひ當選現今に至る、之より先三十九年四月一日日露事件の功に依り勳四等旭日小綬章を下賜せらる

正五位　伯爵　小笠原長幹　君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代甲斐守義光の裔なり、義光より義淸、淸光、遠光、長淸、長經、長忠、長政、長氏、宗長、貞宗、政長長基、政康、持長、淸宗、長朝、貞朝、長棟、長時、貞慶、秀政、忠眞、忠雄、忠基、忠經、忠面、忠固、忠徹、忠嘉、忠隆、忠忱を經て君に至る其間人々に喧炙せる歷史を擧くれは或祖義光に兄義家を輔けて奥州に武名を揚く其兄の急に赴くや足柄山の月に吹笙の美譜あり長淸は甲斐小笠原に生る加賀美二郎と稱す、後組朝に屬し源義仲を討つて功あり長淸騎射に精し後世相傳へて以て矜式と爲す、政長は祖先弓馬の術を受けて最も著はる曾て足利尊氏に兵術を授けたる事あり其子長基は足利義滿の弓馬の師にして其孫持長は將軍義政の師たり、淸宗は亦弓馬を以て其名一世に高し、長時は天文年中武田信玄、戰ひ後村上義淸に投し再び信玄、戰ふ、義淸之れ

に敗れて越後に奔る、倍玄人をして長時に謂はしめて曰く卿敬我に屬せは故邑信濃を復せんと長時曰く祖先に同胞にして武田に兄たり小笠原は弟たりと雖も我世と天子に朝し幕府に服し國人一齊しからす、我今彼に屬せは罪處分を命せられ同十年十一月勤一等に叙し旭日大綬章を賜ひ後再び司法文部の兩卿に任し、同十七年七月特旨を以て華族に列せられ特に伯爵を授けらる、同十八年十二月元老院議長に任し、同廿一年四月樞密顧問官を兼任し同廿四年六月文部大臣に任し、同廿五年八月樞密院議長に任す、明治三十二年九月廿六日を以て薨す、君は其三男にして明治四年八月五日を以て生る同廿三年四月嗣子となり、同廿四年九月從五位に叙せられ、同年十月拜謁して天盃を賜る、同三十一年六月正五位に叙せられ同三十二年九月先代喬任薨去に付家督相續し同年十一日襲爵仰付けられ爾後累陞せられて正四位に叙せられ貴族院議員たり

正四位　伯爵　大木遠吉君

當家は大織冠藤原鎌足の遠裔宇都宮懐久の子資綱の後なり、資綱筑後國大木城に據りて以て姓となす、資綱より九世知光龍造寺隆信と苦戰して大木城を孤守し、後鍋島直茂の勸に依て隆信の子政家に屬し肥前國爪野に移る其子知明寛永年間有馬の役父に從ふて戰功あり鍋島家之を賞し祿を與へて一家を成さしむ、爾來佐賀の藩士として横五右衛門に至る、其子正二位勳一等喬任より家聲を揚く、喬任幼名幡六といひ通稱民平といふ幼より學を好み其長するに及ひて才益秀て其狀貌魁偉一見以て大器たるを知らしむ、時幕末に際し江藤新平中野方藏等と勤王の大義を唱道し國事に東奔西走す、明治元年四月擧けられて參與兼外國事務官となり同年十二月兼京都府知事となり市政裁判を兼ぬ偶々九條家の落胤と稱し諸所を徘徊して金錢を强取するものあり喬任一朝にして之を獄に下す、時人之を大岡越前守に比す、同四年七月民部卿に任し同月文部卿となり同五年十月敎部卿を兼任せしも六年四月參議に任す、同年十月司法卿に兼任し同九年十一月長州暴徒の犯罪處分を命せられ同十年十一月勲一等に叙し旭日大綬章を賜ひ後再び司法文部の兩卿に任し、同十七年七月特旨を以て華族に列せられ特に伯爵を授けらる、同十八年十二月元老院議長に任し、同廿一年四月樞密顧問官を兼任し同廿四年六月文部大臣に任し、同廿五年八月樞密院議長に任す、明治三十二年九月廿六日を以て薨す、君は其三男にして明治四年八月五日を以て生る同廿三年四月嗣子となり、同廿四年九月從五位に叙せられ、同年十月拜謁して天盃を賜る、同三十一年六月正五位に叙せられ同三十二年九月先代喬任薨去に付家督相續し同年十一日襲爵仰付けられ爾後累陞せられて正四位に叙せられ貴族院議員たり

從四位　伯爵　奥平昌恭君

當家は村上天皇の皇子一品式部卿具平親王の遠裔奥平美濃守貞能の長男同美濃守信昌の後なり、信昌父と共に徳川家康に屬し元龜元年朝倉義景と姉川に戰ひ天正三年二月三州長篠の城を賜ひ同年五月武田勝頼の大軍と戰ひ勲功あり、同十二年先鋒となりて森長一と羽黒に戰ひ追擊して敵首二百級を得、同十八年小田原に從軍して同年八月上州宮崎の地三万石を賜はり、慶長六年五月關ヶ原の役に從ひ軍散して後京師の守護となる、翌年二月美濃加納城に移り六万石に加增せらる其子大膳太夫家昌別に宇都宮の城主となり十万石を領す後下總國古河、出羽、山形等に轉し享保十二年豊前國中津に移る、家昌より忠政、忠昌、昌能、昌秀、昌成、昌敦、昌鹿、昌男、昌高、昌暢、昌猷、昌服を經て從五位昌邁に至る、昌邁幼より學を好み其舊臣福澤諭吉に就ひて英學を修め明治五年米國に遊學し後東京芝區長たり事あり同十八年一月卒す、君は其男にして明治十年六月十六日を以て東京に生る幼名を九八郎と稱す、同十八年一月十六日家督を相續し同三十年六月今の名に改む、同年七月從五位に叙せられ、同三十一年十月拜謁して

天杯を賜はり襲爵仰付けらる、位階は從五位に初まり後陞叙せられて正五位となり尋て從四位となる、君現今の肩書は從四位伯爵なり

從四位　伯爵　大給　左君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八世の孫德川四郎義季十六世の裔松平左近大夫眞乘の次男縫殿頭眞次の後なり、眞次三河國秦生の地に永住し來りたるを以て全地名と國音相通ひたる大給を氏となす、德川氏に仕へて三州奥殿一万六千石餘を領し別に一家をなす、それより、乘次、乘成、乘眞、盈乘、乘穩、乘友、乘尹、乘美を經て從四位下石見守守利に至り、うれより恒に至る、恒は天保十年十一月十三日を以て江戸に生る、幼名を三郎次郎又乘謨と云ふ嘉永五年三月三河國奥殿二万六千石の封を襲く、文久三年六月若年寄となり縫殿頭と改む、同年九月陣屋を信濃國佐久郡田野口に轉し後藩名を龍岡と改む、慶應元年五月陸軍奉行となり軍事に鞅掌す戊辰の役官軍に屬し北越各地に戰功あり平定の後其懇勢として金五千圓を下賜せらる、明治二年藩籍を返上す、同年六月龍岡藩知事に任し同年八月今の名に改む、それより元老院議官勅局總裁等の要職にありて其功績少なからす同十七年七月子爵を授けられ、明治廿七八年戰役の際功勞により同廿九年六月旭日大綬章及金三千圓を賜ふ、後累進し特に陞叙せられて伯爵を授けらる、それより當君に至る、君は其嗣にして安政六年十月廿六日を以て生れ、家督を相續し襲爵仰付けらる、君現今の肩書は從四位伯爵なり

從四位　伯爵　大谷光瑞君

當家は親鸞幼名を松若公と稱し、本姓藤原氏皇太后宮權大進日野有範の子にして高倉天皇の御宇即ち承安三年四月朔日を以て降し命名して松若公と云ふ、何ぞ知らむ松若公長して佛出世の本懐たる大法

し眞宗の教義全國に傳播す實に當宗中興の祖となす、明應八年八十五歳にして遷化す明治十五年勅して眞燈大師と諡す、それより光兼、兼縁、光敎、實敎、公條、實名、公種、實右、季種を經て從四位右中將公右に至る、公右天文五年七月横死後凡そ三十八年間中絶す、元龜四年に至り正三位權大納言四辻公遠の男從四位上右少將季遠回家を再興す、それより季維、公根實音、實起、公連、實躬、季永、有季、貫季、見季、豊季、隨季、輔季を經て正四位長季に至る、君は其の次男なり、明治三年七月七日を以て生れ同二十四年二月二十四日先代忠誠の蔭子となり同三十一年三月家督を相續し、明治二十四年四月從五位に同三十一年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は陸軍歩兵少佐正四位勳四等功四級子爵なり

權中納言公雄の後なり、公雄別に一家を起し家號を小倉といふ、それより

從四位　子爵　大給近孝君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基七代大炊助新田義重の末裔左近丞松平乘正の次男大給左衛門尉親滿の後なり、其子五左衛門近正始て宗家左近太夫直乘の家老たりしが天正十二年小牧の役に軍功あり、德川氏の關東に移るや上州三の倉五千石の地を賜うて直臣となる、慶長庚子の役伏見の城を苦守して之に戰死すその長子若狹守一生父の勳功により加增ありしも罪ありて沒收せられ近次郎に至り封土を得たり其子左近將盛成重父と與に大坂の役に從軍し三州西尾の城主となり後丹州龜岡に移り二万三千石に加封せられ、後又豊後國鶴崎に轉し同國武内に移る、それより忠明、近陳、近禎、近貞、近形、近儀、近訓、近信を經て正五位近說に至る、君其後を承く、君實は大分縣士族增澤近篤の長男なり

近道の死後君其後を嗣く、明治十二年七月十三日を以て生れ、明治十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は從四位子爵なり

正四位　子爵　奥田直紹君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の裔奥田三右衛門直政の男式部少輔直之の後なり、直之德川氏に仕へて戰功あり後寺社奉行となり一万石を領す、それより直堯、直良、直勝、直央、直恒、直蕃、直喜、直著、直宣、著明、直起、直哉、之敏を經て從五位之善に至る、君其の後を享く、君は奥田直賀の長男なり、明治元年一月元日を以て生る、

正五位　子爵　大河内正敏君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代源三位頼政の庶、大河内源太夫頼綱十二世左京太夫正綱の次男備前守正信の後なり、正信相模國甘縄の城主となり封邑三万石を食む、後上總國大瀧に移封す、それより正久、正貞、正温、正升、正路、正敎、正養を經て從五位下織部正和、正質に至り君其後を繼く、明治十一年十二月六日を以て生れ、明治十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は東京帝國大學工科大學助敎授兼海軍技師正五位

正四位　子爵　小倉英季君

當家は大織冠藤原鎌足十一代太政大臣公季六代權中納言通季の裔從一位太政大臣西園寺公經の三男從一位洞院太政大臣實雄裏注家祖の二男正二位

衛門直政の男式部少輔直之の後なり、直之德川氏に仕へて戰功あり後寺社奉行となり一万石を領す、それより直堯、直良、直勝、直央、直恒、直蕃、直喜、直著、直宣、著明、直起、直哉、之敏を經て從五位之善に至る、君其の後を享く、君は奥田直賀の長男なり、明治元年一月元日を以て生る、

正三位　子爵　奥田直弘君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の曾孫宮内少輔泰氏の四男從五位下晃張守家氏の後なり、それより宗家、宗貞、高經、滿種を經て氏種に至る、氏種奥田源三郎と稱す、それより氏英、春種、眞種、秀種、直純を經て三左衛門直政に至る、直政織田信長に仕へ後豊臣秀吉に屬し越前三條五万石の城主となり姓を堀と改む、それより直寄、直時直吉、直利、直和を經、其間幾多の變遷あり越後國村松三万石の城主として正五位直弘に至る、直弘明治維新の際堀氏を改めて舊姓奥田に復す、君は其長男なり、文久元年二月十四日生れ、明治十七年七月子爵を授けらる

君現今の肩書は從三位子爵

子爵　大岡忠綱君

當家は内大臣藤原鎌足十七世攝政關白太政大臣忠通の三男前關白太政大臣兼實三世攝政前左大臣教實の後、大岡忠右衛門尉忠勝の後なり、忠勝より忠政、忠世、忠眞を經て越前守忠相に至る、忠相初め山田奉行として赴任するや獄の澁滯せるもの多く中に紀伊の人と境界を爭ふものあり、奉行の交代毎に論訴して止まず忠相之を明斷し紀人非據に處し勢人克つを得たりと云ふ、八代將軍吉宗殿世の初め忠相を召して普請となす、翌年町奉行

正四位　子爵　奥田直紹君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の裔奥田三右

從五位　子爵　小笠原勁一君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代甲斐守義光の後裔、從四位上彈正少弼長基の長男信濃守長秀の後也、それより政康、宗康、光康、家長宗基、貞忠、信貴、信嶺を經て左衛門佐信之に至る、信之父と同じく德川氏に仕へ武州本庄二万石の城主となり後轉して越前國勝山の城主となる、それより政信、貞信、信成、信胤、信房、長敎、長貴、長守を經越前國勝山二万三千七百七十七石の城主として從四位子爵長育に至る、君は其長男にして明治十九年五月卅一日を以て生る、仝廿八年三月十四日家督を相續す、君現今の肩書は從五位子爵

從四位　子爵　押小路實英君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣實行の裔從四位下侍從三條西公勝二男正二位前權大納言公音の後なり、公音別に一家を興し押小路と稱す、公音より實岑、從季、實富、實茂、公連、實潔を經て從三位子爵公萬に至る、君はその三男にして明治九年十二月廿八日を以て生る、幼名を乙若といふ同十七年十二月今の名に改む、同廿九年十二月嗣子となり同卅四年一月二十三日父を喪ひ、同年二月襲爵を仰付けらる、現今の肩書は陸軍砲兵少佐從四位子爵なり

正三位　子爵　岡部長職君

當家は内大臣藤原鎌足の孫左大臣武智麿の末葉、藤原時信の男維清の後なり、その子維綱を經て清綱に至り岡部權守と稱す、後泰綱、忠綱、時綱、長綱、家綱、康綱、照綱、明綱、永綱、泰綱、仲綱、親綱、信綱を經て右衛門尉正綱に至る、正綱始め今川氏に仕へ屢々戰功あり今川氏亡ふに及ひ武田氏に屬し其稗將たり、天正十年武田氏亡ひ織田信長死して甲斐の地大に亂る正綱德川家康と舊誼の故を以て後北庶下に屬し甲信の地を定む、其子長盛亦武勇あり德川氏に從うて各所の戰爭に軍功多し、上總、下總二國の內に於て所領一万二千石を賜ひ慶長十四年丹州龜山に移り三万二千石を加增し元和七年同國福知山に轉し封邑五万石を食む、後遠州大垣に移る、其子宣勝播州龍野揖州高槻等に移封し寛永十七年泉州岸和田の城主となり六万石を領す、其子行隆に至り七千石を弟に分與し之を支家と爲して幕府に仕へしむ、うれより岸和田五万三千石の城主として長泰、長敬、長著、長佳長侯、長備、長慎、長知、長發を經て正五位長寛に至る、君は先々代從五位下美濃守長發の長男なり安政元年十一月十六日を以て生る、幼より讀書を好み學古今東西に通す、明治八年十月米國に留學し益雪の勞を積むこと七年、其間同國マッサチコセッツ州コンネクカット州等を漫遊しニコーヘヴンエール大學に就學し卒業の後同國諸州を巡遊し、同十五年英國ケンブリッチ大學に遊ひ大に學殖を富ましめ其間各國を歷遊して汎く其文物制度を遠覩し翌十六年十月歸朝し、後公使館參事官、外務次官、特命全權公使東京府知事、貴族院議員となる、其前同十七年三月皇城炎上の際獻金の賞として銀盃一個を下賜せられ同年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は司法大臣貴族院議員正三位勳二等子爵なり

○従三位　子爵　織田信親君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫上總介高望の裔、內大臣重盛の末葉備後守織田信秀の男前內大臣從一位織田信長の次男前內大臣信雄の三男從四位下侍從高長の後なり、それより長頼、信武、信林、信朝、信守、信古、信眞、信敬を經て丹波國柏原二万石の藩主として從五位下山城守信民に至る、君其後を承く君實は交代寄合山崎治正の長子なり

嘉永三年十二月二十五日を以て生る幼名を英太郎といふ、慶應元年先代信民の養子となり其封を襲く、明治二年三月表を上つて藩籍を奉還す

慶應元年十二月從五位下に同二年十二月出雲守に任し明治元年三月大坂行供奉を仰付けられ、明治十七年七月子爵を授けらる、同廿年十二月正五位に同二十五年七月從四位に同三十年七月正四位に叙せられ、其後進むで君現今の肩書は主獵官從三位子爵なり

○従三位　子爵　織田長純君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫上總介高望の裔內大臣重盛の末葉備後守織田信秀の男從一位左大臣信長の弟從四位侍從長益の後なり、長益字を源五と稱す天正十年六月兄信長の弑せらるゝや時に三條に在り變を聞て遁れ去る、後秀吉に仕へ食邑を攝津國島下郡に賜はる、時徐初め茶道を千利休に學び利休沒して茶家の宗匠と稱せらる、其子丹後守長政、父の所領（在京料田二万石）中一万石を分與され和州芝村の城主となる、それより長定、長明、長清、長弘、長亮、輔宣、長敬、長舉、長裕、長易を經て從五位長猷に至る君は其弟なり、安政三年十月廿五日を以て生れ、明治十三年六月三日兄の家を襲き十七年七月子爵を授けらる、明治十八年四月宮中祇候を、仝年七月賢所勤番仰付らる、仝十三年八月從五位に仝廿年十二月正五位に仝廿五年七月從四位に仝三十年七月正四位に叙せられ、其後進むで現今の肩書は從三位子爵

従三位　子爵　太田資美君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍經基五代源三位頼政の後なり頼政より仲綱、廣綱、隆綱、國經を經て攝津守資國に至り初めて大田と稱す、それより資治、資衡、資房を經て資清に至る資清鎌倉の管領扇ヶ谷上杉の宿老となる、其子持資幼名を源六郎といふ父と同しく扇ヶ谷上杉定正に仕へ主家の爲めに大に計る所あり康正二年千代田城を築く、長祿二年入道して道灌と稱し備中入道と號す此歲駿河亂る領主今川氏道灌に委するに其鎭撫を以てす道灌乃ち駿河に赴く、偶長尾景春關東に旗を擧げんとす道灌の歸り來るに及ぶも敢て退遁す、道灌の威名茲に於て盛んに行はれ關東將士皆志を寄す、山內上杉扇ヶ谷上杉に反するの意ありと稱す、定正誤て之を信し文明十八年七月道灌を糟谷の第に殺す、道灌又和歌を好し秀吟頗多し、曾て京師に赴き足利義政に謁す、後士御門天皇部して武藏野の廣袤隅田川の都島及武藏野の風景を諮ふ、道灌一々和歌を以て答へ上る、寂感斜ならず御製を給ひて賞讃ありしといふ、道灌著す所の雜歌部あり嘉祿集、平安紀行是なり、それより資康、資高、康資、重正を經て備中守資宗に至る、資宗德川氏に仕へ大坂の役に從軍して軍功あり秀忠に用ゐられて御書院番頭となり寛永十二年上州山川一万五千六百石に封せられ、仝十五年三月三州西尾に移封し三万五千石に加增せられ、正保二年遠州濱松に轉じ又封を加へられて五万二千石となる、それより資次、資直、資晴、資順、資言、資始の數代を經て從五位下備中守資功に至る君は其三男なり、安政元年二月二十四日を以て生る明治元年四月備中守に仝二年六月柴山藩知事に任し仝九年宮中祇候を仰付らる明治元年四月從五位に仝十七年三月皇城炎上の際獻金の賞として銀盃一個を下賜せられ仝年七月子爵を授けらる、仝二十年十二月正五位に廿五年七月從四位に仝三十年七月正四位に叙せられ後進むで君現今の肩書は從三位子爵

従三位　子爵　大田原一清君

當家は宣化天皇の曾孫多治比古王の子左大臣島の裔、丹治恒房の後孫忠清の後なり、忠清武州大俵に住し大俵備前守と稱す、それより忠明、永忠、長清、吉清、定清、重清、康清、信康、行定、次清に至り姓大俵を大田原と改む、その子綱清を經て從五位晴清に至る、晴清豐臣秀吉の小田原征討を聞き兵を率ゐて駿河國沼津に至り迎ふ、秀吉其厚意を悅ひて所領一万二千四百石を賜ひ野州大田原の城主となる、それより純清、清信、扶清、友清、庸清、光清、受清、廣清を經て從五位下富清に至る君其長子なり、文久元年十月八日を以て生る、幼名を註丸といふ文久二年十二月野州大田原一万四千石の封を襲き、明治元年四月三度古谷湯屯集賊徒勦搖の勢あるを以て今泉口へ出兵し翌五月賊徒に襲はれ防戰數刻遂に之を擊退す、同六月白河口總督府より出兵を命せられ數度の戰爭に功勞少なからす、同月五千四を下賜せらる、同二年三月表を上つて藩籍を奉還し同十七年七月子爵を授けらる、明治二年十一月從五位下に同二十年十二月正五位に、同二十五年七月從四位に同三十年七月正四位に叙せらる、同月貴族院議員に當選す君現今の肩書は從三位子爵貴族院議員なり

従三位　子爵　大久保忠順君

當家は內大臣藤原鎌足十二世關白太政大臣道兼の苗裔大久保平衛門の次男權左衛門忠爲の後なり、忠爲の次男左馬允忠知別に一家をなし野州烏山の城主として三万石を食む、それより忠高、常春、忠胤、忠鄕、忠喜、忠成、忠保を經て從五位下淺守忠美に至る、君其長男なり、安政四年四月廿六日を以て生る幼名を三九郎といふ、元治元年十一月野州烏山三万石の封を襲く、戊辰の役野州宇都宮へ尊て奧州白河口へ出兵の命を受け大に王事に盡力したり、明治二年藩籍を奉還す

明治元年十一月從五位下に叙せられ、同年十一月佐渡守に同二年六月烏山藩知事に任し、同十七年七月子爵を授けらる、同十九年三月御料局勤務を同二十年十二月正五位に、同二十五年七月、從四位に、同三十年七月正四位に叙せられ、同月貴族院議員に當選す、後進で現今の肩書は從三位貴族

院議員子爵なり

正五位　男爵　奥村榮滋君

當家は肥後金澤藩の國老にして世々祿一万七千石を領し先代榮通に至る、君は其長男にして嘉永六年九月七日を以て生れ慶應三年明倫堂に入學す、同年十二月藩に出仕し明治二年五月先代退老するを以て其職を繼く同年十一月藩主東京に移城し君城番となる、仝四年川田の殉に入り大に勉學す、後金澤市長となる、同州三年六月特旨を以て華族に列し男爵を賜ふ、同年同月從九位に叙せらる、同六年十二月敎導職となり同七年五月樓中講義に補し同八年九月尾山神社祠官となり、同廿四年七月市參事會員となり同州一年一月石川縣金澤市長となり同年同月大日本赤十字社金澤支部委員長及同縣商業會員を命せられ同年八月赤十字社特別社員に列せられ、同州二年九月水產會支部主幹を囑托せらる、現今の肩書は別格官幣社尾山神社宮司正五位勳六等男爵なり

正五位　子爵　岡澤精一君

先代精は山口藩士岡澤祐内の男にして弘化元年七月五日を以て長州萩に生る、幼名を精之助と云ふ、文久二年六月以後江戸邸に在り屢々京師の間に往來して國事に盡力す、同三年八月來島又兵衛と大和の義舉に赴かんとし偶々義舉の軍敗れたるを以て寢み藩に於て遊擊軍を編成す、元治元年久坂通武等と入京、藩司邸に於て苦戰す、後歸國して國士と共に南國隊を創立す、明治元年正月諸隊と聯合し奸黨を紿堂に襲ひ香水大甘等の各所に戰ひ山口に到り鴻城軍と共に佐々並の奸黨を驅逐し萩に至つて藩倫回復の功を奏し後石州口及奥越の役小隊長及中隊長を以て各所に轉戰し大に軍功あり後陸軍に身を委ね、同三年十月大坂第二敎導隊へ入營同四年三月四等軍曹となり翌月陸軍少尉心得に、仝八月中尉に同十月大尉に同十一月少佐に進み御親兵五番大隊長となり、同六年近衛歩兵第一大隊長に轉任し、同十年西南の役起るや同三月征討別働隊第二旅團參謀となり、名古屋、大坂兩鎭臺の兵を率ゐて戰地に向ひ、同月戰地にて陸軍中佐に任し出征別働隊第一旅團參謀長を仰付けられ各地に轉戰して功あり同九月廿四日平定東京に凱旋す、其軍功により勳三等に任し旭日中綬章（年金二百六十圓）を賜ふ後第八旅團長、陸軍省軍務局長、陸軍次官等に歷任し同廿七年日清事件起るや同年九月　大元帥陛下に供奉し廣島に進軍す、翌年四月大本營を京都に移し幾くもなく東京に移さる、精常に供奉して功勞あり、同八月勳一等瑞寶章及金千圓を授けられ、同月勳功に依つて華族に列し男爵を授けらる同廿九年侍從武官長となり、同州二年八月議定官に補せらる

明治四年三月陸軍四等軍曹を同月歩兵第三聯隊第一大隊附を、同年四月陸軍少尉心得を仰付けられ同年六月陸軍准中尉に任し同年八月五番大隊副官を仰付けられ同年十月陸軍大尉を、同年十一月陸軍少佐に任し御親兵五番大隊長を、六年二月近衛歩兵第一大隊長を、同九年十二月學校生徒隊司令官を、同十年三月征討別働隊第二旅團參謀を仰付けられ、同年三月陸軍少佐に任し同月出征別働隊第一旅團參謀長を、同十一年十二月東京衛戍司令官兼勤を仰付けられ同十三年四月陸軍中佐に任し、同十六年二月西部監軍部參謀に同十八年五月歩兵第八旅團長に、同廿四年六月陸軍省軍務局長に補し、同廿七年八月大本營侍從武官を、同月軍事內局長兼勤を同年九月大本營廣島に進められしに付供奉を仰付けられ、同廿八年一月陸軍中將に任し、同年三月監軍部御用掛を仰付けられ、同廿九年四月侍從武官長に、同月侍從武官長に、同州二年八月議定官に補し同州三年四月兵庫縣下行幸供奉を仰付けらる

明治四年十二月正七位に同六年六月從六位に、同十年十二月勳三等（賜旭日中綬章）に、同十二年十二月正六位に同十三年六月從五位に同十八年七月正五位に、同十九年十月從四位に、同廿年五月勳二等（賜旭日重光章）に同廿五年二月正四位に、同廿八年八月勳一等（賜瑞寶章）に同州年八月從三位に叙せらる、君は明治七年八月廿七日を以て生れ其後を繼き家督を相續す、現今の肩書は日本運輸株式會社取締役正五位子爵なり

正三位　男爵　尾崎三良君

當家は桓武天皇五世鎭守府將軍平貞盛の後なり、貞盛武勇絕倫其族將門を討平じて功あり、其四世孫忠嶽沈勇智略あり烏羽上皇の寵遇を受け名聲世に顯はる、其三子池大納言賴盛太政大臣清盛の異母弟なり、母を池の禪尼といふ即ち忠嶽の嫡妻なり清盛の母は上皇の寵姬にして忠盛嫡妻に非ず故に清盛長子たりと雖も庶子にして賴盛は即ち嫡子なり、然れども當時相續法の制度未だ甚明確ならざるのみならず上皇の寵遇特に深く、清盛終に嫡流の待遇を受くるに至れり、是を以て賴盛居常快々として樂まず其母池の禪尼曾て賴朝に德あり故を以て平氏沒落の際賴盛獨り京師に留まり、免るゝを得、後京都西九條に退隱す、其子從三位河內守保盛の孫從四位民部大輔賴清續いて西九條に在るを以て九條大輔と號す、賴清の子保業九條大藏少輔と云ふ、其子九條右近將監保忠征夷大將軍惟康親王に隨從して鎌倉に下り親王に近侍す、後緣者の爲に家領を沒收せられ西九條に退隱し家して尾崎入道道源と云、尾崎は其母氏なり爾來尾崎を以て氏となす、其子小冠者民部丞大堪宮尊雲法親王に仕ふ、足利直義親王を弑するに及び形を變して鎌倉に至り窃かに直義を刺さんとす事發覺して自殺す、其曾孫五太夫與盛長祿年中太田道灌と共に三奉行となり江戶城を築く、爾後世々足利氏に仕ふ、其五世の孫主膳正盛豐文年中一條房家に從ひ、土佐に流遇す、其曾孫光盛東寺に住し法橋に叙す、板倉周防寺の指圖に依り氏を改めて橋田と稱す、其孫藤右衞門盛善寛永年中始めて洛西西院村に住し鄕士と稱す、其曾孫彦左衞門盛棟に至り始めて本姓に復し世々西院村里正として五世從五位下陸奥介盛之に至る、盛之後御室仁和寺宮に仕ふ、君は其三子なり、天保十三年正月廿二日を以て京都に生る、幼にして孤となり諸方に寄食し備さに艱苦を嘗む、年漸く弱冠にして三條實美に仕ふ時に幹王攘夷の說盛んにして天下將に多事なり、文久二年勅使實美に從うて江戶に下り專ら攘夷の事に盡力す、文久三年朝議俄に變し三條實美等七卿終に京師を脫走して長州に下る、君亦從うて長州に奔り後太宰府に移る此間德川幕府征長の擧あり、世運の浮沈幾回なるを知らず、兵馬控噐生死の地に出入すること數回、慶應三年實美の命を奉して長崎に至り密かに外人の情況を探索す、並し當時天下勤王の士は攘夷家ならざるはなし、然るに實美敢年間宇內の大勢を達觀して大に悟る所あり、窃かに開國進取の國是たることを認識すと雖も未だ俄に之を公言するに便ならず、是君に非內訓ある所也、君長崎に於て坂本龍馬等と相往來し益開國の必要を說く、時に京都の形勢益々一變の機運に趣くの報あり依て龍馬等と急に京都に歸る、時に後藤象二郎等の專ら主張せる所に依り德川將軍大政返上の擧あり、君卽ち龍馬等と議して朝廷大政總攬の制度を策畫し之を其筋に致す、總裁、議定、參與の三職の制定なり、後再び太宰府に下り實美に從うて京都に歸る、慶應四年正月伏見鳥羽の戰爭より王政古に復するに及び君益々外交の必要を說じ歐洲に渡航し親しく彼の事情を知悉せんと欲し之を實美に諮るに時に伊藤博文君に勸めて實美の世子公爵を誘導せしむ卽ち共に英國に至る、是れ公家洋行の嚆矢なり、後英國に留まること前後六年歐洲大陸を巡遊し仝六年歸朝す仝年十一月始めて太政官七等出仕に補せられ爾來左院議官、內務圖書頭大丞、法制局主事、元老院議官、法制局長官に歷任し仝廿三年貴族院議員に勅選せらる、仝廿九年六月勳功に依て華族に列せられ、特に男爵を授けらる、明治七年六月從六位に仝八年十月正六位に、仝九年八月從五位に仝十六年二月正五位に、仝十七年十一月勳三等（賜旭日中綬章）に仝十九年十月從四位に仝廿二年十一月仝三位に仝廿四年三月勳二等（賜瑞寶章）に叙せられ、仝廿六年四月正三位に仝卅一年六月旭日重光章を賜はる、君現今の肩書は宮中顧問官貴族院議員中安藏會々長正三位男爵

正三位　男爵　小澤武雄君

君は小倉藩士小澤庄兵衛藏房の男にして弘化元年十一月十日を以て豐前國

足立村に生る、幼名を幾之丞直太郎直之丞又武男と稱す、幼より武藝文學を好み、安政四年藩の恩永館に入り無限流の劍槍藏院流の槍、山鹿流の兵學、揚心流の柔術御家流の馬術等を學ひ技大に進む、其前父の後を襲いて家子、塔子齢、牛莊城、田莊臺等に戰うて武名旭日の昇るか如し、仝廿八年七月大連灣より乘船凱歌を奏して廣島に歸る、其勳功に依り勳二等に叙し翌月功三級金玖勳章に年金七百圓及旭日重光章を授け賜ひ華族に列し男爵を授けらる

明治四年八月陸軍少尉に仝年九月仝中尉に仝年十一月仝大尉に、仝六年十二月勳二等に仝十八年七月從四位に、仝十九年十月從三位に叙せられ仝二十三年二月紀國皇帝陛下より贈與したる神聖斯多尼士拉斯第一等勳章を受領し及佩用することを允許せらる、君現今の肩書は錦鷄間祇候日本赤十字社副社長正三位勳一等貴族院議員男爵なり

從二位　子爵　大島義昌　君

君は薩山口藩士大島慶三郎の長男にして嘉永三年八月十五日長州大津郡河原村に生る、維新の際軍に伏見鳥羽に從ひ後奥羽に轉戰して功あり、明治三年四月大坂青年學校に入り翌年八月卒業して陸軍少尉心得となり後少佐に進み仝十年西南の役起るや歩兵第八聯隊第一大隊長として第三旅團の部下に屬し遂膝果取を以て顯はれ平定の後勳語を賜ふ、後仙臺鎮臺にあり又中部軍參謀に補せられ尋て第一師團參謀長となり士官學校長を兼ね、更に近衛聯隊長に進み仝廿五年陞りて陸軍少將に任じ歩兵第九旅團長に補せられ、朝鮮東學黨の亂起り清國派兵の報あるや混成旅團を率ゐて渡韓し京城に入りて我公使館及領事館と居留人民とを保護し大島公使を助けて其外交を遂ふせしひ、當時清兵牙山に屯すと雖も我軍既に要害に據る亦一歩武を進むる能はす、我は終に七月廿三日京城の小闕を以て韓廷を革新し更に其

嘱に依りて在牙山の新兵を掃攘し、仝月成歡の激戰は清將葉志超、聶士成の率ゐたる三千の清兵を粉砕して餘力を殘さしめす尋て激戰平壤を破り進て鴨綠江及九連城の敵を攻撃して之を占領し、夫より鳳凰城、龍頭寨、三家子、塔子嶺、牛莊城、田莊臺等に戰うて武名旭日の昇るか如し、仝廿八年七月大連灣より乘船凱歌を奏して廣島に歸る、其勳功に依り勳二等に叙し翌月功三級金玖勳章に年金七百圓及旭日重光章を授け賜ひ華族に列し男爵を授けらる

明治四年八月陸軍少尉に仝年九月仝中尉に仝年十一月仝大尉に、仝六年十二月勳二等に仝十八年七月從四位に、仝十九年十月從三位に叙せられ仝二十三年二月紀國皇帝陛下より贈與したる神聖斯多尼士拉斯第一等勳章を受領し及佩用することを允許せらる、君現今の肩書は錦鷄間祇候日本赤十字社副社長正三位勳一等貴族院議員男爵なり

從二位　子爵　大島義昌　君

君は薩山口藩士大島慶三郎の長男にして嘉永三年八月十五日長州大津郡河原村に生る、維新の際軍に伏見鳥羽に從ひ後奥羽に轉戰して功あり、明治三年四月大坂青年學校に入り翌年八月卒業して陸軍少尉心得となり後少佐に進み仝十年西南の役起るや歩兵第八聯隊第一大隊長として第三旅團の部下に屬し遂膝果取を以て顯はれ平定の後勳語を賜ふ、後仙臺鎮臺にあり又中部軍參謀に補せられ尋て第一師團參謀長となり士官學校長を兼ね、更に近衛聯隊長に進み仝廿五年陞りて陸軍少將に任じ歩兵第九旅團長に補せられ、朝鮮東學黨の亂起り清國派兵の報あるや混成旅團を率ゐて渡韓し京城に入りて我公使館及領事館と居留人民とを保護し大島公使を助けて其外交を遂ふせしひ、當時清兵牙山に屯すと雖も我軍既に要害に據る亦一歩武を進むる能はす、我は終に七月廿三日京城の小闕を以て韓廷を革新し更に其

奥宮卿之助、野見久米次等の門に入り文學武技を學ふ、維新の際諸國の志士と交を結ひ王事に盡す所勘からす、明治二年徴されて刑法官に出仕し新律綱領編修に精勵盡力したり、仝四年歐洲に航し大陸十ケ國を巡遊し大に識見を廣くし仝六年三月歸朝し直に司法權大檢事に擧げられ、仝十一年長崎上等裁判所長心得となり仝十四年十二月大審院に轉し、仝十九年五月元老院議官となり、仝三十三年五月勳功により華族に列し男爵を授けられ、仝年九月貴族院議員に任じ仝年十月錦鷄間祇候を仰付けらる

明治二年八月從六位に仝四年五月正六位に仝八年九月從五位に、仝十三年七月正五位に、仝十五年十二月勳三等（賜旭日中綬章）に仝十九年十月從四位に、仝廿二年十一月從三位に、仝廿三年六月勳二等（賜瑞寶章）に仝廿七年五月正三位に叙せらる、君現今の肩書は錦鷄間祇候貴族院議員正三位勳二等男爵なり

正五位　男爵　尾崎麟太郎　君

先代忠治は土佐の藩士尾崎源之丞の二男にして天保二年二月二日を以て土佐に生る、爵名を源八と云ふ、南部男爵小畑男爵等と相前後して海南王學の開祖奥宮慥齋の門に入り修養練磨大に得る所あり、明治三年十二月刑部大解部となり翌年司法に轉し爾來判官として職を各地方に奉し、仝十九年八月大審院長となり、仝廿三年八月樞密顧問官となり、仝卅三年五月勳功に依て華族に列せられ男爵を授けらる

明治三年十二月刑法大解部に、仝四年七月司法大解部に仝年十月司法小判事に仝年十一月司法權中判事に任し、仝八年五月長崎上等裁判所長心得を仝九年大坂上等裁判所長心得を、仝十一年一月大審院詰を仝十五年一月高等法院陪席裁判官を仝十七年二月仝陪席判事を、仝年六月法華諮問會長を仝年十二月東京控訴裁判所長を、仝年八月大審院長を、仝年十一月法律取調委員を仝廿一年二月高等法院裁判所長を仰付けられ、仝廿三年八月樞密顧問官に任せらる

明治六年四月從五位に仝十三年一月正五位に、仝十五年十二月勳三等に仝十九年七月從四位に仝廿年從二位に、仝廿一年五月勳二等に仝廿三年八月正三位に、仝廿四年三月勳一等に仝三十一年一月從二位に叙せらる、君は元治元年八月十一日生にして其家督を相續し襲爵仰付けられ、現今の肩書は正五位男爵なり

從四位　男爵　小原駩吉　君

當家は蒲大垣藩の國老にして八世の祖忠愚、藩祖正恩に武藏の鯨井の郷に仕へて功あり、藩主封を攝津尼ヶ崎に移され尋て大垣に移さるゝに及ひ亦從ふ、世子忠珍又才略あり幕府藩に命して飛驒の土冠を鎮せしひるに當り忠珍命を受けて往て之を治む民悦服し今に至て祠を建てゝ祀るといふ幕府大に其功を賞す、子孫世々其職を嗣き藩の名族たり祿七百五十石を食む、それより五世是水に至る、天保十五年藩主學事を奬勵するに際し特に是水をして其事を擔任せしむ後藩の爲めに盡瘁する所極めて多し、明治戊辰の歲大政朝廷に歸し制度悉く革る廣く人材を諮藩に徴して國事に參せしひ、是水亦其撰に當り京に入る是歲參與に任す、伏見の事起る藩兵幕府を佐けて其先驅たり其子廸其中に在り是水大に驚き使を馳せて大義を論す、曰く徳川内府今日の衆盛し群小の爲に誤まらるゝに之れ由る汝何ぞ死を以て直諫せさると既にして事遂に及はす是水藩主の順逆を誤らん事を恐れ朝廷に請ひて大垣に馳せ歸り說くに大義を以てし藩主をして上京罪を待たしむ、是に於て朝廷藩主に命するに東山道の先鋒を以てし功を立てゝ自ら贖はしむ、當時諸方向を誤るもの少しとせす而して大垣藩飜然反正して王事に勤ひるに至りしもの是水の功多きに寄るなり、尋て會計事務局判事に任し、仝年五月江戸府判事となる翌年夏朝廷藩兵の屢々戰功を奏せるを賞しして賞典祿三万石を藩主に賜ふ、藩主乃ち其千五十石を是水に賜ふ、仝二年大垣藩大參事となり仝四年本保縣權知事に任し仝五年四月卒す廸其後を享く廸は仝藩士上田醉夢の長男にして天保十三年二月廿六日を以て生る、長し

て先代是水の嗣子となり藩の參政に任す、仝廿三年五月先代是水の勳功に依り華族に列し男爵を授けられ、仝三十三年六月從五位に叙せらる、君は明治四年一月十七日生にして其後々享け家督を相續し、現今の肩書は宗秩寮主事兼主猟官兼宮内書記官從四位勳四等男爵なり

正三位　子爵　大迫尚敏君

君は薩鹿兒島藩士大迫新藏の長男にして弘化元年十一月十五日を以て生る幼時藩の造士館及演武館に於て文武の業を學ぶ、文久三年生麥事件起るや英艦城下へ來舶するや五番組の兵士にて從軍す、慶應二年三月京都警衛の爲上京し乾御門を守護す、戊辰の役五番隊斥候の任を以て城州鳥羽道を警戒し幕兵の先鋒と開戰し尋て岩倉總督に屬し、中山道より上野總の間に渉りて遂に城山を沒落するに至る、當時渉の隆盛に於ける苦衷實に察すべきものあり當時の歌に曰く「今朝までは崇拜みし仇にしあれど積みし屍に袖ぬらしつゝ」爾來累進して陸軍少將に昇り廿七八年の役起るや留守歩兵第十一旅團長及び第六師團長事務取扱を兼勤し大に功勞あり、仝三十二年十月十四日病革まるや位一級を進められ特旨を以て男爵を授けられ華族に列せらる越で二日途に薨ず、君は其長男にして慶應三年八月廿二日を以て生る長して身を軍籍に委ね仝廿七八年の役從軍して功あり勳六等に叙せられ、仝三十二年十一月廿五日襲爵仰付けられ、仝年十二月從五位に叙せらる、現今の肩書は陸軍歩兵少佐正五位勳四等男爵なり

從四位　男爵　正親町季董君

當家は内大臣藤原鎌足十一世太政大臣公季六代權中納言通季の後裔從一位大納言實辻季秀の次男參議正四位上正親町季俊の末葉にして正親町伯爵の分家なり、君は從三位正親町公董の第三子にして明治七年六月十九日を以て生る、幼名を董次郎と云ふ、仝廿二年五月別に一家を立て仝日特旨を以て華族に列し男爵を授けらる仝七月今の名に改む、仝廿八年七月拜謁して

正五位　男爵　大沼盾雄君

當家は先代從三位勳三等大沼渉より家名を揚く、渉は薩黒羽藩士にして弘化元年八月廿六日を以て生る、慶應二年藩領芳賀郡奉行となる當時の明侯すへからさるものあり領民皆其恩威に服す、是に於て隣藩同領の治に苦しむもの爲めに力を渉に借らんとするものあるに至る、明治元年奥羽征伐の命あるや各藩多くは逡巡歸する所を知らさるの間に、渉等卒先勤王を唱へ落論の統一を致し仝年五月會津追討に當り藩兵三小隊の軍監を命せられ轉戰廿餘回仝十月凱旋す仝二年九月黒羽藩權大參事に任せられ仝四月宇津宮權典事に任し尋て茨城縣に出仕す後西郷隆盛に知られ其勸に依て身を軍籍に委ね仝七年四月陸軍歩兵少佐に任し仝十年西南の役起るや獻策其宜を得

從四位　男爵　正親町季董君

當家は内大臣藤原鎌足十一世太政大臣公季六代權中納言通季の後裔從一位大納言實辻季秀の次男參議正四位上正親町季俊の末葉にして正親町伯爵の分家なり、君は從三位正親町公董の第三子にして明治七年六月十九日を以て生る、幼名を董次郎と云ふ、仝廿二年五月別に一家を立て仝日特旨を以て華族に列し男爵を授けらる仝七月今の名に改む、仝廿八年七月拜謁して天盃を賜はり、仝廿七年六月從五位に仝三十三年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は司法大臣秘書官從四位男爵なり

正四位　男爵　太秦　供康君

當家は内大臣藤原鎌足十二代攝政内大臣道隆の後裔にして、正三位櫻井侯秀の次男從五位侯親の立つる所なり、侯親幼にして南都興福寺に入り後同寺中慈尊院の住職となる、明治元年四月復飾し、翌二年三月堂上の列に加へられ家號を太秦と稱す君其後を享く、君實は堀河親賢の三男なり、慶應二年十月二十九日を以て京都に生る、明治四年十一月先代侯親の養子となり仝五月五日家督を相續し仝八年三月華族に列せられ、仝九年四月元服、仝十七年七月男爵を授けらる

明治九年四月從五位に、仝二十五年十二月正五位に、仝二十八年十二月從四位に仝三十一年十二月正四位に叙せらる

明治十八年五月陸軍士官學校に入り仝二十一年七月卒業して陸軍歩兵少尉となり、仝二十五年五月中尉に進み仝二十七八年の役に從軍して勳功あり勳六等瑞寶章及金百五十圓を授け賜ひ、仝三十年十月大尉に昇任す、仝卅六年十月殿章を仰付けられ尚仝卅七年十月陸軍歩兵少佐に任し仝年仝月歩兵第三十七聯隊大隊長に補し、仝三十二年五月皇族附武官に補し彰仁親王附屬を、仝三十二年七月軍務局出仕兼勤を仝三十三年五月陸軍省出仕兼勤を仰付けらる、君現今の肩書は陸軍歩兵少佐貴族院議員正四位勳四等功四級男爵なり

正四位　子爵　大迫貞武君

當家は藤原氏、世々鹿兒島藩士たり大迫喜左衛門貞邦の子貞清なり家名を揚く、貞清は同藩士山之内立軒の第四男なり、先代貞邦子なきを以て養はれ遂に同家を相續す、貞清幾名を喜衛と云ふ文政八年五月七日を以て鹿兒島に生る、戊辰の役伏見鳥羽より東北各地に出軍し大に王事に盡瘁したり明治三年鹿兒島藩權大參事に任せられ、仝五年陸軍少佐となり仝七年酣岡縣權令となり、仝十六年仝縣令となり仝年十二月警視總監となり、仝十九年四月沖繩縣令に轉し、仝二十年四月元老院議官となる、仝年五月特旨を以て華族に列せられ勳功に依て特に子爵を授けらる、後貴族院議員となり位階正三位勳二等に進む、君は其の長男なり、安政二年正月五日を以て生れ、明治廿年五月獨逸に留學し明治二十年十一月從五位に、仝二十九年五月家督を相續す、同二十九年六月正五位に、同三十三年六月勳五等（賜瑞寶章）に叙せらる、君現今の肩書は主猟官正四位勳五等子爵なり

從四位　子爵　押小路實英君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣實行の裔、從四位下三條西公勝二男正二位前權大納言公音別に一家を興し、押小路と稱す、公音より實岑、公建を經て從三位子爵公商に至る、君その三男なり、明治二十九年十二月從五位に叙せらる

明治九年十二月二十八日を以て生れ幼名を若といふ、同十七年十二月今の名に改む、同二十九年十二月嗣子となり、同三十四年一月二十三日父を喪ひ同年二月襲爵を仰付けらる

明治三十一年六月陸軍砲兵少尉に任し野戰砲兵第一聯隊附に補せられ、同三十三年十一月陸軍砲兵中尉に任せらる、現今の肩書は陸軍砲兵大尉從四位子爵なり

正五位　子爵　大河内輝耕君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基五代從三位馬場頼政の裔、從四位侍從大河内信綱の次男從四位信興の後なり信興封邑を分與され別に一家をなすそれより輝貞、輝規、輝充、輝聡を經上州高崎八万二千石の城主とし

て従五位雅楽に至る君は其男なり、明治十三年十八日を以て生る、同十五年十月七日家督を相續し、同十七年七月子爵を授けらる、現今の肩書は大廢書記官兼馬政局幹記官正五位子爵なり

子爵　大久保教尚　君

當家は内大臣藤原鎌足十二代關白太政大臣道兼の裔、從四位下侍從兼加賀守大久保忠朝の二男政寛の後なり、政寛分家して相州中山一万三千石の城主となる、それより教端、教起、教義を經て正四位子爵教正に至る、君はうの長男なり、明治二十七年六月三日を以て生る、同三十三年八月二十九日父を喪ひ同年九月襲爵仰付けらる

從五位　男爵　大寺千代田郎　君

當家は先代贈正三位勳三等大寺安純より家聲を揚く、安純は薩鹿兒島藩士にして弘化三年二月十三日を以て生る、文久元年藩の勤定奉行所書役となり、同三年正月水軍隊に加はり英艦來襲の時前の濱にて戰ふ、慶應三年同藩の陸軍一番大隊五番小隊に屬し京都を守衛す、明治戊辰の役鳥羽伏見より續て東北各郡各地に轉戰し大に軍功あり、同四年七月少尉に任す、同七年臺灣征討に從軍し、同十年西南の役亦第二旅團に編入され大に九州各地に戰ふ、後二十七八年役起るや第一師團參謀として同二十七年九月花園口に向ひ進んで金州大連灣を陷落す、同十二月陸軍少將に進む、翌二十八年一月第十一旅團長となり柔城灣に上陸し、同三十日山東省摩天嶺砲臺に於て負傷し同二月九日軍人の本懐を遂けて卒す、君は其の長男なり

明治十七年十二月十九日を以て生る同二十八年八月父安純の軍功に依り華族に列し男爵を授けられ同三十年十月特旨を以て金二千圓を賜ふ

從三位　男爵　小野尊光　君

當家は神饒速日命の後胤にして世々宮中に仕へ大外記たり、六十二世師親明治十三年三月華族に列せられ、其子從五位師成同十七年七月男爵を授けらる其長男師成繼ぎ君其後を享く、君は先々代師成の次男なり、明治十年五月廿日を以て生る、同廿年二月岐阜の人高木習道の養子となり高木渡道と稱す同廿七年七月十一日兄師行卒し嗣子なきを以て君復歸して其家督を相續し今の名に改む、現今の肩書は正五位男爵なり

正五位　子爵　大岡忠量　君

當家は内大臣藤原鎌足十七世攝政關白太政大臣忠通の末葉、大岡忠右衛門忠政の四男美濃守忠吉の後なり、忠吉德川氏に仕へ累進諸侯の列に加はるそれより忠房、忠儀、忠利、忠光、忠嘉、忠要、忠烈、忠正、忠固を經、世々武州岩槻藩主として從五位下兵庫頭忠恕に至る君はその長男なり、弘化四年七月二十九日を以て生る、幼名を政太郎といふ、慶應二年三月武州岩槻二万三千石の封を襲ぎ、明治二年三月滿籍を奉還し同十七年七月子爵を授けらる

文久二年十二月主膳正に、明治二年六月岩槻藩知事に任し、同五年七月氷川神社宮司從大講義に同六年三月大島神社宮司に補せらる、嗣子從五位勳六等忠貴明治元年一月十六日を以て生る、當時陸軍歩兵中尉たり

君現今の肩書は正五位子爵

從三位　子爵　大宮以季　君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代裔中納言通季の裔、正二位内大臣西園寺公益の次男正四位下右中將季光の後なり、それより實勝、公尖、昌季、直季、盛季、良季、公良、を經て正五位下公典に至る、君はうの男なり、安政五年二月十一日を以て京都に生る、文久三年十一月從五位下に叙せられ明治五年九月元服の禮を行ふ、同十七年三月皇城炎上の際献金の賞として木杯一個を下賜せられ同年七月子爵を授けらる、同二十年九月明宮勤務を、同廿三年七月明宮御用掛を仰付けられ、同十一月侍從に任し同廿年十二月正五位に、同廿五年七月從四位に、同三十年七月正四位に叙せらる、同年貴族院議員となり後昇叙せられて從三位勳四等に至る

正四位　子爵　岡崎國良　君

當家は内大臣藤原鎌足七代内舍人良門の裔正二位大納言中御門尚良の次男從二位宣時の後なり、宣時分家して岡崎と稱す、夫れより國久、國廣、國榮、國成、國均、國房を經て正五位國有に至る、君は其長男にして明治六年八月廿六日を以て生れ同十一年四月家督を相續し、同十七年七月子爵を授けられ、同十九年三月内豎に任し、同廿二年七月侍從職出仕を仰付けられ同廿五年九月今の名に改む、同廿六年六月從五位に叙せられ、同廿九年六月主殿官に任せらる、同三十一年十二月正五位に叙せられ、尋て從四位に叙し勳六等に叙せらる君現今の肩書は正四位男爵、

從二位　男爵　小畑美稻　君

君は高知縣藩士小畑美穗の次男にして文政十二年九月二十五日を以て生る幼より讀書を好み、尾崎男爵、南部男爵と相前後して海南王學の開祖奥宮慥齋の門に入り造詣する所あり、明治二年七月彈正大巡察となり、同四年司法大解部に任し久しく判官となりて職を地方に奉ず、同十年九州地方騷擾の際大に奔走盡力して勳章を賜はる、同十七年十二月元老院議官に任し後錦鷄間祇候となり、仝廿九年六月勳功に依り華族に列せられ男爵を授けらる、同三十一年一月七十歳の高齡に付思召を以て御紋附御杯及酒肴料を下賜せらる、嗣子大太郎當時從五位なり

明治二年十月從七位に同三年八月正七位に、同四年十二月從六位に同七年二月正六位に、同十年十二月從五位に同十月勳五等（賜双光旭日章）に同十六年四月勳四等に、同十一月正五位に同十八年二月從四位に同年四月勳三等（賜旭日中綬章）に同十九年十月從三位に同二十八年十二月勳二等（賜瑞寶章）に叙せられ同二十九年三月旭日重光章を賜はり同十月正三位に叙せらる

明治二年七月彈正大巡察に、同三年七月彈正權小忠に、同四年七月司法大

解部に、同年十月司法少判事に任じ同五年八月茨城裁判所長を、同六年四月大坂裁判所長を仰付けられ、同七年一月權中判事に、同八年五月五等判事に任じ長崎上等裁判所在勤を、同九年四月京都裁判所長を仰付けられ、同十年六月判事に任じ同十六年十一月大坂上等裁判所長を仰付けられ、同十七年十二月元老院議官に任し、同二十三年九月貴族院議員に任じ同年十月錦鷄間祗候を仰付けられ、同二十六年四月香川縣知事に任し、同二十八年十一月錦鷄間祗候仰付けらる、君現今の肩書は錦鷄間祗候貴族院議員正三位勳二等男爵

正四位　子爵　奥田直紹君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の裔奥田三右衛門直政の男式部少輔直之の後なり、直之徳川氏に仕へて戰功あり、後寺社奉行となり一万石を領す、それより直章、直良、直勝、直央、直恒、直苞、直喜、直著、直宜、著明、直起、直哉、之敏を經て從五位之善に至る、君其後を享く君實は奥田直猷の長男なり、

明治十五年十二月從五位に同廿六年六月正五位に、同卅一年六月從四位に叙せらる

明治元年正月元日をを以て生る、明治三年先代死跡養子となり同年十二月家督を相續し同月元服して從五位に叙せられ同十七年七月子爵を授けらる君現今の肩書は正四位子爵なり

わ之部

從二位　伯爵　渡邊千秋君

君は信州高島藩士渡邊正徳の男にして天保十四年五月二十日を以て信州諏訪郡東堀に生る、荷名を鍋八郎と稱す、藩費長脩館に入りて漢書を修め且つ書法を佐瀬得所に學ひ稍長して王子の學風を欽崇す、安政の末年初めて藩に仕ふ時に天下漸く多事ならんとす、君藩主に說いて力を王事に致さんことを勸む、幕府の政權を奉還するや東北の諸藩に服せす將に一大修羅を演せんとす、偶々一二の公卿甲信の間に奔走するあり、君乃ち之を助けて沿道の各藩に說き喬つて王事に從はしめ猶公卿の歸京に同行し京都に滯留すること年餘交を四方の志士に結ひ東奔西走王事に盡瘁したり明治二年伊奈縣に出仕し大に縣内の騷擾を鎭撫を同ル年東京上等裁判所に出仕し幾もなくして新潟裁判所に轉す明治十年西南の役起るや鹿兒島に大山綱良城に通するの故を以て官を褫はれ、旧知大書記官自殺す、君大久保利通の命を受けて田畑の後任者となり將に赴任せんとするや建議して曰く、今や鹿兒島の形勢を察するに縣官皆城に通するか如し、此際大淘汰を爲すにあらずんは事務決して擧るへからすと、新に三百五十餘名の吏員を東京に募りて之を隨へて任に馳す、同年五月二日鹿兒島に至り翌三日の夜早くも城の壘撃する所となり萬死の中僅に一生を得、それより彈丸雨飛の間に民政を取り遂に賊徒の平定を見るに至る、時に岩村通俊同縣令たり、同十三年君之に代り拮据勉勵敎育殖産の業大に擧る、同二十三年行政裁判所の創設に際し之か評定に任す、幾くもなくして大津事件あり、君滋賀縣知事の命を拜し儀に三旬にして北海道長官の命あり、同二十五年内務次官に轉し後亦京都府知事となり、同二十八年内藏頭に任し、同三十三年勳功に依つて華族に列し男爵を授けらる

君の細歷は明治二年三月應務調方を仰付けられ、同三年正月伊奈縣大屬に任し同四年八月同縣權大屬爲詔方を仰付けられ、同五年十一月筑摩縣典事に任し、同七年三月同縣大屬に任し、同八年十二月筑摩縣權參事從七等判事に任し、同九年十二月新潟裁判所在勤を命せられ、同十年四月鹿兒島縣大書記官に、同十三年七月鹿兒島縣令に、同十六年一月熊國神社別格官幣社に列せられ候に付勅使として參向を仰付けられ、同二十四年五月滋賀縣知事に、同年六月北海道長官に任し、同二十五年七月神職試驗委員長仰付られ仝二十七年一月貴族院議員に任し、仝年五月錦鷄間祗候を仰付けられ同年十一月京都府知事に任し、同二十八年三月第四回内國勸業協會博覽會事務官長を仰付けられ、同年十月内閣頭に任し、同三十年四月大寶使殘務取扱を、同三十三年二月、東宮御婚儀會計主務官を仰付けられ後累進して宮内大臣となり特に陞叙せられて伯爵を授けられ從二位に叙せられ勳一等を賜ふ、君現今の肩書は從二位勳一等伯爵なり

從二位　伯爵　鷲尾隆聚君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の裔四條正二位大納言隆季の孫正二位權大納言隆衡の男正二位前權大納言四條隆親の三男、從二位權中納言隆良の後なり隆良別に一家をなし鷲尾と稱し世々家職として膳羞及神樂を司る、それより隆嗣、隆職、隆右、隆敦、隆豊、隆遠、隆賴を經て天文三年より長享二年に至る十八年間中絶し權大納言季經の男從三位隆康其後を嗣き天文二年より慶長九年迄六十九年間再ひ中絶し、正二位四辻公遠の二男從三位隆脩其後を享け、それより隆貞、隆尹、隆長、隆潤、隆純、隆敬を經て正四位上右中將隆賢に至る、君はその次男なり、天保十三年十二月二十五日を以て生れ嘉永三年九月元服して升殿を聽さる尊いて侍從に任せらる、君夙に勤王の大志あり諸國の浪士を集め專ら武藝を講習し密に時機の至るを待つ、遂に幕府の忌憚する處となり一時勅勘を蒙ひるに至る、慶應三年十二月赦されて内勅を奉し兵を紀州高野山に擧く、戊辰の役錦旗を賜ひて浪華城を追討し尋て奥羽追討大總督府の參謀としてて白河口に出征し兵馬の間に督勵して遂に平定の功を奏す朝廷其功勞を賞し永世祿二百石を賜ふ、維新の後職を地方官工部省又は元老院等に奉す、今や閑に就きて老を養ふ

弘化四年六月從五位下に嘉永三年九月從五位上に同五年五月正五位下に文久二年十二月從四位下に、明治二年十二月正四位に、同十八年七月勳三等（賜旭日中綬章）に、同廿二年七月從三位同廿八年九月正三位に叙せらる、君現今の肩書は從二位勳二等伯爵なり

從四位　男爵　若王子文健君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の後裔、正二位權大納言山科言知の二男從五位遠文の立つる新家なり、遠文文政十一年七月十七日を以て京都に生る幼名を多喜麿といふ、天保十四年三月聖護院二品仁親王門跡に入室同日得度して法性院雄嚴と稱し、聖護院門跡正院家大僧正若王寺盈源の附弟となり、同年八月其譲を受けて若王寺住職となる、熊野三山奉行職を兼ね天保十四年聖護院門跡正院家住心院室住職を兼ね、少僧都より累進して慶應二年大僧正に任せらる、明治元年二月勅命に依り復飾し名を遠文と改む、同月海軍總督輔翼となり大坂に出張して王事に盡瘁す、同二年堂上の列に加へられ同十七年七月男爵を授けらる、君は其長男にして明治六年十月十四日を以て京都上京區岡松町に生る、同廿六年十月從五位に同卅二年十二月正五位に叙せられ、現今の肩書は貴族院議員從四位勳四等男爵なり

正四位　男爵　鷲尾隆順君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫大臣魚名の裔、正二位權大納言四條隆親の三男從二位權中納言隆良の裔にして鷲尾伯爵家の家人なり、君は正三位伯爵鷲尾隆聚の次男にして明治元年十一月八日を以て生る、幼名を順麿と稱す、同十七年四月別戸して華族に列せられ同六月從五位に、同七月今の名に改め拜謁して天盃を賜はり其月男爵を授けらる、同廿七年十二月正五位に叙せられ後外叙せられて現今の肩書は正四位男爵なり

從二位　子爵　渡邊昇君

當家は嵯峨天皇の皇子巧大臣源潔二十三世、渡邊俊道の後なり、俊道享錄年中肥大村に移り子孫世々大村藩に仕へ其十三世武俊に至る、君は其次男

なり

明治二年七月從五位に同十三年六月從四位に、同十五年六月勲三等に、同十九年十月從三位に、同廿年十一月勲二等に、同廿五年二月正三位に、同廿一年三月勲一等（瑞旭日大綬章及金三千圓）に叙せられ、猶外國よりは伊國皇帝陛下より贈與したる「カバリエレデルヲルジネデルサンマウリシヨエラツアーロ」勲章を受領し及佩用することを允許せらる、天保九年四月八日を以て肥前大村に生る、安政の末年江戸に出て安井息軒の門に遊ひ又劍術を齋藤彌九郎に學ふ、時に木戸孝允齊藤氏の塾長たり、後君其推薦に依て塾長となる、後國に歸りて藩政に參し亦文武館の事を嘱托せらる、後坂本龍馬と共に久しく陬を搏へたる薩、長兩藩の調停を圖り誠長の間に往來して大に盡す所あり時に幕府志士を追捕すること甚た急なり、是を以て勤王の士水戸より來つて君に倚り潜伏するもの多く、爲に佐幕黨に來襲されたる事あり、戊辰の役藩主と共に上京し出師の事を司り機宜に應して籌策する處多し、平定の後其功を賞し祿二十石を賜ふ、君現今の肩書は貴族院議員從二位勲一等子爵なり

正四位　子爵　渡邊覧綱君

當家は嵯峨天皇の皇子左大臣融の裔從五位下松浦泰の三男從五位傳の後なり、傳攝津國渡邊に住し爾來姓を渡邊と稱す、それより重滿、省授、繁衆、傳攝津國渡邊に住し爾來姓を渡邊と稱す、それより重滿、省授、繁衆を經て牢藏守綱に至る、守綱武勇を以て鳴る、徳川氏に仕へて毎戰勲功あり武州松山の地三千石を賜ひ後一万五千石に加增せらる、其子重綱の四男丹後守吉綱別に秩祿を分たれて徳川氏に仕へ書院番頭、屋從番頭、大坂城番となり知行一万三千石を領す、それより方綱、兼綱、登綱、信綱、伊綱、袞綱、春綱、則綱、潔綱を經て從四位竟綱に至る、君は其弟なり、明治元年一月廿三日を以て生る、同四年四月晦日先代竟綱（兄）の養子となり、同十四年三月拜謁して天盃を賜はり同廿七年十月家督相續す

正四位　子爵　脇坂　壽君

當家は内大臣藤原鎌足の後脇坂安明の子中務大輔安治の後なり、安明江州脇坂の庄より出身せしを以て爾後姓を脇坂と改む、織田信長に仕へて永錄十一年觀音寺の戰に討死す、安治幼字を甚内といふ、始め明智光秀に從ひ後羽柴秀吉に屬し諸所の戰爭に軍功あり、天正十一年賤ヶ嶽の役の如き七本槍の一人として曉名人口に膾炙す、同十三年八月和州高取の城主として二万石を領し同十月淡路洲本の城主となり三万石に加增せらる、後九州關東朝鮮の役等に拔群の勲功あり、慶長庚子關ヶ原の役に徳川氏に屬して又功あり同十四年五万三千石餘に加增せられ元和三年信州飯田に移り、寛文十二年播州龍野に轉す、其子淡路守安元武を嗜み文をよくす、大坂兩役に軍功あり、寛永中幕府の命に依り諸家の系圖を編纂す、有司安元の系統を問ふ、安元應へて曰く「きたみなみそれとは知らぬ紫のゆかりはかりは末の藤はら」と又春雨を詠して「ふるさとも外には見ねば春雨の流石おとする軒のたま水」の句あり、其の詠する處の和歌登句多し、それより安政、安照、安清、安興、安弘、安寶、安親、安董を經て從四位下淡路守安宅に至る、君其後を繼く、君寶は從三位藤堂高猷の第四子なり、天保十年十二月廿七日を以て勢州安濃津に生る、幼名を鎭三郎又安壽と稱す、安政五年六月先代安宅の養嗣子となり今の名に改む、仝年十二月從五位下に叙せられ淡路守に任す、文久二年播州龍野五万千八十九石餘の封を襲き、明治二年三月表を上つて藩籍を奉還す同年八月龍野藩知事に任じ、同九年三月宮中勤番を同十年十二月宮内省雇文學御用掛を、同十二年十二月宮内省御用掛兼勤を仰付らる、同十七年三月皇城炎上の際三百圓献納の賞として銀盃一個を下賜せられ、同年七月子爵を授けられ同廿年十二月正五位に、同廿五年七月從四位に同廿年七月正四位に叙せらる、君現今の肩書に正四位子爵なり

られ後昇叙せられて正四位に至る

か之部

正二位　公爵　桂　太郎君

君は山口藩桂與一右衛門の長男にして弘化四年十一月二十八日を以て生る明治戊辰長藩第四大隊中隊長として奥羽鎭撫總督に從ひ東北各地に奮闘勇戰して遂に平定の功を奏し總督府より金三兩及ピストルを下賜せられ、凱旋の日御太刀料として金百圓を賜ひ翌二年其軍功を賞せられ祿二百五十石を下賜せらる、又藩主よりは十五年間年金三十圓を賞與せらる、同三年三月獨逸に遊學し兵學の蘊奥を究めて翌六年十一月歸朝す、同七年一月陸軍に出身し大尉となり、同八年三月亦歐洲に航行し獨普墺等諸國兵備を講究視察し同十五年五月歸朝す、同年八月太政官少書記官に兼任し同十三年三月同權大書記官となり同十八年五月陸軍少將に昇任し、同十九年三月陸軍次官となり同二十三年六月第三師團長に補せられ、同廿七年日清役起るや鴨緑江、海城、田庄台等の各所に勇戰し大に武威を海外に揚かしたり、平定の後勲章年金を賜ひ同廿八年八月兵軍功により子爵を授けらる、同廿九年六月台灣總督となり同卅一年一月陸軍大臣となり累進して内閣總理大臣兼大藏大臣拓殖局總裁陸軍大將及軍事參議官となる

明治十二年七月正六位に、同十三年五月勲四等に同十五年五月從五位に同十八年七月正五位に同年十一月勲三等に、同十九年十月從四位に、同二十四年五月勲二等に、同二十八年勲一等に、同二十九年九月正三位に、猶各國皇帝陛下より諸種の勲章を贈與せらるゝこと數種

明治元年四月長藩第四大隊中隊長として奥羽鎭撫に從ひ出張し、同七年一月陸軍大尉に任し同年六月陸軍少佐に任せらる、同八年公使館附武官として獨逸に在留を仰付けられ、同年八月同國在留中埃國へ往復、同國兵備講究視察を仰付けられ同十一年五月歸朝、同年八月太政官少書記官兼任同年十一月陸軍中佐に任し、同年十二月參謀本部管西局長に任し、同十三年三月太政官權書記官に任し同十五年二月陸軍大佐に任し、同十六年十二月大山陸軍卿歐洲へ差遣さるゝに付き隨行仰付けられ、同十八年陸軍少將に任し陸軍總務局長に補せらる、同十九年三月陸軍次官に任し同二十三年三月陸軍省軍務局長に、同年六月陸軍中將に任し同二十四年六月第三師團長に補せられ同二十九年六月台灣總督に、同三十年七月陸軍大將に任し、同三十一年一月陸軍大臣に任し累進して伯爵となり後侯爵となる、内閣總理大臣となり大藏大臣を兼任し拓殖局總裁となり軍事參議官となり貴族院議員に列し同四十四年四月特に陞爵せられて公爵となり、仝年八月廿五日内閣總理大臣兼大藏大臣兼拓殖局總裁を辭し濟生會々長に任す、君現今の肩書は濟生會々長陸軍大將軍事參議官貴族院議員正二位大勲位功三級公爵なり

正二位　伯爵　樺山資紀君

君は薩鹿兒島藩士樺口與三次の三男にして天保八年十一月二十日を以て生る、幼名を覺之進といふ、文久三年四月樺山四郎左衛門の養子となり其性を冒す、明治元年薩藩の二番遊撃隊にありて京、伏見、淀等の各所に轉戰す尋いで奥州白河に至り屢々奮戰して傷を負ふ、白河城陷るの後會津に轉戰し同年十一月に至りて凱旋す朝廷其功を賞せられ永世賞典祿八石を下賜せらる、同四年十月陸軍少佐に任し同五年四月正四位に叙せらる、同六年三月臺灣視察として派遣せらるゝ是より先き臺灣の蕃民我琉球人を虐殺す君慷慨自ら措く能はす先つ桐野利秋を說き、次に西郷隆盛に就き大に之か問罪の師を起さんことを發議し、それより薩藩の輿論を定め政府をして征討の師を起さしむ、後廟議遂に琉球王を藩王に封し且つ討蕃すへきを議定す、同七年六月朝廷西郷從道をして臺灣を征討するや君之に從ひて大に軍功あり、歸朝の後陸軍中佐に任せらる、同八年十二月朝鮮事件あり朝廷黒田清隆を以て全權辨理大臣に井上馨を之に副とし朝鮮に派遣せらる、君亦之に從ひ謝罪の實を擧けしめて歸る、同九年十一月熊本鎭臺參謀課長を

命せられ、同十年西南の役起るや君司令長官谷干城と策を定めて籠城す、同年二月賊將池邊吉十郎、篠原國幹、等大軍を率ゐて來り攻む、君藤崎八幡に於て防戰し、彈丸射部を胸るゝ雖も少しも屈せず兵士を指揮して益々健闘す、已にして城中糧食竭んとし馬肉及猫犬等を食ひて援軍を待ち、兵士を勵まして克く守る、遂に奥少佐城圍を衝いて官軍に達し山川中佐一中隊の兵を率ゐて來城す五十餘日の城圍こゝに始めて解けたり、反ち進んで鹿兒島に出陣し猛悍なる賊の鋭鋒を挫き遂に平定の功を奏して同年十月熊本に凱旋す、朝廷其功を賞して勳三等に叙し旭日中綬章を賜ふ、それより次第に官位升進して同十四年陸軍少將となり同十七年海軍少將に任し、仝年七月勳功により華族に列し子爵を授けらる、仝年二月清兵朝鮮の暴徒を助けて我公使館を襲ひたる事件に君井上外務卿に從ひて渡韓し謝罪の實を擧けしめて歸る、同十八年海軍中將に任し同廿七年日清兩國戰端を開くや君直に海軍司令部長を命せられ軍艦西京丸に乘し自ら戰地に赴きて聯合艦隊を指揮し勇戰奮闘して黄海の大勝利を大唱せしめ北洋艦隊をして殆んど戰闘力なからしめたり、同廿八年其軍功に仍て特に伯爵に陞叙し功二級金鵄勳章並年金千圓及旭日大綬章を授けらる、それより國務大臣たりし事三回其他諸官に就職したり

明治四年四月正七位に、同六年六月從六位に同八年二月正六位に、同十年十二月勳三等（賜旭日中綬章）に、同十二年十二月從五位に、同十三年十一月正五位に同十五年十二月勳二等に同十七年二月從四位に、同廿四年四月勳一等（賜瑞寶章）に叙せられ同廿八年功二級（賜金鵄勳章）並に年金千圓及旭日大綬章を授けられ、同卅三年六月累進し正二位となる、猶外國よりは明治廿四年六月土耳其皇帝陛下より美治慈恵第一等勳章を、同廿五年六月法朗西共和國政府より「レジオンドノール」第二等勳章を贈與せられ受領し及ひ佩用することを允許せらる

明治元年一月京都守衛鹿兒島二番遊撃隊小荷駄を命せられ、同年二月東山道先鋒四番小隊小頭見習を同年四月傳事副役を、同年八月外城地頭を同四年三月大隊長を命せられ、同年十月陸軍少佐に任し鎭西鎭臺第分營出張を

從二位　伯爵　甘露寺義長　君

當家は内大臣藤原鎌足七世内舍人良門の子勘修寺内大臣高藤の子、三條右大臣定方子、左兵衛督朝頼の子甘露寺中納言爲輔、宜孝、隆光、隆方、爲隆、光房、經房、定經、資經、爲經、經長、隆長、藤長、兼長、房長、親長、元長、伊長、經光、禧長、經遠、豊長、時長、嗣長、方長、長輔、康隆、定丸、尚長、規長、篤長、國長、愛長を經て從三位勝長に至る君は其長男なり、嘉永五年八月廿八日を以て京都に生る、安政元年十二月從五位下に文久二年二月從五位上に同月元服して昇殿を聽され、元治元年十二月正五位下に、明治二年十二月從四位に、仝二十年十二月正四位に仝廿五年七月從三位に、仝三十一年六月正三位に、同四十年七月從二位に叙せらる

明治二年三月侍從に任し同年十一月吉田祭參向仰付けられ、同八年三月賊山神社宮司に任し同月兼權大講義に補し、同年十月貴船神社宮司に任し、同九年十二月宮中祇候仰付けられ、同十八年寒川神社宮司に補し同廿五年七月青山御所祇候仰付けられ同三十年一月皇太后陛下御葬祭齋官仰付けられ、同月皇太后陛下御出棺後御靈前奉仕を仰付けられ同年二月英照皇太后御柩供奉仰付けられ、同年四月英照皇太后御一周年祭濟まで御靈代守護仰付けられ、同三十一年一月英照皇太后御一周年御靈祭齋官仰付けられ、同月英照皇太后御靈代皇靈殿へ御近座迄御靈殿勤番仰付けらる

嗣子は正五位受長にして明治十三年十月五日を以て生れ、同廿三年六月御學友被仰付、同年十二月東宮熱海行啓供奉を命す、同廿四年七月東宮二見行啓供奉を命す、同年十二月御學友精勤爲御褒美雙眼鏡壹個下賜、同廿六年一月東宮葉山行啓供奉を命す、同年東宮下總御料牧場行啓供奉を命す、同年御學友を命す、同年十月東宮唐澤行啓供奉を命す、同七年一月四日東宮沼津行啓供奉を命す、同年八月東宮職出仕仰付けられ、同八年五月、東宮葉山行啓供奉を命す、同年十月年俸三百六十四下賜、同年十一月東宮葉山行啓供奉を命す、同廿九年一月沼津行啓供奉を命す、同年七月東宮日光行啓供奉を命す、同三十年七月東宮神奈川縣及靜岡縣下行啓供奉被仰付、同年十二月東宮葉山行啓供奉仰付けられ、同三十一年四月東宮沼津行啓供奉仰付けられ、同年七月東宮沼津行啓供奉仰付けられ、同三十二年四月東宮葉山行啓供奉仰付けられ、同年七月東宮日光行啓供奉仰付けられ、同三十三年一月東宮葉山行啓供奉仰付けられ、同年四月東宮沼津行啓供奉仰付けられ、同年五月出仕免せられ、同年十月從五位に同四十一年七月東京帝國大學法律學科卒業同年十月正五位に同年十二月任帝室會計審査局屬叙判任官三等、同四十三年十二月任東宮侍從叙高等官八等

從二位　伯爵　香川敬三　君

當家は具平親王の裔北畠親房の後伊勢國司北畠氏の後にして、それより數世を經て遠田孝定に至る、君は其男にして天保十二年十一月十五日を以て水戸に生る、始め遠田慶安と稱し後今の姓名に改む、夙に王家の式徴を慨き大義を唱へ大審に依頼して志を遂すへしと、同志の士三十七人と江戸の薩邸に投し大に建議する所あり、爲に幕府に忌まれて万延二年水戸藩邸に謹慎せられ獄に繋かる、文久三年赦に逢ひ獄を出て藩主中納言慶篤に隨て上京し有爲の公卿諸藩の志士と廣く交を結ひて相往來し國事に盡力する所少なからず、慶應三年十二月内勅を奉して兵を紀州高野山に擧け大に勤功を現はし、尋て戊辰の役岩倉總督に從うて東上し總野の間に連戰奮闘し遂に新選組長近藤勇を擒にす、同年十一月東北平定の功を奏し叙威淺からす、天顔に咫尺して御太刀料百五十圓下賜せられ明治二年二月又軍功を賞せられ永世祿三百石を下賜せらる、同二年七月兵部權大丞に任せられ、同三年十一月宮内權大丞兼内舍人長に轉し爾來宮内省に奉し三十餘年の勤勉一日の如し、同廿年五月特旨を以て華族に列せられ勤功に依て特に子爵を授けらる同廿一年五月愛國の夏情を表陳し海防の事業を贊成し金千圓献納の賞として銀製黄綬褒章を賜ひ、廿七八年事件の際報國の旨意を以て軍費の内へ金五千圓を献納し及從軍者家族扶助の爲金五十圓寄附の賞として同三十年六月金盃一個を下賜せらる、同卅年四月京都行幸供奉を、同三十三年二月東宮御婚儀御用掛を同月御位局長に岩倉具定不在中代理を仰付けられ同卅三年九月親任官を以て待遇せられ、後特に陞叙せられて伯爵を授けられ從二位に叙せらる、君現今の肩書は樞密顧問官皇后宮大夫兼大膳頭議定官東伏見宮御用掛從二位勳一等伯爵なり

正四位　伯爵　川村鉄太郎君

當家は先代純義の起す處なり、純亮は鹿兒島藩士川村與十郎の長男にして天保七年十一月十一日を以て生れ、資名を與十郎と稱す、維新の際同藩の志士と共に東奔西走して國事に盡す所少ならず、戊辰の役各地に轉戰して大に軍功あり、彼の若松落城の如きは純義の力多きによれりと、明治二年徴されて兵部大丞に任じ後身を軍籍に置きて專ら兵事に盡力したり、仝年西南の役起るや純義時に海軍中將兼海軍大輔たり、征討參軍として戰地に趣き大に軍功あり、仝年十月凱歌を奏して歸京し仝年十一月其軍功により勳一等に叙し旭日大綬章を授與せらる、仝十一年五月參議兼海軍卿に昇進し爾來十數年其軍政を司り、後諸官に歷任して殊に軍事上の功勞多し或は力を鎭山、鐵道、開墾等に致して極めて功績あり、仝十七年七月特旨を以て華族に列し勳功に依て伯爵を授けらる

明治二年十一月兵部大丞に任じ仝三年三月兼兵學頭に任じ、仝年十二月岩倉大納言鹿兒島、山口兩藩へ爲勅使下向に付附添仰付られ、仝四年七月兵部少輔に任じ、仝五年二月海軍少輔に任じ、仝年四月艦隊諸港廻艦乘組仰付られ、仝年十一月御用有之淸國博覽會へ差遣され（仝六年十一月歸朝）仝七年七月臺灣蕃地處分に付海軍關係の儀蕃地事務局へ出仕合議仰付られ、仝年八月海軍中將兼海軍大輔に任じ、仝十年一月大和及京都へ行幸供奉を仝年十一月兼議定官に任じ、仝十一年五月兼參議海軍卿に任じ、仝十三年一月免兼海軍卿、仝十四年四月兼海軍卿に任じ仝年十月參議に任じ、仝十七年六月陸軍卿不在中陸軍卿兼勤仰付られ、仝十八年十二月宮中顧問官に任じ仝廿一年四月樞密顧問官に任じ、仝廿六年十一月議定官に補し仝卅二年十一後備仰付らる、君は其嗣子にして、明治二年五月二十四日を以て生れ、家督を相續し爵仰付らる、君現今の肩書は貴族院議員正四位勳五等伯爵

正五位　伯爵　勸修寺經雄君

從五位　伯爵　鳥丸光大君

當家は內大臣藤原鎌足六世從三位參議眞夏の裔、正二位權大納言日野俊光の曾孫從一位權大納言資康の第二子、正二位贈內大臣豐光の後なり、其邸鳥丸に在りしを以て家の稱號となす、豐光より資任、冬光、光康、光信を經て正二位權大納言光廣に至る、光廣和歌を細川幽齋に學ひ悉く其秘訣を受け又書を善くするを以て一世に名あり亦盛文を以て著る、夫より光賢、資慶、光雄、光宣、光榮を經て權大納言光胤に至る、光胤夙に皇室の式儀を慨き泊大寺、公城、正親町、三條等諸卿と血誓し實歷年間王政復古の策を講し將に大事を擧げんとす密謀遂に內侍の口より破綻す、天鑓を惕り落飾して卜山と號す、卜山曾て櫻町院に仕へ歌道を司る故を以て仙洞より召さるゝの宣旨を承りたり　今上天皇其事を追賞せられ明治廿四年十二月從一位を贈らる、それより光祖、資葭、光政を經て從三位宮內大輔光德に至る、君は仝家の家督相續を爲し、現今の肩書は從五位伯爵

從五位　伯爵　龜井玆常君

當家は宇多天皇第七皇子敦實親王の御子左大臣雅信六世の裔、佐々木源三秀義か五男五郎左衞門尉義清十六世の孫龜井玆矩の後なり、初め義清出雲隱岐の地頭職に補せらる、出雲温の庄に住し湯を稱す爾來子孫相襲き義綱

當家は內大臣藤原鎌足七代贈正一位太政大臣藤原良門の子贈太政大臣正三位高藤の後にして高藤の時より創めて勸修寺と稱す、うれより十四世權中納言勸修寺經俊より俊定、冒資、經重、經豐、經成、敎秀、政顯、尙顯、尹豐、晴豐、光豐、高顯、敬明、經逸、良顯、經則、顯彰、經理を經て顯允に至る、顯允維新後身を軍籍に置き西南の役新撰旅團附となりて軍功あり、仝十七年伯爵を授けらる、明治廿七八年戰役に亦軍功あり勳五等に叙し雙光旭日章及年金二百圓を賜ふ、仝三十年七月貴族院議員に當選し、仝三十一年正三位に叙せられ、仝三十三年九月薨す、君は其長子なり、明治十五年四月十三日を以て生れ、仝三十三年十月四日家督を相續し爵仰付らる、現今肩書は正五位伯爵

從五位　伯爵　勝精君

當家は物部尾輿の後胤勝冠者季時の裔、市郎左衞門時直の後なり、時直德川氏に仕へ爾來幕府の臣として惟寅に至る、惟寅の子安房大に其家聲を揚く、安房文政二年正月を以て生れ荷名を驛太郎と云ひ又義邦と稱し海舟と号す、德川幕府の末に方り國論に先ちて始めて洋式の海軍を興し、安政七年正月軍艦咸臨丸を以て米國に航す、我國軍艦の泰西に航するの嚆矢とす、歸朝の後資を其門に執るもの多く門下より諸豪傑續出す、維新の際內外の大勢を鑑みて極力公武の調和を計り伏見鳥羽の變起るや、直に參謀總督西鄕隆盛に面し慶喜が朝命を遵奉して恭順せるを告げ、師を停めて百万の生靈を救はん事を謀り縷々其の意見のある處を述ぶ、隆盛其說を容れ卽日進軍の令を止めしむ、茲に於て旗に乘せんとしたる敵國の心算外れ明治中興の偉業成り舊主家なる德川氏の祀を絶たざらしむるを得たり爾來功成り名遂けて氷川の祠畔に閑居し餘生を諷世嘯俗に送り、明治三十二年一月十九日俄然腦充血病に罹り仝廿一日を以て長逝す、其官途履歷の大要は明治八年四月議官に任じ、仝十七年七月伯爵を授けらる、仝廿一年四月樞密顧問官に任じ正二位勳一等に陞叙せらる、是より先き爵の薨する

や朝野內外齊しく之れを哀悼し、新聞雜誌は口を揃へて其生前の偉業を頌し、世情驟然天地鳴動せり、宜なり爵や其の學識該博にして古今を空ふし其見百年の機先を制し世態を洞察し眼中富貴なく又尊卑あるなし、是を以て人基敬せざるはなし、嗚呼大偉人と云ふべきなり、而して爵嗣子なし從一位公爵德川慶喜の十男君精之れが後嗣となる、君は明治廿一年八月廿三日を以て生る仝三十二年二月廿日先代安房の養子となり仝月廿八日家督を相續し仝時爵爵仰付らる

從五位　伯爵　烏丸光大君

當家は內大臣藤原鎌足六世從三位參議眞夏の裔、正二位權大納言日野俊光の曾孫從一位權大納言資康の第二子、正二位贈內大臣豐光の後なり、其邸烏丸に在りしを以て家の稱號となす、豐光より資任、冬光、光康、光信を經て正二位權大納言光廣に至る、光廣和歌を細川幽齋に學ひ悉く其秘訣を受け又書を善くするを以て一世に名あり亦盛文を以て著る、夫より光賢、資慶、光雄、光宣、光榮を經て權大納言光胤に至る、光胤夙に皇室の式儀を慨き泊大寺、公城、正親町、三條等諸卿と血誓し實歷年間王政復古の策を講し將に大事を擧げんとす密謀遂に內侍の口より破綻す、天鑓を惕り落飾して卜山と號す、卜山曾て櫻町院に仕へ歌道を司る故を以て仙洞より召さるゝの宣旨を承りたり　今上天皇其事を追賞せられ明治廿四年十二月從一位を贈らる、それより光祖、資葭、光政を經て從三位宮內大輔光德に至る、君は仝家の家督相續を爲し、現今の肩書は從五位伯爵

從五位　伯爵　龜井玆常君

當家は宇多天皇第七皇子敦實親王の御子左大臣雅信六世の裔、佐々木源三秀義か五男五郎左衞門尉義清十六世の孫龜井玆矩の後なり、初め義清出雲隱岐の地頭職に補せらる、出雲温の庄に住し湯を稱す爾來子孫相襲き義綱に至り居を同國富士名に移し富士名判官と稱す、義綱後醍醐天皇の震鹿を救ひ奉り終始王師に從ひ建武三年正月京都に戰死す、義綱より十一代にして玆矩に至る、玆矩幼名を新十郎と稱し一族尼子に屬す、尼子毛利氏と交戰す途に元就の爲めに亡さる、玆矩時に尙幼なり荷臣の家に寄り後尼子氏の勇將山中鹿之助幸盛の女婿となり尼子の臣龜井能登守秀綱（玆矩の祖父惟宗の婿）の後を承け姓を龜井と改む、天正年中玆矩織田氏及豐臣氏に屬し戰功あり秀吉多年の功を賞し天正九年十月因幡一万三千八百石に封す、翌年六月秀吉玆矩に曰く、汝に出雲國を與へんと既に信長に申告せり然るに同國は毛利輝元に與へたれば此の他に於て望むへし玆矩之に答へて曰、臣幾內七道に望みなし願くは琉球を賜ふことを得は伐ちて之を服せんと、秀吉其勝の大なるを愛し圍屆に龜井琉球守殿秀吉と書し花押を作りて之を與ふ、玆矩大に喜ひ艘を艤し兵仗糒秣を儲せて海に航し將に到らんとして暴風逆浪に妨げらる、文祿年中征韓の役に從ひ戰功あり戰の餘暇虎を山林に獵し巨虎を獲て秀吉の陣に獻し大に賞せらる、後關ヶ原の役東軍に從ひ西軍を敗り尋て因伯二州を平定す、家康其功を賞し因幡國高草郡に於て二万四千二百石を加封す合せて三万八千石となる、其子政矩襲き慶長十四年伯耆國久來郡河內郡內に於て五千石を加封せられ四万三千石となる元和三年政矩封を石見國津和野に移さる、それより玆政、玆親、玆滿、玆延、玆胤、玆貞、矩賢、玆尙、玆方を經て從三位玆監に至る、玆監實は有馬玄蕃頭賴徳の二男なり、勤王の士深く嘉永六年米艦浦賀に來るや幕府の命を俟たず藩土を出して沿海の防禦に備ふ又封地の海防を嚴にし戍兵の制を設け維新の前後に際し屢々上書獻白を爲し又列藩に率先して解藩の議を建る、明治戊辰正月御親征大總督錦旗守衞を命せられ、翌月參與職及議定を命せらる後華族令第五部長となる、同十四年維新の功を以て勳三等旭日中綬章を賜ふ、同十八年三月熱海入浴中俄然中風症を發し同十七日從二位に陞叙せられ、同二十三日歸京し小石川丸山町の自邸に薨す、それより嗣子玆明襲き同十七年七月子爵を授けられ、同二十四年四月先代玆監の功により特に伯爵に陞叙せらる、同二十九年七月十七日勳四等に叙せられ同十八日從

三位に叙せられ此の日病を以て死す、それより嗣子芸常襲爵す、芸常は茲長、株式會社十五銀行取締役、全國肥料取次所社長、正三位勲二等子爵な
明の長男にして明治十七年四月十七日を以て生れ、同二十九年八月家督を
相續す
明治二十七年從五位に叙せられ同年學習院高等科を卒業し、同四十二年六
月東京帝國大學文科大學を卒業し同年十二月式部官に任せられ、同四十三
年三月を以て歐洲に留學中なり、夫人は久子と言ひて上杉茂憲伯の第四女
なり

正三位　子爵　加納久宜　君

當家は內大臣藤原鎌足の遠裔、從五位下遠江守加納久通の後なり、久通德
川氏に仕へ戰功を以て一万石に封せられ、其子久堅を經て遠江守久周に至
り一万三千石に加增せらる、それより久愼、久濟、久徵を經て世々上總國
一の宮の藩主として從五位下大和守久恒に經る、君實は立
花式部種道の次男なり、嘉永元年三月十九日を生る、幼名を嘉元次郎とい
ふ、法學に精通し辯論を以て聞ゆ、慶應三年先代久恒の養子となり其封を
襲き同二年三月表を上つて藩籍を奉還し、同十七年三月皇城炎上の際献金
せし賞として銀盃一個を下賜せられ同年七月子爵を授けらる、明治二十七
八年事件に功あり勳章を受領す
明治元年六月遠江守に同二年六月一の宮藩知事に任し同六年十一月文部省
八等出仕に補し督學局事務取扱を仰付けられ、同九年一月中視學に任し同
十三年二月盛岡師範學校長兼學區總監を命せられ同月新潟學校長に任し、
同十四年五月判事補に任し浦和裁判所詰となり、同十五年九月檢事に任し
同二十三年七月貴族院議員に當選す、明治六年從五位に、同二十年十二月
正五位に、同二十五年七月從四位に、同年十二月勳六等（賜瑞寶章）に同
二十七年十二月勳五等に同二十八年三月勳四等（賜旭日小綬章）に同三十
年七月正四位に、同三十三年六月勳三等（賜瑞寶章）に叙せらる、君現今
の肩書は貴族院議員、日本赤十字社監事、日本體育會長、全國農事會幹事

正五位　子爵　鳥尾光　君

先代小彌太は中村敬義の長男にして弘化四年十二月五日を以て長州に生る
舊名を照光と稱す、少時藩の騎兵隊にあり豪放の氣時に儕輩を極め往々人
をして忌避せしむ、父母小彌太の將來を憂ひ累を一家に及はさんことを慮
れ其籍を除いて親子の線を絕つ、小彌太更に意に介せす自ら鳥尾と改姓し
去つて天下の諸豪傑と交を結ひ勤王の大義を唱して日夜王事に東奔西走す
偶々戊辰の役あり、小彌太值に廿人の壯丁を得鳥尾隊と稱して之に將とし
て大に賊軍と伏見に戰ひ獅子奮迅の勢を以て之を蹴退す、後和歌山藩に聘
せられ大に藩の改革に盡力して功あり、明治三年十二月兵部省出仕を命せ
られ、從來紛擾し來りたる陸軍部內の事を一朝にして整理す、同四年七月
陸軍少將に任し同七年四月大坂鎭臺司令長官となり、同九年一月陸軍中將
に進み翌十年西南の役に行在所陸軍事務取扱を命せられ機敏の才器を以て
其軍略を司り百計悉く圖に中る、同年十月其功によりて勳二等に叙せられ
同十二年十月近衞都督に任せられ、同十七年七月特旨を以て華族に列せら
れ特に子爵を授けらる、同十九年二月歐洲に巡遊し泰西の文物制度を遠覽
して同廿年歸朝す、翌廿一年十一月保守黨中正派なるものを組織し其機關
新聞を發行す、其前十八年元老院議官となり同廿一年樞密顧問官に任せら
れ、同廿三年五月辭職す
明治四年七月從五位に、同六年六月正五位に同八年十二月從四位に同十一
年五月勳五等に同十九年十月正三位に、同廿二年十二月勳一等（賜瑞寶章）
に同卅二年十二月從二位に叙せらる
明治三年十二月兵部省出仕を、同年七月陸軍少將に任し、同年十月兼兵部
頭に任し同年十一月參謀局分課を、同五年三月軍務局長を同六年三月當分
第二局長兼務を、同年六月第六局長を仰付けられ、

同年八月兼陸軍少輔に任し同月當分第一局長を同七年四月大坂鎭臺司令官
を同年七月陸軍省參謀局御用掛を同年八月第一局長を仰付けられ同九年一
月陸軍中將兼陸軍大輔に任し、同年三月參謀局長を同年四月陸軍將校以下
賞牌並に從軍牌賜方取調を、同月防禦線區劃の比形實視の爲め東京近傍巡
回として出張を仰付けられ同年十二月兼議定官に任し、同十年二月山縣陸
軍卿征討參謀仰付けられしに付在所陸軍事務取扱を、同年七月西郷陸軍中
將九州へ出張仰付けられしに付行在所中陸軍事務取扱を同十一年十二月參
謀本部御用掛を同十二年十月近衞都督を仰付けられ、同十五年四月兼統計
局長に任し同十八年八月國防會議々員を仰付けられ、同年十一月御用有之
歐洲へ差遣され、同年十二月元老院議官に任し同廿年二月歸朝す、同廿一
年六月樞密顧問官に任し、全廿三年七月貴族院議員に當選し、全廿八年六
月再び樞密顧問官に任し全月貴族院議員を辭す君は明治九年十月四日を以
て生れ其の後を嗣き家督を相續し現今の肩書は正五位子爵なり

正四位　子爵　河鰭公篤　君

當家は內大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代太政大臣三條實行の男內大
臣公敎の第二子正二位權大納言滋井實國の次男從三位參議公清の後なり、
公清別に一家を立て家號を河鰭と稱す、それより實陰、公顯、實益、公村
、季村、公邦、實村、公康、基秀、秀線、垠秀實祐、公陳、實利、實文を
經て君に至る、君其後を承く、安政四年十月十四日を以て生る、明治十七
年七月子爵を授けられ現今の肩書は侍從正四位子爵なり

正二位　子爵　交野時萬　君

當家は桓武天皇の皇子一品式部卿葛原親王の子、大納言高棟廿五代の後裔
從二位西洞院時慶の末子從四位下大膳大夫時貞の後なり、時貞別に一家を
なし家號を交野と稱す、それより時久、惟喬、時利、時雍、時誠を經て正

三位時交に至る、君は其長男にして天保三年五月十九日京都に生る、仝十
三年十一月元服して昇殿を聽され從九位に叙し伊豫權介に任す、嘉永二年
二月右馬權頭に任し、それより納言侍從等に歷任し慶應三年三月帶刷を勅
授さる、明治十七年三月皇城炎上の節献金の賞として木盃一個を下賜され
仝年七月子爵を授けられ仝十九年一月追々老年に及ひたるにより思召を以
て金五十圓を下賜せらる
安政元年十二月小納言に任し仝月兼侍從に任し、仝五年八月德川家定贈官
位宣命使を、仝六年九月天台座主宣命使を仝月大師號勅使を仰付けられ、
慶應二年正月右京太夫に任し仝三年四月議奏加勢となり、明治元年九月東
京行幸供奉を、仝年十二月還幸供奉を、仝二年三月東京行幸供奉を仰付け
られ、仝四年六月氷川神社大宮司に任し、仝五年七月兼權少敎正に補し、
仝六年三月日吉神社大宮司に任し、仝年四月兼少敎正に補し、仝九年十二
月宮中祇候を、仝十八年七月賢所勤番を、仝年十月親翰御用掛を、仝十九
年二月御歌所參候を、仝廿一年六月御歌所參候仰付けられ、仝廿五年十月
御歌所參候を免せらる、君文雅を善くし殊に和歌に名あり就中

春夜夢

春雨の靜なる夜はうたゝねの夢にもさはる音なかりけり

海邊秋風

海士の子か磯邊にいでゝもみち見捨ふ袂に秋風そ吹く

中川愛氷氏によみておくる

とり〳〵の文をつゝりて世の中に人の爲てなほひろめけむ

等の歌尤も世に顯はる

正二位　子爵　金子堅太郎　君

君は舊福岡藩士金子清滅の男にして嘉永六年二月四日を以て福岡城下鳥飼
村に生る、幼にして讀書を好み仝藩古館に入りて勉學す、明治四年一月黑
田長知に隨行して米國に航し、留まつてハーバード大學に入り仝十一年法

律學士の稱號を授けられ仝年九月歸朝、東京大學豫備門の教員となり、翌廿五年八月先代貞健の養子となり其家督を相續し仝年九月今の名に改む、十三年元老院權少書記官となり大書記官に進み仝十九年四月帝國大學講師となり後貴族院書記官長農務次官仝大臣等に歷任し、仝二十三年特旨を以て華族に列し男爵を授けらる

現今の肩書は正五位子爵

從五位　子爵　海江田幸吉君

明治十三年六月正七位に、仝十四年四月從六位に、仝十五年二月正六位に、仝十七年七月從五位に、仝二十一年四月勳五等に仝二十三年六月從四位に、仝年十二月勳四等に叙し仝二十四年三月旭日小綬章を授けられ、仝二十七年六月勳三等、仝二十八年九月正四位に、仝廿九年三月勳二等に、仝三十年從三位に、仝三十一年五月正三位に叙せらる、明治廿三年貴族院書記官に、仝年九月貴族院議員に、仝三十一年四月農商務大臣に任し、仝三十二年六月米國ハーバート大學より法學大博士の名譽學位を授けられ、仝三十三年十月司法大臣となり、明治四十年勳功により特旨を以て子爵を授けらる、君現今の肩書は樞密顧問官正三位勳一等子爵

正五位　子爵　片桐貞央君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基の裔、從五位信濃守爲公の四男爲基の後なり、爲基片切源八と號す、それより爲行、爲遠、爲長、長清、長賴、爲賴、爲清を經て貞盛に至る、貞盛初の名を且元と云ふ、豊臣秀吉に仕へて忠義無二と稱せらる、賤ヶ嶽七本槍の隨一として其他諸所の戰場に功名を揚げざるはなし、憐むべし豊臣氏の末路苦諫淀君に用ゐられず、秀頼遂に戰死し大阪城陷るを聞き深く差慙を懷き途上憂心して悶絶するも數日、香を焚き自刃して死す、其弟貞隆兄貞盛と共に豊臣氏に仕へて功あり播州揖東郡にて封土を與へらる、慶長十八年大阪の役起るや、兄貞盛と共に攝津茨木に籠城す、後徳川氏に泉州小泉一万五千石に封せらる、それより貞房、貞起、貞音、貞芳、貞彰、貞信、貞央、貞昭、貞利を經て子爵貞健に至る、貞健幼沖を以て卒去し君其後を享く、君實は正四位男爵水野忠幹の第六子にして明治十三年四月廿三日を以て生る、幼名を央といふ、仝廿五年八月先代貞健の養子となり其家督を相續し仝年九月今の名に改む、現今の肩書は正五位子爵

從五位　子爵　海江田幸吉君

先代信濃に鹿兒島藩士右村仁右衛門の次男にして天保三年二月十一日を以て生る、幼名を太郎熊と稱す、年甫て十一叢藩主島津齊興の茶道となり名を俊齊と改む好んで書を讀み劍を學ぶ、後海江田伊三次の養子となり武次と改名す、夙に尊王の大義を唱へ京攝及江都の間を往來し諸藩の志士と交を結び西鄕隆盛、大久保利通等と企劃する所尠からず、又水戸の藩士藤田東湖の盛名を慕ひ之に師事して信任せらる、戊辰の役起るや桑名征伐參謀を命せられ尋て東海道征討總督參謀となり、徳川氏江戸城を開放するに臨み橋本、柳原兩勅使及び西鄕參謀等に謁ひ死生を顧みず江戸城の引渡を受け且つ驅援せる江戸の人心を鎭撫す、朝廷其功勞を賞し金千兩を賜ふ、其年の六月徴士軍務及樞參事に任せられ、翌二年弾正大忠となり仝三年八月奈良縣知事に任し仝五年四等議官となり、仝十四年四月元老院議官に轉ぜ仝廿年三月歐米各國を巡遊し澳太利の碩學頗多因に就て政治學を聽き大に得る所あり仝廿一年六月歸朝す、其前仝廿年五月特旨を以て華族に列せられ勳功に依り子爵を授けらる

明治元年八月從五位下に仝三年八月從五位上に、仝十四年六月從四位に、仝十五年六月勳三等に仝十九年十月從三位に、仝廿年十一月勳二等（瑞寶章）に仝廿七年六月正三位に、仝廿八年十二月勳一等（瑞寶章）に仝廿二年十二月從二位に叙せられ、仝廿三年七月貴族院議員となり仝年十月錦鷄間祗候を仰付られ、仝廿四年九月樞密顧問官に任し、仝月貴族院議員を辭す

君は明治十三年七月廿七日生にして其後を嗣ぎ、家督を相續し、襲爵仰付られ現今の肩書は式部官從五位子爵

從四位　子爵　風早實恭君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代太政大臣實行の裔、左大臣三條實行の子正二位公實の後なり、それより公尚、公朝、實次、公夏、實廣、公景を經て正二位實種に至る、實種後水尾天皇の勅に依りて新に一家を立て家號を賜ふて風早と稱す、それより公長、實積、公雄、實覺、實秋公元を經て正四位下實豊に至る、公紀は其長子なり、天保十二年八月廿一日を以て京都に生る、安政四年十二月元服して昇殿を聽され從五位上に叙せらる、尋て大和權介に任し爾來宮中に奉仕す、明治十七年七月子爵を授けられ、元治元年十二月大和權介に任し、明治二年一月和歌御會始御人數に加へられ、仝三年四月内番を仰付けられ、仝六年三月中講義に補し、仝十三年一月宮中祇候を、仝十八年七月賢所勤番を、仝十九年青山御所勤番仰付けられ、仝年六月甲斐國淺間神社祠官に、仝廿年三月甲斐國淺間神社宮司に仝廿三年二月氷川神社宮司に、仝二十七年九月日枝神社宮司に、仝三十年八月官幣大社石上神社宮司に、仝三十三年七月官幣大社橿原神社宮司に補せらる、君は明治六年一月二日の生にして其後を嗣ぎ家督を相續し現今の肩書は從四位子爵なり

從四位　男爵　梶野行和君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の子大納言平高棟の末葉にして西洞院の庶流石井家の支流なり、行篤は正二位權大納言石井行弘の第二子にして天保四年十月十二日を以て生る、幼名を八百麿又常麿といふ、天保九年南部興福寺中無量壽院孝榮の附弟となり、仝十四年十二月得度して清淨院の住職となり、元治元年二月無量壽院の住職となる、明治元年四月復飾を仰付けられ仝二年二月堂上の列に加へられ家號を梶野と稱す、仝三年正月元服昇殿を聽され、仝九年二月華族に列せられ仝十七年七月男爵を授けらる、天保十四年十一月清淨院住職元治元年二月無量壽院住職となり明治元年四月復飾し春日神社に勤す、仝九年十二月寂子内親王祠官を、仝十五年一月京都宮殿勤番を仝十六年十月殿掌を、仝廿四年十一月六孫王神社祠官を仰付けられ明治二年十二月從五位に、仝廿年十二月正五位に、仝廿六年二月從四位に仝卅年七月正四位に叙せらる、君は明治三年七月廿三日を以て生れ其後を繼き家督を相續す、現今の肩書は從四位男爵なり

從四位　男爵　神山郡昭君

先代郡廉は高知藩士神山久右衛門の第五子にして文政十二年正月十三日を以て高知に生る、初名を君風又左多衛と稱す、後仝藩正左平の養子となる

幼にして藩主山内容堂に仕へ小姓より累進して大目付となる、夙に勤王の大義を唱へ慶應三年藩主の建白書を捧げ後藤象二郎、福岡孝弟と共に徳川慶喜に面し大政奉還の事を勧告す、仝年十二月擧げられて參與職となり建議審策する所尠なからず二條城の大會議開かるゝや郡廳亦禁闕を守護して功勞あり其賞として金五百圓を賜ふ、仝四年十一月長濱縣權令に任じ仝年九月島根縣權令に仝六年十月和歌山縣權令に轉ず、仝十六年十月多年職を地方に奉じ勉勵功勞尠からざるを以て金三千五百圓を下賜せらる、後元老院議官貴族院議員又錦鷄間祇候となり仝廿年五月特旨を以て華族に列せられ男爵を授けらる、仝卅年七月七十歳の高齢に達したるを以て思召を以て御紋付御杯一個並に酒肴料を下賜せらる、明治元年閏四月從五位下に仝二年三月從四位下に仝十五年十二月勲三等に仝十九年十月從三位に、仝廿三年十二月勲二等（賜瑞寶章）に仝廿七年五月正三位に叙せらる、君は安政二年二月十日を以て生れ其家督を相續す、君現今の肩書は從四位男爵なり

從二位　子爵　川村景明　君

君は鹿兒島藩士野崎吉兵衛の三男にして嘉永三年二月廿六日を以て鹿兒島に生る、幼名を源十郎といふ、夙に藩儒小牧昌業の門に入り書を讀み又劍を水野流の名人東次郎左衛門に學ぶ、尊王攘夷の說熾んに行はれ遂に彼の生麥の變あり、幾くもなく英艦頻りに薩南の海を窺ふ、君當時僅に十四父に從ふて天保山に登り火縄を手にして大膽にも英艦の巨砲に當れり、既にして世は勤王佐幕の二黨に分れ京都日に不穩の狀あり、藩主島津氏大義を唱へ斷然勤王討幕に決し乃ち藩中の俊兒を遣りて京都を守衛せしむ、君時に年十七歳亦この選中にあり、越えて慶應四年の春世は愈々維新の大亂となり薩長土肥を始め勤王の各藩勤旨を奉して討幕の事に從ふ、此年正月君先つ伏見、淀、橋本邊に於て戰闘し尋で三月江戸に差向けられ仝四月鹽ヶ崎の戰に出でて又野州の梁田驛に於て戰闘し、爾來各地に連戰し仝九月會津城主降るに依つて君は江戸大坂を經て歸藩し依然軍勢に入り藩の常備隊の歩兵小隊小頭となり明治四年に及へり、是より先き君欲あつて川村新左衛門の養子となり其姓を胃す、仝四年四月徴兵にて上京し仝七月陸軍々曹となり仝七年佐賀の亂に出戰して功あり時に陸軍中尉たり、仝八年九月戸山學校に入り翌年六月卒業し、仝十年西南の役陸軍大尉を以て戰地に向ひ戰爭中少佐に進み、仝九月承定の功を奏して廣島に歸營し、仝十一年一月勲四等に叙し金百參拾五圓を下賜せらる、仝十九年累進して陸軍大佐となり熊本鎮臺參謀長となり仝廿四年六月陸軍少將に任し歩兵第八旅團長に補せらる、仝廿七年腐徳の役あり仝年八月近衛歩兵第二旅團長に補せられ、仝廿八年四月宇品を出發し大連灣に向ひ、仝五月旅順口を發し臺灣澎湖島に着し各地に連戰して武功あり、仝十一月凱歌を奏して宇品に歸港す、仝十二月此戰功により功三級金鵄勲章並年金七百圓及勲二等瑞寶章を授け賜ひ仝日男爵を授けらる

明治四年七月陸軍々曹に仝五年七月陸軍少尉に仝六年十一月同中尉に、仝七年四月仝大尉に任し、近衛歩兵第二聯隊第二大隊第三中隊長を仰付けられ仝十年四月陸軍少佐に任し、仝十四年三月鹿兒島鎮臺歩兵第十一聯隊第二大隊長を仰付けられ、仝十五年二月陸軍中佐に任し仙臺鎮臺第四聯隊長を仰付けられ、仝十九年九月陸軍大佐に任し熊本鎮臺參謀長に、仝廿二年三月參謀本部第一局長に補し、仝廿四年六月陸軍少將に任し歩兵第八旅團長に補せらる、仝廿七年八月近衛歩兵第一旅團長に補し、仝三十年十月陸軍中將に任し、仝卅四年四月第十師團長に補せらる

明治七年六月正七位に仝十一年一月勲四等に、仝十二年十二月從六位に、仝十五年三月正六位に、仝十八年十一月勲三等（賜旭日中綬章）に仝十九年七月從五位に仝廿四年六月從四位に仝廿八年十二月勲二等及功三級（賜金鵄勲章及瑞寶章）に仝卅年三月正四位に叙せらる、君現今の肩書は陸軍大將軍事參議官兼東京衛戍總督從二位勲一等功一級子爵なり

從四位　男爵　神田乃武　君

當家は先代正三位勲二等神田孝平より家聲を揚く、孝平天保元年九月十五日を以て美濃國不破郡岩手村に生る、後幕府に仕へ蕃書調所取調掛となり尋て開成所教授方となる、維新後明治政府に仕へ大學大丞兵庫縣令文部少輔等に歷任し後元老院議官貴族院議員錦鷄間祇候となり功勞少からず、明治三十一年七月勲功に依り華族に列し男爵を授けられ翌五月卒す、君其後を享く、君は東京の人松井永世の次男にして安政四年二月廿七日を以て築地小田原町に生る、明治四年十二月米國に留學し仝五年仝國アムホスト中學校に入り仝八年九月アムヨホスト大學校に進み、仝十二年卒業してバチエロル、オブ、アーツの學位を受け、仝年十二月歸朝後東京大學第一高等學校東京高等女學校高等商業學校外國語學校等の教授又校長となり教育界に名高し、仝三十一年七月家督を相續し襲爵仰付けられ、仝年十月拜賜して天盃を賜はる

明治十五年二月從七位に仝十七年五月正七位に、仝廿四年六月從六位に、仝廿七年十二月勲六等（賜瑞寶章）に仝廿九年五月正六位に仝卅一年八月從五位に叙せらる、君現今の肩書は學習院教授兼東京高等商業學校教授貴族院議員從四位勲三等男爵なり

從三位　男爵　川口武定　君

君舊和歌山藩士川口武右衛門の長男にして弘化三年正月二十六日を以て和歌山城屋敷に生る幼名を熊太郎といふ、明治二年十二月和歌山藩戍兵大隊計司となり仝年七月陸軍會計官東となり、爾來主計官として海軍經理局長及陸軍大學校教授となり、其間佐賀の役、西南の役、廿七八年の役等に際し功勞少なからす勲章及年金を賜はる、仝二十八年八月特に勲功に依り華族に列し男爵を授けらる

明治七年三月正七位に仝年六月從六位に、仝十二年正六位に仝十八年十一月三等侍講に仝年四月讀書に任し、仝十年二月開成學校總理を仝年四月東京大學法學部理學部總理を嘱托され、仝十三年四月文部省三等出仕に補し、仝十四年七月東京大學總理に、仝十九年一月元老院議官に任し、仝廿一年五月文學博士の學せらる、猶外國よりは仝三十二年六月伊國皇帝陛下より王冠第一等勲章を仝三十三年二月獨逸皇帝陛下より第二等第一双龍勲章を贈與せられ受領し及佩用することを允許せらる

明治三十一年三月宮內次官に仝年七月小松宮別當に叙し、明治三十二年四月兵庫縣下行幸供奉仰付らる、君現今の肩書は陸軍主計總監貴族院議員從三位勲一等男爵なり

從二位　男爵　加藤弘之　君

君は但州出石の藩士加藤正照の男にして天保七年六月廿三日を以て生る、舊名を弘藏といふ、嘉永五年父に從ふて始めて江戸に來り佐久間象山の門に入りて兵學を講し後大木忠益に就て蘭學を學ひ後又獨佛英學を皆攻す、當時神田孝平、箕作秋坪、中村敬介と共に洋學者の四傑と稱せらる、万延元年幕府に聘せられ開成所教員となり明治元年目付役より大目付役に進み又勘定奉行を兼ね、明治二年大學大丞に任せられ仝七年大學總理となり、爾來文教に盡力すること三十年一日の如く今日に至りて疑へす、仝卅三年五月特旨を以て華族に列せられ勲功に依り男爵を授けらる

明治二年九月從五位に仝十三年六月正五位に、仝十五年十二月勲三等に、仝十七年十一月從四位に仝十九年十月從三位に、仝廿一年五月勲二等（賜旭日重光章）に、仝卅六年四月正三位に叙せらる

明治元年十月政體非取調御用掛を、仝二年一月會計官權判事を仝年五月學校判事を仰付けられ、仝年七月大學大丞に任し、仝年十二月侍講を仰付けられ仝四年七月文部大丞、仝年七月政部中教授に仝年八月大外史に、仝年十月外務大丞に任し、仝年十月宮內省五等出仕を、仝五年八月宮內省四等出仕を仰付けられ、仝七年二月一等議官に、仝八年一月三等侍講に仝年四月議官に任し、仝十年二月開成學校總理を仝年四月東京大學法學部理學部總理を嘱托され、仝十三年四月文部省三等出仕に補し、仝十四年七月東京大學總理に、仝十九年一月元老院議官に任し、仝廿一年五月文學博士の學

位を授けられ、同十月海軍刑法審査委員を仰付けられ、同十五年一月高等法院陪席裁判官を仰付けられ、同年十一月元老院幹事に任し、同十六年司法大輔に任し同十七年五月特命全權公使に任し英國在勤を仰付けられ、同廿一年十一月歸朝、同廿六年十二月樞密顧問官に任し、同廿七年九月高等捕獲審檢所長官に補し、同三十年十一月議定官に補せらる、君現今の肩書は樞密顧問官議定官從二位勳一等子爵なり

從二位　子爵　河瀨眞孝君

君は山口藩士石川淳介の三男にして天保十一年二月九日を以て生る、齋名を小五郎と稱し後今の姓名に改む、夙に尊王の大義を唱へ諸藩の有志と交を結びて大に畫策する所あり、慶應元年幕府大兵を率ゐて征長するや君長藩の遊擊隊長たり之を邀擊つて大に戰功あり、明治四年七月擧けられて工部少輔に任し仝年九月侍從長となり、仝六年七月、辨理公使に任し、伊澳兩國在勤を命せられ仝年十一月特命全權公使に任し伊國に駐劄す、仝十二年三月議官に任せられ治罪法及ひ陸海軍刑法審査委員となり事務勉勵の賞として前後二回紅白綟綬二疋宛を賜ふ、仝廿年五月特旨を以て華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けらる、其前元老院幹事となり次に司法大輔となり再ひ特命全權公使に任せられ後樞密顧問官亦議定官に任ず

明治四年七月從五位に仝平十二月從四位に、仝十五年八月勳三等に仝十九年十月從三位に、仝廿五年十一月勳二等（賜瑞寶章）に仝卅二年十二月從二位に叙せられ、猶外國よりは明治十二年十二月伊國皇帝陛下より贈與したる「グランオフヒシアルデルマルテイヌデルラコロンナデイタリヤ」勳章を受領し及ひ佩用することを允許せらる、

從四位　男爵　河邊博長君

當家は天兒屋根命の後胤中臣連常盤の男可多麻子大連の後なり、其子大織冠藤原鎌足の弟御食子大連より垂仁連烏麻、名代、伊賀麻、其助、天足、千代、氏麻、時用、惟幹、忠時、致時、信固、永萩、永勢、通能、長任、長家、長則、長藤、長泰、長充、長基、長重、長昌、長興、長照、長盛、長貴、氏長、則長、廣長、秀長、仁清、辰長、千長、矩長、長堯、長都、長祥、長福、都盛、都冠の諸代を經世々伊勢神宮大宮司として敎長に至る、君其後ヶ享く、君實は正二位勳二等万里小路博房の第三子なり、慶弘元年三月廿一日を以て京都に生る、幼名を昔丸と稱す、明治十七年五月先代敎長の養子となり其家を繼き、同年七月今の名に改め、其月男爵を授けられ同十八年三月從五位に同廿四年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は從四位勳四等男爵なり

正五位　子爵　河田春雄君

當家は先代景興より家名を揚く、景興は鳥取藩士河田介景の長男にして文政十一年十月十八日を以て生る、齋名を佐久馬と云ふ、幼より武技を好み維新の際伏見に道場を開き子弟に劒道を敎え又普く天下の諸傑と結托して國事に計畫したること尠なからず、明治元年東山道總督を命せられ、因藩の兵を率ゐて薩土の兵と共に宇都宮を攻め大に武名を揮かしたり、平定の後永世賞典祿四百五十石を下賜せらる、同年十月甲斐府判事となり、同二年八月兵部大輔に任し累進して同四年鳥取縣令となる、西南の役内命を奉して鳥取に歸り、因伯二州の壯兵を募集す、同十七年議官に轉し、同廿年五月特旨を以て華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けらる、同廿三年元老院議官となり同年同院の廢さるゝや錦鷄間祇候となる、同卅年十月十二日從二位勳一等を以て薨す、其後嗣を經て君に至る、君は明治十三年四月四日を以て生れ其後家督を相續す、現今の肩書は正五位子爵なり

從四位　男爵　鹿園實博君

當家は内大臣藤原鎌足十一代、太政大臣公季六代太政大臣實行の支裔にして、先代從五位空晃の立つる所なり、空晃は從一位前右大臣三條實起の第七子にして幼名を千代君と稱す、幼にして南都興福寺の僧侶となり、同月喜多院の住職となる、維新の際勅命に依つて復飾し明治二年堂上の格を賜ひ新に家を立て家號を鹿園と稱す君其後を享く、君實は從四位下戸田忠綱の次男なり、慶應二年五月廿日を以て京都に生る、幼名を亥五郎といふ、明治六年六月三日先代空晃の養子となり同七年六月家督を相續し、同八年三月華族に列し同十二年十二月從五位に同十七年七月男爵を授けられ、同卅一年六月從四位に叙せらる

從三位　子爵　唐橋在正君

當家は天穗日命の後胤貽太政大臣菅原道眞の玄孫、從四位上上總介孝標の男從四位上大學頭高辻定義の四男式部大輔在良の後なり、夫より清能、貞衡、在清、公輔、公良、公賴を經て從二位大膳太夫在雅に至り家號を唐橋と稱す、それより在親、在貫、在遠、在豊、在治、在數、在名、在通、在村、在勝、在庸、在隆、在廉、在家、在憑、在經、在光を經て從四位在綱に至る、君は其長子なり嘉永五年十一月三日を以て京都に生る、慶應元年

よ之部

正二位 伯爵 芳川顯正君

當家は元農なり、祖父の代より醫師となり始めて勉強を捨て祖父を原田省博と云ひ榮放結落にして藥種屋に奉公中傷寒論金櫃要略などを通曉して醫師となり其子民部も其醫業を相續したりと、君は民部の第四子にして天保十二年十二月十日を以て阿波に生る、幼にして讀書を好み有非進齋に就て學ぶ稍長して高橋文齋の養子となり其姓を冒す、時事に感する所ありて脫走し文久二年長崎に遊び天下の志士と交を結ぶ、後島津家に聘せられ高橋賢吉と變名して同藩し事務を執る、明治三年歸國して士分以上に列せられ同年十月大藏省に出仕し伊藤博文と共に米國に赴き泰西の文物制度を見て大に得る所あり、同十五年七月東京府知事に任し同十九年三月內務次官に任し同廿三年五月文部大臣に進み、爾來顯要の諸官を歷任し同廿九年六月特旨を以て華族に列し勳功に依て子爵を授けらる

明治三年閏十月大藏省出仕を、同月伊藤少輔米國へ差遣に付隨行を仰付けられ同四年八月紙幣權助に任し、同七年一月工部大丞に任し同年八月兼電信頭に任し、同十年一月工部大書記官に任し全月電信局兼書記局長を仰付けられ、同十一年三月英國倫敦電信會議委員として派遣され同年六月會議延期に付新嘉坡より歸朝、同十二年四月英國倫敦電信會議委員として派遣され、同十三年一月歸朝、同年二月外務少輔に任し、同十四年十月工部少輔に任し、同十五年七月內務少輔に任し同十七年九月中央衞生會委員を仰付けられ、同十八年六月同年十二月東京市區改正審查會長を仰付けられ、同十八年六月內務大輔に任し同月總務局長を仰付けられ、同年七月中央衞生會長を、同月日本藥局方編纂總裁を、同月御巡幸供奉を仰付けられ、同十八年七月兼る明治二十三年東京に於て亞細亞大博覽會開設に付該組織取調委員を仰付けられ、同十九年三月內務次官に任し、同廿年一月地方制度總纂委員を、同廿一年九月東京市區改正委員長を仰付けられ、同廿三年五月文部大臣に任し、同廿四年六月宮中顧問官に任し、同廿五年四月兼內藏頭に任し、同年十月兼帝室會計審查局長に任し同廿六年三月司法大臣に任し、同廿七年五月內務大臣臨時代理を仰付けられ同年八月臨時兼文部大臣に任し、同廿九年二月兼內務大臣に任し、同卅一年一月內務大臣に任し、同卅三年十一月貴族院議員となり後累進して特に伯爵を授けらる、君現今の肩書は大臣禮遇樞密顧問官正二位勳一等伯爵なり

從四位 侯爵 四條隆愛君

當家は大織冠藤原鎌足の曾孫正二位左大臣魚名の裔なり、魚名一に河邊大臣と稱す、元慶年事に座して大臣を免せられ配所太宰府に赴く、途次攝津に至りて病を得別業に留り醫療を加ふることを許さる、翌年夏病愈々重きを以て京師に還ることを許さる、同年七月遂に薨す享年六十三、時に本官贈り配流の際下りたる勅勘官符を燒却せらる、其子末茂より總繼、直道連茂、佐忠、時朝、賴任、隆經、顯季、家保、家茂を經て正二位大納言隆季に至りて始めて四條家と稱す當時郊宅四條通りにあり、世人四條殿と呼稱せしに起因せりと、それより隆房、隆衡、隆親、房名、隆名、隆宗、隆鄕、隆直、隆盛、隆貫、隆永、隆重、隆盒、隆昌、隆衡、隆音、隆安、隆文、隆叙、隆師、隆生を經て世々納言參議の間に職を奉し正三位隆謌に至る、隆謌は武藝に達し殊に弓術は尋くも今上天皇の御師範たり、文久年間長州より筑前へ落ちし七卿の一人にして、夙に王政復古を企て戊辰の役大總督宮參謀として諸所の戰闘に勳功あり、明治二年其賞として永世祿三百石を賜ひ後軍籍に身を置きて陸軍中將に任し大坂、名古屋、仙臺等の鎭臺に司令官となる、同十七年維新の際の勳功により侯爵を授けらる、君は其九男にして明治十三年六月八日を以て生る、幼名を龍也といひ同廿九年七月今の名に改ひ、同卅一年十一月父を喪ひ翌月襲爵仰付けられ、同卅三年九月拜謁して天盃を賜はり、同年六月從五位に叙せらる、君現今の肩書は陸軍騎兵中尉貴族院議員從四位勳六等侯爵なり

從三位 伯爵 吉井幸藏君

當家は本姓藤原、世々鹿兒島藩士にして君の先々代吉井友昌喜左衞門と稱し慈山と號す藩政に與つて清廉の聞ありて其長男友實文政十一年二月を以て生る、荷名を幸輔又は德泰と稱す、幼より讀書を好み俊才を以て目せらる、夙に王政の式微を慨き幕府の專恣を憎み洋夷の叛盟を憤りて西鄕、大久保等の諸豪傑と結托し大に爲す所あらんとす、安政三年大坂藩邸の吏となり梁川星巖、賴三樹三郎等の諸有志と國事に東奔西走す、後幕府の追蹤する所となり鄕里鹿兒島に歸り密に時機の來るを待つ、文久二年徒士目付となり藩主島津久光に從ふて上京し、會々大原重德勅使に使するに名を山科兵部と改めて從ひ勅旨遵奉を警はしむ、戊辰の役越後の賊徒を亡ぼし其賞として太刀料三百兩を賜ふ、平定後重〻用ゐられ工部民部宮內省等に歷仕して屢々榮任あり、明治十五年日本鐵道會社に長となり、同十七年七月特旨を以て華族に列し勳功により特に伯爵を授けらる、同廿一年樞密顧問官に任せられ、同廿三年一月愛國の裏情を表陳して海防の事業を贊成し金千圓を獻納す依て同廿年五月勅定の銀製黃綬章を賜ふ、同廿四年四月特旨を以て正二位に叙せらる、同月廿二日遂に長逝せり　天皇惋惜侍從毛利左門を遣はして幣帛及神饌を賜ふ、君は其男にして安政四年十月四日を以て鹿兒島に生れ明治二年十一月私費を以て英國へ留學同五年海軍生徒申付けられ、同六年八月米國へ留學申付けられ、同七年八月獨逸へ留學申付けられ、同八年六月英國へ留學申付けられ（同十年二月歸朝）同十年五月海軍兵學校へ入學申付けられ同十三年九月龍驤艦乘組生徒申付けられ、同十四年二月濠洲へ航行し同年七月歸朝、同年九月少尉補に任し、同年十月富士艦乘組を申付けられ、同十六年九月兵學校へ通學を申付けられ同十七年九月磐城艦乘組を仰付けられ、同年十月同艦分隊長に補し、同十八年六月海軍中尉に任し同年八月比叡艦分隊長に補し、同十九年三月參謀本部海軍部第三局課員に補し、同年七月海軍大尉に任し、同廿一年五月海軍參謀本部副官に補し、同年十一月海軍少佐威仁親王歐洲に差遣され候に付隨行を仰付けられ同廿三年四月歸朝、同年四月海軍本部出仕を仰付けられ、同廿四年二月露國皇太子ニコラス親王殿下、同國ジョージ親王殿下並に希臘國ジョージ親王殿下來航に付接伴掛を仰付けられ、同年五月海軍參謀部出仕を仰付けられ、同廿六年三月千代田分隊長に補し同廿七年二月磐城分隊長に補し、同年十二月海軍少佐に任し、同廿九年七月休職を仰付けられ、同三十年四月豫備仰付けられ同月貴族院議員となり、同三十三年二月華族令第十八條に依り第五號及第六號事件評議委員を仰付けらる、後累進して從三位となり勳四等功五級を賜はる、君現今の肩書は海軍少佐貴族院議員大日本國水難救濟會々長從三位勳四等功五級伯爵なり

子爵 吉川元光君

當家は內大臣藤原鎌足の孫左大臣武知麿の後胤左衞門尉吉川經義の後也、夫より友兼、朝經、經光、經盛、經秋、經是、經信、之經、兼國、元經を經て駿河守元春に至る、元春實は陸奧守毛利元就の次男なり、弟小早川隆景と共に毛利の羽翼となり人呼んで兩川と稱す、元就悉く山陰山陽を徇へ

るに及び元春命せられて山陰を管し隆景と共に兵を出して西南を征す、豊臣秀吉來攻するに當り隆景と力を協せて秀吉と戰ふ、和成るの後秀吉京に歸りて逆賊を平け威を京洛に震ふ元春之に屈するを恥ち居常快々として樂ます家を子元長に譲りて老す、秀吉西海道を征伐せんとするや請うて先鋒となる、元春秀吉の爲に驅使せるゝを厭ひて肯んせす毛利輝元に促されて已むを得す出陣せんとし頓首に發して行くことを得す遂に卒す年五十七、其長子元長個強父に類し秀吉の忌憚する所となる、爾來累世毛利家の老臣たりしか後別に一家をなし周防國岩國六万石を領す、元長より廣家、廣正、廣嘉、廣紀、廣遠、經永、經忠、經賢、經禮、經章、經健を經て君に至る

君明治二十七年十一月十二日に生る、明治元年十二月周防國岩國六万石の封を襲ぐ、仝二年正月戊辰の役の軍功により永世祿五千石を賞賜せられ、仝十七年七月男爵を授けらる、仝月海防の事業を賛成し金壹萬圓を献納したるに付之か賞として勅定の金製黄綬褒章を賜ひ、明治二十四年四月勲功に依て特に子爵に陞授せらる、君現今の肩書は子爵

從四位　子爵　吉井信巃君

當家は内大臣藤原鎌足十七代攝政關白太政大臣近衛忠通の裔、關白左大臣鷹司信房の二男從四位下右近衛權少將信平の後なり、信平上州吉井に住するを以て姓を吉井と稱す、それより信正、信清、信友、信有、信明、信成、信充、信敬、信任を經て上州吉井一万石の藩主として從三位信發に至る、君其後を享く、君巃は上杉齊憲の五男にして明治九年五月廿五日を以て生れ、仝十二年八月家督を相續し仝十七年七月子爵を授けらる、現今の肩書は陸軍歩兵中尉從四位勲六等子爵

正五位　子爵　吉田清風君

當家は先代清成より家名を揚ぐ、清成は鹿兒島藩士吉田源左衛門の四男にして弘化二年三月を以て生る、幼名を己之助と云ふ、年甫めて十四にして奴頭となり指宿郡衙の横目となり大に其技量を現はし後藩の勘定坐となる時に藩主島津齊彬夙に開國の論を稱へ、藩士の壯年者をして英國の書を學ばしむ、清成また石川格次郎に就て英學を研究し大に海外の事に通す、元治元年家老職新納刑部と共に英國に赴き、爾後七年間英米兩國間を往來し大に學殖を富まし見聞を博くす、明治三年横濱に歸港し仝四年大藏省御用掛となり大久保、大隈、井上等を輔けて明治政府に力を盡し、仝五年再び英米兩國に航して國債募集に奔走し大に其任務を竣したり、仝七年米國全權公使に任し條約改正に預り百方盡力したり、仝十五年七月外務大輔に任ぜられ仝十九年三月農商務次官に任ぜらる、仝廿年五月特旨を以て華族に列し勲功に依つて特に子爵を授けらる、仝年七月元老院議官となり翌年五月樞密顧問官に任ぜられ、翌二十年八月三日病を以て東京芝の自邸に歿す、位階從二位勲一等享年四十七、君はその男にして明治十二年五月七日を以て生れ、仝二十四年八月家督を相續す、現今の肩書は正五位子爵

從三位　男爵　米田虎雄君

當家は世々熊本藩に仕へ國老職たり、先々代長岡是容に至つて家聲を揚ぐ、是容天保九年正月を以て生る初名を壹岐、監物又與七郎と稱す、夙に勤王の大志あり、嘉永年間外艦我浦賀港に來るや是容命を受け士卒三百人を率ゐて進發す、洋式の操練を我國に應用せしは蓋し是を以て嚆矢となす、後

國事に東奔西走し畫策する所少なからす、佐久間象山、吉田松陰の命乞をなせし如き亦以て傳ふべき逸事なり、遂に僧月照と肝膽相照らし共に手を携へて薩海に投す、後朝廷其功を錄し正五位を贈る、長子是彜襲ぐ君はうの弟なり、天保十年正月廿五日を以て生る、幼名を小源太、虎之助又は保式と稱す、嘉永六年父是容に隨ひ浦賀に出張して海防に從事す、慶應三年十月兄是彜の養子となり尋て熊本藩家老職となる、明治戊辰の役藩兵二番備の總奉行として奥州に出征し仙臺藩降伏の事を周旋し平定の後其賞として刀劍及軍銃を賜ふ、仝二年熊本藩大參事となり、仝四年侍從に任し宮内省に出仕し今日に至る、仝廿五年十月父是容に依り特旨を以て華族に列し男爵を授けらる

明治元年五月藩兵二番備の總奉行として奥羽へ出張を命せられ、仝二年八月熊本藩權大參事に、仝四年二月刑部少亟に仝日熊本藩大參事に仝年七月侍從に、仝六年一月侍從番長に仝十年八月三等侍補に、仝年九月陸軍中佐に、仝十一年十二月兼侍從長に任し、仝十五年十一月御遊掛を仝十七年三月御獵主任を、仝十九年一月主馬權頭心得を仰付られ仝廿一年四月兼主獵官に任し、仝廿七年九月大本營廣島に進めらるゝに付供奉を、仝卅一年十一月大阪行幸供奉を、仝卅三年十一月茨城縣下行幸供奉を仰付らる

明治四年七月正六位に、仝十五年二月勲四等（賜旭日小綬章）に仝年十二月從五位に、仝廿一年四月從四位に、仝廿六年四月正四位に、仝廿八年十月勲二等（賜旭日重光章）に叙せらる、猶外國よりは仝卅二年七月露國皇帝陛下より斯多尼士拉斯星章付第二等勲章を受領し及び佩用することを允許せらる、現今の肩書は主獵頭侍從陸軍歩兵中佐從三位勲一等男爵

正五位　男爵　横山隆俊君

當家は清和天皇の皇孫鎮守府將軍源經基三代攝津守賴光の裔、從五位下伊豆守光國の二男三河押領使光時の後なり、それより國正、久時、時兼、時定、定乘、信助を經信濟に至る、信濟米津太郎と稱す、それより正通、時義、義成、義色、義包、有家、義道、正植を經て左馬介勝政に至る、勝政徳川氏に仕へ、その男小太夫政信亦徳川氏に仕へて屢々軍功あり咲方ヶ原の役に戰死す、其子勘兵衛尉田政同しく各所の戰場に從ひて功あり、天正

年中武威兩總の地五千石を賜ふ、その子出羽守田鹿寛文六年一万石に加増せらる、其子出羽守政盛に至り所領一万五千石の内三千石を弟周防守田賢に分知す、その子政矩亦封邑中一千石を其弟政容に與ふ、それより政恒、政榮、通政、政懿、政易、政明を經上總國大綱一万千石の城主として正四位政賢に至る、政賢明治七年陸軍教導團に入り後戸山學校に轉し少尉試補を以て西南の役に從ひ功を以て勳五等に叙せられ同十七年子爵を授けられ同廿三年七月貴族院議員となる、君はその長男にしに明治十六年三月八日を以て生れ同廿八年十一月廿二日を以て家督を相續す、君今の肩書は正五位子爵なり

從三位　男爵　四條隆平　君

當家は內大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の裔、正二位大納言隆季の後にして四條家の別家なり

君は正二位勳一等四條隆謌の長男にして天保十二年四月廿一日を以て生る安政二年元服して昇殿を聽さる、嘉永六年十二月從五位下に安政二年正月從五位上に叙せらる、文久三年八月父隆謌長州に奔り君爲に差控を仰付けられ、慶應三年十二月三職執事御用係になる、明治戊辰の正月勅を奉して山崎に出馬し尋て先鋒副總督となり東北に進軍して督勵勇戰し平定の後永世祿二百石を下賜せらる、同廿年十二月正四位に、同廿一年十二月勳四等（賜瑞寶章）に、同廿三年十二月勳三等（賜瑞寶章）に叙せらる、同卅年九月侍從に任し後越後府若松縣五條縣等の知事又奈良縣令となり、同十二年九月宮內省御用掛を命せられ華族第五部長となり、同十五年五月太政官兼元老院權少書記官に任し、同廿一年三月元老院議官となり、同廿三年同院の廢さるゝに及ひ錦鷄間祗候となり在職中格別勉勵の賞として金八百圓を下賜せられ、同卅一年特旨を以て華族に列し男爵を授けらる其閱歷は

元治元年七月內侍所非常附を、慶應三年十二月三職執事御用掛を明治元年正月北陸道鎭撫總督を同年二月參與職を仰付けられ、同年七月柏崎縣知事に同年九月越後府知事に同月侍從に、同二年八月岩松縣知事に、同四年八月五條縣知事に任し同月華族第五部長を仰付けられ、同十五年五月太政官權少書記官兼元老院權少書記官に、同二十一年三月元老院議官に任し同二十三年十月錦鷄間祗候を、同卅一年八月再ひ錦鷄間祗候を仰付けらる、現今の肩書は從三位勳三等男爵なり

從四位　男爵　吉川重吉　君

當家は內大臣藤原鎌足の後胤左衞門尉吉川經義の十三世駿河守元春の後にして吉川子爵の分家なり

明治十九年七月正八位に同二十四年十一月從五位に、同三十年七月正五位に叙せられ、猶外國よりは同二十一年三月羅馬法王よりシュワリエードロルド、ルヒーソーフ勳章を贈與せられ受領し及ひ佩用するを允許せらる、君は贈從三位駿河守經幹の第三子にして從三位子爵經健の弟なり、明治十七年九月外務省御用掛を同年四月醵金局勤務を仰付けられ、同十九年三月交際官試補に同年四月外務省參事官に、同二十年四月公使館書記官に任し伯林公使館在勤を命せられ同二十六年六月貴族院議員となり、同三十年七月再ひ同議員となる、君現今の肩書は貴族院議員從四位男爵なり

た之部

正二位　公爵　鷹司熙通　君

當家は內大臣藤原鎌足十七世の嫡孫太政大臣忠通の子にして近衞家の祖なる基實の次男攝政關白太政大臣兼平より出つ、兼平鷹司町に邸せしを以て世人鷹司殿と稱し遂に當家の稱號となる、それより基忠、冬平、冬教、師平、冬通、冬家、房平、兼輔を經て忠冬に至る、忠冬天文十五年四月十二日父兼輔に先つて薨す、それより天正七年まで三十四ヶ年後、前關白左大臣晴良の三男信房を經て兵長、信尙、致平、房輔、兼熙、房熙、尙輔、基輝、輔平、政熙、政通、輔熙を經て世々五攝家の一として從二位輔政に至る、君は其弟にして安政二年二月十六日京都に生れ安政三年賓院を相續せしが慶應三年十月兄輔政薨去し復家し、明治五年獨逸に留學し仝十年一月父の病氣に依り歸朝し陸軍戶山學校に入り仝年一月陸軍少尉試補に仝十二年二月少尉に進み、仝十七年五月中尉となる、仝二十一年五月近衞步兵隊小隊長に補せられ仝年六月嘉仁親王殿下附仰付けられ仝二十二年十一月大日本憲法發布紀念章を授與せられ、仝二十三年貴族院議員に列し、尋て陸進して陸軍步兵大佐となり、後侍從武官となり位勳は陞叙せられて正二位勳三等となる、君現今の肩書は陸軍少將侍從職御用掛貴族院議員正二位勳三等公爵なり

從三位　侯爵　伊達宗陳　君

當家は大織冠藤原鎌足の曾孫左大臣魚名四世の孫越前守高房の裔越前守爲盛第十一世の後裔中納言伊達政宗の長子遠江守秀宗より始まる、秀宗小字を兵五郎といふ、天正十九年九月廿五日陸奧國柴田郡に生る、政宗、秀宗の稚きを以て右大臣秀頼に參らせんと文祿三年甲午陸奧國玉造郡より城州伏見に至り太閤秀吉に謁す、時に四歲秀吉之を嘉せ、慶長元年四月京師聚樂城に於て元服し秀吉諱字を授け從五位下に叙し侍從に任す時に六歲、仝五年石田三成謀叛の時大坂城にあり、北謀に與せさるを以て中納言浮田秀家の邸に移す、仝七年城州伏見に於て家康に謁し命を奉し武州江戶に至る、仝十九年大坂の役に從ひ父政宗と共に木津今宮に陣す、仝年十二月大將軍秀忠其忠義を賞し伊豫宇和島（十万石）に封せられ此時より分家す、秀宗より、利宗、宗贇、村年、村侯、村壽、宗紀を經て正二位勳一等宗城に至る、宗城維新の際國事に幹旋して大に勳功あり宗德其後を享く、宗德は先代々宗紀の二男にして天保二年閏三月廿七日伊豫守宇和島にて生る、幼名を扇松丸又兵五郎といひ後紀周或は宗周と稱し遂に今の名に改む、天保八年二月宗城の養子となり安政五年十一月伊豫宇和島十万石の封を襲く、明治二年四月表を上つて藩籍を奉還す、仝六年六月皇城炎上の際金千圓を獻納し仝十七年三月其賞として銀盃三個を賜ふ、仝年七月伯爵を授けられ、仝廿四年四月父宗城の勳功に依り特に侯爵を陞授せらる、明治廿七八年戰役の際、報國の旨意を以て從軍看家族扶助の爲め金八百十八圓餘を寄附し仝卅年六月其賞として銀盃一個を仝卅二年一月七十歲の高齡に達し思召を以て御紋附御盃並に酒肴料を下賜せらる、當君は宗德の嗣子にして其後を嗣く、万延元年十二月十六日を以て生れ位階は從五位に始まり後陞叙せられて從三位となる、君現今の肩書は從二位主猟官貴族院議員侯爵なり

侯爵 醍醐忠重君

當家は内大臣藤原鎌足十七世の孫攝政關白太政大臣忠通三世の孫、太政大臣道家の三男太政大臣一條實經十四世左大臣昭良の後なり、昭良實は後陽成帝の第九子なり後攝政關白氏の長者内覽となり牛車に乘りて宮中に出入することを聽さる、二男正二位冬基薨元天皇の詔勅を蒙り別に一家を創立し清華の列に加へられ、天皇故太政大臣の吉例に由り醍醐と稱すへき旨仰出され遂に家の稱號とす、公全、冬熙、冬潔、輝久、輝弘を經て從一位忠順に至る、忠順年甫めて十歳元服して弁殿を聽さる、翌年左近衛權少將となり後ち權大納言に任し正二位に叙せらる、明治十七年七月侯爵を授けられ二十三年從一位に進む、嗣子從二位忠敬不慮の災に遇ひ三十二年五月二十三日俄に薨す、君は其三男にして明治二十四年十月五日を以て生れ全三十三年七月祖父忠順薨去により全年八月家督を相續し襲爵仰付けらる

正二位 伯爵 田中光顯君

君は高知藩士田中充美の長男にして天保十四年十二月二十九日を以て生れ舊名を顯助といふ、慶應三年十二月鷲尾侍從内勅を奉して兵を紀州高野山に擧けるや、君其の參謀を命せられ、明治元年正月賊兵と紀州伊見峠に戰うて拔群の勳功あり、錦旗の短刀を下賜せらる、全年七月、兵庫縣權判事仰付けられ全四年一月大藏少丞に任せられ、全年十月理事官として歐米各國へ差遣され優渥なる勅語を賜ふ、全六年九月文明の新智識を得て歸朝し翌七年一月陸軍主計監昇に任し、全十年西南の役起るや征討軍團計部長を仰付けられ西南各地に出張して拮据勉勵、其職任を盡し勳章年金を賜ふ、全二十年特旨を以て華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けらる、後會計檢查院長、警視總監、學習院長、宮中顧問官、宮内大臣等に歷任し鋭意事に當りて其功績著し〳〵殊に警視總監たりし時の如きは、時に微行して警官の言行を視察し、或は風雨の夜市街を巡回して非常を戒嚴する等其職に忠にして勤勉なるに孰れも感服せさるものなしと、

慶應三年十二月鷲尾侍從高野山へ出張に付參謀を仰付けられ、明治元年和歌山へ差遣され、全年二月御親兵取調仰付られ、全年七月兵庫縣權判事を仰付けられ全二年五月會計監督司知事を仰付けられ、全年八月監督正に任し、全四年一月大藏少丞に任し全年七月戸籍正に任し、全四年八月籍頭に任し全年十月理事官として歐米各國へ差遣され、全月特命全權大使會計兼務を仰付けられ全六年九月歸朝全七年一月陸軍會計監督に任し、全年八月參謀局御用兼務を全八年五月第五局副長を、全十年三月征討軍團會計部長を全十一年十一月陸軍省第五局長を全十二年十月陸軍會計局長を仰付けられ、全十四年十月陸軍少將兼參事院議官に任し、全月外務部兼勤を全十五年六月戒嚴令布告の件元老院議定に付せられしに付内閣委員を仰付けられ、全年十月廣島縣令及同縣會員狀土木費中測量支辨の件審理委員を仰付けられ、全十七年六月兼恩給局長官に任し全十八年七月土方内閣書記官長不在中兼任を、全年八月報告書取調委員長を仰付けられ全年十二月元老院議官に任し、全廿年五月兼會計檢查院長に任し全廿二年十二月警視總監に任し、全廿三年七月貴族院議員に當選し、全廿四年三月宮中顧問官兼帝室會計審查局長に任し、全廿五年十月兼學習院長に任し、全二十六年三月兼帝室會計審查局長に任し、全年十一月議定官に補し全廿八年七月宮内大臣に任し、全廿九年十月埼玉縣行幸供奉を、全卅一年一月兼大喪使事務官に任し、全月皇太后陛下御柩供奉出張中大喪使次官心得を仰付けられ、全三十一年一月園書頭に任し、全年二月宮内大臣に任し、全年十一月大坂行幸供奉を全三十二年十一月茨城縣行幸供奉を仰付けらる後累進し陞叙せられて伯爵を授けらる、君現今の肩書は大臣禮遇陸軍少將議定官正二位勳一等伯爵なり

正三位 伯爵 立花寛治君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八世の孫、右近衛大將賴朝の次男大友左近衛將監能直の後なり、能直より親秀、賴泰、親時、眞宗を經て左近衛將監貞載に至り、筑前國立花城に住し遂に氏となす、それより宗匡、親直、親政、宗勝、鑑光、鑑泰、親善を經て丹後守鑑連に至る、鑑連其部下高橋鎭種の子統虎の敢毅善く戰ふを喜び時て嗣となす、統虎後宗茂と改む、天正十四年島津氏兵を率ひて東侵す、宗茂邀へ擊て之を禦け首を獲ること二百級豊臣秀吉之を壯とす、全十五年秀吉西海を平け筑後三郡十五万石を賜うて柳川の城主とし左近將監に任し、時に肥後に賊起り國主佐々成政之を平くる能はす宗茂伐て之を滅す、秀吉其驍勇を賞して曰く天下の勇將は獨り宗茂と本多忠勝のみと、改めて其家臣となし四位侍從に陞任す、文祿年中朝鮮の役に從ひ小早川隆景と共に大明の大總督李如松を破り、勇名を海外に轟したり、秀吉薨して後徳川家康に屬し大坂前後の役に從軍して勳功あり、忠茂より鑑虎、鑑任、貞俶、貞則、鑑通、鑑登、鑑賢、鑑備を經て鑑寛に至る、君は其次男なり安政四年九月五日を以て柳川に生る、幼名を經丸といふ、明治元年柳川藩士立花中務の養子となり其家を嗣く、全七年二月兄鑑良卒し嗣子なきを以て君復歸して鑑寛の嗣子となり、弟正織をして養家を繼かしむ、全四年十二月家督を相續し全十七年七月伯爵を授けらる、君夙に窃藩内の教育殖産を奬勵し大に其効果あり全二十八年二月銀盃一個並に藍綬褒章を賜はる

明治七年四月從五位に全二十年十二月正五位に、全二十四年六月從四位に全二十八年六月正四位に全三十三年六月從三位に叙せらる、明治廿七八年戰役の際報國の旨意を以て從軍家族扶助の爲め金千圓を寄附し、全三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せらる、君現今の肩書は正三位勳四等伯爵なり

從三位 伯爵 伊達宗基君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の裔、中納言山蔭の末葉越前守爲盛十一世の後胤中納言伊達政宗の後なり、政宗小字梵天丸、禮樂を學ひ詩を誦し射御を習ふ一聞て十を知る天正六年歳十三元服を加へ政宗と改め、全十一年九月米澤城に徙居す全十三年父輝宗二本松義綱に誘殺さる、政宗大に怒り父仇義綱を滅し又葦名二階堂等の豪族を攻め滅ほし會津四郎仙道七郡を領し黒川に移城して威令を山東に振ふ、天正十七年豊臣秀吉に小田原の陣に會見し其要求に從ひ會津仙道を秀吉に上る木村伊勢守滅亡するに及ひ政宗命を受けて逆徒を征伐し勳賞として葛西大崎の地を賜はる、文祿年中秀吉征韓の師を起し政宗も亦之に從ひ渡韓して偉功あり、故を以て少將に任せらる、秀吉薨去後家康に屬し慶長五年上杉景勝と戰ふて勝ち尊て直江兼續を敗る、全六年家康上杉の舊封十二郡を剝きて政宗に與ふ、全七年二月磐手山城成つて之れに徙居す、慶長五年千代二城の名を仙臺と改む全十一年三月常陸信太、筑波、河内三郡中一万石を賜はる、全十九年大坂冬の役起るや先驅となりて大坂に至る、元和元年五月兵を率ゐて大和より國分に至つて陣を布き城兵後藤又兵衛、薄田隼人と戰ふて之を破る、寛永

十三年五月七十歳にして卒す、其子少將忠宗家を繼く其子綱定を經て從四位綱村に至る、綱村二歳にして嗣立し伊達兵部宗勝、田村右京亮の兩人幕命に由つて國事を視る宗勝叔父の親を以て簒奪の志あり、臣原田甲斐其奸を助け事將に謀られさらんとす、然るに伊達安藏以下忠義の士あり身を棄てゝ之れに當り國家始めて泰山の安きを得たり、綱村長して精勵治を圖り儒術を貴ひ佛法を重んじ奇才異能の士を召す僧鐵牛、月眸等最も信愛せられ大年万壽の諸旦剏を開き又文武講藝の道場三時の大儒左右に召さるもの多し、其子吉村より宗村、重村、意村、周宗、齊宗、齊義、齊邦を經て世々奥州の城主として六十二万五千石餘を領し從五位慶邦に至る、慶邦明治維新の際方向を誤り松平容保等と共に王師に抗したるため平定の後封祿を削られ廿八万石となる、君は其次男にして慶應二年七月十五日を以て生る幼名を宜三郎又龜三郎又建千代麿といふ、明治元年十二月家督を相續し陸前國仙臺廿八万石を賜ふ、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還す、明治二年六月仙臺藩知事に任し仝年九月從五位に叙せられ仝年十月北海道紗那支配を命せられ仝二十三年十二月正五位に、仝二十七年十二月從四位に叙せられ仝二十七八年戰役の際軍資金三千圓を献納し及仙臺陸軍豫備病院へ金若干を寄附したるに由り三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せられ、明治三十一年十二月正四位に叙せられ後累進して從三位に叙せらる

從二位　子爵　高嶋鞆之助　君

君は高島喜兵衛の四男にして弘化元年十一月九日を以て鹿兒島に生る、舊名を昭光と稱す、文久二年藩主島津久光守衛として上京し諸藩の志士と交を結ふ、後歸藩して奥小姓となり明治元年盛軍となりて伏見、鳥羽等に轉戰し仝二年七月軍功を以て賞典祿八百石を下賜せらる、仝四年七月侍從に任し仝七年陸軍大佐に任し翌八年教導團長となる、仝十年西南の役起るや君征討軍團參謀として戰地に趨き各所に苦戰して賊の鋭鋒を挫き遂に平定の偉功を奏するに至れり、戰爭中陸軍少將に任し屢々感賞の御沙汰を蒙りて之れに當り國家始めて泰山の安きを得たり、綱村長して精勵治を圖り儒術を貴ひ佛法を重んじ奇才異能の士を召す僧鐵牛、月眸等最も信愛せられ大年万壽の諸旦剏を開き又文武講藝の道場三時の大儒左右に召さるもの多し、其子吉村より宗村、重村、意村、周宗、齊宗、齊義、齊邦を經て世々奥州の城主として六十二万五千石餘を領し從五位慶邦に至る、慶邦明治維新の際方向を誤り松平容保等と共に王師に抗したるため平定の後封祿を削られ廿八万石となる、君は其次男にして慶應二年七月十五日を以て生る幼名を宜三郎又龜三郎又建千代麿といふ、明治元年十二月家督を相續し陸前國仙臺廿八万石を賜ふ、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還す、明治二年六月仙臺藩知事に任し仝年九月從五位に叙せられ仝年十月北海道紗那支配を命せられ仝二十三年十二月正五位に、仝二十七年十二月從四位に叙せられ仝二十七八年戰役の際軍資金三千圓を献納し及仙臺陸軍豫備病院へ金若干を寄附したるに由り三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せられ、明治三十一年十二月正四位に叙せられ後累進して從三位に叙せらる

戰し仝二年七月軍功を以て賞典祿八百石を下賜せらる、仝四年七月侍從に任し仝七年陸軍大佐に任し翌八年教導團長となる、仝十年西南の役起るや君征討軍團參謀として戰地に趨き各所に苦戰して賊の鋭鋒を挫き遂に平定の偉功を奏するに至れり、戰爭中陸軍少將に任し屢々感賞の御沙汰を蒙りて之れに當り國家始めて泰山の安きを得たり、綱村長して精勵治を圖り儒術を貴ひ佛法を重んじ奇才異能の士を召す僧鐵牛、月眸等最も信愛せられ大年万壽の諸旦剏を開き又文武講藝の道場三時の大儒左右に召さるもの多し、其子吉村より宗村、重村、意村、周宗、齊宗、齊義、齊邦を經て世々奥州の城主として六十二万五千石餘を領し從五位慶邦に至る、慶邦明治維新の際方向を誤り松平容保等と共に王師に抗したるため平定の後封祿を削られ廿八万石となる、君は其次男にして慶應二年七月十五日を以て生る幼名を宜三郎又龜三郎又建千代麿といふ、明治元年十二月家督を相續し陸前國仙臺廿八万石を賜ふ、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還す、明治二年六月仙臺藩知事に任し仝年九月從五位に叙せられ仝年十月北海道紗那支配を命せられ仝二十三年十二月正五位に、仝二十七年十二月從四位に叙せられ仝二十七八年戰役の際軍資金三千圓を献納し及仙臺陸軍豫備病院へ金若干を寄附したるに由り三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せられ、明治三十一年十二月正四位に叙せられ後累進して從三位に叙せらる

君は高島喜兵衛の四男にして弘化元年十一月九日を以て鹿兒島に生る、舊名を昭光と稱す、文久二年藩主島津久光守衛として上京し諸藩の志士と交を結ふ、後歸藩して奥小姓となり明治元年盛軍となりて伏見、鳥羽等に轉戰し仝二年七月軍功を以て賞典祿八百石を下賜せらる、仝四年七月侍從に任し仝七年陸軍大佐に任し翌八年教導團長となる、仝十年西南の役起るや君征討軍團參謀として戰地に趨き各所に苦戰して賊の鋭鋒を挫き遂に平定の偉功を奏するに至れり、戰爭中陸軍少將に任し屢々感賞の御沙汰を蒙りて之れに當り國家始めて泰山の安きを得たり、綱村長して精勵治を圖り儒術を貴ひ佛法を重んじ奇才異能の士を召す僧鐵牛、月眸等最も信愛せられ大年万壽の諸旦剏を開き又文武講藝の道場三時の大儒左右に召さるもの多し、其子吉村より宗村、重村、意村、周宗、齊宗、齊義、齊邦を經て世々奥州の城主として六十二万五千石餘を領し從五位慶邦に至る、慶邦明治維新の際方向を誤り松平容保等と共に王師に抗したるため平定の後封祿を削られ廿八万石となる、君は其次男にして慶應二年七月十五日を以て生る幼名を宜三郎又龜三郎又建千代麿といふ、明治元年十二月家督を相續し陸前國仙臺廿八万石を賜ふ、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還す、明治二年六月仙臺藩知事に任し仝年九月從五位に叙せられ仝年十月北海道紗那支配を命せられ仝二十三年十二月正五位に、仝二十七年十二月從四位に叙せられ仝二十七八年戰役の際軍資金三千圓を献納し及仙臺陸軍豫備病院へ金若干を寄附したるに由り三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せられ、明治三十一年十二月正四位に叙せられ後累進して從三位に叙せらる

戰し仝二年七月軍功を以て賞典祿八百石を下賜せらる、仝四年七月侍從に任し仝七年陸軍大佐に任し翌八年教導團長となる、仝十年西南の役起るや君征討軍團參謀として戰地に趨き各所に苦戰して賊の鋭鋒を挫き遂に平定の偉功を奏するに至れり、戰爭中陸軍少將に任し屢々感賞の御沙汰を蒙りて之れに當り國家始めて泰山の安きを得たり、綱村長して精勵治を圖り儒術を貴ひ佛法を重んじ奇才異能の士を召す僧鐵牛、月眸等最も信愛せられ大年万壽の諸旦剏を開き又文武講藝の道場三時の大儒左右に召さるもの多し、其子吉村より宗村、重村、意村、周宗、齊宗、齊義、齊邦を經て世々奥州の城主として六十二万五千石餘を領し從五位慶邦に至る、慶邦明治維新の際方向を誤り松平容保等と共に王師に抗したるため平定の後封祿を削られ廿八万石となる、君は其次男にして慶應二年七月十五日を以て生る幼名を宜三郎又龜三郎又建千代麿といふ、明治元年十二月家督を相續し陸前國仙臺廿八万石を賜ふ、仝二年三月表を上つて藩籍を奉還す、明治二年六月仙臺藩知事に任し仝年九月從五位に叙せられ仝年十月北海道紗那支配を命せられ仝二十三年十二月正五位に、仝二十七年十二月從四位に叙せられ仝二十七八年戰役の際軍資金三千圓を献納し及仙臺陸軍豫備病院へ金若干を寄附したるに由り三十年六月其賞として銀盃一個を下賜せられ、明治三十一年十二月正四位に叙せられ後累進して從三位に叙せらる

密顧問官に任し、仝廿八年樺太副總督を仰付られ特に現役に復せられ、仝年十一月拓殖務大臣兼陸軍大臣に任し、仝卅一年一月、樞密顧問官に任せらる

明治四年七月正六位に仝七年六月從五位に、仝十年十一月勳二等（賜旭日重光章）に仝十二年十二月正五位に、仝十六年四月從四位に、仝十九年十月從三位に、仝廿年十一月勳一等（賜旭日大綬章）に仝廿四年六月從二位に叙せらる、猶外國よりは明治十三年五月佛國政府より「コンマンドールドラレシヨンドノール」勳章を贈與せられ、受領し及佩用することを允許せらる、明治十四年十二月鹿兒島縣學校費として金二万四千百六十三圓差出したる賞として金杯一組を、仝月東京府和田倉門内より失火の節罹災者へ金三十圓施與の賞として木杯一個を、仝廿一年十二月近江國高島郡第六學區尋常小學校資金として金十圓を寄附し、其賞として木杯一個を下賜せらる、現今の肩書は樞密顧問官陸軍中將從二位勳一等子爵

子爵　竹屋威光　君

當家は内大臣藤原鎌足六代從三位參議眞友の末裔、從一位權大納言廣橋仲光の男從四位上兼俊の後なり、兼俊廣橋より岐れて別に一家を爲し家号を竹屋と稱す、世々文筆を以て朝に仕ふ兼俊より冬俊、治光、光榮を經中絶すること六十三年應長十年正二位權大納言廣橋總光の二男光長仝家を再興し、それより光久、光忠、光兼、光棟、勝孟、光棟を經て正二位光有に至る、光昭は其長子なり、天保八年五月廿日を以て京都に生る、嘉永元年五月元服して昇殿を聽され仝月宮内大輔に任し爾來宮中に奉仕す、明治十二年十月家督を相續し仝十七年七月子爵を授けられ、其前皇城炎上の節献金の賞として仝年三月木杯一個を下賜せらる

嘉永四年十月左衛門佐に任し文久三年四月近臣となり、元治元年十二月儲君親王職事となり仝二年二月皇太后宮新殿御徙移供奉を、仝年三月神宮御來拜並に御東幸供奉を、仝年九月衆議院行幸供奉を仝三年十二月宮中勤番を、仝十年三月宮中祇候を仰付られ、仝十八年四月棠典九等に任し、仝十九年十二月京都行幸供奉を、仝廿二年二月憲法發布並に皇室典範御治定に付奉告の爲孝明天皇御陵へ勅使參向を仰付られ、仝卅年一月兼大evidence使事務官に任し、仝年四月英照皇太后御百日祭に付京都へ出張を、仝年十月御歌所參候を仰付られ仝卅一年九月兼雅樂部長に任し、仝卅三年三月贈正二位鍋島直正へ贈位に付宣命使として墓所へ參向を仰付らる

弘化元年十二月從五位下に嘉永元年十二月從五位上に仝五年正月正五位下に、明治元年九月從四位下に、仝廿六年六月從三位に、仝卅一年六月勳六等（賜瑞寶章）に叙せらる、君は明治廿六年十一月十四日生にして其後を相續し襲爵仰付らる

從四位　子爵　田村丞顯　君

當家は後淡壺帝の子延王の後なり、延王より石狄王、阿智、都加、志努、駒子、弓束、首名、孝子、大國、犬養、苅田麿を經て板上田村麿に至る、田村麿桓武天皇の延暦中陸奥出羽按察使兼陸奥鎮守府將軍に任せられ、屢々東夷を征して軍功あり仝廿一年城を陸奥の膽澤に築き浮浪四千人を徙し屯田策を立つ、翌年志波城を築く、大同の初年中納言兼中衛大將に任ず、弘仁の亂起るや大納言に任じ三關を守らしむ、弘化二年薨田の別業に薨ず年五十四、天皇爲に朝を廢すること一日詔して從二位を贈る、それより淨

野、内野、顕庶、古哲、顕谷、平顕、友顕、忠顕、吉顕、家顕、實顕、長顕、朝顕、行資、兼顕、政顕、則顕、光顕、綱顕、輝顕、家吉、満顕、持顕、直顕、盛顕、義顕、隆顕、清顕宗顕（長七郎）を經て隠岐守宗良に至る
宗良實は中納言伊達政宗陸中國一の關の城主となり封邑三万石を領す、それより建顕、誠顕、村顕、村隆、村資、宗顕（右京大夫）邦顕、邦行、邦榮を經て正五位子爵崇顕に至る、君其後を享く、君實は先代從五位邦榮の次男にして明治八年十一月廿九日を以て生れ其家督を相續す、現今の肩書は海軍少佐從四位勳五等功五級子爵

子爵谷儀一君

當家は本姓大神谷左近の後なり、左近國主泰元親に任へ俳田數ケ所を領す左近より五代彌太郎重正に至り山口家に仕へ當代より弟重遠と兩家に分る重遠初め丹三郎と稱す、普く人の知る名儒なり、それより四代万七景井に至る千城は其男にして天保八年二月十二日を以て生れ幼名を申太郎と云ひ後守部と改む、幼より學を好み安井息軒に就て教を受く、後藩命を受けて彦水兩藩の間に往復して櫻田變後の盛情を融和す、戊辰の役大監察となりて大に軍功あり維新以來軍務に從事し、明治五年陸軍少將に任し、熊本司令長官となる、仝七年臺灣の役に參軍仰付られ勅諚を賜ふ、仝十年西南の役熊本城を固守して偉功を奏し、屢々勅語を賜ひ、平定の後勳二等に敘し旭日重光章を賜はり陸軍中將に榮進す、仝十七年七月華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けらる、其前仝年三月學習院長に任し華族の教育に盡力し後華族女學校を設立し其校長となる、仝十八年二月農商務大臣となり翌年廷議の協はさるより途に辭職す、仝卅一年八月貨幣法改正の際勳勞

からざるを以て金盃一組を下賜せらる、千城は後備陸軍中將貴族院議員從二位勳一等子爵にして明治四十四年五月十三日を以て薨去す、君は其男にして家督を相續し襲爵仰付らる

子爵竹内惟治君

當家は清和天皇の皇子貞純親王の子鎭守府將軍經基五代甲斐守義光の次男從五位相模守義業の次男駿河守義信の後なり、それより惟義、惟信、惟時信治、氏治、仲治、清治、重治、豊治、基治、秀治を經て正三位季治に至る、季治元祿三年正月將軍徳川綱吉の傳奏に依り堂上の列に加へられ家號を竹内と稱す、それより長治、孝治、俊治、惟庸、惟永、惟重、惟久、惟榮、惟徳、惟知を經て正四位治則に至る、惟忠は其長男にして安政五年十一月朔日を以て京都に生る、慶應二年元服して昇殿を聰さる、明治廿一年九月家督を相續す、仝廿三年七月貴族院議員となり仝卅年七月任期滿了、仝月更に仝院議員に當選す

文久二年十二月從五位下に、慶應二年十二月從五位上に、明治廿年十二月正五位に仝卅五年七月從四位に、仝卅年七月正四位に敘せらる、君は明治三十年十一月廿五日生にして家督を相續し襲爵仰付らる、現今の肩書に子爵なり

正五位子爵立花種忠君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八世の孫、右近衞大將賴朝の二男大友將監能直十三世の裔、立花鑑連の二男民部大輔直次の後なり、直次慶長十八年秋月氏に召されて常州筑波郡柿岡の地五千石を賜り後筑後國三池に移り封邑一万石を食む、それより種次、種長、種明、實長、長潔、種因種善を經て從五位下主膳正種恭に至る種恭其後を繼く、種泰は式部種道の男なり、天保七年二月廿八日を以て江戸に生る、幼名を鐘之助と稱す、嘉永元年十一月廿八日先代種温の養子となり翌二年其封を襲ぐ、文久三年大番頭となり、それより若年寄となり、維新後三池藩知事、華族學校長、宮内省御用掛、華族局主事等となり明治十七年七月子爵を授けらる、仝廿二年七月爵位局主事に任し仝廿三年七月貴族院議員に當選し、仝卅年七月滿期再び仝議員に當選す

嘉永五年十二月從五位下に明治十五年十二月正五位に、仝廿年十二月從四位に仝廿五年七月正四位に、仝廿六年三月從三位に敘せらる君は其家督を相續し襲爵仰付られ現今の肩書は正五位子爵

子爵高丘種季君

當家は内大臣藤原鎌足の孫左大臣武知麻の後裔、從二位參議中國秀定の二男正三位季起の後なり、季起別に一家を起し家號を高丘と稱す、それより季敦、敬季、紹季、永季、基季、を經て從二位贈季に至る、君は其男なり明治三十二年六月十二日生れ後家督を相續す

從三位子爵高木正善君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基三代左衞門尉頼親の裔、下野權守親賢の次男兵庫助基弘の後なり、其子藤人信光高木判官と稱す、それより

全二十三年六月正四位に、全三十三年六月従三位に叙せらる、君は明治三年二月二日を以て生れ其後を繼き家督を相續す、現今の肩書は正五位男爵なり

従三位　子爵　高倉永則君

當家は内大臣藤原鎌足五代孫權大納言長良の後なり、それより清經、元名文範、爲雅、中清、範永、良綱、孝清、範孝、宗隆、實隆、範昌、永經、永貫、永忠、範賢を經て従二位參議永季に至り始めて姓を高倉と稱す、それより永行、永藤、永豐、永繼、永康、永家、永相、永孝、永慶、永敦、永胤、永房を經て正三位參議永秀に至る、永秀寶暦年間の壯擧に左祖し時勢の暗却つて罪縄を蒙り落飾して常山と號す　今上其誠忠を進賞せられ明治二十四年十二月従二位を贈らる、これより永範、永雅、永胤を經世々衣紋の關進を掌り正三位參議永祐に至る、君は其男なり、元治元年四月十一日を以て生る、慶應二年三月従五位下に叙せられ明治五年五月元服して昇殿を聽され全十六年十月殿掌を仰付けられ、全十七年六月陸軍豫備科士官生徒となりて全年七月子爵を授けらる、全十八年九月陸軍士官學校に入學全廿一年七月陸軍歩兵少尉に任し、歩兵第廿聯隊小隊長に補し、全廿二年六月正五位に叙し、全廿五年十一月中尉に進み、全廿七年六月従四位に叙し、全三十八年三月渡清全年十二月大坂に凱旋す、明治廿七八年戰役に戰功あり勲六等に叙せらる全廿九年歩兵第二十聯隊大隊副官に補す、全三十年五月大尉に進み歩兵第二十聯隊中隊長に補せられ、全卅二年六月正四位に叙せられ、全三十七年七月陸軍歩兵少佐に任し歩兵第三十九聯隊附に補せらる、全年九月歩兵第三十九聯隊長に任せられ全年九月日露戰役に付出征し全三十九年二月姫路に凱旋す、全三十三年六月正四位に、君は明治三十七八年戰役の功に依り功四級金瑞勲章並勲四等旭日小綬章を賜はる、全四十年七月従三位に叙す、全四十年十月滿洲駐劄として旅順の守備に任し全四十二年四月陸軍歩兵中佐に任し歩兵第三十八聯隊附に補せらる、

正五位　男爵　田宮鈴太郎君

當家は先々代如雲より家聲を揚く、如雲文化五年十月二十三日を以て名古屋に生る、幼にして叔父田宮牢衛の養子となり文政十一年五月尾州藩の奥小姓となり、それより町奉行勘定奉行側用人城代等の職を執る、維新の際大に藩主慶勝を助け鴻業を贊成し功勞少からず、明治四年病を以て辛す時に名古屋藩大參事たり、明治十八年三月特旨を以て従四位を贈られ全三十年華族に列し男爵を授けらる、君現今の肩書は正五位男爵なり

正五位　男爵　伊達宗曜君

當家は内大臣藤原鎌足の後孫中納言伊達政宗の男遠江守秀宗の後裔、従一位勲一等伊達宗城の八男、宗倫の立つる所にして、宗倫明治廿五年五月三十日兄従三位侯爵宗徳より資産九万圓を分與され、別戸して華族に列し父宗城の功に依り男爵を授けらる、君は其弟にして明治十三年五月十一日を以て生る、舊名を鈞一郎と云ふ、全二十五年十月先代（兄）宗倫の嗣子となり全月其家督を相續し全年十月今の名に改め、全三十二年五月従五位に叙せらる、君現今の肩書は正五位男爵なり

男爵　玉松公秋君

當家は大織冠藤原鎌足十一代太政大臣公季六代權中納言通季の裔、従二位參議山本實揆の二男従五位直弘の孫従五位眞弘の創立する所なり、眞弘幼にして醍醐寺に入り得度して猶海と號し大僧都法印に任ぜ王室の式微僧律の廢頽を慨き東西に奔馳して盡力する所尠なからず、後髪を落へて山本毅幹と稱す、明治二年特旨を以て堂上に加へられ別に一家を立て家號を玉松と稱す、君其後を嗣ぐ、明治二十三年九月九日を以て生れ現今の肩書は男爵なり

従二位　子爵　田尻稻次郎君

君は鹿兒島藩士田尻次兵衛の男にして嘉永三年六月廿九日を以て京都鹿兒島藩邸に生る、幼より學を好み藩立洋學校開成所に入りて英學及び洋算を學ぶ、年漸く弱冠東京に出て、福澤の塾に入り後大學南校に入りて貢進生に擧けらる、明治四年米國留學の命を受け躍然として万里一飛の思をなし同國ハートホルト中學に入つて、大學豫備科を修め、後三年エール大學に入り十二年二月同科を卒業し更に一ヶ年間同校に於て研究生となり、經濟財政、政治、歷史の四科を專攻し學全くなりて歸朝し直に大藏少書記官に擧けられ全十九年法科大學教授となり、全廿一年五月法學博士の學位を授けられ、全廿三年六月大藏省銀行局長に、全四年同主稅局長に任し、全廿八年十月日清事件の功勞に依り勲二等に叙し旭日重光章を授けられ、華族に列し男爵を授けらる、全卅一年十一月大藏次官に任す

明治三年十二月國法民法修業として米國へ留學を仰付けられ全十二年七月歸朝、全十三年一月大藏少書記官に任し全月地租改正局兼議案局勤務を、全十四年二月調査局勤務を、全年八月文部省御用掛を全十五年四月租稅局兼務仰付けられ、全十七年五月大藏權大書記官に任し、全年十月文部省御用掛兼勤を、全十九年一月國債局長心得を仰付けられ全年三月大藏省國債局長に、全月兼法科大學教授に任し全年四月主計局兼勤を、全廿一年八月日本銀行管理官を仰付けられ全年十一月兼大藏省銀行局長に、全廿四年十二月貴族院議員に、全廿五年八月大藏次官に任し全廿六年十月貨幣制度調査會副會長を全年十一月大藏省所管事務政府委員（後七回）を全廿八年三月御用有之、大本營行在所へ出張を、全年六月臺灣事務局委員を、全廿九年十月日本勸業銀行設立委員を仰付けられ、全卅一年十一月大藏次官に任し、全卅二年二月鐵道國有調査委員を、全卅三年三月日本興業銀行設立委員を、全卅三年五月大藏總務長官に任せらる

明治十三年五月従六位に全十七年六月正六位に全廿四年十二月正五位に、全廿五年九月従四位に、全廿六年十二月勲三等（賜瑞寶章）に全廿八年十月勲二等（賜旭日重光章）に全卅年十月正四位に全卅一年八月勲一等（賜瑞寶章）に全卅一年九月従三位に叙せらる、君現今の肩書は會計檢査院長従二位勲一等法學博士子爵なり

正五位　男爵　伊達基君

當家は奥州探題伊達横宗（政宗の曾祖父）の第三子實元の後なり、實元幼名を時宗といふ外曾祖越後國の上杉定實約して嗣子となし偏諱を授けて實元と改む、天文壬寅「竹に笹」の徽号の幕及宇佐美長光の寶刀を贈り大夫をして來り迎へしむるの日料らざりき臣子の中に叛を圖るものありて横宗

父子を離間し黨を樹てゝ相戰ふ、實元父兄の間に立ちて和解し終に上杉氏に適くを泉さず、時に天下分裂志士割據の秋なりしかば實元猶起して奥州に著しく、明治十四年　天皇陛下北海道を巡幸し給ふ時特に拜謁を聽され、開墾の勞を慰せらる、明治廿五年七月多年の勳功に依り勳四等に叙し、瑞寶章を賜ひ、仝十月特旨を以て華族に列し、男爵を授けらる

明治十四年五月從六位に仝廿五年十月從五位に、仝三十二年六月正五位に叙せらる、君は明治十年五月七日の生れにして其家督を相續し、現今の肩書は正五位男爵なり

從二位　男爵　高崎正風君

當家は大織冠鎌足の曾孫左大臣魚名の後裔、豊後守彌太郎景直の後なり、景直は後國高崎の城主となり地名を以て姓となす、其十世親兵に至り薩摩の島津氏に仕ふ、それより數世を經て五郎右衛門温恭に至る、温恭性其名の如く至誠藩の事務を執り勞ら刀劒を弄し詩歌を詠ず、嘉永二年藩主齊興世を子齊彬に讓らんとするや奸人齊彬の賢を忌み讒間せんとす、温恭之を知り其黨と共に之を除かんとし却て奸人の爲に圖られ遁ふるに兎狂を以てし之を刑に擠す、温恭兎の齊彬に及ばんことを恐れ人をして筑前侯に請ひ爲に辨せしめ以て我事終れりとなし從容死に就く、齊彬遂に立ち奸人志を遏ふすることを得すして止む、君は此忠臣温恭の男なり、明治四年十二月正六位に仝十年十月從五位に、仝十五年六月勳五等に、仝十七年八月正五位に仝十八年四月勳四等に、仝十九年十月從四位に仝年十一月勳三等に、仝二十二年七月從三位に、同二十七年六月勳二等（鴻瑞寶章）に同三十一年七月勳一等（鴻瑞寶章）に同三十三年三月正三位に叙せられ、猶外國よりは明治二十四年六月土耳其國皇帝陛下より贈與したる美治慈惠第二等勳章を受領し及佩用することを允許せらる

明治十九年二月式部次官に任し同月御歌掛長を同二十一年六月御歌所長を仰付けられ同二十二年七月宮中顧問官に、同年九月小松宮別當に同二十三年三月兼北白川宮別當に、同二十八年六月樞密顧問官に任す、君現今の肩書は樞密顧問官兼御歌所長從二位勳一等男爵なり

正四位　子爵　伊達宗定君

當家は内大臣藤原鎌足曾孫左大臣魚名四代越前守高房の裔、從五位下大膳太夫政宗の長男從四位下越前守秀宗の三男、從五位下宮内少輔宗純の後なり、宗純父の所領を分たれ豫州吉田三万石の城主となる、それより宗保、村豊、村信、村賢、村芳、宗孝を經て從五位宗敬に至る、君其の長男なり

明治三年一月四日を以て生れ幼名を鶴若といふ、明治九年十一月二十日家督を相續し明治十七年七月子爵を授けられ明治二十三年十二月今の名に改む明治二十三年十二月從五位に明治二十八年十二月正五位に明治三十三年十二月從四位に叙せられ、後正四位に進み君現今の肩書は正四位子爵

從四位　子爵　田中阿歌麿君

當家は徳川尾州侯の家臣田中惣右衛門の後にして其五代の孫を儀兵衛といふ、儀兵衛天保年中徳川慶勝の側物頭となり、後徒士頭敷物頭先手物頭等に累進して秩祿三百苞を領す、君は其孫にして明治二年九月廿六日を以て生る（不二歴は弘化二年六月十二日を以て生る）幼名を國之輔と云ふ、幕末に際して勤王の大義を唱へ王事に盡瘁して功勞あり明治二年其賞として金千圓を賜ふ

慶應三年參與職に任せられ明治四年十月文部大輔となり、翌年十月理事官として歐米各國へ巡視を命せられ、優渥なる勅諚を賜ふ、同六年三月任命を全うして歸朝し文部少輔となり尋て文部大輔に任し學校教育の普及に盡力したり、同十三年三月司法卿に任し、同十七年三月參事院副議長兼特命全權公使に任し、同廿年五月特旨を以て華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けらる、同廿三年六月樞密顧問官に任し爾來樞要の諸官を歴任す

慶應三年十二月參與職を、明治元年一月徵士を同年三月徵士參與職辨事を同年十一月東北諸藩賞罰取調掛兼勤を、同年十月大學御用掛を仰付けられ、同三年二月中辨に任し同四年七月太政官出仕を仰付けられ、同月樞密大使に任し同年八月大內史に任し、同年十月文部大亟に任し、同五年十月理事官として歐米各國へ差遣され、同六年三月歸朝、同月文部省三等出仕を仰付けられ、同年十一月文部少輔に任し、同七年九月文部大輔に任ー同九年二月米國費府博覽會に付教育事務取調のため差遣され同十年一月歸朝同十一年三月參事院副議長に、同十三年三月司法卿に任し同年十月參事院議官兼特命全權公使に任し伊國羅馬府在勤を仰付けられ、同廿年六月佛國巴里在勤を仰付られ仝月白耳義、瑞西、西班牙、葡萄公使兼勤を仰付られ仝廿一年二月巴里府萬國大博覽會事務副總裁を同廿二年七月本年九月巴里府に於て開設すへき萬國貨幣會議委員として參列を仰付けられ、同廿三年六月歸朝、同月樞密顧問官に任し同廿四年六月司法大臣に任し、同廿五年八月樞密顧問官に任し同廿九年十一月條約實施準備委員を仰付けられ、同三十年十一月議定官に補せらる、君は其嗣子にして家督を相續し、後亞で從四位に叙せらる

正四位　子爵　高野宗順　君

當家は内大臣藤原鎌足十三代右大臣頼宗の裔、正二位參議持明院基定の三男正二位權大納言保春の後なり、保春別に一家を興し家號を高野といふ、それより保光、保房を經て正四位下右近衞權中將隆古に至る、隆古寶暦年間の壯擧に與みし將に大事を擧けんとし中途にして事洩れ落飾して夫榮と號す　今上其孤忠を追賞せられ明治廿四年十二月正三位を贈らる、それより保貴、保忠、保右、保美を經て從五位保建に至る君其後を承く、君貴は從二位松木宗有の第二子なり、安政四年四月從五位下に、万延元年十二年從五位上に、慶應元年十二月正五位下に、同三年十一月從四位下に、明治二年二月從四位上に叙せられ同十二年四月依病廢嫡位記返上聞召され、同廿三年十月從五位に同廿八年六月正五位に同卅三年六月從四位に叙せらる明治廿三年九月先代保建の死後養子となり其家督を相續す、君現今の肩書は從四位子爵

慶應元年十月侍從に任し、明治三年六月東京に於て勤學仰付けられ、同十三年五月京都府屬廳務課を命せられ、同十四年九月京都府等外二等出仕に補し同十六年六月京都府九等屬に同廿九年十月貴族院議員となり同卅年七月任期滿了再ひ同議員となる

正四位　男爵　高千穗宣麿　君

當家は後伏見天皇の皇子長助法親王の後なり、それより昌安、安經、安俊、俊幸、安嗣、安堵、量雅、胤量、助量、量輝、通奕、通熙、通宣、通詮、雅通、熙通を經て世々當家として僧正の位を襲き權僧正通綱に至る、通綱帝の勅を奉して新勅撰和歌集を撰む時に帝髑位の意あるを知り潜夜兼行忽にして編を成す、其他著す所詠歌大概秀和、大躰萬時顯注密勘、每月鈔等の書あり、家集を拾遺過卿といひ目錄を明月記といふ、其子爲家年二十餘にして和歌の要領を得す、日吉神社に詣て神助を祈り參籠七晝夜にして和歌を作ること一千首、これより才思日に進むといふ、寶治中後嵯峨上皇の勅を奉して續後撰和歌集を撰し、正元中續古今和歌集を撰す、弘長年中又上皇の勅を奉して藤原實氏、同家良等と仙洞和歌集を詠して玉集と名つく其子爲相別に一家をなして冷泉と號す、爲相其兄爲氏と和歌所邑の事にて爭あり爲相の母阿佛、幕府に訴へて爲相の勝に歸す、此消息間より有名なる十六日夜日記阿佛尼等は作られたり、それより爲秀、爲君、爲之、爲和爲益、爲滿、爲清、爲村、爲衆、爲章、爲則、爲全を經て正二位爲理爲紀に至る、君は其男にして明治十四年八月九日を以て生れ、後家督を相續し襲爵仰付けらる

正五位　子爵　田沼正君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の裔、武藏守秀卿の男武藏守千常の男、内舍人公俊の後なり、それより兼光、頼行、兼行、成行、家綱、俊綱、忠綱、成俊、有綱、基綱、國綱、實綱を經て重綱に至る、重綱田沼山城守と稱す、それより重村、重行、重信、重隆、光房、重綱、忠高、重嵩、重次、忠吉、吉次、吉重、義房、意行を經主殿頭意次に至る、意次徳川九代將軍（家重）の左右に仕へて大に龍遇せられ遠州根良五万七千石の城主となり老中の列に加はる、天明四年其系譜の事より幕府の旗下、佐野政言の怨恨を招き遂に登中に斬られ、故を以て封邑を削られ一万石となる、それより意誠、意知、意明、意堂、意信、意定、意正、意留、意牧、意壽を經て正四位子爵望に至る

君は其長男にして明治十五年五月廿五日を以て生れ同卅三年八月廿四日父を喪ひ同年九月襲爵仰付けらる

從四位　男爵　竹腰正已　君

當家は宇多天皇の皇子式部卿敦實親王の子、從一位左大臣源雅信の裔、從五位下遠江守滿信の三男備中守持綱の後なり、其子從五位下伊豫守綱高を經て大原十郎重綱に至り初めて竹腰と稱す、それより重直、重時、重昌を經て山城守正信に至る、正信尾州の國老となり三万石を食む、それより正晴、友正、正映、正武、勝起、睦犀、正定、正美を經世々美濃國守兒の藩主として正善に至る君はその長男なり

明治四年八月二十日を以て生れ幼名を於菟といふ、同十年十二月家督を相續し同十七年七月男爵を授けらるれ同二十五年五月米國に航し同國テンネシー州カンバアランド大學校に入り法律學を修め、法律學士となり同二十七年十一月歸朝、同二十八年七月拝謁して天盃を賜はる、君現今の肩書は從四位男爵にして

れ之部

從四位　伯爵　冷泉爲系　君

當家は内大臣藤原鎌足の後權中納言長家の裔、正二位前權大納言冷泉爲尹の三男從二位權大納言持爲の後なり、持爲將軍義持より一家を授けられ、下冷泉と稱し播州細川莊を領す、それより政爲、爲孝、爲豊、爲純を經て爲將に至る爲將干戈戰闘の間に立つて卓然仁義の大道を唱ふ、文祿二年江戸に赴き徳川家康に謁して貞觀政要を講す、後京師に帰て弟子を教ゆ、それより爲景、爲元、爲經、宗家、爲榮、爲訓、爲起、爲行を經て從三位爲柔に至る、君はその長男なり、明治三年二月七日を以て生れ幼名を治麿と云ふ、仝十九年九月今の名に改め仝廿七年八月家督を相續し仝廿三年二

月従五位に叙せられ後陞叙せられて正四位となる、君現今の肩書は正四位子爵なり

而して嗣子正四位基資繼く、君は安政三年四月廿二日を以て生れ家督を相續し、叙爵仰付けられ、曾後職を宮内省に奉し、現に宮内省御内掛従三位勳四等伯爵なり

そ之部

従三位　伯爵　園　基資　君

當家は内大臣藤原鎌足十七世太政大臣道長の二男、従一位右大臣頼宗の支裔持明院大藏卿通基の男、中納言基家の三男參議皇太后宮大夫基氏の後なり、基氏より基顕、基藤、基成、基隆、基光、基秀、基世、基有、基音、基福、基勝、基音、基衡、基村、基理、基茂を經て世々職を參議納言の間に奉し、又家職として雅樂を掌り正四位下右少將基萬に至る、基萬の子基祥夙く、基祥天保四年十一月十一日を以て京都に生る、仝五年十二月従五位下に叙せられ、仝十三年十二月元服して昇殿を聽され従五位上に、弘化元年八月正五位下に叙し安政六年十月侍従に任し、仝年十一月従四位上に叙し万延元年九月陛仁親王（今上）家司に補し、文久元年三月左近衛少將に任し仝三年一月正四位下に叙せられ、元治元年十二月左近衛權中將に任し、明治元年三月英國公使參朝に付奉所奉仕を、仝年十二月女御従三位宣下位記使參向を仰付けられ、同二年十二月、従三位に叙し、同四年二月宮中勤番を命せられ、同九年十二月、親子内親王家祇候を、同十三年十月殿拿を、同十五年一月、京都宮殿勤番を命せられ、同十七年三月、皇城炎上の節献金の賞として、木杯一個下賜、同年七月伯爵を授けられ、同十八年九月華族局御用掛を同十九年三月久宮御用掛を、同廿年三月御降嫁御用掛を同年八月昭宮御用掛を同年十月宮内省御用掛を、同月昭宮御用掛を命せられ、同年十二月正三位に叙せられ同廿六年滿宮御用掛を命せられ、同年六月従二位に叙せられ、同三十年十月貞宮御用掛を仰付けらる、

當家は左衛門尉對馬守惟宗、重尚の後なり（一説に曰く安徳天皇壇の浦を落ちて九州に幸し後島津氏の女を納れて二子を生む重尚季を助國といふ、共に惟宗に子養せらると）重尚の弟右馬允宗助國文永元年十月蒙古の大軍に來襲せられ、僅かに騎兵八十を率ゐ大に之と戰ひ衆寡敵せず、宗族と共に國難に殉す實に日本武士の好模範たり、これより盛明、盛國を經て刑部の少輔經茂に至る、經茂武勇衆に勝れ時人鬼刑部と云ふ、其子賴茂より譜岐守貞茂の代に至り佐賀に居住す、應永六年韓人入寇し糠塚に遊へて之を撃ち、累日苦戰して遂に之に勝ち嘉吉三年韓に航して歲幣五十を約す、乃而、鹽、釜山の三浦を以て泊となす、それより盛國、盛俊、盛弘、將盛、盛職、貞國、村盛、義盛、盛長、將盛、晴康を經て刑部少輔義調に至る、義調天正中豊臣秀吉の西征を聞き一族義智と往ひて箱崎に謁す、幾何なくして義調卒し將盛の子茂高、義純の兄弟順次に家を繼き、又其弟義智（前記）に譲る、文祿元年秀吉征韓の師を起すや義智小西行長等と東萊、釜山十餘城を抜き遂に京城を陷れ平壌を取る、秀吉其軍功を賞して薩摩出水郡二万石を與ふ、慶長二年再ひ征韓の擧あり義智之に從軍して軍功あり、同年秀吉薨して俄かに軍を還すに至る、徳川家康其功を賞し肥前基肆養父の地を賜ひ後家康の命を以て韓と媾和す前來先例により國主の班を以て待遇され十万石以上の格に列せらる、それより義成、義倫、義方、義如、義蕃、義陽、義功を經て對馬守義質に至り肥前國松浦、筑後國怡土下野國都賀、安蘇郡二万石を領す、爾後義章、義和を經て重正に至る、重正初め善之允と稱し、後ち義達と云ふ、文久二年家督を相續し同三年京都に朝して天盃を拜し天盃を賜り、従四位下少將に叙せられ、同年四月男山行幸供奉仰付けられ同年五月對馬國防禦の爲、毎年三万石を下賜せられ、明治元年六月従四位上に叙せられ、同時嚴原滿知事に任し、同二年表を上つて滿籍を奉還す、同四年七月外務大丞に任し、同年八月朝鮮國へ差遣はされ、同十四年八月滋宮祇候命せらる、同十五年所藏の名刀小烏丸を献上し、叙盛斜ならす思召を以て金杯三個を賜はる、同十七年七月伯爵を授けられ同十九年二月壽山御所勤務仰付けられ、同廿年十二月正四位に同廿五年七月従三位に、同三十三年六月正三位に、同年十二月従二位に叙せらる同三十四年五月二十三日正二位に叙せられ、同月二十五日薨す、君其後を嗣き同三十四年六月襲爵し家督を相續す

正四位　伯爵　副島　道正　君

當家は先代種臣の起す處なり、種臣は本性菅原、佐賀藩士枝吉忠兵衛の二男にして文政十一年九月九日を以て生れ後副島利忠の養子となり其性を冒す、維新の初大隈重信等と尊王の大義を唱へ、天下の豪傑と交を結んで醫策する所尠なからす、明治二年參議に任し、爾來大政に參與して博識儒雅の名一世に聳動す同四年八月樽太境界談判の爲め露國ポシエット灣に差遣され同年樽太の境界を定めて歸朝し、同年十一月外務卿に任せらる、種臣正義公道の四字を以て其職に當り、驕傲なる外國使臣も常に其理と威に屈伏したりと、同六年西郷江藤等と征韓の論を主張し、遂に冠を挂けて退隠するも輿望は尚ほ種臣の一身に屬し、種臣出てすんは蒼生を奈何せんの語を發せしめたり、同年二月特命全權大使として清國に赴き李鴻章に面して謁見を求む、然るに皇帝は外國使臣に謁見を許さゝるの舊規あり、李鴻章乃ち古來の慣例に反するを以て之を拒む、種臣經典を援き正理を陳して爭し遂に各國公使と共に謁見を遂さる、種臣各公使を顧みて自ら首座に着き、各國公使も種臣の力に依りて謁見の例の開かれたるを喜ひ、大に其徳を賞揚したり、同七年民權議院論の起るや種臣之か首唱となして勢力あり、同九年清國に漫遊して久しく歸らす、種臣或は清廷の徴聘に應したるには非さるやとし杞憂を抱くものあり、而して種臣歸朝せらるゝに及ひて皆賀して曰く國權興るへしと、後諸官に歴任して國事に盡す所尠からす、同十七年特旨を以て華族に列し特に伯爵を授けらる、

明治元年三月徴士參與職制度事務局判事を、同月御用筋に付當分顧問官席へ出參を、同年四月參與職を同年十二月東京在勤を、同二年五月行政官機務取扱を、同月參與を更に仰付けられ、同二年七月參與に任し、同年八月伺之通差控仰付けられ同四年五月當分外務省御用專務仰付けられ、同年八月樽太境界談判の爲め露國ポシエット灣へ差遣され、同年十一月外務卿に任し、同五年四月條約改正取調御用掛を仰付けられ、同六年二月特命全權大使として清國へ差遣され（同年七月歸朝）同年十月參議外務省事務總裁を同十二年四月宮内省御用掛一等侍講兼務仰付けられ、同十九年二月宮中顧問官に任し同廿一年四月樞密顧問官に任し、同廿四年四月樞密院副議長に任し、同廿五年三月内務大臣に任し同年六月に更樞密顧問官に任せらる君は其嗣子にして明治四年十月十四日を以て生れ後家督を相續し襲爵仰付けらる

君現今の肩書は正四位伯爵なり

従二位 子爵 曾我祐準君

當家は従五位下曾我祐信の後なり、祐信相模國曾我莊を領し仍て氏となす、爾来十數世を經て直時に至る、直時立花宗茂に仕へて數々戰功を樹て、其子直治亦宗茂に從つて島原の役に軍功あり、爾來柳河藩士として祐隆に至る、其子祐正家を繼ぐ、君は其弟にして別に一家を爲す、天保十四年十二月廿五日を以て柳河に生れ幼名を準造と稱す、夙に尊王開國の說を持し、泰西の兵學を修めて大に造詣する所あり、慶應元年西洋砲術修業の爲め藩命を帶びて長崎に遊ひ、諸國の有志と交を結ひ又海外の事情に通曉し、後嘗に外舶に搭して海外に航し其制度風俗を視察し大に得る所あり、年餘にして歸朝し藩の軍務を經掌す、明治元年閏四月海軍御用掛となり、函館五稜廓の變起るや君海軍參謀となりて戰地に出張し、衝圍勇戰して遂に平定の功を奏す、其功によつて祿百五十石を賜ふ、同三年兵部權大丞に任せられ同六年二月陸軍少將に進み教導團團長となり、翌七年十月士官學校長に任せられ、同年西南の役あり同年四月君博多に着して參謀部を設立し、同月征討第四旅團司令長官となりて海路鹿兒島に向ひ同年六月重富に進軍し、それより各地に轉戰し同年九月遂に城山を陷る、戰時二回勅使侍從長東久世通禧を以て慰勞として酒肴料金廿五圓を下賜され、陸軍中將西郷從道を差遣され猶此上叮勉速に平定の功を奏すへき旨御沙汰を蒙り、同年十月東京に凱旋して勅語を賜ひ、其勳功により勳章年金を下賜せらる、同十六年中將に進み後明宮御教育主任、東宮太夫、土木會長、鐵道會議員貴族院議員等となる

明治二年十月從六位に、同三年六月正五位に同十年十一月勳二等（賜旭日重光章及年金五百圓）に、同十六年四月從四位に同十九年十月從三位に、同廿二年十一月勳一等（賜瑞寶章）に同廿七年六月正三位に叙せらる

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫、上總介平高望の次男良將の後なり、其子相馬小次郎將門平親王と稱す、それより將國、文國、頼宗、常望、將長、重國、師胤、義胤、重胤、親胤、高胤、盛胤、顯胤、盛胤、彈正大弼を經て長門守義胤に至る、義胤豐臣秀吉に從ひ本領下總の二郡を安堵す、其子大膳亮利胤舞城六万石の城主となる、それより義胤、大膳亮、忠胤、貞胤、昌胤、叙胤、尊胤、祥胤、樹胤、充胤を經て從五位諸胤に至る、君は其弟にて先々代充胤の第三子なり、文久三年九月二十九日を以て生れ幼名を龜五郎と云ふ、明治十九年四月廿八日先代の相續となる、同十九年五月從五位に、同二十五年四月正五位に、同卅年七月從四位に叙せられ、同二十五年家督を相續す、君現今の肩書は從三位子爵なり、

正三位 男爵 園田安賢君

君は鹿兒島藩士園田良右衛門の長男にして、嘉永三年九月一日を以て鹿兒島に生る、明治元年藩兵の伍長となり、同四年七月廢藩置縣の後取締より、翌年八月大警部に昇任し、同九月配下の邏卒松岡宜勝強盜捕縛のため、現場に向ひ却て賊の拔刀に懼れて彼の惡業を恣にせしめたるを士道を失ひ邏卒の躰面にも關するものとなし、君之に詰腹を切らせたるの椿事あり、爾來警官として功績多く、同廿四年四月警視總監に任せられ、同廿九年六月勳功に依て華族に列し男爵を授けらる

明治十一年八月勳五等（賜旭日双光章）に、同十二年一月從七位に同十四年十一月正七位に、同十五年八月從六位に同十七年十一月勳四等（賜旭日小綬章）に、同十九年七月正六位に同廿四年四月從四位に、同年六月勳三等（賜瑞寶章）に、同廿八年十月日清事件の功により勳二等（賜瑞寶章及金三千圓）に、同廿九年四月正四位に同年十二月從三位に叙せられ、猶外國よりは同三十二年四月露國皇帝陸下より贈與したる、神聖斯多尼士拉斯第一等勳章を受領し及ひ佩用することを允許せらる、

明治五年三月權區長を、同年七月區長を仰付けられ同年八月遷卒權檢官に同月大警部に任し、同七年四月徵集第一番小隊半隊長を、同年五月臺灣へ出張を仰付けられ、同八年六月十四等出仕に補し、同年八月權中警部に、同十二月中警部に同十年一月權大警部に、同月二等警部に同年四月陸軍中尉兼二等中警部に同年六月兼三等大警部に同年十一月權大警部に、同十一年三月兼二等警視補に、同十三年一月兼一等警視補に、同十四年一月兼四等警視に、同年十月兼内務少書記官に任し、同年三月赤坂警察署詰を仰付けられ、同年十月兼内務權少書記官に任じ、警保局事務取扱を仰付けられ、同十五年四月兼石川縣警部長に同年六月兼石川縣大書記官に、同十六年九月二等警視兼内務少書記官に任し、同年十月警視廳内局副長を仰付けられ、同十七年四月歐米各國へ差遣され同十八年十二月一等警視に任し、同十九年五月參事官仰付けられ、同年七月歸朝、同年十二月滋賀縣書記官に任し、同廿年一月滋賀縣第一部長を、同廿二年十二月警視副官監の心得を以て事務取扱を同月書記局長を同月統計主任を、同廿三年一月第三局長を仰付けられ、同年十二月警視副總監に任し、同廿四年三月警視監欠員中代理を仰付けられ、同年四月警視總監に任し同卅年七月貴族院議員に當選し、同卅一年一月再ひ警視總監に、同年十一月北海道廳長官に任せらる、君現今の肩書は宮中顧問官陸軍歩兵中尉貴族院議員正三位勳一等男爵なり

つ之部

正二位 伯爵 津輕承昭君

當家は其の祖の系統を二にして、一は内大臣藤原鎌足の後裔攝政太政大臣近衛尚通より系を引き、一は藤原秀衡より統を受く、秀郷の曾孫左衛門秀栄久安四年兄秀衡より津輕全郡に封せられ、文治五年奏上して本領安堵の命を受け城を津輕十三の港に築き、是より津輕を以て氏となす、爾來數世を經て大浦在城の國主光信に至る、光信明應六年八月長女阿久をして關白近衛尚通に侍せしむ、其出は右京太夫政信なり、政信長じて光信の後を繼き津輕家の祖となる、其子爲則に至りて家勢漸く衰ふ、其子爲信幼ふして才幹雄略あり、千軍万馬の間を往來して武功を樹て勇を四邊に揮ふ、天正十八年小田原の役に手勢を率ゐて秀吉に謁し金及び朱印を賜ひ、後征明の役名護屋の行營に從軍す、慶長五年關ヶ原の役に徳川家康に從ふて上國に上り軍功あり、當時四万七千石を領す、それより信牧、信義を經て越中守信政に至る、信政は文武兩道に達す、壯年山鹿素行を師として經義及び軍學の奥秘を傳へられ又吉川惟足を師として理學神道の蘊底を極む、實に當家中興の英主にして政治、軍備、墾田、山林、租稅、禮式、産業等の諸制度完備せさるはなし、當時列侯中七英才の一人なりといふ、それより信壽信興、信著、信寧を經て土佐守信明に至る、信明天明大凶荒の際家督を相續せしを以て一生の心力を盡して救濟の方法を企畫し、後年富國の實を得るに至る、當時白河樂翁、上杉鷹山と並稱して奥羽の三名君と稱せらる、其子從四位寧親に至り改めて十万石となる、其子信順を經て從四位順承に至る君其後を襲く、實は從四位上左近衛中將越中守細川齊護の四男にして天保十二年八月十二日を以て生れ幼名を寛五郎と云ふ、安政四年十二月從五位下に叙せられ土佐守に任し、同五年十一月從四位下に叙せらる、万延元年十一月越中守と改め同年十二月侍從に任し、元治元年御守衛として上京し慶應元年四月左近衛權少將に任し、明治元年十二月弘前城岩代三陸觸頭を命せられ陸奥の内三郡取締を命せらる、明治二年六月二日奥羽諸藩追加に處され折柄賊境に介在して勤王の大義を知り、秋田に離拠して各所に奮戰皇室藩屏の任を遂けたる段叡感浅からす、其賞として賞典祿一万石を賜ひ同年九月十四日戊辰の冬以來大に官軍を屯し、金穀給供少なからす、擾て蝦夷地に入り各所攻撃國論の賊營を破り、終始勉勵竟に成功に至り叡感浅からす其賞として三年間一万石下賜せらる、同年藩籍を奉還し、同年六月弘前藩知事に任せらる、同十年十二月正四位に叙せられ、同十一年六月辭香間祇候を仰付けられ、同十八年四月勤三等に叙し、旭日小綬章を賜ひ、同十九年十月從三位に、同廿五年七月正三位に叙せられ、明治十七年七月伯爵となり同卅一年六月從二位に、同卅六年四月勲二等に叙し瑞寶章を授けられ同四十三年八月正二位に叙せらる、君現今の肩書は錦鷄間祇候正二位勲二等伯爵なり

正三位　子爵　堤　功長　君

當家は内大臣藤原鎌足七世内舎人良門の末葉、正二位按察使甘露寺愛長の次男正四位縫殿頭貞長の後なり、貞長別に一家を立て家號を堤と稱す、夫より堀長、爲任、爲基、晴長、代長、榮長、敬長、廣長、維長、盲長を經て正三位哲長に至る、君は其次男にして弘化元年五月廿三日を以て京都に生る、文久五年九月元服して昇殿を聽され勘解由次官に任す、慶應二年六月家督を相續し明治十七年七月子爵を授けらる、多年職を地方及び宮中に奉し、第七回帝國議會召集の際、勵精につき其賞として、銀盃一組を賜ふ、同三十年七月貴族院議員任期滿ちて辭し、再ひ同議員に當選す

慶應三年二月從四位下に明治廿年十二月正四位に同廿六年六月從三位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員正三位勲四等子爵なり

從三位　子爵　土御門晴榮　君

當家は孝元天皇の皇子大彦命六代雄子臣の裔なり、雄子臣より大藏臣、忍國臣、大庭臣、島子臣、倉橋臣、御主人、廣庭爲庭、粳虫道守、兄雄奉林を經て主計權介兼天文博士安部晴明に至る、晴明初め賀茂忠行及其子保憲に從ひて陰陽推算の術を學ひ、職神を使役し天文を解し雜占を曉る、奇中神の如し、傳へ云ふ華山帝の位を遜かれ夜潜かに宮を出つるや嬪妾と雖も之を知らす、是夜晴明晏を庭中に避け仰いて天象に變あるを見、大に驚き走りて朝に造る、帝果して在さす後天文密奏の宣旨を蒙り、世々子孫をして其職を襲かしめ傍ら祭典祈禱方位卜筮等の事皆當家の采配する所なり、而して賀茂氏の斷ゆるに方り、曆數の道も亦其掌裡に歸せり、晴明より吉平、時親、有行、泰長、泰邦晴親を經て正三位陰陽頭兼民部卿晴雄に至る君其後を享く、君實は正三位錦織久隆の次男なり、安政六年六月朔日を以て生れ幼名を和歷といふ、明治二年三月先代奉雄の葉子となり同三年十二月元服して升殿を聽さる同四年正月御召に依つて東上し、大學南校に入り又久しく東京外國語學校に在つて、獨逸學を專修す、同十七年七月子爵を授けられ、明治三年十二月從五位に叙せられ、明治二十二年六月正五位に同二十七年六月從四位に、同三十二年六月正四位に叙せられ、後從三位となる、君現今の肩書は貴族院議員從三位子爵なり

從五位　男爵　角田武雄　君

當家は先代秀松より表はる、秀松は會津藩士嘉永二年三月に生れ、年未た弱冠にして父に從ひ藩領北海道志部津の本營にあり、時の代官南條綱紀に就て文武の道を修め、慶應二年同藩士秋月胤永に從ひて京都に至り藩の隊長林權助に就き洋式兵術を學ひ、維新の際年未た弱冠にして既に鳥羽伏見の役より君松の籠城に至る間に於て武名赫々たるものあり、其後小笠原徳藏に航海術、古川庄八に軍用術を教へられ、後水夫の間に交りて艦隊の操縦法を自得し、商船士官に累進し、明治七年、運送船明光丸に乘組み、西郷都督に從ひて征臺の功多し、同八年靈揚艦朝鮮江華島に航して土人の發砲を受くるや君卒先して上陸奮戰力闘遂に其砲臺を陷落せり、同十年西南の役清輝艦乘組となり遊徒追討に從事し功により勲六等並に年金を賜ふ、同十一年同艦長となり欧洲各國に航す、日本軍艦の欧洲航は之を以て嚆矢とす、翌年海軍大尉に任し東艦副長に補し、後水雷術を研究、同十六年海軍少佐に進み水雷術講習所長となり、同廿年海軍大佐浪速艦長及び佐世保鎮守府海兵團長に歷補す、同二十三年、海軍々令部第一局長に任し、日清の役大本營附海軍參謀官となり、又戰況視察の爲め金州旅順に派遣せらる同二十八年八月海軍少將に任し、臺灣總督府參謀長兼務を命せられ、翌二十九年同軍務局海軍部長に補し、爾後佐世保鎮守府司令官、常備艦隊司令官を經て海軍中將に陞り、海軍艦政本部長兼海軍將官會議員に擧けられ、其後休職となり特に勲功に依り華族に列し男爵を授けらる、君は其男にして明治十四年八月二日に生れ父の後を襲く、

君現今の肩書は從五位男爵なり、

從三位　男爵　都築馨六　君

君は東京の人、文久二年十二月を以て生れ幼にして學を好み、初め横濱修文館、築地立教學校、及開成學校等に學び次て東京大學に入りて政治理財の學を修め明治十四年を以て卒業し文學士となる、翌年文部省留學生として獨乙に赴き同國伯林大學に於て政治學を研究し三年の後歸朝、直ちに外務省に出仕し公使館書記官兼外務省參事官、外務大臣秘書官等に歷任し、明治二十二年山縣有朋内務大臣にて歐洲に渡航するや君は之れに隨行し、次て内閣總理大臣秘書官に任し、同二十三年歐洲より歸朝して内務省參事官其他を兼ね、同二十七年内務省土木局長となり正三位に叙せられ、内務大臣秘書官を兼ね、日清戰爭の際には功ありて金五百圓を下賜せらる、同二十九年君か多年研究の上編成せる、東京都制法案なるものを衆議院に提出するや、不幸にして否決せられ、次て内務大臣の更迭と共に野に下り幾くもなくして、特命全權公使陸軍大將山縣有朋の隨行員として露國に差遣せられ歸朝するや勳四等（賜旭日小綬章）に叙し、且つ露國政府より章を贈與せらる、同三十年文部次官に任せられ、次て外務次官となり同三十二年貴族院議員となり累進して從三位に進み、勳功により特に華族に列せられ男爵を授けらる、君現今の肩書は貴族院議員勳一等法學博士男爵なり

正三位　男爵　辻　新次　君

君は薩藩本藩天保十三年正月に生れ、藩校に於て漢學及聚綴を學び、幕末時勢の變に際し飄然として悟るところあり、爾來蘭學の研鎖に從事し、文久元年上京して幕府の蕃書調所に入學せんとす、一時學資の窮乏を告げたるを以て蘭醫某に寄食して素志を達することを得たり、爾來俊秀の名漸く高く間もなく蕃所調所の教授方世話心得を命せらる更に英佛の外國語を研究し次て化學を學ひ、慶應二年幕府開成所教授方手傳及ひ出仕を命せられ今日の大家中開成所の教官たりしもの少なきにあらされとも、維新前に此所に從事せるものは實に稀に見る處たり、以て其材幹を知るに足らむ、明治四年同志と謀り遠近新聞なるものを發行し早くも既に社會の木鐸となり、王政維新後は開成所教授試補となり、大學少助教に次て大助教に進み尋て文部權少丞に任せられ、又同志と謀り神田に學舍を建設し以て育英のことを恣にせり、翌五年二月擢んて、大學南校の校長となり、更に文部省五等出仕となり、後同學務課長に進み學制及諸學校規則の創定並に全國學校事務を監督す、又開成學校長事務取扱、文部權大書記官兼太政官權大書記官、文部大書記官を歷て、明治十四年參事院々外議官補に任せられ、同記官、文部大書記官を歷て、明治十四年參事院々外議官補に任せられ、同十五年學事諮問會々幹を命せらる、爾後大日本教育會長に文部省教員檢定委員長を兼ね、教育會改正に就き大に經營するところあり、同十九年文部次官に累進し從四位勳三等（賜旭日中綬章）に叙せられ、後本官を辭して錦鷄間祇候を仰付けられ次に貴族院議員に任せらる此間教則取調掛長、農商工上等會員、學務局長、亞細亞大博覽會組織取調委員、佛學會長、臨時全國實物取調委員、第三回内國勸業博覽會審査官及同會第五部長、博士會委員等に推薦せらる、後偉勳により特に陞叙して華族に列し男爵を授けらる君現今の肩書は錦鷄間祇候貴族院議員正三位勳一等男爵なり

正五位　男爵　津輕行雅　君

當家に内大臣藤原鎌足の後胤、攝政關白太政大臣尚通の庶流左京亮津輕爲信の後津輕伯爵の分家にして正三位承昭の次男猶麿、明治十一年七月十三日を以て生れ廿二年一月廿九日父祖承昭より家產三万圓を分與され別に一家をなす、其日特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、君は明治十四年十一月八日を以て生れ後家督を相續し襲爵を仰付けられ正五位に叙せらる

正五位　男爵　津守國榮　君

當家は火明命の後胤、手搓足尼の子、豐吾田（號津守）の後なり、それよ
り的孕己志、百濟、許麿、手色雄、山部、佐波良、船弓、白鳥、生羽、廣
麿、池吉、男足、淨山、國麿、直常、秋王、高繼、淨水、全繼、善雄、繼
麿、夏嶺、綱雄、助雄、雄功、利常、扶平、公則、良利、忠滿、賴信、保
忠、信國、國基、廣基、俊基、麿宜、國盛、長盛、國長、經國、國平、國
助、國冬、國道、國夏、國成、如國、國清、國豐、國博、國昭、國則、
國賢、國順、國榮、國崇、國家、國道、國良、國治、國救、國孩、國煩、
國條、國賴、國禎、國福を經て世々住吉神社の神職として、正四位國美に
至る、國美慶應三年三月天皇住吉神社へ行幸の際供奉として庭上に於て、
弓馬の遊藝を天覽に供す、同四年十二月華族に列せられ同十七年七月男爵
を授けらる

君は明治十五年八月九日を以て生れ、同卅二年二月十三日先代國美の養子となり同卅四年五月襲爵を仰付けらる、君現今の肩書は官幣大社住吉神社宮司正五位男爵なり

從四位　子爵　津輕類橘　君

當家は内大臣藤原鎌足十七世、攝政關白太政大臣忠雅十四世、關白太政大臣近衛尚通の末葉左京太夫津輕政信四世、越中守信牧の次男、十郎左衛門信英の後なり、信英より、陸奥國津輕郡黒石五千石を分知され享和元年新田五千石併せて一万石となり始めて諸侯の列に加はる、それより信敏、信全、著高、寧親、典暁、親定、順徳を經て從五位下出雲守承保に至る、君其後を享く、明治三年八月六日に生れ同十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は從四位子爵なり

正三位　男爵　堤　正誼　君

君は薩藩井澤士堤甚平の長男にして、天保五年十一月六日を以て越前國足羽郡新屋敷に生れ幼名を五市郎といふ、安政四年五月澤の以有館幹事局に勤務し仝年七月同澤士橋本左内と共に江戸に出で、海軍教授所にて航海術を傳習し、又鹿兒島澤士川上筑後に就て騎兵練操法を習得し、仝時に柳川藩邸に於て槍術を修業す、翌五年大砲方兼使番を以て横濱に出張し、万延元年三月澤主に從ひて福井に歸る、文久元年三月横井平四郎と同道江戸に出で、尋で九州諸藩を巡遊す、仝二年九月農兵掛兼郡方吟味役たり、元治元年長州の人兵器を携へて藩の守衛所堺町御門に闖入すとの報あり、君軍務方を以て之に馳せ、敵の一隊砲槍を執つて來り迫るに會す、君迎へ撃て之を退け接戰數を覺し其賞として藤五十石短刀一口を賜はる、仝年藩主に從ひて豊前の小倉に出陣し、事止んで歸藩す、明治元年三月評議役となり軍事役を兼ね、仝年六月北越及奥羽征討に從軍し諸所に戰功あり翌二年十一月福井權大參事となり、仝四年召されて侍從となる、それより宮内省に入り少丞より大書記官となり、内匠頭兼調度局長、及御料局長官等に任命

せらる、仝卅三年五月勳功に依り華族に列し男爵を授けらる、慶應元年四月兵科取調掛を、仝二年十一月目付役見習を仝年十二月軍事掛勤務を、明治元年四月評議役を仝二年二月參政職を、仝月軍務局幹事を仰付られ、仝年十一月福井藩權大參事に仝四年九月侍從に、仝五年四月侍從番長に、仝六年五月宮內少丞に仝八年十二月宮內權大丞に、仝十年八月宮內權大書記官に任し、仝月山階宮、東伏見宮御家政取締を仝十一年七月古器物保存掛を仝十二年二月御厩課長兼勤を仰付られ、仝十四年五月宮內大書記官兼皇太后亮に任し、仝月庶務課出納課長兼勤を、仝十七年十二月有栖川宮家事取締を、仝十六年五月御遊猟場御用掛を、仝十七年五月庶務課長を仰付られ仝十九年二月調度局長兼大膳亮に、仝廿年九月內匠頭兼調度局長に、仝廿一年三月兼御料局長官に任し仝廿二年七月技藝員撰擇委員を仰付られ、仝二十六年一月兼閑院宮別當に任し、仝年二月東宮御所御造營調查委員を同二十七年二月、明治二十七年度豫算取調委員（以來卅四年迄同委員を仰付らる）を仝二十九年七月濱離宮建築取調委員を仰付られ、仝卅年一月大喪使事務官に任し、仝月皇太后陛下御柩供奉を仰付られ、仝年十二月宮內次官に任し仝卅一年一月　英照皇太后御一周年祭に付京都へ出張を仰付られ仝年三月內匠頭に、仝月兼宮中顧問官に仝卅三年三月兼東宮御所御造營局長に任せらる

明治四年十二月從六位に仝五年六月正六位に、仝十四年七月從五位に、仝十五年十二月勳五等（賜旭日小綬章）に、仝十九年十一月正五位に仝廿年十月從四位に仝廿一年五月勳四等（賜旭日中綬章）に、仝廿三年六月勳三等（賜瑞寶章）に、仝廿五年九月正四位に仝卅一年一月從三位に、仝年六月勳二等（賜瑞寶章）に叙せられ後進んで現今の肩書は宮中顧問官正三位勳一等男爵

從四位　男爵　津輕英麿君

當家は內大臣藤原鎌足の後裔、攝政關白太政大臣尙通の旒流左京亮津輕為信の後にして津輕伯爵の分家なり、君は正三位勳三等津輕承昭の次男にして明治十一年七月十三日を以て生る、仝二十二年一月二十九日父承昭より家產三万圓を分與され別に一家をなす、其日特旨を以て華族に列し男爵を授けられ同三十一年七月從五位に叙し、後累進して君現今の肩書は從四位男爵

正五位　男爵　津田弘道君

當家は宇田源氏佐々木の支流にして、佐々木源三秀義の子從五位左衛門尉定綱の後なり、其三世右衛門尉久綱美濃加々美莊に治す、承久の乱に後鳥羽帝に味方し敗北して自殺す、其九代久朝外祖の姓（母に道家尾張守高佐の女）を襲し道家彈正と稱す、うの孫助十郎久宣に至り、森家に仕へ主君三左衛門可成と與に淺井、朝倉と江州坂本に戰うて之に死す、其子次郎左衛門作州津山に移り作州の國主森中將忠政の家臣となる、後姓を開田と改稱す其五代望齋研屋源藏と稱す、其子吉太夫文明津田某に養はれて其姓を襲す、松平越後守に仕へて庖厨を掌り、其子吉兵衛文幸に至る、眞道はその長男にして文政十二年六月廿五日を以て作州津山に生れ幼時喜久治、次て鶴次郎、後眞一郎と改む、幼にして好んで國史を讀み夙に勤王の志あり當時外患の虞あるを以て兵學の尤も急務なるを覺り、初越後流の兵學を修め其蘊傳を得たりしが孫子の知彼知己の語に感じ、外國の國情を知るの尤も急務なるを悟り父に請うて家嗣を弟鐵次郎に讓り、笈を負うて江戸に來り藩儒箕作紫川に就て聞學を修め、佐久間象山に就て洋式の兵操を習ひ、次て伊東玄朴の塾に入る、時に米國の水師提督彼理其軍艦四隻を引て浦賀港に投錨す、眞道直ちに浦賀に到り其擧動を視察し、象山の旅寓を訪ふ、吉田寅次郎を初とし慷慨の士數人坐に在り、互に和戰の得失奈何を論ず、眞道時に一說を吐く、夫より江戸に歸りて薩藩松平家市中の警備を命せらる、後大久保一翁、又勝安房の食客生となり大に聞書を講習す、文久四年五月和蘭に航し大學敎授法學博士ヲスセリングに就て自然法、國法、万國公法、統計學、經濟學を學ぶ、是我邦が西洋の法學、政學を修むるの嚆矢とす、慶應二年十二月歸朝、仝三年幕府に徵され、開成所敎授職となり、泰西國法論を譯し仝校に於て之を出版す、維新の際、幕布の目付役を以て德川氏恭順の道を執れるを贊し、頑冥の徒を鎭撫說諭したり、時に一暴客あり眞道を刺さんとし刀を提て之を追ふ眞道健步遂に及ばず、明治二年正月徵士刑法官判事となり、後元老院議官、衆議院議員、貴族院議員、錦鴛間祗候等に歷任し仝卅三年五月勳功に依り華族に列せられ時に男爵を授けらる

明治三年十月從六位に仝年十二月正六位に、仝四年四月從五位に仝七年十二月正五位に、仝九年五月從四位に、仝十五年十二月勳三等に、仝十八年十二月正四位に　仝十九年十月從三位に、仝廿一年五月勳二等に仝二十七年五月正三位に叙せらる、君は明治三年五月七日の生にして其家督を相續し現今の肩書は正五位男爵なり

正五位　子爵　土屋正直君

當家は清和天皇の皇系鎭守府將軍源經基八代陸奥守足利義康の曾孫宮內少輔蔀氏の孫兵部少輔範眞の後なり、それより範次、藤直を經て金丸伊賀守藤次に至る、藤次武田氏に仕ふ其子虎次家を嗣ぐ、其子筑前守虎義武田晴信に仕へて勝名あり、其長男平八郎昌次父と同じく晴信に仕へ大に寵愛を受け其諱第の絕するを繼ぎて土屋右衛門尉と稱す、天正六年長篠の役に奮戰して死す其弟惣藏昌恒亦武田氏に仕へ天目山の戰ひに主人勝頼と共に死す、其子平八郎忠直後德川家康に識られ二代將軍秀忠の侍從となり、慶長七年上總國久留里二万石の城主となる、それより敎直、政直、昭直、泰直英直、寅直を經て正四位羣直に至り君は其長男なり、明治十四年一月二十八日に生れ、仝二十五年十一月二十六日家督を相續し、仝二十八年十月東宮職出仕を仰付らる、仝三十三年三月正八位に叙せられ後累進して現今の肩書は式部官皇孫御用掛正五位子爵

男爵　鶴殿家勝君

當家は內大臣藤原鎌足十七世、攝政關白太政大臣忠通の裔にして永享八年從三位參議基賢の代に至りて絕家し、爾來四百六十年に至る從一位九條家尙忠の五男善忠（九條公爵の實弟）之を再興す、善忠初めて僧となり隨心院の徒弟となり、後還俗して岡山縣士族伊木忠裕の養子となり、明治二十一年九條家に復籍し翌二十二年十二月華族に列し男爵を授けらる、君は其次男なり明治二十四年十一月十二日を以て生れ、仝二十八年五月家督を相續す

従四位　男爵　坪井九八郎君

當家は先代従三位功三級海軍中將坪井航三より家名を揭ぐ、航三は薩山口藩士にして天保十三年二月七日を以て防州三田尻に生れ、幼時醫學を修め長藩擾夷の勅を奉するや、航三醫官として藩の軍艦甲申丸及び癸亥丸に乘組、佛、米、蘭、三國の軍艦と戰ひ幕府征長の擧あるや海軍を以て屢々幕艦と戰ふ、後醫を捨てゝ武人となり明治四年海軍大尉に任せられ、幾くもなくして海軍修業を命せられ、仝九月岩崎彌太郎と共に横濱に於て米國艦隊コロラド號に乘り清國沿海を巡航す、後軍事に功勞鈔からず、それより豐鳴神の戰に第一遊擊隊の司令官として吉野に乘組み廣乙號を率沈し、渤海の樞角旅順口當備艦隊司令に、次て横須賀鎭守府司令官に至るまで其間の効績擧て數ふへからす、仝廿八年八月勳功に依つて華族に列し男爵を授けられ、仝卅一年一月三日病を以て卒す、君は其男なり明治九年八月廿七日を以て生れ仝廿九年八月従五位に叙し、仝卅一年二月家督を相續す、君現今の肩書は従四位男爵

な之部

正二位　侯爵　鍋島直大君

當家は大織冠藤原鎌足の後なり、其曾孫左大臣魚名の後胤大宰少貳嘉頼の男經貞の子經房を經て茂昌に至り姓を鍋島と改む、茂尙の男清房同人の次男直茂は即ち當家の祖なり、直茂小字を彦法師と稱す、元龜元年徒弟龍造寺隆信を助けて大友宗麟と戰ひ大に戰功あり。後隆信征伐を恣にし威武益々振ふ、同十二年大擧して薩に入らんとす、直茂固く諫むれども聽かす、薩兵と戰ひ、隆信之に死す、直茂僅かに免れて歸る、隆信の男晉晴、直茂完族の故を以て國家の事を攝し大に衆人の心を得たり、更に加賀守と號し隆信の仇を復せんと欲し秀吉の薩を征するに會し自ら嚮導となりて先鋒を勤む、元祿元年朝鮮の役に從ひ安遊にて戰ひ首級千餘を獲たり、後龍造寺嗣子なく其家斷絕するに及び其所領を併せ肥前國佐賀に居住し、元和四年六月年八十三にして卒す、此比龍造寺商房後を繼けども卒して子なし故に直茂の子勝茂繼ぎ是れより忠直、光茂、綱茂、吉茂、宗茂、宗教、重茂治茂、齊直を經て贈正二位直正に至る、直正幼字を貞丸といひ江戸の邸に生る、文政八年將軍家齊の女盛姫を娶る、嘉永初年以來外艦渡來せしにより海岸警備の事を幕府へ屢々建言したり、安政年間精勵して長崎表警衛の爲め手廣の臺場を一手に引受け國力を盡して成功を見るに至り、同六年十二月出格の典を以て左近衛權中將に任せらる、文久元年十一月致仕して閑叟と號す、當時擾夷開港の議起り朝野騷然、公武の間に確執生し、自然內國安危に關はらんことを慮ひ、之れか調和に盡力し朝廷また海防の事並に公武一和の爲めに周旋せんことを勤し、元治元年四月宰相に任す、然れども之れを辭したりと、尋て慶應三年正月幕府より國勢補助の內命あり後幕府大政返上に當て大に力を竭したり、明治元年二月議定職となり從二位に叙し權中納言に任せらる、封土藩籍奉還の事を薩長土の諸藩士に謀り、同二年二月四藩上表して奉還するに至りしは闔君直大侯と力を合せしに由る、同年四月議定に任し同年六月蝦夷開拓督務を兼ね、同年七月更めて開拓使長官に任し同八月大納言に任す、同九月老を以て車帝笈杖を用ゐることを聽さる同三年八月以來病を發し同四年正月十八日年五十八にして薨す、聖上勅使五辻少辨を以て特に之を弔し、舊管士民其德を追慕し私祠を建てゝ祭祀し松原神社といふ、君は其次男にして弘化三年八月廿七日を以て佐賀に生る幼名を淳一郎又直縄又茂實と稱す、後今の名（明治元年）に改む文久元年三月從四位に叙せられ同年十一月肥前國佐賀三十五万七千石餘の封を襲き、明治元年二月議定職外國事務局權判を拜し同年三月横濱裁判所副總督を仰付けらる、同年（戊辰の役）東北諸道に奮戰自ら兵を督して東京に進み軍功多大叡感浅からす、後左近衛少將に任し其賞として永世祿二万石を下賜せられ、同二年正月島津忠義、毛利元德、山內豐範と共に連署上表して封土人民を奉還せんことを請ひ同年七月十四日嘉納せられて勅語を賜ひ、同年同月伊斯波尼亞國和親貿易條約取結の全權御委任を仰付けられ同時職務勉勵の典を以て直衣、鞍、鐙を下賜せられ、同年八月正四位に叙せられ神奈川縣知事に任し、同年九月參與職を拜し、尋て佐賀藩知事に任せらる、同四年英國に留學し同七年七月歸朝し、同年八月再ひ英國に留學し諸種の學業を修めて同十一年七月歸朝、同十二年二月獨、伊兩國皇族及ひ米國大統領來航に付接伴掛仰付けられ、同年六月從三位に叙せられ同年八月外務省御用掛仰付けらる、同年十二月伊國皇帝陛下より王冠二等勳章を贈與せられ、同十三年三月特命全權公使に任し伊國在勤を仰付けられ、同年六月勳三等に叙し旭日章を賜ふ、同十四年五月伊國皇帝陛下よりサンモーリス一等勳章を贈與せらる、同十五年五月歸朝同月元老院議官兼式部頭に任す、同十七年七月侯爵を授けられ同年十月式部長官に任せらる、同十八年五月露國皇帝陛下より神璽「スタニスラス」第一等勳章を、同月瑞典國、那威國皇帝陛下より北極第一等勳章を、同月布哇國皇帝陛下より「ナイトグランド、クロス、オフ、セクラウン、オフ、ハワイ」勳章を贈與せられ同十九年五月勳二等に叙し旭日重光章を賜ひ、同廿年十二月正三位に叙せられ、同月海防費として金一万圓を献納したる賞として勳定の金製黄綬褒章を賜ふ、同廿一年三月露國皇帝陛下より神璽安那第一等勳章を贈與せられ、同廿三年十月貴族院議員となり、同廿四年遠羅國皇帝陛下より遠羅王冠第一等勳章を贈與せられ、同廿五年七月從二位に叙せられ、仝廿六年九月墺國皇帝陛下より鐵冠第一等勳章を贈與せられ、仝廿八年七月勳一等に叙し瑞賽章を賜ひ宮中顧問官に任せらる、仝廿九年三月第七回帝國議會召集の際勳精に付其賞として銀盃一組を下賜せられ、仝三十年四月英照皇太后御百日祭御鑒前御代拜仰付けらる、仝年六月旭日大綬章を賜ひ仝年七月正二位に叙せらる、前記各國皇帝陛下より贈與の勳章は悉く受領し及ひ佩用することを允許せらる、明治七年再洋行の際夫人を同伴、夫人は英語に巧にして外交上に多大の利益を與へられたり、君と共に英國女王ヴヰクトリヤ陛下に拜謁の榮を得たり、仝十一年歸朝の後病を以て卒す、仝十三年特命全權公使として伊國羅馬に在勤の際は廣橋順光伯の令姉に當れる榮子と再縁せられ、伊國外交上に盡されし事亦多大なり、歸朝の後夫人は特志看護婦會に盡力せらる

従二位　侯爵　中山孝麿君

當家は大織冠藤原鎌足十四世師實二男、花山院左內臣家忠の男忠宗の二男中山正二位內大臣忠親の裔なり、忠親國史山國記、水鉞を編して名あり、忠親より兼宗、忠定、基雅、家親、定宗、親雅、滿親、定親（國史略記ヲ編ス）親通宣親、康親、孝親、親綱、慶親、元親、英親、篤親、榮親、榮親を經て正二位愛親に至る、時主上　光格天皇御孝心深く御父典仁親王殿下に太上天皇の尊稱を奉らんことを幕府に諮り王ふ、幕府の專横之を儲せす思考の上

答奏すへしと稍し荏苒一年を過き却つて寛政四年幕府より武運長久の詠歌を朝廷に請ふ、上皇以下諸公卿大に其不遜を怒り之に應せんとするものなし、然るに時の關白鷹司輔平強ひて請ふに及ひ　上皇

荏生の繁りて道も分かぬ世に　ふるは涙の　あめか下かな

の詠を賜ひ其使者を芝山中納言に命し賜ふ、芝山中納言事の穩かならさるを愛ひ病に托して使命を辭す、此の事幕府に洩れて五ヶ條の難奏を受け紛ふ時に愛親大に決する所あり自ら請ふて使となる、副使正親町公明と共に江戸に下り將軍の簾前老中松平和泉守、松平定信に面して大に論難する所あり、二人辭屈し將軍以下座を退く、時に水戸治保能を揆けて出て勤使愛親に謁して定信等の失言を謝し、漸にして御賄料一千石二十俵を增献するに至る、明治十七年盛光天皇御諡號の際愛親へ贈從一位の恩典あり、愛親より忠尹、忠頼を經て從一位大勳位に至る、忠能は今上天皇陛下御降嫁の時先帝より御預けあり、爾來五ヶ年私邸に於て御養育の任を全ふす、京都御所の近地中山邸跡に　今上陛下御降嫁の御室並に祐の井等の舊跡、今猶保存せり、維新後議定輔弼、神祇官知事、神祇伯に歷任し明治二年勤勞を賞せらる其文に曰く　皇道萎靡滿朝危疑の日に當り斷然回復の策を奮し竟に中興の大業を輔け候段叡感不斜、仍賞其勳勞祿千五百石下賜

明治十二年に至り　皇太子嘉仁親王殿下御降誕に際して亦　天皇陛下より御預けあり、是亦御養育の大任を全ふす、仝十七年七月勳功により特に侯爵を授けらる、仝二十一年大勳位に叙し菊花大綬章を賜ふ、仝年六月八十歳にて薨去す、長男忠愛七男忠光の兄弟も父忠能の志を繼き力を皇室に致す、當主孝長君は忠愛の長男にして仝二十一年祖父忠能の後を嗣く君は嘉永五年十二月三日京都に生れ義兄忠光順養子たるの故を以て年九歳にして醍醐寺に入り僧となり悲持院に住職となる名を勝隆と號し權大僧都に任し明治三年生家に復歸、仝七年十月叙從五位に仝十年下谷區役所の屬書記となり東京府到任御用掛りとなる、仝十四年六月日本橋區長、仝十八年麹町區長に仝二十一年宮内省書記官に歷任、仝年御降嫁御用掛、昭宮御養育仰付けられ叙正五位に仝二十一年六月二十八日家督を仰付けられ、仝年十一月故昭宮猷仁親王御葬祭喪主仰付けられ、仝二十二年二月明宮勘務長、仝年十一月東宮侍從長となり叙從四位、仝二十三年貴族院議員に列し仝二十五年勳四等を賜はり正四位に叙せらる、仝二十八年依病東宮侍從長を辭す、仝三十年從三位に叙せられ仝三十一年任東宮太夫、東宮御所御造營調査委員を仰付けられ、仝三十二年六月勳三等を賜ふ、仝三十三年勳二等瑞寶章を賜ふ仝三十四年叙正三位仝年十一月依病東宮太夫を辭す、仝三十五年宮中顧問官に任し、仝年彰仁親王殿下薨冠式參列に付き隨行を仰付けられ仝三十六年任帝室會計審査局長、仝三十八年再ひ任東宮太夫、同四十年勳一等依病東宮太夫を辭す、仝年金五千圓養育院へ寄附に付き金盃を下賜せられ、仝四十二年從二位に叙せらる

從五位　侯爵　中御門經恭　君

當家は内大臣藤原鎌足七世内舍人良門の裔、藤原資經の二男、正二位中納言經俊の後なり、其邸中御門にありしを以て遂に呼んで家號となすに至る經俊より經定、經尹、經宣、宣明、宣方、宣俊、俊輔、明豊を經て從一位權大納言宣胤に至る、文明長享の際上下窮乏盜賊横行し莊園を掠奪す、故に裝束を著くる法漸く亂れて直胤を用ふるに至れり、宣胤薨歿なれど嚴に裝束を用ひて儀典を存したりと其子宣秀より宣俊、宣綱、宣忠、宣敎、資胤倘良、宣順、資熙、宣基宣顯宣誠、宣時、俊臣、宣家、經定、資文を經て

從一位經之に至る、經之夙に皇室の式微を愛ひ之か復古を企てんとしたり嘉永年間米使來航以來群疑百出人心恟々たるに際し、天下の趨勢を卜知し國家の爲めに畫策する所少なからす遂に回天の鴻業成るに至れり、明治元年其勳功を賞して永世祿千五百石を下賜せらる、尋いで遷都の擧あり京都の市民西都の將來を慮り一時動搖せり、經之之か鎭撫に盡力して功あり、明治廿四年八月薨す、天皇悼惜し給ひ勅使として侍從西三條伯爵を遣はして金幣を賜ひ又兩皇后宮より祭粢料を賜ふ、其子經明繼く經明は嘉永三年十月十四日を以て生れ文久二年二月元服し昇殿を聽さる、尋て從五位となり後裁判官となり職を司法に奉すること十餘年、明治十七年七月伯爵を授けられ仝廿一年一月父經之の勳功により特に侯爵に陞爵せらる、明治卅一年十二月十四日薨す、嗣子なきを以て其從妹萬千子其後を享け君其相續人となりて、侯爵の家を繼く、君は中御門經隆の第二子なり、明治廿一年十月六日を以て生る、仝卅二年十月二日、中御門萬千子指定家督相續人となり、同月廿日を以て華族に列し侯爵を授けらる、現今の肩書は從五位侯爵なり

正五位　伯爵　南部利淳　君

當家は清和天皇の皇孫、鎭守府將軍源經基五代甲斐守義光の曾孫、加賀美次郎遠光の三男南部三郎光行の後なり、光行甲斐國南部庄に治するを以て氏となす、文治五年頼朝に從て藤原泰衡を征し功を以て奥州糠部五郡を賜はり三戸に居城す、それより實光、時實、政光、宗經、德宗、宗行、祐行政連、祐政、茂時を經て伊豫守信長に至る、信長鎭守府將軍北畠顯家に從ふて勤王し從四位下左少將に任す、其子政行を經て大膳太夫守行に至り、應永の亂足利持氏を助け功を以て陸奥國司を授けらる、それより義政、政盛、助政、時政、政通、繼信、信時、信義、政康、安信、晴政、晴繼を經て大膳太夫信直に至る信直初め彦三郎と稱す、斯波氏我に抗して封疆を侵す、信直之と戰ひ克ち北地を領す、後豊臣秀吉に小田原の陣に見ゑ駿馬を献す、文祿の役名護屋の行營に從ふ、其前九戸政實の亂を平け其功を以て和賀、稗貫、斯波三郡を加封せられ岩手郡不來方城に築き改て盛岡と名け之れに移居す其子信濃守利直の多田忠親を和賀郡岩崎に作す、利直討つて之を平く、十九年大坂の冬陣に從軍す、寛永三年從四位下に叙せらる、それより重直、重信、行信、信恩、利幹、利視、利雄、利正二を經て大膳太夫利敬に至る文化四年露國人蝦夷地を侵す、利敬命を受け伐つて之を退け翌年十一月領邑を廿万石に陞せらる、尋て侍從に任し嗣子なきを以て三戸信亟の嫡子吉次郎其後を繼き、それより利用、利濟の二代を經て正三位利剛に至る、戊辰の役、王師に抗するの故を以て封地を沒収せらる、其子利恭更に白石十三万石を賜はり明治二年藩籍を奉還し仝年六月白石藩知事に任し、仝年七月盛岡に復歸し仝藩知事に任せらる、仝三年七月藩知事を辭す、仝十七年七月伯爵を授けられ後正二位に陞叙せらる、仝三十六年十月利恭薨去し長子利祥其後を繼ぎ襲爵す、利祥幼にして東宮職に出仕し後陸軍士官學校を卒業し陸軍騎兵少尉となり、日露戰役に出征し中尉に進み仝三十八年三月四日清國盛京省井口嶺の戰に戰死す、是に先ち功五級金鵄勳章勳六等旭日章を授けられ正五位に陞叙せらる、利祥嗣なし當主利淳弟を以て家督を繼き襲爵し從五位に叙せられ明治四十二年六月正五位に陞叙せらる學習院高等學科仝科卒業東京帝國大學法律學科に入學せし處腦炎に依り帝國大學退學

從四位　伯爵　中川久任君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基三世攝津守源賴光十二世の裔兵庫頭中川清經の十世瀨兵衛清秀の後なり、清秀初め荒木攝津守村重に屬し天正元年七月和田惟政將軍義昭の爲に芥川の城に據り邊境を掠む、織田信長を經て從五位下加賀守直亮に至る君其後を承く、君實は贈正二位鍋島直正の第六子なり、安政三年二月九日を以て生れ文久元年九月先代直亮の養子となり肥前國小城七万三千二百五十二石の封を襲く、戊辰の役兵を東北に出して戰功あり、平定の後褒勞として金五千圓を下賜せらる明治二年正月宗家と共に表を上つて藩籍を奉還す仝六年八月歐洲を遊歷し後英國に留つて盡瘁の功を積み學成り聞博くなり仝十一年四月歸京す、仝十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位子爵なり、

子爵　長岡護孝君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基八世の孫、陸奥守足利義康の曾孫細川次郎義季十世の孫、兵部大輔藤孝（細川家傳參照）の後にして藤孝より忠興、忠利、光尙、綱利、宗孝、重賢、治年、齊茲、齊樹を經て從四位下越中守齊護に至る、護美は其五男なり分家して長岡と稱す、天保十三年九月十九日を以て肥前熊本に生れ幼名を良之助といふ、嘉永三年五月廿三日左馬頭喜連川縄の養子となり名を金王丸といひ、安政三年四月元服して左兵衛督と稱す、仝五年四月病に托して養家を去り長岡監物と稱す護美夙に尊王攘夷の大義を唱へ大に爲すあらんとしたり文久元年島津久光上京するや各藩の志士蜂起して天下騷然たり、護美年漸く弱冠、有志百餘名を率ゐて上京し帝城を警衛して浮浪の徒を鎭む、仝三年正月兄韶邦上京するに及ひ歸國して藩政を總裁す後召に應して再ひ上京し、諸藩の英主と往來して畫策する所少からす王政古に復するに至り舉げられて參與職となる、仝二年五月軍務官となり東北追討に功あり、直垂地一領を下賜せらる、仝癸年五月熊本藩大參事に任し藩政を釐革す、仝五年正月歐米各國留學の途に就き仝十二年一月桑西の新智識を得て歸朝す、仝月特旨を以て華族に列せられ錦鷄間祇候を仰付けられ仝十三年三月特命全權公使に任し和蘭に在勤す、仝十五年六月歸朝元老院議官に任せらる、仝十七年七月男爵を授けられ、仝二十四年四月勳功に依り特に子爵に陞叙せらる、君は明治廿九年八月廿二日を以て生れ其後を繼き家督を相續す

正四位　子爵　南部利克君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代甲斐守義光の裔、從四位下信濃守南部利直の末子左衛門佐直房の後なり、直房兄重直嗣子無くして卒去の處、弟兩人有之よし上聞に達し、寛文四年十二月六日酒井雅樂頭忠清宅に於て重直遺領十万石の內八万石重信に、二万石直房に分け下さる、是より南部兩家となる夫より直政、通信、廣信、信興、信房、信眞信順榮信を經て麻子に至る、君は其後を享く君は宗家正三位南部利剛の十一男なり明治六年十月十七日を以て東京に生れ仝十一年五月十七日麻子（實施）の相續人となり、仝年六月五日を以て家督を相續し仝十三年五月二十日從五位に、仝十七年七月八日子爵を授けらる、仝三十一年十二月二十日正五位に叙せられ仝三十五年四月九日式部官に任せられ、仝三十六年十二月十一日從四位に、同三十八年十一月八日病氣の爲願の上式部官を辭せられ、同四十三年十二月廿七日叙せられて現今正四位に至る

從三位　子爵　南部信方君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基五代甲斐守義光の孫、信濃守加々美遠光の末裔、從四位下大膳太夫重信の次男主稅政信の後なり、政信別に一家を成し陸奥七戸一万三百八十四石を領す、それより信愛、信傳、信喜信譽を經て從四位信民に至る君其後を嗣く、君實は南部利剛の第三子なり安政五年五月十二日を以て生る、明治二年正月先代信民の養子となり仝年五月陸奥七戸一万三百八十四石餘の封を襲き、仝年六月藩籍を奉還す、仝二年七月從五位に叙せられ、仝九年米國に遊學す仝十一年十二月歸朝、仝十七年七月子爵を授けらる、仝十七年九月宮中祇候を仝十八年濱、芝兩宮吹上御苑勤番を仰付けられ仝二十年十二月正五位に、仝二十五年七月從四位に仝三十年七月正四位に仝三十九年從三位に叙せらる
君現今の肩書は從三位子爵なり

子爵　內藤賴輔君

當家は內大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の裔、內藤右京進義清の男、甚五左衛門忠卿の四男仁兵衛忠政の子修理亮清成の後なり、清成始め彌三郎と稱し德川二代將軍に仕へ相州當麻二万六千石の城主となる、それより清次清政、正勝を經て大和守重賴に至り三万三千石に加增せらる、それより清攸、賴卿、賴由、賴尙、長好、賴以、賴地、賴寧を經て信州高遠三万三千

石の城主として従五位頼直より彌三郎に至り、明治十七年七月子爵を授けらる、君は明治十年十一月六日を以て生れ後家督を相續し、襲爵を仰付けらる

従三位　子爵　永井直哉君

當家は桓武天皇の皇孫式部卿葛原親王の孫上總介高望の三男、従五位下上總介良兼の後なり、良兼より公雅、致頼、致經、致房、親政、重俊、俊致、廣重、道俊、廣吉を經て直勝に至る直勝初め長田傳八郎と稱す、徳川家康に仕へて各所の戰役に軍功あり、徳川氏の關東に移る時所領五千石を賜はりたるを筆頭として元和三年常州笠間に、仝五年下總古河に移り、遂に城州淀城に轉し十万石に加増せらる、それより倘政、倘征、直圓、直温、直養、直幹を經て此間幾多の變遷あり、和州新莊一万石の藩主として従五位下信濃守直壯に至る、君其後をつぐ、君實は従五位下筑前守井上淸の五男なり、嘉永三年九月四日を以て江戸に生れ幼名を龜三郎、傳八郎又正路といふ、慶應元年八月十九日先代直莊の養子となり仝二年表を上つて藩籍を奉還し、仝十七年三月皇城炎上の際献金の賞として銀盃一個を下賜せらる明治十七年七月子爵を授けられ、慶應二年正月従五位に叙せらる、明治二十年十二月正五位に叙せられ、明治二十五年七月従四位に叙せられ仝三十年七月正四位に叙せらる、慶應二年正月信濃守に任し、仝月大坂城加番となる明治二年六月楠還藩知事に任し、仝三十年三月大成敎管長となる

君現今の肩書は大成敎管長従三位子爵なり

正五位　子爵　内藤正誠君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫右大臣魚名の裔、内藤仁兵衛忠政の四男、従五位下式部少輔正次の後なり、正次徳川秀忠に仕へ別に封せられて一家を為す、それより正勝、正友、正敬、正弼、正興、正縄、正義を經て信州岩村田一万五千石の藩主として正誠に至る君は其後を承く、君は正四位子爵山内豊誠の次男にして明治三年十月十三日を以て生れ幼名を敬然といふ、仝十年十月十一日内藤銀子の入夫となり其家督を相續し、仝十四年六月今の名に改む仝十七年七月子爵を授けられ仝廿三年十月従五位に仝廿八年十二月正五位に、仝卅三年十二月従四位に叙せらる、現今の肩書は正四位子爵なり

従三位　子爵　永井直諒君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫上總之介高望の裔、長田平右衛門直吉の男、右近太夫直勝の次男、日向守直淸の後なり、直淸徳川家康に属して大坂の役に軍功あり新地五百三十石を領す、寛永十年城州長岡勝龍寺に於て二万石に加増せられ、慶安二年攝津高槻に移城し三万六千石となり、徳川氏の命に依り改姓して永井と稱す、それより直時、直種、直速、直英、直期、直珍、直進、直輝を經て従五位下飛騨守直矢に至る、君その後を承く君實は東京府士族金井直次の三男なり、嘉永二年十一月二十六日を以て生れ幼名を鐵之助又直介と稱す、長して先代直矢の養子となり攝津高槻三万六千石の封を襲き明治二年三月裃を上つて藩籍を奉還し、仝十七年三月皇城炎上の際献金の賞として銀盃一個を下賜せらる、慶應元年五月従五位に明治二十年十二月正五位に、仝二十五年七月従四位に仝三十年七月正四位に叙せらる、君現今の肩書は従三位子爵なり

正三位　男爵　奈良原　繁君

君は舊鹿兒島藩士奈良原助右衛門の四男にして天保五年五月二十二日を以て生れ舊名を幸五郎といふ、維新の際國事に盡力する所尠なからず、明治十二年内務省御用掛となり權大書記官に任し、仝十四年農商務省に轉し大書記官となり、仝十七年工部省に轉し仝年十一月日本鐵道會社長に當選し後元老院議官、宮中顧問官となる、其前十六年靜岡縣令に任し仝二十五年一月沖縄縣知事に任せらる、仝二十九年六月勲功に依つて華族に列し男爵を授けらる、

明治十二年十二月正六位に仝十六年二月従五位に、仝十七年十一月正五位に仝二十九年六月勲四等（賜瑞寶章）に叙せらる、仝二十五年三月宮中顧問官に仝年七月沖縄縣知事に任せらる、君現今の肩書は貴族院議員錦鶏間祇候正三位勲一等男爵なり、

正三位　男爵　鍋島　幹君

君は舊佐賀藩士伊藤祐元の三男にして、弘化元年九月十二日を以て肥前國佐賀八幡小路に生れ幼名を道太郎といふ、後鍋島康陰の養子となり其家を襲く、明治元年五月假代官となり仝二年日光縣、後栃木縣權知事となり後

知事に進み明治十四年六月元老院議官に任し、仝十九年青森縣知事となり仝二十三年十二月廣島縣に轉し、仝二十八年十月勲功に依り華族に列し男爵を授けらる

明治三年六月正六位に仝十二年十二月正五位に、仝十三年十月従四位に、仝十五年六月勲三等賜旭日中綬章に、仝十九年十一月正四位に仝二十一年五月勲二等（賜旭日重光章）に仝二十三年十一月従三位に仝二十八年十月勲一等（賜瑞寶章）に叙せらる、猶外國よりは仝二十五年四月布哇皇帝陛下より王冠第一等勲章を贈與せられ受領し及び佩用することを允許せらる仝二十九年九月貴族院議員に任せらる、君現今の肩書は貴族院議員正三位勲一等男爵なり

従三位　男爵　中川興長君

當家は内大臣藤原鎌足七代内舍人良門の後裔にして甘露寺の庶流なり、君は正二位權中納言甘露寺愛長の三男にして、嘉永六年十月廿日を以て京都に生る、万延元年四月興福寺中五大院を相續し、文久二年十一月得度して其住職となる、明治元年四月復飾を命せられ仝二年三月堂上の格を賜ひ、仝五年元服昇殿を遊され家號を中川と稱す、仝八年二月華族に列せられ仝年十二月拜謁して天盃を賜はり仝十七年七月男爵を授けらる、

明治元年二月春日神社神勤を仰付けられ、仝五年六月石上神社少宮司兼大和神社少宮司に仝年七月兼大講義に、仝六年二月大神神社少宮司に、仝七年十月廣瀬神社少宮司に任し、仝十三年十一月淑子内親王家祇候を、仝十五年一月京都宮殿勤番を、仝月殿掌を仝廿年五月華族局世襲財産課勤務を仰付けられ、仝廿三年七月貴族院議員となり、仝卅年七月再ひ同議員とな

る、明治三年五月従五位下に叙せられ廿二年十二月正五位に叙せられ廿六年六月従四位に叙せられ廿二年六月正四位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員従三位勲四等男爵なり

従四位　男爵　長松篤棐君

先代幹は山口藩士長松玄厚の男にして天保五年正月元日を以て周防國山口に生れ幼名を文助と云ふ、年漸く弱冠にして父を喪ひ家督を相續す、後京都に出て盡忠の勞を積む、安政五年再ひ京都に遊ふ、時に尊王攘夷の說諸方に起り幹亦同藩士久坂玄瑞等と有爲の公卿縉紳を訪ね献策する所尠なからす、又藩に歸りて倘義隊を組織し報効を圖る、元治元年藩の筆役密用役等となり、明治元年閏四月御雇を以て議政官史官試補となり、仝二年太史に任し、それより歷史課長、修史局長、元老院議官、高等法院陪審裁判官等に歷任す、仝廿九年六月勲功に依り華族に列し男爵を授けらる、明治元年閏四月議政官史官試補を仰付けられ仝二年七月太史に、仝年八月少辨に任し、仝六年六月歷史課長を仝八年四月修史局長を仰付けられ、仝年九月一等修撰に任し、仝月再ひ修史局長兼務を仰付けられ、仝十年一月一等編修に仝十四年十二月修史館監事に、仝十七年九月元老院議官に任し仝廿一年二月高等法院陪審裁判官を、仝廿三年十月錦鷄間祗候を仰付けられ、仝廿四年四月貴族院議員に任せらる、

明治二年九月従五位に仝十七年十月従四位に、仝十八年四月勲四等（賜旭日小綬章）に、仝十九年六月勲三等（賜旭日中綬章）に仝廿七年五月正四位に叙せらる、君は元治元年四月十五日を以て生れ其後を繼き家督を相續す、君現今の肩書は貴族院議員東京火災保險株式會社取締役従四位勲四等男爵なり

正五位　男爵　永山盛輿君

先代盛輝は薩藩鹿兒島藩士永山盛廣の男にして、文政九年八月十五日を以て鹿兒島に生れ荷名を八十八、清右衛門、左内、又正滅と稱す、幼より武技を好み槍術を梅田治矩に劍術を和田助貞に學ひ共に其奥義を究む、後勘定奉行書記より身を起し京都留主居添役勤務となる、文久三年藩主上京し盛輝其守衛となり且中川宮を守護す、慶應三年徳川氏大政を奉還するや盛輝大久保利通、岩下方平、西郷隆盛等と日々參朝して公事を辨す、明治元年六月薩藩の九番隊監軍として東海道より進軍し、東西各地に戰ひて功あり仝二年宮内省に入り仝三年伊那郡大參事となり、後久しく職を地方に奉し仝十八年元老院議官となり、後圓院慶さるゝに及んで錦鷄間祗候となる、仝卅三年五月勲功に依り華族に列せられ男爵を授けらる

明治五年十一月従六位に、仝六年六月正六位に仝八年十二月従五位に仝十五年五月正五位に仝年十二月勲二等（賜旭日重光章）に、仝十八年六月従四位に仝十九年十月従三位に仝廿一年五月勲二等（賜旭日重光章）に、仝廿七年五月正三位に叙せらる、君は元治元年九月十八日の生にして其後家督を相續し、現今の肩書は正五位男爵なり

正四位　男爵　今歸仁朝敷君

當家は舊琉球王尚家の分家にして君は舊琉球王尚育の第三子にして、侯爵尚泰の實弟なり弘化四年六月四日を以て生れ舊稱を尚弼といふ、明治十二年三月華族に列せられ今の姓名に改め、仝二十三年男爵を授けらる、明治十五年従五位に仝二十三年六月正五位に仝二十九年六月従四位に叙せらる、君現今の肩書は正四位男爵なり

従三位　子爵　内藤政擧君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫、左大臣魚名の男、伊豫守藤成の裔なり、ろれより豊澤、村雄、秀郷、千晴、千清、頼清、頼俊、行俊、惟季、盛俊、盛家、盛時、盛繼、親家を經て家清に至り始めて徳川氏に仕へて上野の城に在り、其子左京進義清家を繼く、其子彌左衛門家長、徳川家康に仕へて功あり天正十八年上總國佐貫の城主として二万石を賜ふ、慶長庚子の役島尾元忠と伏見に留主し、關西數万の大軍と戰ひ二男小次郎元長と倶に之に死す、長子左馬助政長家を嗣き六万石に加增せらる、政長固辭して受けす依て更に一万石を與ふ、元和元年陸奥岩城平に移封し、七万石に加增せらる、其子帶刀忠與家を繼き別に所領二万石を賜はり、舍弟政晴に共新領二万石を分與を、それより義泰、義英を經て備後守政樹に至り日向國延岡に移封す、それより數世を經て従四位政義に至る、君其後を嗣く君實は従四位下備中守太田資始の三男にして嘉永三年五月十日を以て江戸に生れ、幼名を寛次郎といふ、万延元年八月先代政義の養子となり、文久二年十月日向國延岡七万石の封を襲き明治二年三月表を上つて藩籍を奉還し、仝十七年七月子爵を授けらる君現今の肩書は従三位子爵なり

従三位　子爵　難波宗美君

當家は内大臣藤原鎌足十三代攝政關白師實の支裔、従四位上刑部卿飛鳥井雅康の次男、従二位權中納言宗勝同家を再興し名を雅胤と改む、それより宗禎、宗量、宗尚、宗建、宗城、宗享、宗職、宗弘、宗禮、宗明を經て従三位宗禮再ひ家を繼く、君は其男なり慶應二年二月十九日を以て生れ幼名を美麿といふ、明治十三年十二月従五位に仝十七年四月家督を相續し、仝年六月陸軍豫科生徒となり仝年七月子爵を授けられ、仝廿二年七月陸軍少尉に任して歩兵第十五聯隊附に補し、仝廿四年六月正五位に、仝廿六年三月陸軍中尉に任し仝廿八年十月勲六等（賜單光旭日章）に仝廿九年六月従四位に叙せられ明治廿七八年戰役に従軍し勲功あり勲章及ひ年金を賜ふ、仝卅一年一月陸軍大尉に任し、仝三十二年一月休職を仰付けられ後陞叙せられて従三位に至る、君現今の肩書は陸軍輜重兵大尉従三位勲六等子爵なり

正四位　子爵　内藤信任君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫、左大臣魚名の裔右京進内藤義清の男彌次右衛門清長の二男、従五位下豊前守信成の後なり、信成徳川家康に仕へ十三歳の時始て軍陣に從ひ爾後屢々軍功あり、慶長十一年江州長濱五万石に封せられ後陸奥棚倉に移り又越後國村上に轉せ、信成より信正、信照、信睦信旭、信敬、信親を經て従五位信美に至る君其後を享く、君實は従五位下紀伊守内藤信思の第三子なり、明治四年五月三十日を以て生れ幼名を六十麿といふ、仝九年八月先代信義養兄の相續人となり仝十二年十月家督を相續し仝十七年七月子爵を授けられ仝二十四年六月今の名に改め仝二十四年

六月從五位に叙せられ仝二十五年一月拜謁して天盃を賜はる、仝二十九年六月正五位に叙せらる、君現今の肩書は正四位子爵なり

正四位　子爵　永井尚敏君

當家は桓武天皇の皇子式部卿葛原親王の孫上總介高棟の裔、從四位下信濃守尚政の子從四位侍從尚庸の後なり、尚庸徳川秀忠に仕へ寛文十年京都所司代となる、父尚政致仕するの後二万石を分與され、後三万石に加增せられそれより直敬、尚平、直陳、尚備、直侯、尚佐、尚典を經て美濃國加納二万三千五十二石の城主として從五位子爵尚昭に至る、君はその長男なり明治四年九月二日を以て生れ幼名を敬吉といふ、仝十八年八月二十二日家督を相續し仝二十四年九月從五位に仝二十九年十二月正五位に叙せられ、明治三十年七月貴族院議員となる、君現今の肩書は貴族院議員正四位子爵なり

從二位　子爵　中牟田倉之助君

當家は内大臣藤原鎌足の後裔六郎兵衛の後なり、六郎兵衛龍造寺隆信に隨うて屢々軍功あり、天正十二年三月肥前國島原にて島津久光と戰ひ、主隆信と共に之に戰死す、其子三右衛門家を繼き元祿元年朝鮮に從軍して戰功あり、後數世を經て武貞に至る、武貞學識あり藩の學館指南役を務む、君は其家を繼く君は佐賀藩士金丸武七の次男なり、天保八年二月廿四日を以て生る、舊名を金吾又武臣と稱す嘉永元年中牟田氏を繼ぐ安政二年藩主鍋島閑叟の命を受けて關學を研究し、翌年長崎に出て、海軍の事を修習し仝六年佐賀藩の海軍に從事す文久元年清國へ渡航し、其制度を視察して歸朝す後明治元年關東征伐に君海軍先鋒となりて東北各地に戰功を樹て、奥羽平定の功を奏す、朝廷之を賞し藩主も亦祿廿石を加增す、翌二年函館の役起るや君亦追討の命を奉して該地に蒼戰激闘し賊の膽を寒からしめたり、凱旋の後朝廷其殊功を賞し祿五百石を賜ふ、仝年十二月海軍中佐に任し、仝四年八月大佐に進み其年十二月少將に任せられ、仝十年西南の役海軍大輔河村純義參軍の命を帶びて戰地に出張し君代て其事務を處理し、指揮勉勵出征の將士をして內顧の憂なからしむ、其勳功に依り勳二等に叙せられ金五百圓を賜ふ、仝十一年一月海軍中將に任し仝十七年七月特旨を以て華族に列せられ勳功に依り特に子爵を授けられ、後海軍大學校兼海軍參謀部長に任す

明治三年十二月從六位に仝四年十二月從五位に、仝六年六月正五位に仝十一年五月勳二等に、仝十二年十二月從四位に仝十九年十月從三位に、仝廿一年五月勳一等（賜旭日大綬章）に、仝廿七年六月正三位に仝廿二年十月從二位に叙せられ、猶外國よりは明治十三年六月伊國皇帝陛下より贈與したる「グランオフヒシアルデルマルデイヌデルラコロンナデイタリヤ」勳章を受領し及佩用することを允許せらる、明治二年二月軍務局より當分軍艦朝陽丸艦長代理を命せられ、仝年五月徴士を仰付けられ仝月朝陽艦艦將を仰付けられ、仝三年七月當分小艦隊指揮を仰付けられ仝年十二月海軍中佐に任し仝四年二月兵學權頭に任し、仝年八月海軍大佐兼兵學權頭に任し仝年十一月海軍少將兼兵學頭に任し、仝六年一月御用有之埃國博覽會へ差遣され仝年十二月歸朝、仝七年十月本省兼務を仰付けられ仝八年十月長崎海軍出張所在勤を仰付けられ、韓地在留人民保護のため軍艦差廻さるに付指揮官として彼地へ出張を仰付けられ、仝九年四月歸朝仝年九月海軍省副官を仰付けられ、仝十年二月海軍大輔不在中太政官出勤を仰付けられ、仝年十月海軍兵學校兼勤を仰付けられ仝年十二月海軍將校以下勳功調査委員を仰付けられ仝十一年一月横須賀造艦所長を仰付けられ、仝年十一月海軍中將に任し仝十三年十二月東海鎮守府司令長官を仰付けられ、仝十四年六月兼海軍大輔に任し仝十五年十月兼海軍機關學校長を仰付けられ、仝十八年八月國防會議々員を仰付けられ、仝十九年二月兼將官會議々員を仰付けられ、仝年四月横須賀鎮守府司令長官を仰付けられ、仝廿一年三月呉鎮守府司令長官に補し仝廿五年三月海軍大演習總指揮官兼審判長を仰付けられ仝年十二月海軍大學校長兼海軍參謀部長、海軍將官會議々員に補し、仝廿五年六月海軍々令部長に補し仝廿七年二月常備艦隊特命檢閲使を仰付けられ仝年七月樞密顧問官に任せらる、君現今の肩書は樞密顧問官海軍中將從二位勳一等子爵なり

從三位　男爵　中御門經隆君

當家は内大臣藤原鎌足七代内令人良門の裔藤原資經の次男中御門經房の後にして、侯爵中御門家の分家なり、君は從一位勳一等中御門經之の三男にして嘉永五年二月廿九日を以て生る幼名を覺麿と稱す、明治元年二月英國に留學し、同九年八月歸朝仝十年五月海軍中尉に任し、仝十三年三月維新の際海外留學の命を受け厚く、御旨趣を奉體し速に渡航し、數年勉勵したるを奇特に思召され特旨を以て金五千圓を賜ふ、仝月分家して華族に列せられ仝年八月今の名に改め、仝十七年七月男爵を授けられ仝廿七年日清事件起るや從軍して勳功あり勳五等瑞寶章及ひ金百五十圓を授け賜ふ、後商船學校分校長となる、仝十年五月海軍兵學校出勤を仝十一年五月幹行

從二位　男爵　南部甕男君

君は高知藩士南部從吾の長男にして弘化二年六月十五日を以て土佐國高岡郡大野見村に生る、長して奥宮慥齋の門に入り、王學を修む文久二年學習院に出頭し、王政復古外夷掃攘に關する意見を記したる中奥攘夷二論を上る、仝八月京都の變に三條實美に從ひ、大佛妙法院に在り遂に長州に赴く元治元年六月忠勇隊と共に長州を發し山崎寶寺及天王山に屯し、翌月進んて京都慶司邸に入り、堺町門内屯集の會津彦根其他の兵と銃戰し、軍敗るゝに及ひて天王山に退き復長州に下り、慶應元年正月三條實美に從うて筑前太宰府に移り仝三年實美歸洛に付從うて京都に歸る、此間楠風泳雨、具に艱苦を嘗む、明治元年正月東山道先鋒總督府下候となり大に軍事に精勵し、賊徒掃攘の後惠勞金百圓を賜ふ、仝二年十二月兵部少錄に任し、仝四年十一月司法大解部となり、仝五年八月司法權少判事となる、爾來司法官

として職を地方及中央に奉す、仝二十九年六月勲功により華族に列せられ、男爵を授けらる君現今の肩書は樞密顧問官従二位勲一等男爵

君の細歴は

明治五年十月正七位に、仝八年九月従六位に仝十四年十一月正六位に、仝十七年六月従五位に、仝二十年九月十五年勲五等（賜旭日章）に、仝十七年六月従五位に、仝二十二年十二月勲三等（賜瑞寶章）に仝二十三年十一月従三位に、仝二十四年三月勲二等（賜瑞寶章）に仝二十九年十二月正三位に仝三十三年六月勲一等（賜瑞寶章）に叙せられ後従二位に昇叙せらる

明治元年正月東山道先鋒總督府書記官兼尻侯を仝年十月宮堂を仰付けられ仝年十二月兵部少錄に任し、仝三年八月東京府權典事に、仝四年九月東京府典事に仝年十一月司法大解部、仝五年八月司法權少判事に任し、仝六年三月大阪裁判所副長心得を仰付けらる、仝年六月六等判事に任し長崎上等裁判所在勤を仰付けられ、仝十四年十月司法官權大書記官に、仝十六年十月兼參事院外議官補に、仝十七年五月司法大書記官に仝十九年三月司法省民事局長に、仝二十年五月大審院民事一等局長に仝二十三年九月兼行政裁判所評定官に任し、仝二十四年四月大審院長心得を仰付けられ仝年六月東京控訴院長に補し、仝二十九年十月大審院長に補せらる、

従二位　子爵　鍋島直彬君

當家は内大臣藤原鎌足の後裔、鍋島平右衛門尉茂尚の孫肥前國佐賀の城主加賀守直茂の第二子和泉守忠茂の後なり、忠茂父の封二万石を分與され仝

當家は内大臣藤原鎌足の竹孫、左大臣魚名の八代孫鎮守府將軍藤原秀鄕之苗裔從四位下帶刀内藤忠興の三男、從五位下主殿頭政亮の後なり、政亮岐阜守直茂の第三子天保十四年十二月十一日を以て肥前鹿島に生れ幼名を熊次郎といふ、幼より讀書を好み重野安繹、中村敬宇、鹽屋宕陰等に就て文學を修め後歸藩して鎔造館を設け大に文武の道を奬勵薫陶す、嘉永元年九月鍋島直賢の養子となり、備前守に任し肥前鹿島二万石の封を襲ぐ、萬延元年十二月備前守に任し、從五位下に叙せらる、文久三年宗家松平閑叟に代つて上京し建議を上る、維新の際閑叟を輔けて國事に奔走し、大に文武の功を樹つ、明治二年正月表を上つて藩籍を奉還す、仝五年八月米國に渡航して大に得る所あり仝六年四月歸朝す、仝年侍從に任し仝十二年四月沖縄縣令となり、頑民を撫育して、德澤を布く、仝十三年正五位に叙せらる、仝十四年五月元老院議官に任し、仝七月從四位に叙せられ、仝十七年四月勲三等（賜旭日中綬章）に仝十九年十一月正四位に、仝廿一年九月從三位に仝廿七年五月正三位に叙せらる、仝廿三年七月貴族院議員に當選し、仝月錦鷄間祇候を仰付けられ、仝廿九年三月第七回帝國議會召集の際勲精の賞として銀盃一個を賜ふ、君現今の肩書は錦鷄間祇候貴族院議員從二位勲一等子爵なり

正四位　子爵　内藤政潔君

當家は内大臣藤原鎌足の竹孫、左大臣魚名の八代孫鎮守府將軍藤原秀鄕之苗裔從四位下帶刀内藤忠興の三男、從五位下主殿頭政亮の後なり、政亮岐阜守直茂の第二子和泉守忠茂の後なり、忠茂父の封二万石を分與され仝て從三位正憲に至る、君はその長男にして明治五年三月十七日を以て生れ幼名を總若といふ、仝十四年十二月廿八日家督を相續し、仝十七年七月八日子爵を授けられ仝十七年十月今の名に改む、

仝三十年七月正五位に叙せられ後陞叙せられて現今の肩書は正四位子爵

正五位　男爵　永山武敏君

當家は先代武四郎より顯はる、武四郎は薩摩鹿兒島藩士永山清兵衛の四男にして天保八年四月廿四日を以て生る、長して同姓喜八郎の養子となり明治四年七月陸軍に出身し大尉となり仝六年佐賀の亂に賊徒を追捕して功あり後累進して少將に進み、仝廿一年六月北海道廳長官となり仝廿七年日清事件起るや征清第一軍に編入せられ、軍功顯著なるにより仝廿八年十二月男爵を授けられ、仝廿九年五月第七師團長となり、仝年十月陸軍中將に任せらる、君此家督を相續し現今の肩書に陸軍歩兵少佐正五位勲四等功五級男爵なり

従四位　男爵　中根已巳君

當家は從五位下讃岐守忠正の後にして其後裔越前の藩士、中根乘譜の男雪江より家名を揚く、雪江は文化四年七月を以て越前福井に生れ天保元年藤七百石を襲ぐ幼より讀書を好み書として寛はざるはなし、尤も心を邦典に留む長して平田篤胤の門に入り皆王の說を主張するを喜ふ、嘉永六年米使浦賀に來り通商を要求するや幕府列侯に命して海防の事を議す、時に雪江江戸にあり當路の人願て諮詢す、雪江詳に利害得失を述へ一一として遺す所なく其言悉く肯綮に中り聽くもの歎服せざるはなし、後心を傾けて王室の復古、藩政の釐革に盡力して功勞少からす、雪江藩の參政たる前後廿一年其間京師及ひ浪華に役すること九回江戸に役すること十五回、劇務にありと雖も筆硯を廢せす咋夢記事十五卷、戊辰日記五卷、奉答記事三卷、其他十數冊の著書あり、維新の際擧けられて參與に任し續て内國事務掛、外國人參内に付御用掛、内國局中分課、民政宿驛助御取扱、租稅掛、京攝の間を往來し施政を料理し驛遞租稅等の事務始めて端緒に就く、在職僅に六ケ月にして辭し將に鄕に歸らんとするや辱くも拜謁仰付けられ物を賜ひ明治二年藏四百石を賜ひ、福井藩より賞典祿百五十石を給す、後雪江宅を宿浦の濱にトし名けて松陰漁屋と云ふ、餘生を一竿に托して煙簑雨笠自ら娛む、仝十年天皇西京に行幸せらるゝや雪江出てゝ恩を謝し尋て東京に赴き滯留すること數月仝年十月三日病を以て眞岡寓館に卒す年七十、帝室より祭資料を給はり品川海晏寺に葬る後八年特旨を以て從四位を贈らる、子牛介繼く、君は其男なり明治二年十月六日を以て生れ長して陸軍に出身し陸進して中尉となる、仝廿七八年の役起るや從軍して功あり續て臺灣征伐隊に加はり大負傷をなし特旨を以て位一級を進み勲五等に叙せられ、仝三十年十月祖父雪江の勲功により華族に列し男爵を授けられ、仝年十一月從四位に叙せらる、君現今の肩書は從四位勲五等男爵なり

正四位　子爵　成瀬正雄君

當家は内大臣藤原鎌足十七世孫攝政關白太政大臣近衛忠通の三男、前關白太政大臣九條兼實の三世關白二條良實の後裔吉右衛門正一の後なり、家康に從うて屢々戰功あり慶長庚子の亂秀忠に屬して旗幟横目となる、其子隼人

正正成亦家康に從うて長久手の戰に功あり、豊臣秀吉一日徳川氏の將士に命して騎を習はしめ自ら千貫樓に登りて之を觀る、驍馬に騎するものあり之を問へは曰く成瀬正成、祿を問へは二千石と秀吉曰く佳士なり若し我に仕へなは五万石に封せんと家康之を聞き正成に謂ふて曰く、汝能く豊臣氏に仕へ富貴立ろに至らん我亦之を悦ふと、正成流涕して曰く是れ何の言そや臣不肖と雖も豈に祿を貪りて君を忘れんや願くは殺して以て臣か赤心を明されと、後家康群臣に謂うて曰く正成以て三尺の孤を托すへしと、後屢々戰功を顯はし元和二年邑三万五千石を食みて尾州犬山に居城す、その子正虎大坂の兩役に戰功あり、それより正親、正幸、正泰、正興、正誉を經て、從五位下準人正正住より正肥實は從四位下侍從下野守青山忠良の三男にして天保六年二月十二日を以て江戸に生れ幼名を欽之助といふ、安政二年七月先代正住の養子となり小吉と改名し、仝四年尾張國犬山三万五千石の封を襲き準人正と改む、戊辰の役甲信の野に出馬して賊徒を平ける等大功あり、明治十七年七月男爵を授けられ仝廿四年四月勳功に依り特に陞爵して子爵を授けらる、君は明治二年九月九日を以て生れ後正五位に叙し累進して正四位となる

從五位　子爵　鍋島直和君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の後裔鍋島平右衛門茂尚の孫加賀守直茂の後、陵河守高房の男甲斐守直澄の後なり、直澄本家の封邑を分與され肥前國蓮池の城主となるそれより直元、直弼、直恒、直興、直寛、直温、直與、直紀を經て直柔に至る、直柔實は贈正二位鍋島直正の第八男にして安政五年十月七日を以て肥前佐賀に生れ幼名を胤丸といふ、明治元年十一月先代直紀の養子となり仝四年十一月家督を相續し仝六年三月英國に遊學し、仝十年十二月盡誠の功を積みて歸朝仝十七年七月子爵を授けられ仝廿七八年戰役の際、報國の旨意を以て軍資金一千圓を献納し及從軍者家族扶助のために金百圓を寄附し其の賞として銀盃一組を下賜せられ、明治廿八年九月貴族院議員となる、君は其嗣子にして仝十七年八月一日を以て生れ後家督を相續し襲爵仰付けらる君現今の肩書は陸軍歩兵中尉從五位勳六等子爵なり

正五位　男爵　鍋島英昌君

當家は舊佐賀藩の客老にして龍造寺の一族なり、後鍋島平右衛門茂尚より十數世を經て、祿二万千六百石を食み武雄の地を領し、先々代茂義を經て茂昌に至る、天保三年十一月十八日を以て生れ戊辰の役自ら手兵千餘人を率ひ東北各地に轉戰して遂に平定の功を奏す、仝二年六月其賞として金千圓を賜ふ、仝卅年六月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる君は其嗣子にして元治元年三月廿一日を以て生れ後其家督を相續し襲爵仰付けらる、君現今の肩書は正五位勳八等男爵なり

正四位　男爵　中山信實君

當家は宣化天皇の皇孫多治比古王の子、左大臣島の裔丹治家範の二男從五位下備前守信吉の裔なり、信吉水戸の附家老となりそれより信正、信治、信行、信成、信敏、信順、信昌、政敬、信濟、信守、信寶を經て常州松岡二万五千石の藩主として正四位信徴に至る、君はその長男にして慶應元年四月十五日を以て生れ幼名を弓若又信瑞といふ、明治六年十二月廿日家督を相續し仝十七年七月男爵を授けらる、
明治七年二月從五位に仝廿四年六月正五位に仝卅年七月從四位に叙せられ後陞叙せられて現今の肩書は正四位男爵なり

從五位　男爵　南部義信君

當家は藩屏岡藩の一門にして世々藩政に參與し先々代彌六郎より行義に至る、行義明治元年四月十一日を以て生れ幼名を專次と云ふ、仝九年七月聖恕東巡の際祖先師行以下四世勤王の功に依り拜戴の綸旨日宣、國宣の刀、鎧等の保存料として金廿五圓を賜ふ、仝十六年一月名を行義と改む仝卅年七月特旨を以て華族に列し男爵を授けらる、君は明治十九年三月四日を以て生れ後家督を相續し襲爵仰付らる

從四位　男爵　中島久萬吉君

當家は先代從三位勳二等信行より家聲を揚く、信行は舊高知縣藩士中島猪之助の男にして弘化三年八月十五日を以て生れ幼より鄕黨に稱せらる、稍長して慷世の志あり文久遣歐の頃坂本龍馬の海戰隊に入りて其參謀となり故陸奥伯に親み一生相許して知己となり、維新の際國事に奔走して大に功勞あり、明治元年徵士を以て外國權判事に任せられ後神奈川縣知事となり元老院議官となり明治十四年職を辭して板垣伯等と共に自由黨を組織し初期議會に神奈川縣より選出せられて衆議員となり其議長に推選せられたりしか後ち伊太利全權公使に任せられ病を以て之を辭し、爾來在野の一政客

子爵　内藤政光君

當家は内大臣藤原鎌足の曾孫左大臣魚名の四世武藏守秀郷の裔内藤左馬介政長の次男兵部少輔政晴の後也政晴徳川氏に仕へ別に一家を爲すそれより政親、政森、政里、政苗、學文、政暎、政成、政優、政文を經世々三河國奉母藩主として二万石を領し正四位文成を經て政共に至る、政共安政六年二月廿八日を以て江戸に生る、幼名を嘉若と冒ひ明治十八年十月海軍省御用掛を、仝月主船局勤務を仝年十一月小野濱造船所在勤を仰付けられ、仝十九年四月海軍匠司補に、仝年五月海軍五等技師に仝年十一月海軍大技士に任し仝廿三年七月貴族院議員となり、仝月豫備を仰付けられ仝廿九年四月海軍造船大技士に任し仝卅年七月再ひ貴族院議員となる、君は明治廿四年三月二十四日を以て生れ後家督を相續し次て襲爵を仰付けらる

正四位　男爵　名和長憲君

當家は村上天皇の皇子式部卿具平親王の後裔名和長年の後なり、元弘三年後醍醐天皇隱岐國に行在す衛士に定期を致す者多し、帝因つて誰か大事を

托すへきものそと問ひ給ふ、皆對ふるに長年を以てす、長年弟行氏亦衛中に在り、帝乃ち召見し還りて長年を諭して本邊せしむ、行氏暴風に遭ひて發する事を得す帝先つ源忠顯を海に航して伯耆に至り人を遣して長年の家に至り旨を傳へしめて曰く、朕隱岐より至り將に卿に依賴せんとす卿若し部を率せされは速に鎌倉に報けよと、長年流涕して曰く、天子托するに大事を以てす何そ敢て之を辭せん臣必す死を以て之に報ひんと兵を擧て天皇を奉す、既にして北條氏亡き帝京都に還御す、長年之に隨ひ功を以て因幡伯耆の守護に任し楠正成と共に決斷所を置き記錄を聽斷す、建武二年足利尊氏叛す長年正成と共に京師を守る、延元元年正月尊氏京師に入り官軍敗績し帝叡山に幸す、時に長年勢多を守り宮闕を視て而して行在に赴んと欲し十七戰大內に至り宮闕毀壞せんたるを視て馬より下り流涕之を久うす、後正成と共に尊氏を攻め京師を復す尊氏西國に走る、數十日を過き尊氏大軍を率ゐて東上し遂に京に入る、長年之を防禦す、路人長年を指して曰く正成忠顯既に死し獨り此人あり、と、後大宮巷に賊と戰うて死す、後十數世を經て順興に至り柳川の藩主立花宗茂に仕ふ、それより世々同家々臣として長藩に至る、長藩明治十一年名和神社の宮司となり、仝十六年九月華族に列し仝十七年七月男爵を授けらる、君實は福岡縣士族友清貞治の二男なり、元治元年二月五日を以て生れ幼名を庫藏といひ明治十四年七月先代長藩の養子となり仝十五年十月今の名に改む、仝十七年六月陸軍大學校豫科生徒となり仝十七年十月從五位に叙せられ仝十八年九月陸軍士官學校に入り仝廿一年七月陸軍少尉に任し、仝廿二年十月步兵第四大隊附に補し、仝廿四年十一月陸軍中尉に任し騎兵第四大隊副官に補し、仝廿七年十一月大尉に任し騎兵第四大隊中隊長に補し、仝廿七八年の役騎兵第四大隊中隊長騎兵大尉を以て戰地に出征し大に勳功あり、戰後勳章及年金を賜ふ、仝卅一年六月士官學校敎官に補し、仝卅九年十一月勳六等（賜單光旭日章）仝卅三年四月仝少佐に任し騎兵第一聯隊附に補せらる、仝卅三年五月勳五等（賜瑞寶章）に叙せられ、仝三十一年十一月家督を相續し襲爵を仰付けらる君現今の肩書は陸軍騎兵大佐正四位勳五等功四級男爵なり

正五位　子爵　中園繁若君

當家は內大臣藤原鎌足の孫左大臣武智麻呂の裔、正四位權大納言藪嗣良の季子從二位參議季定の後なり、季定別に一家を立て中園と稱す、それより季親、季顯、季豊、實綱、季隆、實暉、公利、實知を經て實更に至る、君は其の男にして明治九年四月廿八日を以て生る、始め從五位に叙せられ後ち叙せられて現今の肩書は正五位子爵なり

從四位　男爵　鍋嶋直明君

當家は肥前佐賀藩の一門にして祖鍋島平左衛門茂賀より系を引き十數世を經世々祿二万石を領し先代直溫に至る、明治維新の際執政以下を統率し兵馬の事を監督し佐賀藩をして勤王の實効を奏せしむ、又明治七年佐賀暴徒、仝十年鹿兒島の變亂に際し鎭定の功亦少なからす、君其後を享く君は仝藩鍋島孫六郎の男なり、明治二年十二月廿五日を以て生れ仝十五年九月長崎外國語學校に入り仝廿三年十一月陸軍士官學校に入學、仝廿五年七月卒業し翌六年三月陸軍騎兵少尉となり、仝廿四年四月當家の養子となり仝廿七八年の役に戰功あり勳六等功五級に叙し瑞寶章及金瑋勳章並に年金三百圓を賜ふ、仝廿九年六月中尉に任し仝三十一年一月陸軍士官學校敎官に補し、仝年十月大尉に任し仝卅二年獸醫學校副官兼同校敎官に、仝卅三年五月近衛騎兵聯隊中隊長に補せられ仝廿六年五月正八位に、仝廿九年七月從七位に仝三十年十一月從五位に叙せらる、君現今の肩書は從四位勳四等功四級男爵なり

從三位　男爵　中村覺君

君は舊彦根藩士にして安政元年二月二十日を以て生れ明治八年一月陸軍少尉に任し仝十年五月陸軍中尉となり、仝十四年四月陸軍大尉となり仝十九年五月陸軍少佐に、仝二十五年九月陸軍中佐に任せられ仝二十七年十二月陸軍大佐に昇進し、仝三十二年九月陸軍少將に任し仝三十八年七月三十七八年戰役の功に依り陸軍中將に任せられ、次て第十五師團長となり後勳功に依り特旨を以て華族に列し男爵を授けられ侍從武官長に任せらる、君現今の奏職は陸軍中將侍從武官長從三位勳一等功二級男爵なり

正四位　男爵　中村雄次郎君

君は三重縣士族中村一貫の二男にして嘉永五年二月晦日を以て生れ、明治十六年三月分家して一家を創立す夙に身を軍籍に列し明治七年陸軍中尉に任し爾來累進して仝三十五年陸軍中將に陞り陸軍次官兼軍務部長より轉して製鐵所長官となる、仝三十七年貴族院議員に勅選せられ現に兼職にあり日清役の功により勳四等功四級に、日露戰役の功に依り勳一等に叙せられ四十年九月特旨を以て華族に列し、男爵を授けらる、君現今の肩書は豫備陸軍中將製鐵所長官貴族院議員にして正四位勳一等功四級男爵なり

む之部

從四位　伯爵　陸奥廣吉君

當家は世々和歌山藩士にして、先代陸奥宗光より家聲を揚く、宗光幼名を伊達陽之助といふ、維新の際同藩の老職と議合はす藩を脫して土佐に趣き坂本、後藤等の諸豪傑と交を結ひ又山口に遊び、伊藤井上等の諸傑に依り與に國事に東奔西走せ、明治元年擧げられて外國事務局御用掛となり、累進して元老院幹事となる仝十一年六月國事犯の事に坐して官位を褫奪され宮城の獄に幽せらる、獄中英國ベンザムの著、利學正宗の譯あり、同十六年四月特赦を以て出獄し後歐州に遊び泰西の文物制度を達觀して歸朝す、

同十九年十月辦理公使となり、仝二十年四月特命全權公使に進み、同廿一年二月米國華盛頓府在勤を命ぜられ在勤中墨西哥と條約を締結す、同廿三年五月農商務大臣となり同三年七月衆議院議員となる、大臣にして衆議院議員となれるは並び君を以て嚆矢とす同廿五年三月樞密顧問官となり、同廿六年外務大臣に任し、同廿七年勤功に依り華族に列し子爵を授けらる、同年九月日清の役遇るや宗光全權辨理大臣を仰付られ伊藤博文と共に馬關に出張して媾和條約を締結其勤功を以て伯爵に陞叙し、同廿九年五月病を以て官を辭し特に前官の禮遇を賜ふ、翌六月鵠海保養のため布哇に遊ひ同年八月歸朝し其月廿四日を以て大磯に薨す、享年五十四歳、君は其長男なり明治二年三月五日を以て生る、同廿年一月英國倫敦に遊學し同第ユニバーシチー、コーレッジに通學し同廿二年ケンブリッヂ大學に入學し、同廿六年十一月インナーテンプル全體を卒りバリストルの學位を受け翌廿七年一月歸朝す同年八月外務翻譯官に任し同月通商局勤務を仰付られ、同年九月御用有之大本營所在地へ出張仰付られ、同年十月從七位に叙せられ同廿八年一月大本營附仰付られ、同年五月政務局兼務を仰付られ同年九月從五位に叙せられ、同年十月外交官補に任し勤六等に叙せられ清國在勤を命せらる、同廿九年八月公使官三等書記官に任し米國在勤を命せられ、同三十年三等領事に任し同月桑港在勤を命せられ、同卅年三月一等領事に任し、同卅二年十二月正五位に叙せらる、同卅三年十二月公使館二等書記官に任し伊國在勤を命せられ後昇叙せられて從四位勤四等に至る、同廿八年十一月明治廿七八年事件に功あり勳章及ひ金二千圓を授與せられ、同卅年家督を相續す現今の肩書は大使館一等書記官從四位勤四等伯爵なり

伯爵 室町公 藤君

當家は舊稱四辻氏、內大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代裔中納言通季の裔太政大臣一條公經の四男正二位大納言實藤の後なり、實藤より公重、實爲、公泰、實鄕、季實、季茂、季保、季泰、季經、俊季、實仲、公貴、季公、遠季、滿公、理季、賢季、輔公、韶公、尙季、藤公、萬公、說公、績公、公賀を經て世々家職として音學を掌り箏道を奏し從四位公鹿に至る明治十七年六月家號を室町と改め、仝年七月伯爵を授けらる而して公大繼く公大明治元年二月廿四日を以て京都に生れ幼名を蜂太郎と云ひ仝廿一年三月公大と改む、仝廿二年十二月從五位に叙せられ仝廿三年一月邦滿して天盃を賜はり仝年五月家督を相續して襲爵仰付けられ、仝廿六年六月正五位に叙せられ仝三十年一月皇太后陛下御葬儀前奉仕仰付けられ仝年七月從四位に叙せらる、仝三十三年九月皇大神宮臨時選御に付御神樂奉仕として參向仰付けられ、既にして公藤繼き襲爵仰付ける

從三位 子爵 梅小路定行 君

當家は內大臣藤原鎌足七代內舍人良門の後裔從一位內大臣清閑寺共房の三男正二位前權大納言定矩の後なり、定矩別に一家をなし家號を梅小路と稱す、それより共方、方喬、共經、定扇、共之、定肖、定德、定輯を經て從

四位に仝三十三年十二月正四位に仝四十二年十二月從三位に叙せらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位子爵なり

正五位 子爵 梅溪通簗 君

當家は村上天皇の皇子中務卿具平親王の子右大臣師房の裔權大納言久我敦通の子、左中將通世の後なり、それより季通、英通、通條、通中、通賢、通同、修通、通修を經て從二位通善に至る、通善文政四年七月十九日を以て京都に生る、天保五年正月元服して昇殿を聽され、明治十七年七月子爵を授けられ、維新前は侍從右近衛少將參議等を歷官し、以後は辨事、式部官、殿業等を拜命したり、君は其の長男にして天保二年五月四日を以て生る、弘化元年十一月元服して昇殿を聽され從五位上に叙せられ万延元年侍從に任す、慶應三年正月孝明天皇御當色を賜ひ、仝卅二年十一月襲爵仰付けられ、仝卅三年一月七十歳の高齡に達し思召を以て御紋付御盃一個、並に酒肴料を下賜せらる

天保十二年十二月從五位下に弘化元年十一月從五位上に、嘉永元年正月正五位下に文久元年九月正四位上に、仝廿年十二月從三位に、仝三十二年十二月正三位に叙せられ後昇敍せられて從二位となる

文久二年九月學習院有職となり、明治元年八月徴學所御用掛となり、仝二年一月右近衛權少將に任し仝年三月學校御用掛となり、仝五年八月男山八幡宮大宮司兼平野神社、稻荷神社大宮司に任し仝六年三月兼權少敎正に補し仝七年六月兼權中敎正に補し仝十五年二月平野神社宮司に任せらる、君は北嗣子にして元治元年十月四日を以て生れ其の家督を相續す

正四位 子爵 梅園實師 君

當家は內大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六代裔中納言通季の裔、從四位下左中將橋本實勝の二男正三位實清の後なり、實清は橋本季景の男にして別に一家をなし梅園と云ふ、それより季保、實邦、久季、實繩、成季、實兄、實矩を經て正三位前右兵衛督實別に至る、君は其孫にして文久元年十一月一日を以て生る、實紀は文政十年十一月九日を以て京都に生る、天保十三年正月元服昇殿を聽され、尋て侍從に任し爾來宮中に出仕す、明治十七年三月皇城炎上の節獻金の賞として木杯一個を下賜せられ、仝年七月子爵を授けられ仝十九年一月追々老年に及ひたるに付思召を以て御手許より金五十圓を下賜せられ、仝廿九年一月七十歳の高齡に付思召を以て御紋付御杯及酒肴料を下賜せられ、弘化四年十二月侍從に任し安政四年十二月右權少將に任し、万延元年七月儲君親王家司となり、元治元年三月右權中將に任し明治九年十二月叙子內親王祇候を、仝十五年一月京都宮殿勤番を仝

十六年十月殿寮を仰付けらる君は其家督を相續し現今の肩書は正四位子爵なり

従三位　男爵　村田經芳君

君は薩摩鹿兒島藩士村田經德の男にして天保九年六月十月を以て生れ幼より武を好み甲州合傳、山鹿の諸流及蘭式の兵法を學ふ、偶藩主島津齊興砲術館の設立あり、君入つて蘭式を專攻し當時擾夷の說盛にして勢ひ遂に洋式を排せんとするに至るも君毫も屈する所なく、孜々として之を研究し其蘊奥を探るを得、進んで後裝銃を發明し後藩主の命を受け更に思考を加へ銳意其製作に從事したり、幾くもなくして寺島、森、島山、鮫島、町田等の諸傑士藩の擢拔により歐洲に留學を命せらるゝや君亦其撰中にあり然れども藩主は未た君か新銃を發明して漸く製作に就きたる所なるを以て、將來の經營を徒然に歸せしむるを憂ひ遂に其撰を洩るに至れり、後藩撰の俊才と共に江戸に出て、英式操練法を研究し時に英國公使ハアターに射的術を質し大に得る所あり、戊辰の役起るや小隊長として伏見鳥羽の間に奮戰し、尋て越後に出張し進んで東北に戰ひ至る所戰利あらさるはなし、遂に平定の功を奏す、明治二年上京の命を受け陸軍大尉に任し近衛隊に入る、後射的學校（現今の戸山學校）に入り特意の射的術を敎授す、仝八年初め歐洲に航し大陸諸國を歷遊し至る所に於て射術を講究し、且つ各所の射術競爭に勝を制し其名遠く海外に擧きたり、明治十年西南の役起るや茲ぞ軍銃の試驗期なりと戰闘線内に出て各兵士の發射する所を視察し、且つ自ら銃を採つて試驗し爲に激戰に會して重傷を負ひたり、然れとも屈せす後三年にして多年の目的を成就し完全なる銃器の發明を遂け軍用銃に採用するに至れり、仝十八年亦連發銃を發明し、仝廿年仝銃亦軍用銃に採用せられ仝廿二年命を受けて再ひ歐洲に歷遊し、羅馬府に於て伊國皇帝の拜謁を賜はり其發明する所の連發銃を進獻し大に感賞せられ、軍器の發明は軍隊を增加するよりも猶勝るもの多しとの勅語を賜ひ、且つ歐洲各國の專門家よりは何れも非常に賞讚を受けたり、猶君か發明に係る重なるものを擧くれは單發軍用銃、連發軍用銃、室內射的銃、彈藥盒其他軍刀、軍用水筒、陣鍋、帶劍器、野戰通信器等なり、君現今の肩書は陸軍少將貴族院議員從三位勳一等男爵なり

従三位　男爵　村上敬次郎君

君は安藝國の人早くより身を海軍部内に投し絶へす文武の兩道を修めて怠らず、特に經濟學を好みて身に軍職を帶び日常の激務に遂はれながらも決して乙れが研究を怠たりし事なし、曾つて佛山伯爵が海軍大臣たりし際擧られて其秘書官となり次で主計大監となり、二十七八年の役には功を以て勳五等功四級に叙せられ金瑞勳章を賜はる、爾來吳鎭守府監督部長等を經て海軍主計總監となり尋で海軍經理局長に轉じ、省內至重の要職にあり偉勳に依り特に陞叙せられて華族に列し男爵を授けらる、後累進して貴族院議員となり位は順次昇叙せられて從三位となり勳一等功一級を賜ふ、君現時の肩書は從三位勳一等功一級貴族院議員海軍主計總監なり

正五位　男爵　村井長八郎君

當家は薩金澤藩の國老として世々一万六千五百石を領し、先代村井又兵衛

に至る君は其長男にして明治十四年二月二十八日を以て生れ、同廿四年八月七日家督を相續し同卅四年三月從五位に叙せられ後正五位となる

従四位　男爵　村木雅美君

君は高知縣士族村木保次の長男にして安政三年十月十八日を以て生れ同六年五月家督を相續し、明治八年陸軍士官學校に入り同十二年陸軍砲兵少尉に任せられ同十三年佛國留學仰付られ、爾來累進して同三十九年七月陸軍中將に陞任す其間陸軍士官學校敎官、陸軍大臣秘書官、陸軍省副官、大阪砲兵工廠副提理等の榮職に歷補し現時東宮武官長兼東宮太夫たり、曩に日清戰役の功に依り勳六等功四級金瑞勳章を賜り、日露戰役の功に依りて勳二等に陞叙し同四十年特に華族に列し男爵を受けらる、君現今の榮職は東宮武官長兼東宮大夫にして從四位勳二等功四級男爵陸軍中將たり

男爵　向山均君

當家は先代愼吉により順はる、愼吉夙に身を軍籍に置き明治十四年海軍少尉に任し爾來累進して三十八年十一月海軍中將に昇任せ、其間大和、高雄、秋津洲、淺間、敷島の各艦長として功績を揚け次で英國公使館附武官として令名あり、其他鎭遠、佐世保各鎭守府長官及び海軍工廠長、竹敷要港部司令長官等に歷補せられ殊に日清、日露の兩戰役に際して偉勳を樹て其功に依り正四位勳二等に叙せられ功三級金瑞勳章を賜ひ特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、四十三年十二月病を以て薨す、君は其長男にして明治二十四年十月二十九日を以て生れ仝四十三年十二月家督を相續し襲爵

う之部

従二位　伯爵　上杉茂憲君

當家は內大臣藤原鎌足の孫內舍人良門の裔にして、良門より高藤、定方、頼朝、爲輔、能孝、頼明、憲輔、盛實、顯憲、盛憲、清房を經て征夷大將軍重房に至り上杉と號す、それより頼重、憲房、憲顯、憲方、憲定、憲基、憲實、憲忠、房顯、顯定、憲寬を經て修理大夫憲政に至る、憲政關東の管領たり、屢々北條氏康と戰ひ利あらす遂に越後に奔り其國主長尾景虎に寄る、景虎禮を厚くして遇待す、憲政管領職及び綸旨、系圖、錦幟を景虎に讓り猶子となす、景虎更に族を上杉と稱し憲政を次郎に沿き厩倉三百貫を附す、景虎幼名を猿松丸又虎千代と云ふ、平良文の裔長尾爲景の第三子也、永祿二年上京して宮闕に謁し將軍を拜し改めて管領職を賜はり將軍の偏諱を受けて輝虎と改稱し、同三年大軍を率ゐて小田原に趣き、北條氏を討ち武田信玄と川中島に戰ひ七年間勝負の中に干戈を交ゆ、陣中信玄の死を聞き嘆して曰く嗚呼惜い哉、當時英傑と稱するもの獨り信玄のみ、斯人死せは則ち山東の弓箭捏ぎ為に都邑必ず靖からじ向後甲信に向つて銃矢を發する勿れと、輝虎武事に因りて佛に依事し剃髮して謙信と號す、每歲法會を修めて以て冥福を祈り終世素食して婦女に近かす、常に戒を持するを以て關子なし後北條氏康と和し其七男三郎景虎を養ふ、謙信卒するに及び其遺領を景虎及び外甥喜平景勝に分ち與ふ、景虎、景勝互に所領を爭ふて戰闘し北越大に亂る、是に於て織田信長其隙に乘し志を北陸に遂ふせ

んと欲し佐久間、前田、柴田の三將をして勸に寇はしむ、景勝武田勝頼の援を得て景虎の軍に勝ち景虎終に自殺す、景勝天正十三年豊臣秀吉と和し仝十一年三月小田原征伐に從軍し仝十九年九戸正實を伐ちて戰功あり、後征明の役那古耶の行營に從ふ、文祿三年從三位に進み權中納言となり慶長二年六月小早川隆景に代りて大老に列し仝三年正月徒りて會津に封せられ舊封庄内を併せて百二十万石を領す、仝五年石田三成と謀を合せ東西徳川氏を攻め三成亡ぶに及び其所領の中九十萬石を奪はれ羽州米澤に移さる、それより定勝、綱勝を經て嗣子なし外戚上野介吉良義央の嫡男其後を享く乃ち彈正大弼綱憲なり、幕府其所領の事を減して十五萬石となす、それより吉憲、宗憲、宗房、重定、治憲、治廣、齊定を經て從三位齊憲に至る、君は其長男にして弘化元年二月二十八日を以て出羽米澤に生れ幼名を龍千代また喜平次といひ後ち喜憲と稱す、万延元年元服して侍從兼式部大輔に任し從四位下に叙せら將軍家茂より偏諱を受けて茂憲と改む、戊辰の始め松平容保等と同盟して共に皇師に抗し後翻然悟る所あり上書伏罪して官軍に降り奥羽總督の命を奉じ兵を出して庄内を征討し之を平く、明治元年出羽米澤十四万七千二百四十八石の封を襲ぎ同二年三月表を上つて版籍を奉還す、同五年英國に留學し同六年十二月歸朝し同十七年七月伯爵を授けられ同廿七八年戰役の際報國の旨意を以て軍費の内へ金四千圓を献納し及從軍者家族扶助として金千圓を寄附し、同卅年九月其賞として金盃一個を下賜せらる、君現今の肩書は錦鷄間祇候從二位勳三等伯爵なり

從五位　伯爵　上野正雄君

當家は明治三十年七月當主の起る處なり、君實は北白川宮能久親王の御子にして明治二十三年七月十六日を以て生れ明治三十年七月新に一家を起し華族に列し伯爵を授けられ後從五位に叙せらる、君現今の肩書は從五位伯爵なり

正五位　男爵　上田宗雄君

當家は薩鹿兒島藩の國老として世々祿二万石を領し、先々代上田讓翁に至る、夫れより龜次郎を經て君に至る、龜次郎は其長男にして嘉永二年十一月十九日を以て生れ明治十六年六月家督を相續す、仝三十三年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けられ、仝年六月從五位に叙せられ仝十七年十二月權少講義に補せらる、君は明治十六年五月九日の生にして其家督を相續し現今の肩書は正五位男爵なり

俊五位　男爵　内海勝二君

先代忠勝君は山口藩士吉用次介の四男にして舊名を精一といふ、後同藩士内海龜之進の養子となり其家を襲ぐ、明治元年六月兵庫斷獄局出仕を命せられ仝二年九月兵庫縣少參事に任し、後神奈川及大坂府に轉じ仝十一年長崎縣令となり、佐賀藩加地子處分の事に付指揮勉勵措置宜しきを得、其賞として物品を賜ふ、仝十七年三重縣に仝十八年兵庫縣に轉任し、仝二十二年長野縣に仝二十四年神奈川縣に仝二十八年大坂府に、仝三十年京都府に轉任す、以上記する如く地方長官たること三十年而して精勵一日の如し、仝三十三年三月會計檢査院長に任し、仝年五月勳功に依つて華族に列し男爵を授けられ君は其後を嗣ぐ、明治二十年一月三日に生れ後家督を相續し襲爵付らるせられ次て清國駐劄を命せられ日露戰役後大使に進み埃國に駐劄し、尚公使として瑞西を兼勤し、尋て特命全權大使として米國に轉し、仝四十四年八月日米條約改正の功に依り昇叙して子爵に叙せられ、次て西園寺内閣の成立さるゝや入つて外務大臣となる、君現今の肩書は從三位勳一等男爵なり

從三位　子爵　植村家壺君

當家は清和天皇の皇孫鎭守府將軍源經基三世攝津守頼光の支裔、土岐光時の末葉植村源三郎時益の後なりその子氏義を經て出羽守氏明に至り徳川氏に仕へて勳功あり、和州高取に落主として二万五千石を領す、それより家存、家次、家政、家貞、政成、家言、家敬、家教、家貴、家與を經て從四位家保に至る、君は弘化四年十月十五日を以て生れ幼名を剣八郎と云ひ慶應三年十二月先代家保の養子となり明治元年閏四月和州高取二万五千石の封を襲ぎ、仝十七年七月華族に列し子爵を授けらる、君現今の肩書は從三位子爵なり

從三位　子爵　植村家壺君

當家は村上天皇の皇子中務卿具平親王の子右大臣師房の末葉、從二位權中納言岩倉具起の二男正二位權大納言千種有能の末子正三位參議雅永の後なり、雅永別に一家を成し家號を植松と稱す、雅永より雅考、賞雅を經て從三位幸雄に至る幸雄實暦年間皇權回復の謀畧に與し貢職を蒙りしか、明治に至り天皇其至意を追嘉せられ正三位を贈らる、それより雅陳、文雅、雅緒、雅裴、雅言を經て從四位雅德に至る君はその男なり、嘉永六年十二月廿八日を以て京都に生れ文久二年正月從五位下に、同年二月元服して昇殿を聽さる慶應二年八月從五位上に叙せられ、明治七年六月大藏省記錄寮十一等出仕に補し、仝十四年六六月會計檢査院屬に任し仝十七年七月檢査官補を命せられ、仝廿年十二月正五位に仝廿五年七月從四位に仝卅年七月正四位に叙せられ後昇叙せられて從三位に至る、君現今の肩書は從三位子爵なり

從三位　子爵　内田康哉君

君は薩熊本藩士内田玄眞の長男にして慶應元年八月十日を以て生る、明治二十年法科大學を卒業して法學士となり直に交際官試補を拜命し、ワシントンに在勤仝二十三年農商務大臣秘書官に任し、仝二十五年外務省書記官に任し爾來公使官書記官、公使官二等書記官、同一等書記官、辨理公使、通信局長、商務局長等に歴任し仝三十二年特命全權公使に親任せられ政務局長を兼ね、仝三十三年外務總長官に任し、仝三十四年特命全權公使に任

全七年従五位下に叙せられ、文久三年十二月元服して昇殿を聴され全月従五位上に次て従五位に叙し中務權少輔となり、後侍従に任し明治五年祖父蒔光の家督を相續し全九年陸軍少尉に任じ全十二年三月陸軍中尉に進み全十七年七月子爵を授けられ、後累進して陸軍歩兵少佐となり貴族院議員となる、位記は正三位に進む、君現今の肩書は陸軍歩兵少佐貴族院議員正三位勲三等功五級子爵なり

従三位　男爵　瓜生外吉君

君は薩加州金澤の藩士にして安政四年正月二日を以て生れ幼より軍籍に身を委ね、長して海軍々人となり日清の役及び三十七八年戦役の際の如きは大に軍功を顯はし、累進して海軍中將となり偉功に依り特に陞して華族に列し男爵を授けらる、君現今の肩書は海軍中將勲一等功二級男爵なり

従四位　子爵　裏辻彦六郎君

當家は内大臣藤原鎌足十一代太政大臣公季六世遠季の裔従一位西園寺公經の男左大臣實雄の後なり、それより公守、實明、公茲、忠季、公忠、實秀、博季、公兼、實胤、公俶、季秀、秀康を經て正三位秀福に至り岐れて一家を爲し家號を裏辻といふ、それより實景、季盛、公視、實本、公理、實和公周、實孚を經て従三位公愛に至る、君は其六男にして明治八年四月一日を以て生れ、全十五年十二月六日家督を相續し、全十七年七月子爵を授けられ全三十年十二月士官候補生となり、全三十三年六月陸軍歩兵少尉に任じ後累進して陸軍歩兵大尉となる位勲は従四位に叙し勲五等功五級に陞せらる

従五位　子爵　上杉勝憲君

當家は内大臣藤原鎌足七代内舎人良門の裔従四位下侍従彈正大弼上杉宗憲の四男従五位下駿河守勝周の後なり、勝周兄民部大輔吉憲より新田一万石を分與され別に一家をなせ、それより勝承、勝定、勝義、勝道を經て正四位子爵勝賢に至る君は其後を享く、君實は正三位上杉茂憲の男にして明治十九年五月六日を以て生る、幼名を恒憲といひ全廿八年七月五日先代勝賢の養子となり全卅一年十月廿六日家督を相續し今の名に改め全年十月襲爵を仰付けらる、君現今の肩書は従五位子爵なり

の之部

正五位　侯爵　野津鎮之助君

當家は野津鎮屋の裔にして世々鹿兒島藩士たり、鎮屋四世の孫を柴助と云ふ其子鎮雄天保六年九月を以て生れ幼名を七左衛門と稱す、夙に勤王の大志あり有爲の士と交を結んで日夜國事に奔走したり、慶應三年藩兵五番小隊監軍となり戊辰の役幕兵と鳥羽に戰ひ尋て王師に從ひて東征し、下野岩井澤の賊を破り野州關屋の賊を平け、奥州白河城を抜き會津若松城を降し明治二年大隊長に補せられ全二年五月函館に出征し、榎本釜次郎、大島圭介と戰うて之を挫き凱歌を奏して歸京す、朝廷之を賞して賞典米八石を賜ふ、全五年九月陸軍少將に進み全十年西南の役に亦兵を率ゐて出征し晉陸勇戰遂に大功を奏す、其勲功により勲二等に叙し旭日重光章を賜はる、全十一年十一月陸軍中將に任し中部監軍部長となる、全十三年七月病に罹て卒す　天皇哀惜し玉ひ岩倉具綱を遣して正三位を贈り勅賜及金幣（目錄金二千五百圓）を贈よ

夙に王事に勤め久しく國職を奉じ心を軍制に盡す、乱を佐賀に平け鹿兒島に殪す何ぞ曾に國の良將のみならんや實に朕の忠臣となす、前に盛亡を聞き痛悼に堪へず仍て正三位を賜り併て金幣を賜ふ

後更に遺族へ金七千圓を下賜せらる、道貫は其弟にして、君は先代道貫の男、明治十六年七月八日を以て生る、先代道貫は、天保十二年十一月三日を以て生れ初め七次と稱す、夙に勤王の大志を抱き兄七左衛門と國事に奔走す、安政中藩主島津公兵制を改革し西洋式を用ふるに及ひ君命を受けて江戸に赴き江川太郎左衛門の塾に入り銃砲の術を講究し後藩兵六番隊長に拔擢されて京師に祗役す、維新の役伏見鳥羽より東山道を經て常總の野に追撃し更に越後に轉戰し右脚を傷り、平定の後藩兵二番大隊教導に任せられ明治四年四月兵を率ゐて東上す、是時に當つて藩論廢刀の事に關して兩派に分る桐野利秋等固く帶刀論を執つて動かす、君は夙に脫刀論者なるを以て桐野等と論する處あり遂に脫刀に決す、翌五年大佐に進み陸軍省軍務局長に任し、全六年の冬西郷大將征韓論の結果冠を挂けて歸藩するに至り篠原、桐野以下之に從ふ、君素より西郷の徒なりしと雖も此擧に關しては深く意見を異にする處あり斷然袂を分つに至る、全九年米國費府萬國博覽會に出張を命せられ傍ら同國の軍事に就き視察する所あり、全十年西南の役起るや參謀長として九州各地に激戰し賊軍其驍勇に畏る、全年九月田原坂の戰に賊兵險に據り飛丸雨射官軍將に大敗せんとす、依て砲隊をして之

を攻撃せしめんとするも道險にして砲車を通ずる能はず、君之を目し自ら陣頭に立て砲兵を叱咤し之を高所に引上げ以て賊を攻撃し遂に其嶮を陷るを得たり朝廷其功を賞して勲三等に叙し旭日中綬章を賜ふ、仝十七年七月特旨を以て子爵を授け華族に列せらる、仝十八年二月特派全權大使伊藤博文に隨行して天津條約を締結し歸朝の後陸軍中將に任し廣島鎮臺司令官となる、明治廿七八年戰役起るに及んで同師團を率ゐて先登第一に出征し、山縣第一軍司令官の歸朝に及ふや其後職に補せられ平壤を陷れ、九連城を拔き續いて蓋平に、海城に、牛莊に、營口に、田庄臺に連戰連捷し其間攻城野戰に或は風雨に暴露すること二百三十餘日に亘る、凱旋の後其勲功を以て仝廿八年三月陸軍大將に任し仝年八月伯爵に昇叙せられ功二級に叙し金瑞勲章並に年金千圓及旭日大綬章を授け賜ふ、明治卅七八年戰役の起るや國家に盡すこと深大なり其功に依り侯爵に昇叙せらる、君は家督を相續し現今正五位勲六等に至る

從二位　伯爵　乃木希典君

君は舊山口藩乃士木希次の長男にして嘉永三年十一月十一日を以て生れ、維新の當初天下の志士と共に國事に奔走し戊辰の役各地に勇戰健闘して功あり後身を陸軍に委ね明治四年陸軍少佐に任し、仝十年鹿兒島の役に從軍して功あり陸軍中佐に進み歩兵第十四聯隊長となる、仝十三年大佐に仝十八年少將に任し仝二十五年第一旅團長に任す、仝二十七年日清事件起るや仝年十月臺灣征討軍第二旅團長を以て補し、金瑞勲章及年金七百圓を賜ひ勲功に依つて華族に列し男爵を授けられ仝二十九年臺灣總督に任し明治三十一年第十一師團長に補せられ後累進して陸軍大將に任せられ特に陸叙して伯爵を授けらる、

明治四年十二月正七位に仝六年從六位に、仝十一年一月勲四等に仝十二年十二月正六位に、仝十三年六月從五位に仝十八年四月勲三等旭日中綬章に仝年七月正五位に仝十九年十月從四位に仝二十六年七月正四位に、仝二十九年五月勲二等瑞寶章に、仝二十八年功三級（賜金瑞勲章及旭日重光章）に、仝二十九年十二月從三位に、仝三十年六月勲一等（賜瑞寶章）に叙せられ、尋て日露の功に、依り從二位に叙せられ功一級を賜はる、君現今の肩書は陸軍大將軍事參議官、學習院長、宮内省御用掛、從二位勲一等功一級伯爵なり

從二位　子爵　野宮定穀君

當家は内大臣藤原鎌足十三世攝政關白師實の支裔、從一位左大臣花山院定熙の子從四位右少將忠長の後なり、其子正二位定逸元和八年後水尾帝の叡旨に依り、別に一家を取立てられ稱號を野宮と賜ふ、それより定榮、定基定俊、定之、定晴、定業、定靜、定祥を經て正二位功に至り君其後を繼く、君實は從二位竹屋光有の次男にして嘉永六年七月十七日を以て京都に生る、慶應二年十二月二日先代定功の養子となり明治元年五月元服して昇殿をゆるされ仝十三年十二月家督を相續し仝十七年七月子爵を授けらる、君現今の肩書は貴族院議員從三位勲四等子爵なり

正三位　男爵　野村素介君

君は山口藩士有地行任の男にして、天保十三年五月十八日を以て生れ幼名

を縫輔と稱す、文久三年同藩野村正名の養子となり其實融（三百石）を襲き今の名に改む、幼より學を好み鹽谷宕陰に就て學ぶ、万延元年萩の明倫館に入り其館長となる、文久三年南海各地を巡遊し後京師に上る、時に大將軍入朝なし諸藩亦悉く京師に聚り天下の風雲甚た穩かならず、君藩主を輔佐して朝旨を遵奉し大に王事に盡瘁す、幾くもなくして幕府征長の擧あり君之を遮へて各所に戰ひ常に之に提つ、及び四邊に蜂起せる暴徒を蕩掃す、藩主其功を賞し劍一振を賜ふ、明治二年十月山口藩大參事となり仝十二月脫隊の變あり君其巨魁を刑し事平和に歸す、仝四年三月歸朝し茨城縣參事に任せらる、君之を辭し後文部省に入り又元老院に轉し、仝廿三年九月貴族院議員に勅選せられ仝卅三年五月勲功に依り華族に列せられ特に男爵を授けらる、明治五年年十月正六位に仝六年二月從五位に仝十三年十二月從四位に、仝十五年十二月勲三等（賜旭日中綬章）に仝十九年十月從三位に、仝廿一年五月勲二等（賜旭日重光章）に、仝廿七年五月正三位に叙せらる、現今の肩書錦鷄間祇候貴族院議員正三位勲一等男爵なり

正三位　男爵　野田豁通君

當君は舊熊本藩士石光文平の三男にして弘化元年七月廿四日を以て熊本縣赤日村に生る、幼名を大造と言ひ年甫めて十五にして同藩士野田淳平の養子となり其姓を冒す、幼より文武の道を好み其名夙に顯る、明治元年戊辰の際藩命にて京都に遊學中參與横井平四郎の家塾より徵されて、備後福山越前大野両藩の兵を督し海路秋田に赴き同地平定せしにより歸航中兩館に於て舊幕脫艦の襲撃に會し、官兵不利にして一旦靑森に退き尋て全軍の監

退職豫備に入り従三位に叙せられ尋て貴族院議員となり全三十七八年事件の功に依り旭日大綬章を賜ふ、全四十四年正三位に叙せられ、君現今の肩書は陸軍主計總監貴族院議員正三位勳一等功三級男爵なり

正五位　甲爵　野村友太郎君

當家は高知藩士野村龜の長男維章の起す處なり、維章弘化元年四月八日を以て高知市小高坂に生れ文久二年三月藩の砲術教授となり、全三年軍艦習練御用を命せらる、明治元年參謀副役となり奥羽の賊徒を追討し指揮其機を誤らず尠勵勇戰中定の功を奏す、後其賞として短刀及金二千疋を賜ふ、明治五年八月運卒檣總長となり、翌年十月奈川縣大屬に任し、後多年職を地方に奉し全十三年二月大審院に入り全年十二月宮城控訴院檢事となり、後ち東京、大坂、函館等に轉し控訴院長及檢事長として其名あり全卅三年五月特旨により華族に列せられ男爵を授けらる、君は其嗣子として明治十八年三月六日を以て生れ後家督を相續し襲爵を仰付けらる

正五位　子爵　野村益三君

當家は先代山口藩士野村靖より起る、靖天保十三年八月六日を以て生れ幼にして讀書を好み吉田松陰の門に入つて學ふ、幕府末路に際し藩士永井雅樂公武合体論を主唱し藩主毛利慶親に勸めて之を圖らしむ、時に松陰獄中にありて藩主の將に發覺せんとするを聞き書を靖の兄入江九市に寄せて其引止策を講ぜしむ、九市故あり靖時に年甫めて十八歳代つて其任に當り藩を奠つて二十條金を得、夜に乘して萩を辭し伏見に往て藩主を途に要し死を以て之を爭はんとす那中途にして發覺し遂に囹圄の人となる、幾くもなくして出獄し爾來王事に奔走し謀策する所少なからず、明治四年九月宮内權大丞に任せられ尋て外務大記に任し、全年十月特命全權大使岩倉具視に隨うて歐米各國を巡視し大に得る所あり、全六年七月歸朝し全九年一月特命全權辨理大臣黒田清隆に隨うて朝鮮に赴き稗益する所多し、全卅三月歸朝して勳語及白羽二重二疋金百二十圓を下賜せられ、全十一年七月神奈川縣令に任し全十四年八月地租改正の事に勉勵し其賞として白縮緬三疋を下賜せられ全十九年三月遞信次官に任し、全廿年五月特旨を以て華族に列せられ特に子爵を授けらる、全廿一年樞密顧問官に任し全廿七年十月内務大臣に任し爾來顯要の諸官を歷任し各國皇帝陛下より贈與せられし勳章十數種に及ぶ、君は其男にして明治八年三月五日を以て生れ後從五位に叙せられ次て其家督を相續し襲爵を仰付けられ正五位に叙せらる、君現今の肩書は正五位子爵なり

男爵　野崎貞義君

先代貞澄は鹿兒島藩士野崎善助の長男にして鏡知流海田某に就て槍術を練磨す、文久三年藩の遊軍隊に入り京師を警衛す戊辰の役九番隊軍監となり伏見島羽に戰ひ尋いで奥羽に出兵し鎭定の功を奏す、明治四年四月徵集により、一番大隊長敎頭にて上京し、全年七月陸軍大尉に任し、全十年西南の役起るや征討の命を受けて第二旅團に編入され各所に苦戰して勳功あり時に中佐たり、凱旋の後直に大佐に任せられ全十五年少將に進み全二十五年五月特旨を以て華族に列し男爵を授けられ全二十二年中將に昇任し第六師團長となり全二十七年日清事件起るや從軍して偉功あり勳一等に叙せらる、君は其後を嗣ぐ、全二十六年一月十日を以て生れ、現今の肩書は男爵なり

く之部

從三位　公爵　九條道實君

當家は内大臣藤原鎌足の後を享け其子不比等より房前、真楯、内麻、冬嗣葉經、忠平と代を經て其次の師輔といふ人邸を九條に搆へられしかは世に九條の右相府と稱せられそれより家號を九條と改めたる由、其子道長より又賴長、師實、師通、忠實、忠通と系を享け來りて忠通の子兼實といふ人年漸く十歳にして禁色昇殿を聽され十八歳にして右大臣に任せられたる程の英物にて文治元年太政大臣にまで升進し頗る治績あり、後佛に歸依して法性寺入道月輪禪閤と稱す、彼の親鸞上人の宗義を興起せられしも兼實の助力によるもの多かりしとされはにや同家の祖として系譜に自然大書せられぬ、次は良通其次は良經にて和歌に堪能にて其子の道家といふ人は光明峰寺、東福寺を建立して名高く、それより敎實忠家忠敎、師敎、房實、道敎經敎、忠基、滿敎、政基、尚經、植通、兼孝、幸家、道房、兼晴、輔實、師孝、幸敎、植基、尚實、道前、輔家、輔嗣、尚忠、幸經と世に攝政關白を襲き常に皇室の外戚を以て天皇を輔佐し奉れり、道孝は天保十一年五月朔日を以て京都に生れ幼名を優麿といひ安政元年十二月從五位に叙せられ全年全月從四位下に叙せられ、全二年九月正四位下に叙せられ全三年正月從三位に叙せられ全五年十二月正三位に叙せらる、文久三年十一月正二位に叙せられ明治元年四月奥羽出陣中從一位に叙せられ、全十四年七月勳一等に叙せられ全三十三年五月大勳位に叙せらる

君は其嗣子にして明治二年十二月十五日を以て生れ其後を嗣ぎ後累進して從三位となり掌典次長となり、侍從職御用掛を仰付けられ貴族院議員に列す、君現今の肩書は掌典次長侍從職御用掛、貴族院議員從三位勳六等公爵なり

正三位　候爵　黒田長成君

當家は宇多天皇の皇孫左大臣雅信の後裔佐々木秀義の曾孫、京極近江守氏信の男佐渡守滿信の二男左衛門宗清の後なり、宗清近江國黒田の邑に住せしを以て爾來黒田を氏と爲す、それより高潛、宗信、高敎、高宗を經て數代の後高政に至り江州より備前福岡の里に移住す、其子下總重隆播州姫路に轉居しそれより職隆、孝高に至る、孝高騎射をよく才亦衆に勝る天文元年京師に入り信長に謁す信長密に曰く他日九州中國を伐は卿を以て先鋒と爲すへしと、此時孝高秀吉の英姿を見て深く結納せり全五年秀吉播州に下りし時中國に於て弓箭を執るへき三策を定む、秀吉其智謀に感し盟書を致して兄弟の約を結ひ竹中と共に良平を以て目せらる、全十年秀吉高松城を攻め毛利の軍と對陣す全年六月本能寺の變あり秀吉喪を秘して毛利氏と和し其旗幟を乞ひ請けて光秀を攻む是皆孝高の方寸より出つ、後秀吉四國九州中國を平定せしも孝高の軍略與つて力あり、それより偉名關東及朝鮮の異域に輝かす天文六年豊前六郡を賜ふ、其子長政の代に至り秀吉薨去の後徳川氏に屬し福岡の城主となり五十二万石餘を領す、それより光之、綱政、長清、吉之、宣政、徳高、治之、治高、齊隆、齊清、齊博を經て長知に至る、長知初め慶賛と稱し藤堂和泉守高猷の次男にして元治慶應の間公

轉西走の事あり、長知陰に五卿を守護し幕府の引渡を求むるも之を意に介せす遂に五卿を擁護して革新の大功を奏するに至れり、常君は其長子にして慶應三年五月筑前福岡城に生る、明治五年華族學校に入り後學習院に入りて十一年慶應義塾幼稚舍に入塾し全年家督を相續す、十二年從五位に叙せられ十三年大學豫備門に入り十七年卒業同年侯爵を授けられ、全年秋英國に留學二十一年ケンブリッヂ大學卒業バチエラーヲフアーツの學位を受け歐米各國を巡視して歸朝、二十二年式部官帝室制度取調掛を仰付けられ、二十五年十四年ケンブリッヂ大學よりマスターヲフアーツの學位を受け、二十五年貴族院議員に列し全年福岡縣立尋常中學修猷館長に任し、二十六年臨時製鐵事業調査委員會委員を仰付けられ二十七年貴族院副議長に、二十九年二十七八年戰役の功に依り勳四等旭日小綬章を授けらる、三十一年豐國會々長として豐太閤の憤慕を修理し三百年祭を擧行す、三十二年華族令に依り評議委員を仰付けられ爾後議院建築調査會副會長を仰付けられケンブリッヂ大學々士會に入る、又普公會々長として一千年祭を擧行す、三十四年華族會館評議員に當選し、三十七年軍資の一端を補ふ爲め交戰中歳費を辭す同年聯合艦隊凱旋の三十八年東邦協會々頭に推薦せられ、三十七八年事件の功に依り勳二等旭日重光章を授けられ、三十九年勳一等大綬章を拜領し、四十年華族懲戒委員に當選す、仝四十一年正三位に叙せられ爵香間祗候を仰付けられ、仝四十三年宗秩寮審議官仰付けられ其他數種の會に名譽總裁會頭又は評議員として關係する處多し、或は戰事救恤慰問、水火災救助、教育費義捐に對し金銀木盃の賞與枚擧に遑あらす、就中二十七八年、三十七八年の兩戰役に際して巨額の金員を出して蓄積筑前の出征軍人遺族を救恤し戰後自ら戰死者の吊魂祭を執行せられたり、又君の育英に熱誠なる外に於ては舊士を海外に留學せしめ、內に在ては中學修猷館に多額の資金を投し濟濟中功勞ある家筋の子孫同館卒業生の俊秀なる子弟に貸費の制を設け各學業を遂けしむる等、以て其一般を知るへし是を以て現今各方面に活動する人物頗る多しと云ふ是れ皆君の惠なり、君現今の肩書は正三位勳一等侯爵なり

從一位　侯爵　久我通久君

當家は村上天皇の皇子二品中務卿具平親王の子右大臣師房の後なり、師房初め資定王と稱し寛仁四年從四位下に叙せられ姓を源朝臣と賜ひ此時師房と改む、從一位太政大臣にて承曆元年年七十にして薨す、其子俊房繼き其次世雅實に至つて久我と稱す源氏にて關白となりしは此雅實に始まる、雅實より雅定、雅通、通親、通光、通忠、通基、通雄、長通、通相、具通、通宣、清通、通博、豐通、通言、晴通、通堅、敦通、通前、廣通、通曉、惟通、通兄を經て正三位大納言敏通に至る、敏通皇室の衰微を憂ひ德大寺公城、烏丸光胤等室上二十四條人と血誓し德大寺の僭臣贈正四位竹內式部を參謀とし王政復古の大業を企て若々其歩を進めしが遂に事發覺して免官の上蟄居を命せられ大器空しく土に埋れしも、今上天皇明治廿四年十二月其義擧を追賞せられて正四位を贈らる、其子信通嗣きより通明を經て建通に至る、君は其長男にして天保十二年十一月廿八日京都に生れ明治六年四月廿五日家督を相續す、嘉永五年十月侍從となり安政元年閏七月元服して昇殿を聽され明治元年二月大和國鎭撫總督となり、續いて仝年七月東北遊擊軍將を仰付けられ九條左大臣と共に東北各地に轉戰して盛んに兵氣を皷舞し進んで函館表へ追討に向ひ、大に平定の功を奏し其軍功の賞として永世祿三百石を賜はり、明治六年六月皇城炎上の際獻金し仝十七年三月木盃一個を下賜せられ仝十七年七月侯爵を授けらる君現今の肩書に宗秩寮總裁貴族院議員從一位勳二等侯爵なり

正四位　侯爵　花山院親家君

當家は御堂關白太政大臣藤原道長の嫡孫守治關白太政大臣師實の二男從一位右大臣家忠の後裔なり、家忠別に一家をなす其邸宅山城國高倉と烏丸との間廣河と勘解由小路との間にあり、暫く花山院法皇の皇居なりしを以て遂に家號を花山院と呼ひて今に至れり、それより忠宗、忠雅、兼雅、忠經、家雅、通雅、家教、家長、家定、長定、兼定、通定、忠定、持定、政長、忠輔、家輔、定熙、定好、定誠、持實、常雅、長熙、直德、家厚、家理、家成を經て世々大臣大將の職を奉して忠遠に至る、忠遠明治九年十一月十日を以て生れ仝十七年七月侯爵を授けられ享年十九歳にして仝廿八年卒す、君其後を繼く當主は明治十一年十二月十三日を以て生れ、從二位堀河康隆の七男なり、仝廿八年十二月十一日先代忠遠の相續人となり仝月廿三日家督を相續し、仝三十一年十二月從五位に叙せられ仝卅二年三月拜謁して天盃を賜はる、後陞叙せられて正五位となり尋て從四位に叙せられ、勳四等を賜はり後正四位に進む

從二位　伯爵　黑木爲槙君

君は舊鹿兒島藩士帖佐官右衛門の第三子にして弘化元年三月十六日を以て鹿兒島に生れ後同藩士黑木万右衛門の養子となり其姓を冒す、夙に慷慨の志厚く勤王の諸士と共に擾夷の說を唱へ天下に遊歷す、戊辰の役起るや君は薩軍にありて京師を守衛し伏見鳥羽に戰ひ進んで奥羽各地に轉戰し大に軍功を顯はしたり、後陸軍に出身して仝四年大尉に任じ西南役起るに當りまた各地に賊と勇戰健鬪して軍功を樹つ時に丸龜營所司令官陸軍中佐たり凱旋の後勳章年金を賜ひ大佐に進む、爾來陸軍に精勵し、仝二十七年日清事件起るや君第六師團を率ゐて第二軍に從ひ吶喊の間に威海衛陸上の砲臺を奪ふ其功今更に喋々するを要せす、翌年八月勳功に依つて華族に列し男爵を授けらる

明治二年二月藩兵一番大隊小隊長を仰付けられ仝四年七月陸軍大尉に任じ仝月御親兵第一大隊二番小隊長を、仝年十二月御親兵三番大隊副官を仰付けられ仝五年八月陸軍少佐に任じ近衛歩兵第一大隊長を、仝六年四月近衛歩兵第二大隊長を仰付けられ仝八年二月陸軍中佐に任じ、廣島鎭臺歩兵第十二聯隊長を、仝十年二月丸龜營所司令官奮勳を、仝月鹿兒島賊徒征討を仰付けられ仝十一年十一月陸軍大佐に任じ、近衛歩兵第二聯隊長を仝十五年二月中部監軍參謀を、仝年七月中部檢閱監軍部長を仝十六年二月參謀本部管東局長に補し、仝十八年五月陸軍少將に任じ歩兵第五旅團長に、仝二十三年七月近衛歩兵第二旅團長に補し、仝二十六年十一月陸軍中將に任じ歩兵第六師團長に、仝二十九年十月近衛師團長に任じ仝三十年十月西部都督に補せられ、後累進して陸軍大將に任せられ尋て從二位に叙せられ伯爵を授けらる、君現今の肩書は陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵なり

正五位　伯爵　黑田清仲君

君は舊鹿兒島藩士にして黑田清行の長男從一位大勳位清隆より家名を揚く、清隆天保十一年十月十六日を以て鹿兒島に生れ荷名を丁介と稱す、

万延元年三月家督を相續し爾來藩主に從ひて屢々上京し英艦鹿兒島に來襲の時防戰の功を以て金若干を賞與せらる、後藩主の命を以て屢々京師より藩長の間に往來し軍賦役見習となる、歸國の際日向國幕府領の民蜂起し佐土原藩士某々暴殺するに會し出張處分を命せられ、次で軍監及び參政を命せらる、明治元年正月命を奉して伏見、淀、鳥羽各所に於て賊軍を追擊すせしむ

君は北男なり、明治十七年十月十一日を以て生れ仝三十三年九月十二日襲爵を仰付けらる君現今の肩書は正五位伯爵なり

從三位　子爵　久世廣業君

當家は村上天皇の皇子中務卿具平親王の子右大臣師房の裔、從三位太政大臣久我通博の男右大夫の後なり、それより廣通、廣長、長宣を經て三左衛門廣宣に至る、廣宣德川氏に仕へ數度の戰爭に功名あり後下總海上郡の地五千石を賜ふ、其三男大和守廣之其子なるを以て父の家を繼がす別に俸を賜ひ六番より累進して後遂に老中となり下總岡崗宿九万石の城主となる、それより重之、晴之、廣明、廣敦、綏之、廣周を經て從四位廣文に至る、君その後を承く、君實は先々代從四位下侍從大和守廣周の次男なり、安政五年三月二十四日を以て生れ幼名を順吉といふ、明治元年十二月先代兄廣文皇師に抗するの罪を以て退隱を命せられ君其家名を相續し下總國岡宿四万三千石の封を襲く、仝二年藩籍を奉還し明治二年八月從五位に仝二十年十二月正五位に、仝二十五年七月從四位に仝卅年七月正四位に、仝十七年七月子爵を授けらる君現今の肩書は從三位子爵なり

正五位　子爵　黑田長敬君

當家は宇多天皇の皇子式部卿敦實親王の子從一位左大臣源雅信の末葉、從四位下筑前守長政の次男從五位下甲斐守長興の後なり、長興父長政より所領五万石を分與され筑前國秋月の城主となる、後島原の亂を平定して功ありそれより長重、長舊、長貞、長邦、長惠、長堅、長舒、長韶、長元、長義を經て正四位長徳に至る、君其後を享く君實は宗家從三位勳三等黑田長知の五男にして明治十八年七月廿一日を以て生る幼名を醉男といふ、仝廿五年六月十三日先代長徳の養子となり仝月十五日養父を喪ひ仝七月廿日家督を相續し今の名に改む、君現今の肩書は正五位子爵なり

從三位　子爵　久留島通簡君

當家は孝元天皇の皇子大彦命十一代安倍倉橋然の後裔、天文博士從四位下大膳太夫晴明十八世從三位陰陽頭土御門久修の二男正三位民部卿泰吉の後なり、泰吉慶長十七年元服して藏人に補せられ、後水尾天皇の詔勅に依り別に一家をなし家號を倉橋と賜はる、それより泰房、泰貞、泰章、有儀、泰行、泰暄を經て正二位泰顯に至る、君は其嫡孫（父泰清早世）にして明治九年九月廿六を以て生る、祖父泰顯は天保十年七月廿九日を以て京都に生れ、弘化二年十月元服外殿を聽召され國幣權介に任し尊て從五位上に叙せらる、仝四年十二月左馬頭に任し御來宮中に奉仕す、明治九年十二月叙子內親王家祇侯を仰付られ仝十七年子爵を授けらる、君其後を嗣きて家督を相續し襲爵仰付らる、現今の肩書は陸軍步兵中尉內務屬正五位勳六等子爵なり

正五位　男爵　楠本正敏君

先代正隆は旧肥前國大村の藩士楠本直右衛門の長男にして天保九年三月廿日を以て生る、幼にして讀書を好み且つ武技に長す、正隆夙に尊攘の大義を唱へ仝藩士渡邊清等と國事に奔走盡力する所勘からす、明治元年閏四月